平成22年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成22年６月１日　火曜日

１．議事日程第１号

平成22年６月１日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第４　議第54号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

日程第５　議第55号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第６　議第56号　平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議第57号　人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第58号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第59号　人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第60号　人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11　議第61号　人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第12　議第62号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第13　議第63号　委託に関する協定の締結について

日程第14　議第64号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第15　議第65号　損害の賠償について

日程第16　議第66号　市道路線の廃止について

日程第17　議第67号　市道路線の認定について

日程第18　報第１号　平成21年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第19　報第２号　平成21年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第20　報第３号　平成21年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第21　報第４号　くま川下り株式会社の経営状況について（第48期決算報告書及び第49期事業計画書）

日程第22　議案の訂正について（議第30号　人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について）

日程第23　議案の訂正について（議第31号　人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について）

日程第24　議案の訂正について（議第32号　人吉市男女共同参画推進条例の制定について）

日程第25　議案の訂正について（議第33号　人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について）

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	永　田　正　二　君
次　　長	村　並　成　二　君
庶　務　係　長	山　本　繁　美　君
書　　記	白　坂　禎　敏　君

午前10時　開会

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第３回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

なお、去る５月25日に開催されました九州市議会議長会理事会におきまして「口蹄疫への迅速かつ的確な対応を求める緊急決議」、また翌日開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして「口蹄疫対策に関する緊急決議」がいずれも可決いたしておりますので申し添えておきます。

表彰状の伝達

○議長（大王英二君）　ここで本年度全国市議会議長会定期総会の席上、簑毛正勝議員が議員15年の表彰を受けられましたので、この場を借りましてただいまから表彰状の伝達を行います。

簑毛副議長、前の方へお願いいたします。

［表彰状伝達］

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定についてを議題といたします。本件については、去る５月24日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成22年６月第３回人吉市議会定例会に当たりまして、去る５月24日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日６月１日開会、２日午前10時から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、午後１時30分から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、３日から９日まで休会、10日、11日一般質問、12日、13日休会、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日の午

前総務文教委員会、厚生委員会、建設経済委員会、午後予算委員会、19日から21日まで休会、22日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は６月４日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

なお、日程第22から日程第25までの議案の訂正についての４件は、３月議会から総務文教委員会で継続審査となっている条例に関するものでございますが、この４件については本日採決することにいたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に５番、笹山欣悟議員、６番、村上恵一議員を指名いたします。

日程第３　議第53号から日程第21　報第４号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第53号から日程第21、報第４号までの19件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆さん、おはようございます。平成22年第３回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

先の全国市議会議長会において表彰されました簑毛正勝議員におかれましては、まことにおめでたく心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げる次第でございます。

去る４月20日に宮崎県都農町において家畜伝染病である口蹄疫の発生が確認されて以来、４月28日に隣接するえびの市においても発生が確認され、移動制限区域、搬出制限区域が設定されておりますが、本市の一部もこの制限区域に指定されているところでございます。これらを受けて、県においては熊本県家畜伝染病対策会議を開催され、速やかに防疫体制の構築と各畜産農家への消毒用炭酸ソーダを配布されるとともに必要な道路において消毒ポイン

トを設定して、畜産関係車両などの消毒作業が実施されているところでございます。

本市におきましても、えびの市での口蹄疫発生と同時に、「人吉市家畜伝染病防疫対策本部」を設置いたしまして、県の消毒作業への協力、本市独自による畜産農家への消石灰の配布や煙霧機の無料貸し出しを行うとともに、人吉市梅園付近に消毒ポイントを設置し、関係車両などの消毒作業の実施や、家畜農家全戸を対象に一斉消毒も呼びかけてきたところでございます。また、家畜市場の閉鎖、競り市の延期などで本市の畜産農家にも経済的に甚大な影響がでておりますので、国・県の支援策のほか、本市では畜産農家の経営安定対策として、独自に人吉市口蹄疫緊急対策資金貸付制度を新設し、１件当たり30万円を限度とした無利子の貸し付けを行っているところでございます。事態が１日も早く終息することを願っておりますが、今後も状況を注意深く見守りながら関係機関と連携をとり、風評被害防止とあわせて農家の自衛防疫の継続的実施について呼びかけてまいりたいと存じます。

なお、これに関連しまして５月30日に予定しておりました人吉市梅園の梅狩りも中止をしたところでございます。

防災関係でございますが、梅雨入りを前に、去る５月19日、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、各関係機関と情報の共有化や連携の強化を図ったところでございます。５月23日には寒冷前線の影響で豪雨となり、本市に土砂災害警戒情報が発表されましたので、本市消防団及び消防署による広報巡回活動を実施し、市民へ情報伝達を行いました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、今後も市民の皆様への情報周知につきまして迅速な対応に努めてまいりたいと存じます。

気象庁はこれまで気象に関する警報、注意報については、熊本県を九つの区域に分けて発表しておりましたが、５月27日から発表区域を市町村単位に細分化し、発表されることになりました。気象警報は防災対策の初動体制などの指標でございますので、対象区域をより明確化することで市町村における効率的な防災対応が可能となり、また市民の皆様にもよりわかりやすい的確な情報として防災対策に活用できるものと存じます。

今後とも行政と防災関係機関及び市民の皆様と一体となってさらなる防災対策の推進を図り、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

公務員倫理の確立についてでございますが、近年、相次いで発生した職員による不祥事を真摯に受け止め、今後、このような事態を二度と繰り返さないために、また健全な組織運営を行っていくためにも、市政に関するものすべての共通認識として、これを共有し、取り組んでいく必要があることから、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長及び職員を対象として、公務員として遵守すべき職務に関する倫理原則について、規則を制定いたします。

このことは、本市の行政運営方針として、いわゆるコンプライアンス（法令や条例を遵守する）体制を確立し、組織として対応する仕組みを整備するための取り組みの一つでございまして、職務に係る倫理を保持し、私以下職員の職務の執行の公正さに対する市民を初め皆

様方の疑惑、不信などを招くような行為を防止し、公正で開かれた市政を推進するため、公務員倫理の確立に努めてまいる所存でございます。

第三セクターの経営健全化でございますが、去る３月30日、人吉市行財政経営検討委員会から「第三セクター三法人の経営健全化に関する提言」をいただいたところでございます。今年度は、くま川下り株式会社、くま川鉄道株式会社、球磨焼酎リサイクリーン株式会社の三社と本市との協同によりまして、提言内容に沿った経営改善計画の策定及び経営評価表の作成を行い、引き続きこの委員会において、その内容の検討、評価をいただき、その結果につきまして公表してまいりたいと存じます。

去る３月26日に、第７回「ダムによらない治水を検討する場」が球磨地域振興局において開催されました。今回は、これまで会議で出された意見や個別ヒアリングの結果を踏まえた見直し案と、球磨川水系における治水対策の基本的考え方として骨子案が示され、特に治水安全度、地域防災力を向上させるため、直ちに実施する対策については、現時点で想定される事業費及び工期まで提示されております。第８回以降では、球磨川水系における治水対策の基本的考え方について、さらにとりまとめが行われることと存じます。

第１回日野熊蔵初飛行百周年記念事業実行委員会を、去る５月７日に開催いたしました。実行委員会の構成といたしましては、相談役として郷土史家の渋谷敦先生を初め３人、民間委員６人、熊本県から１人、市の関係各課職員５人の15人をもって発足いたしております。

会議では、事業の目的やコンセプトの確認、今後展開する事業の方向性について共通認識をしたところでございまして、日野熊蔵という偉人を通して人吉球磨の優れた文化風土を、さらには氏の青雲の志が日本航空史を切り開いたという功績を、地域内外、そして明日を担う子供たちに伝えていくことをテーマとして決定したところでございます。具体的には、テレビ熊本の番組制作を主軸におき、11月のテレビ放映、あるいは12月の初飛行100年の記念日に向けて、各種イベントなどを通してまず本市の盛り上がりを図りながら、日野熊蔵という偉人の名を、県下、そして全国に広げてまいりたいと存じます。

去る３月６日に運行が再開されたＳＬ人吉は、今や本市観光の重要な要素の一つとなっております。いわゆる川線が優雅なハチロク型蒸気機関車であれば、矢岳高原を勇壮に走るにふさわしいのはＤ51型蒸気機関車でございまして、復活運動へ取り組む準備を進めております。Ｄ51は人吉駅を出発して大畑駅、矢岳駅、真幸駅を経由して吉松駅に至る三県をまたぐルートを想定しておりまして、肥薩線全線、さらに派生する県際地域を一つの観光圏域として確立するための一つの戦略的資産としてとらえ、南九州全体の浮揚策にしたいと存じます。今後は、国土交通省、熊本県、宮崎県、鹿児島県、さらには九州旅客鉄道株式会社各位のお力を借りながら、肥薩線沿線一体となって運動の輪を広げてまいる所存でございます。

国際交流関係でございますが、７月下旬から８月上旬にかけて実施を計画しておりますポルトガル国アブランテシュ市への第１回青少年交流派遣者８人を決定させていただいたとこ

ろでございます。今回は、中学生と高校生合わせて36人の応募がございました。特に自己負担無料といたしました中学生は３校合わせて34人の応募がありましたので、抽選により派遣者を決定させていただきました。派遣が決定した子供たちには、異文化で触れることで視野を広げ、貴重な体験をいろいろなことに生かしてくれることに期待するところでございます。

くま川鉄道は開業から20年を経過し、経営を支えてきた人吉球磨地域交通体系整備基金も枯渇する状況の中、地域の大切な交通手段としてくま川鉄道を存続させるには、人吉球磨圏域として支えていく新たな仕組みの構築が必要でございまして、現在素案を提案し、人吉球磨圏域の町村を初め議会の皆様へ御理解を求めているところでございます。今後、人吉球磨圏域における御意見なども踏まえながら、新たな仕組みを決定してまいりたいと存じますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

平成19年度から毎年度開催しております、タウンミーティング、市長と語る「ひとよし“かがやき”づくりトーク」でございますが、ことしは今までに開催していない地区を中心に、６月下旬から計17回の開催を計画しております。私が市民の皆様方とお約束をさせていただきましたマニフェストの進捗状況報告を行うとともに、市政に関する御理解と御協力をさらに深めていただきながら御意見なども拝聴し、市民参加による協働のまちづくりを推進してまいりたいと存じますので、多くの皆様に御参加いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

高齢福祉関係でございますが、高齢者を中心とした健康と福祉の総合的かつ全国規模の祭典である「ねんりんピック」が来年10月に熊本県で開催されます。本市は、囲碁交流大会の会場となっておりまして、開催を予定されている13市町村の中ではいち早く、去る４月16日に「ねんりんピックふれ愛熊本　人吉市実行委員会」を設立したところでございます。来る７月３日、４日の両日、人吉スポーツパレスにおきまして、九州規模のリハーサル大会の開催を計画しており、今後、この大会を初め本大会の開催に向け、実行委員、各種団体はもとより、多くの市民の皆様方にも御参画いただき、企画から運営に至るまで地域が一体となった取り組みをお願いする次第でございます。これらの大会を契機といたしまして、さらなる世代間、地域間の交流を図ってまいりたいと存じますとともに、全国各地から集われます選手を初め関係者の方々をおもてなしの心でお迎えすることにより、本市を全国的に情報発信する新たな機会になるものと期待しているところでございます。

介護予防関係でございますが、高齢者の在宅生活における安心安全確保の対策の一つとして、経済危機対策臨時交付金事業により昨年８月から取り組んでまいりましたひとり暮らし高齢者世帯などへの火災警報器の設置につきましては、この３月末をもちまして、対象となりました1,180世帯に対し、1,409個の設置が完了いたしました。設置に向け御協力をいただきました町内嘱託員、民生委員、担当ケアマネージャーの皆様方に心から感謝を申し上げま

す。今年度につきましては、心身の機能低下に伴い火災への対応が懸念される65歳以上の高齢者世帯につきまして、引き続き設置へ向け努力してまいりたいと存じます。

また、県のモデル事業として、命のバトンの配付に取り組んでおります。円筒形の容器であるバトンの中に、治療中の病気、緊急連絡先などを記入した用紙を入れ、それを冷蔵庫の中に保管することを取り決めておくことで、緊急時に救急隊が情報を得ることができ、迅速かつ患者の状態に応じた救命活動に活用していただくものでございます。民生委員の皆様を中心に配付していただいているところでございまして、５月25日現在、821世帯に配付しております。

農林整備関係でございますが、熊本県緊急雇用創出基金事業を活用し、９人を６カ月間新規雇用して、二つの事業の実施を計画しております。まず、市有林関係でございますが、管理運営業務を円滑にするため官民境界が明確でない箇所の境界確認を実施いたします。次に、有害鳥獣対策といたしまして、イノシシ、サル、シカなどによる農林産物や林地への被害調査を市内全域で実施し、有害鳥獣被害防止計画や農家の方々の被害防止対策に活用してまいりたいと存じます。

農地制度実施円滑化事業関係でございますが、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農業委員会において新たな農地制度の事務を適切かつ円滑に実施できるように必要な支援を行ってまいります。その施策の中で、本市は農地の有効利用のため、不在地主の把握、遊休農地の解消、農地の集積を推進する意向調査や担い手への利用調整ができるよう農地情報を整備するとともに、熊本県農業公社が行う耕作放棄地活用に伴う派遣駐在調整員制度を活用して、農地の権利移動の適正化につなげてまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、今年度、人吉中核工業用地の基本設計業務委託を行いまして、整備計画における必要な測量業務や協議図面・資料の作成などの基本設計を実施してまいります。今後は、工業用地対象となります農業振興地域整備計画の変更を初め、開発行為などの許認可事務、用地取得に係る地元住民説明会を開催するなど、企業誘致に向けた整備事業を推進してまいりたいと存じます。

梢山工業団地の誘致企業であります半導体部品メーカーの共栄精密熊本株式会社では、新規事業といたしまして、今年４月からキクラゲを中心としたキノコの菌床製造について試験稼働が始められました。異業種参入により、本市が進めております特産品のブランド化及び農業者の所得向上のサポートを目的とされており、農業振興策の一つとして栽培農家の募集や販路拡大での農商工連携を図るとともに、新たな雇用創出に大きな期待を寄せているところでございます。

このような農林業振興政策、産業振興政策を背景に、本市の農産物及び本市の農産物を使った商品の販路拡大、並びにその販売促進を目的として、農業振興課内に、新たに「地産他商推進室」を設置いたします。「他商」とは、本市以外の消費者や業者の方々つまり、よそ

の人に商うという意味でございます。推進室を設置することで組織体制の強化を図り、マニフェストに掲げました農産物ブランド化への取り組みをさらに推進してまいる所存でございます。

去る５月１日、２日の両日、人吉城跡をメーン会場として開催いたしました、日本百名城「人吉お城まつり」は、好天にも恵まれ、公式発表では２万9,000人と昨年を上回る多くの皆様に御来場いただきました。一日目の武者行列では、ことし新たに市内の小学生約100人による鉦叩き少年隊を結成されて参加いただいたほか、甲冑隊を初め、総勢200人の行列が市内中心部を練り歩き、注目を集めたところでございます。また、夜のパレードでは、34団体、約1,600人の方々に御参加いただき、昨年以上の賑わいで町なかが活気づいたものと存じます。二日目には多彩なステージが繰り広げられ、ことしの祭りの目玉である校区対抗六調子大会においては、各チーム趣向を凝らした演出で、楽しく、また熱気に満ちたステージが繰り広げられ、最後には六調子音頭総踊りで、グランドフィナーレを飾ったところでございます。

お城まつりに合わせて開催いたしました「おどんな日本一」武道大会でございますが、こちらにも多くの皆様に御参加いただき、盛会のうちに終了することができました。

人吉城跡三の丸において開催しました「おどんな日本一全国少年剣道大会」には、九州各県から約470人の小・中学生の皆さんの参加があり、連日、白熱した野試合を繰り広げていただきました。

人吉市弓道場におきまして開催いたしました「おどんな日本一高校生弓道大会」は、県内外から高校生201人の参加があり、団体戦と個人戦が行われまして、女子団体戦では昨年に引き続き地元人吉高校の優勝で大会に花を添えていただきました。

また、人吉相撲場で開催された「おどんな日本一人吉・球磨相撲大会」には、郡市から75人の小学生が参加して団体戦、個人戦が行われ、豆力士たちの取組に大きな声援や歓声が送られておりました。

各武道大会に参加された選手の皆様におかれましては、貴重な、そして思い出に残る大会になったものと存じます。

このように盛大に祭りを開催できましたのも、市民の皆様や御協賛・御協力いただきました企業や各種団体の方々、また、祭りに花を添えていただいた姉妹都市指宿市の皆様、さらに、企画運営に携わっていただきました人吉お城まつり実行委員会を初めとします関係各位の御尽力の賜物でございまして、皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

春のじゅぐりっと博覧会でございますが、今年も４月１日から５月31日までの２カ月間、民間と行政が一体となり、市内各所におきまして様々なイベントや取り組みを展開してまいりました。初めて開催いたしました「ひとよし歌謡祭」や「歴史文化遺産における二夜連続コンサート」などの音楽イベントを初め、ふるさと歴史の広場での食のおもてなしや人吉相

良藩甲冑隊による、ＪＲ人吉駅のホームや青井阿蘇神社でのお出迎えやおもてなしなど数多くの取り組みに対し、多くの市民の皆様や関係団体の皆様にスタッフとして、あるいは参加者として盛り上げていただきましたことに、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。今後もＳＬ人吉などの観光素材を最大限に活用し、本市観光のさらなる推進を図るとともに、本市へお越しいただくお客様へのおもてなしの心を高めてまいりたいと存じます。

平成21年12月から整備を進めてまいりました中川原公園整備工事につきましては、工事が予定より遅れ、周辺住民の皆様を初め市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしておりましたが、去る４月30日に無事工事が完了いたしました。その後、芝生の養生などのため、一部立ち入り規制を行っておりましたが、本日完全オープンいたしたところでございます。これもひとえに市民の皆様の御協力の賜物と、心からお礼を申し上げます。

なお、今回の整備では、中川原公園基本構想委員会から御提言いただきました「人吉城や球磨川などと一体となった、季節感があり、誰もが憩える自然公園」という基本理念に基づき、ベンチや園路、植栽などの整備を行っております。また、園内には、旧大橋の石材などを再利用して整備いたしました箇所もございますので、市民の皆様には、ぜひ中川原にお出かけいただき、これまでにも増して御利用いただきたいと存じます。

同じく平成21年度から整備を行っております人吉駅前広場整備工事でございますが、こちらも工事が予定より遅れ、周辺住民の皆様を初め御利用客の皆様には大変御迷惑をおかけいたしておりますが、４月にからくり時計の移設が無事完了いたしました。現在は、７月の工事完成を目指し、ロータリー周辺の工事を鋭意行っているところでございます。

学校教育関係でございますが、学校ＩＣＴ環境整備事業につきましては、市内小中学校教職員１人につき１台のパソコンの配備が完了し、運用についての説明会を実施したところでございます。現在は、これまで以上の利活用とセキュリティの保持が図られますように、各学校を代表するＩＣＴに精通した教職員で構成しております情報教育部会におきまして、さらなる協議を進めてまいるところでございます。

この度、本市出身でプロ野球読売巨人軍において活躍し輝かしい成績を残された、末次利光氏にまちづくり親善大使に御就任をいただきました。去る４月24日、川上記念球場において任命式を行い、41回目を数える末次旗少年軟式野球大会を観戦された後、午後から、詰めかけた多くのファンや野球少年達を前に、「わが野球人生」と題して、御講演をいただきました。講演では、幼少年時代の本市での思い出や、野球を通して一流選手との出会いで得たことなどをお話いただき、野球少年たちへは、常に周りの人への感謝の気持ちを忘れることなく、決してあきらめず、トライしてほしいと激励をいただきました。スポーツ界から初めてのまちづくり親善大使でございますので、一流選手のプレイがみられる機会をつくってもらい子供たちに夢を与えていただくなど、スポーツを通じた本市のまちづくりにもお力添えいただけるものと期待しております。

カルチャーパレスでございますが、去る５月16日に、開館25周年記念事業といたしまして、「ＮＨＫのど自慢」を開催いたしました。前日の予選会も含め多くの方に御参加、御来場いただきまして会場も大いに盛り上がりを見せておりました。また、テレビでごらんになられた全国の視聴者の皆様に対しましても、また一つ本市のＰＲができたものと存じます。開催に当たりまして御尽力いただきました日本放送協会を初め関係の皆様に心から感謝申し上げる次第でございます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第53号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号）は、口蹄疫対策の予算を専決いたしたものでございます。歳入歳出にそれぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億9,981万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金及び諸収入の4,300万円を追加いたしております。

歳出は、農林水産業費に口蹄疫緊急対策資金貸付金4,200万円、防疫に要する時間外勤務手当などの事務費100万円を追加いたしております。

議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）は、歳入では国県補助金、及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出それぞれ4,881万円を追加し、歳入歳出予算の総額を138億4,862万3,000円とするものでございます。

議第55号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第１号）は、汚水枝線築造工事の増に伴う事業費及び予備費の補正を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ1,010万円増額し、歳入歳出予算の総額を13億9,526万5,000円とするものでございます。

議第56号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第１号）は、梢山工業団地Ｉ区画への企業進出のための環境整備を行う工事請負費などの補正を行うもので、歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,317万4,000円とするものでございます。

議第57号人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、平成22年６月30日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

これは、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても、当該職員が育児休業を取得することができるようにするなど、少子化対策の観点から仕事と子育ての両立を支援するものでございます。

議第58号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正案は、雇用保険法等の一部

を改正する法律が、平成22年４月１月から一部施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

これは、雇用保険法において、短期雇用特例被保険者の範囲が改正されたこと及び条の移動があったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第59号人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正案は、地方公務員法第55条の２第６項の規定により、職員が給与を受けながら、職員団体のためにその業務を行い、または活動することができる場合として時間外勤務代休時間を新たに加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第60号人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例案は、本市における携帯電話等の移動通信が行えない状態を解消し、市民等の情報通信手段の向上及び情報通信格差の是正を図るため、人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議第61号人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例案は、地方自治法第224条及び第228条第１項の規定により、本市が施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、電気通信事業者から徴収する分担金について必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議第62号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての案件は、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数、選出方法及び任期を変更するものでございます。定数を現行の32人から構成市町村から各１人の45人とし、選出方法を団体推薦または個人推薦から各市町村議会の選挙とし、任期を２年間から市町村の長または議員の任期とするものでございます。

議第63号委託に関する協定の締結についての案件は、供用開始以来28年が経過いたしました終末処理場「人吉浄水苑」汚泥処理施設の脱臭設備に係る機械電気設備改築工事につきまして、日本下水道事業団と１億8,380万円で委託協定を締結するものでございます。

議第64号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成21年10月第７回人吉市議会臨時会におきまして、契約締結の御議決をいただきました人吉橋橋梁補強・補修工事の契約内容の一部変更でございます。

１点目の変更は、金額の変更でございまして、契約金額を１億5,666万円から１億5,692万5,358円に改めるものでございます。

これは、当初設計では、平成20年度に実施した詳細設計に基づいて工事を着手いたしましたが、橋面の舗装をはいでコンクリート床版を再度調査したところ、当初の設計よりコンクリート床版の損傷が多数確認され、補修箇所が増加したことによるものでございます。

２点目の変更は、コーアツ・大東建設工事共同企業体の構成員であった大東工業株式会社が、建設工事共同企業体から脱退したことによりまして、契約の相手方の名称が平成21年12

月２日付けでコーアツ工業建設工事共同企業体に変更されましたので、契約の相手方の名称を「コーアツ・大東建設工事共同企業体」から「コーアツ工業建設工事共同企業体」に改めるものでございます。

また、あわせまして熊本営業所長が平成22年１月１日付けで変更になりましたので、久保博之氏から坂本博志氏に改めるものでございます。

議第65号損害の賠償についての案件でございますが、平成20年８月27日午後３時20分ごろ、女子児童が西間公園でブランコで遊んでいたところ、ブランコ着座部取付金具のボルトの片方が外れ、地面に落下し、頭頂部及び腰部を打撲された事故につきまして、女子児童の親権者と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第66号市道路線の廃止について及び議第67号市道路線の認定についての２件の案件は、現在の交通事情の変化などにより、都市計画道路を廃止又は一部廃止したことに伴うものでございまして、瓦屋中林線、・摩瀬城本線及び鬼木梢山線を廃止し、新たに瓦屋城本線及び下城本下林線を認定するものでございます。

以上御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分　休憩

午前10時55分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。では、補足説明を求めたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは議第54号の補足説明、並びに報第１号から報第３号までの報告をさせていただきます。

まず、議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明申し上げます。

８ページをお願い申し上げます。歳入でございますが、14款国庫支出金、２項国庫補助金、２目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金186万3,000円は、感染症予防事業費等補助金でございまして、女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんの検診に要する経費に対して交付される補助金でございます。

９ページをお願い申し上げます。15款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金415万4,000円は、地域子育て応援事業費補助金でございまして、これまで九日町イスミ３階で行ってまいりましたつどいの広場事業を併せ実施するものでございまして、場所も九日町オリンピア横の健康館に移り、子育て支援、町のにぎわいづくりなどの事業に取り組み、中心市街地に子育て中の保護者、子供、高齢者が交流する拠点を設置する「ひとよし子どもの駅事業」に対し交付される補助金でございます。次に、４目労働費県補助金、１節労働諸費補助金1,155万5,000円は緊急雇用創出交付金でございまして、市有林の境界確認と有害鳥獣による被害状況調査を行うため監督員と作業員の９名を雇用することに対し、熊本県緊急雇用創出基金から交付されるものでございます。

10ページをお願い申し上げます。19款、１項、１目繰越金3,000万円は前年度繰越金の増額補正でございます。

11ページをお願い申し上げます。20款諸収入、４項、３目雑入、７節土木費雑入、全国市長会市民総合賠償補償保険受入金３万1,000円は、平成20年８月27日、女子児童が西間公園のブランコで遊んでいたところ、ブランコの金具が外れ腰などを打撲した事故の賠償金に対する全国市長会市民総合賠償補償保険からの受入金でございます。

12ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費112万8,000円の増額は、上・摩瀬町公民館改築工事及び下戸越町公民館トイレ改築工事に対する地区公民館施設整備費補助金が主なものでございます。

13ページをお願い申し上げます。２項徴税費、２目賦課徴収費331万9,000円の増額は、事業主がインターネットでｅＬ－ＴＡＸ（エルタックス）というシステムを利用して税の申告事務を行うと、自動的に市町村もその税情報の取得が可能になるものでございまして、そのシステムを利用する使用料と国税連携の稼働に向けネットワークを構築するための委託料でございます。

14ページをお願い申し上げます。３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費90万円の増額は、これまで高齢者への敬老のお祝いとして95歳到達者、100歳到達者、100歳超過者に対し3,000円程度の祝い品を送ってまいりましたが、今回見直しを行い100歳到達者及び100歳超過者への祝い品の額を３万円に拡充をするものでございます。

15ページをお願い申し上げます。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費415万4,000円の増額はひとよし子どもの駅事業に要する経費でございます。

16ページをお願い申し上げます。４款衛生費、１項保健衛生費、４目健康増進費372万7,000円の増額は、特定の年齢に達した女性に対して子宮頸がん及び乳がんの早期発見のため検診を行う女性特有のがん検診事業に要する経費でございまして、検診手帳及び無料クーポン券を送付し受診率の向上を図るものでございます。

17ページをお願いいたします。５款労働費、１項労働諸費、４目地域雇用創出推進費

1,155万5,000円の増額は、熊本県緊急雇用創出基金事業を活用し市有林の官民境界に草木が生い茂り境界くいの確認が困難な状況にあるため、境界確認とあわせて有害鳥獣による隣地立木の被害状況の把握を監督員と作業員９名を雇用して調査するものでございます。調査にあたっては汎用ＧＰＳ測量機器を利用して実施をするものでございます。

18ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費174万5,000円の増額は、平成22年７月から農業振興課に新たに地産他商推進室が設置されることに伴い、農業で食べられるまちを目指し農産物などの販路拡大、販売促進などを行う事業に要する経費でございます。

19ページを省略し、20ページをお願いいたします。７款商工費、１項商工費、４目石野公園運営費276万9,000円の増額は、平成22年４月に石野公園の南側白壁が倒壊したことに伴い、正面以外の壁をすべて撤去し新たに四つ目垣を設置する工事でございます。

23ページをお願いいたします。11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費259万円の増額は、平成22年４月20日に史跡大村横穴群の西側で落石があり、崩壊の危険がある箇所については応急措置として落下させてしまっておりますが、今回は落とした岩盤の搬出及び応急処理で使用した民地の現況復旧を行うものでございます。

24ページをお願いいたします。14款、１項、１目予備費を1,306万4,000円増額いたしております。

以上で議第54号について補足説明を終らせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、報第１号平成21年度人吉市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき報告をいたします。

議案書の28ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、人吉橋橋梁補強・補修事業でございまして、翌年度逓次繰越額が7,900万円でございます。その財源の内訳でございますが、国庫支出金が地域活力基盤創造交付金の4,345万円、地方債が地方道路等整備事業債の3,170万円、一般財源が385万円でございまして、合計の7,900万円となっております。

次に、報第２号平成21年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告をいたします。

議案書の30ページをお開きください。１款議会費、１項議会費が環境対応車購入事業の１件でございます。２款総務費、１項総務管理費が同じく環境対応車購入事業の１件。３款民生費、１項社会福祉費が福祉総合システム改修事業の１件。４款衛生費、１項保健衛生費が環境対応車購入事業の１件。６款農林水産業費、２項林業費が緑の産業再生プロジェクト促進事業の１件。７款商工費、１項商工費が地域情報通信基盤整備推進事業など４件。８款土木費、２項道路橋梁費が橋梁点検事業など７件。

31ページをお願いいたします。同じく３項住宅費が市営住宅修繕事業の１件。同じく４項都市計画費が地域活力基盤創造交付金事業人吉駅前広場整備事業など５件。９款消防費、１項消防費が全国瞬時警報システム受信設備設置事業の１件。10款教育費、１項教育総務費がユビキタスタウン構想推進事業の１件。同じく、２項小学校費が小学校修繕工事など７件。

32ページをお願いいたします。同じく、３項中学校費が学校ＩＣＴ環境整備事業など３件。同じく、５項社会教育費が大畑公民館北側駐車場舗装工事の１件。同じく、６項保健体育費が村山公園テニスコート改修工事など２件となっておりまして、合計が37件の繰越計算書でございます。翌年度繰越額の合計額は16億4,920万2,553円でございます。その財源内訳でございますが、収入特定財源が280万円でございまして、中川原公園整備事業に伴う中川原公園整備事業債でございます。

次に、未収入特定財源でございますが、国庫支出金が地域活性化・経済危機対策臨時交付金の5,003万6,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金５億985万円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金１億１万6,000円など合計の12億298万5,625円となっております。

次に、県支出金が緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金の5,793万8,000円などの合計8,870万4,000円となっております。

次に、地方債が地方道路等整備事業債の1,680万円、地域情報通信基盤整備推進事業債の2,230万円、小学校空調設備設置事業債の8,500万円など合計２億7,930万円となっております。一般財源が7,541万2,928円でございます。

次に、報第３号平成21年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項及び第150条第３項の規定に基づきまして御報告いたします。

議案書の34ページをお開きください。

これは平成20年度から21年度に繰り越した事業の中で21年度内に終了しなかったものが２件ございまして、事故繰越しになったものでございます。10款教育費、２項小学校費、３目学校建設費、小学校耐震診断業務委託料と３項中学校費、３目学校建設費、中学校耐震補強設計委託料でございまして、翌年度繰越額は合計の348万2,460円でございます。その財源内訳でございますが、すべてが一般財源でございます。

以上で報告案件の説明を終わらせていただきますが、この事故繰越しに関しましては今後の対応等につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

事故繰越しをいたしました学校施設の耐震化工事に伴う実施設計及び耐震診断につきましては評価委員会の審査を受けておりまして、今後成果品の検査を行い完了の予定でございます。今回の受注業者の対応につきましては今後厳正な対応を判断しなければならないと考えております。この件につきましては御心配をおかけしましたことを改めてお詫びを申し上げます。

以上で御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○経済部長（椎葉文雄君）（登壇）　皆さん、こんにちは。私の方から、報第４号くま川下り株式会社の経営状況につきまして報告させていただきます。

配付資料の１ページをお願いいたします。第48期決算報告書でございまして、事業期間は平成21年３月１日から平成22年２月28日まででございます。

２ページをお願いいたします。事業概要でございますが、くま川下り株式会社は川下りの遊覧船事業、国民宿舎の宿泊事業、ラフティングや売店売上等その他事業の３部門を柱に推進しております。第48期決算につきましては、総事業収入３億602万6,000円で対前年比98.3％と前年度実績には届きませんでしたが、各部門で経費の圧縮と節約を徹底したことなどにより経常利益は43万4,000円となったところでございます。

初めに、遊覧船事業でございますが、前期乗客実績の４万4,112人を踏まえ、乗船客数の目標を５万5,000人と定め、修学旅行誘致活動など様々な誘致宣伝活動を展開するとともに郡市内のくま川下り未体験者の掘り起こしなど営業活動を実施してきております。実績としまして、隻数が3,644隻、乗船客数が４万5,311人となり乗船客数で1,199人増加しておりますが、５月、６月及び９月、10月の渇水によるコース変更で料金が高い急流コースが減少したために船賃収入は１億3,363万1,000円となり277万2,000円の減収となっております。

３ページをお願いいたします。次に、宿泊事業でございますが宿泊客数7,885人と減少しておりますが、休憩宴会客数が２万1,414人と増加しましたので総売上では9,545万円と若干増えたところでございます。原因としましては、郡市内や近隣への「くま川下り・宴会ツアー」を企画するなど日帰り旅行を中心に集客した結果が出ているところでございます。

その他事業につきましては、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入でございまして、その合計は2,161万7,000円でございます。

次に、３ページ下段から４ページにかけましてラフティング事業でございますが、ラフティング会社が18社と競争が激しくなり、修学旅行の体験学習は確保できたものの、去年は新型インフルエンザの影響で、実績といたしまして利用客数が4,580人、収入2,627万8,000円と減少しております。請負事業等営業外収益を入れまして、その他事業の総収入が7,701万7,000円となっております。

５ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表、一番下でございますが資産合計及び負債・純資産合計ともに１億6,581万4,000円となっております。

６ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきまして純売上高が２億8,693万2,000円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が820万5,000円でございます。これに営業外損益を含めた経常利益が43万4,000円となり、当期利益が35万円となっております。

７ページをお願いいたします。第49期事業計画書でございます。事業期間は平成22年３月１日から平成23年２月28日でございます。

８ページをお願いいたします。事業計画でございますが、この歴史的な不況の中、個人消費も若干は上昇しているものの観光業界におきましても厳しい状況が続いております。このような中、青井阿蘇神社の国宝指定、また肥薩線開通100周年、ＳＬ人吉号の運行など様々な好機を生かし会社一丸となり営業活動と集客に努力することとし、当期の目標としましてくま川下り客を５万5,000人、ラフティングを4,700人、国民宿舎くまがわ荘の宿泊客数を１万300人、休憩宴会客数を２万1,500人としております。

くま川下りでございますが、今年が観光くま川下り100周年という節目に当たります。この機会を生かしまして「くま川下りガイド」というのを週末等の限定で復活させ、さらに集客につながるよう努力しているところでございます。また、これも週末等の限定ではありますが、産交バス様の御協力によりまして着船後の球泉洞から渡の発船場までシャトル便を運行していただき、これによりお客様のアクセスの不便さを軽減できるものと確信しております。

また第二・第四木曜日をレディースデーとし、女性客の集客にも力を入れております。他にホームページの充実は当然のこと、滞留時間が短い団体客やＳＬ人吉で来られる日帰り客に対して梅花の渡しを定着させたいということでＰＲしております。

船数につきましては、前期で定年退職者等合わせて５名の船頭が退職しましたが、新たに５名を確保できましたので当期も20隻で運行してまいります。

９ページをお願いいたします。ラフティングにつきましては、先ほど申しましたようにラフティング会社がふえ業社間の競争も激しさを増す中、修学旅行を軸に関東・関西・中国地域を重点的に誘致活動を展開しております。また、時間的な余裕がないお客様には人吉発船場周辺で気軽に体験していただけるラフティング遊びというのも計画いたしております。

国民宿舎くまがわ荘につきましては、職員の意識改革を徹底させ経費の節減に努め健全な運営を行ってまいります。宿泊客の集客につきましては、引き続き観光列車いさぶろう号・しんぺい号を利用した「山岳鉄道の旅」とくま川下りを利用した「青井神社とくま川下り」などを企画し、県内外の高齢者クラブを中心に宿泊の勧誘を行い、休憩宴会客の集客につきましては、郡市内及び隣接市町村に対し日帰り旅行を企画し宴会客の誘致活動を行ってまいりたいというふうに考えております。また、営業面におきましても「いやしの宿」を全面に打ち出し、お客様に安心、満足して滞在していただく施設として営業を行ってまいりたいと考えております。

以上、くま川下りとくまがわ荘の連携を図り、人吉市行財政経営委員会から提示されました経営課題と改善策を真摯に受け止め、さらなる経営の健全化を推し進める所存です。

10ページをお願いいたします。第49期損益計算書でございます。

まず営業損益につきましては、純売上高合計が３億5,208万9,000円で売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益が880万7,000円でございます。これに営業外損益を含め

た営業利益を1,682万3,000円見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況につきましての報告でございました。

○議長（大王英二君）　次に、日程第22から日程第25までの議案の訂正についての４件を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　お疲れのところ貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。平成22年度３月第１回人吉市議会定例会で継続審査となっております議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例案、議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例案、議第32号人吉市男女共同参画推進条例案及び議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例案につきまして、議案質疑、一般質問、総務文教委員会の審査結果を踏まえ再度詳細に検討しました結果、条例案の訂正をお願いしたいと存じます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明を申し上げます。なにとぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇）　それでは議案の訂正につきまして補足説明をさせていただきます。本年の３月定例議会に御提案申し上げ、継続審査となっております４件の条例案件につきましては、ただいま市長が申し上げましたように議案質疑、一般質問、総務文教委員会の審査結果を踏まえて訂正するものでございまして、まず、議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について、議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について、議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定についての３件については、いずれも附則の訂正でございまして、「この条例は平成22年４月１日から施行する」ということに規定しておりますけれども、これを「この条例は公布の日から施行する」に改めるものでございます。

次に、議第32号人吉市男女共同参画推進条例の制定につきましては、７カ所の訂正箇所がございますので、主なものを議案の訂正についての正誤表で御説明をさせていただきたいと思います。お配りをしております議案の訂正についてというものの３ページをお願い申し上げます。

まず、前文についてでございますけれども、「本市においても人吉市男女共同参画推進懇話会の提言に基づく基本計画の策定を初め、多くの市民、団体等が一体となって啓発活動等に積極的に取り組み、男女共同参画の推進に努めてきたところである」との今までの取り組み状況を追加をし、「性別にかかわりなく」という文言を削除し、その他文言の整理を行っているところでございます。

次に、第２条第３号の市民の定義でございますが、「国籍を問わず」という文言を削除し、本市に滞在する者を加え、市民を広く定義をいたしております。

４ページをお願い申し上げます。第３条第１項の男女の人権の尊重につきましては、「その他の男女」から「あらゆる男女」と改めております。

第10条第２項から５ページの第17条までにつきましては、いずれも文言の整理を行い改めるものでございます。

附則につきましては、議第30号、議第31号、議第33号と同様に、「この条例は、平成22年４月１日から施行する」と定めておりますが、「この条例は、公布の日から施行する」に改めるものでございます。

以上で、議案の訂正についての補足説明を終わらせていただきます。大変お手数をおかけしてまことに申しわけございませんが、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大王英二君）　ただいま説明がありました４件について、質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　質疑もないようですので、質疑を終了します。

ただいま議題となっております４件の議案の訂正については、本日採決をいたします。

お諮りいたします。日程第22から日程第25までの４件の議案訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第22、日程第23、日程第24、日程第25の議案の訂正については、これを承認することに決しました。

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時31分　散会

平成22年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成22年６月10日　木曜日

１．議事日程第２号

平成22年６月10日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第２　議第54号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

日程第３　議第55号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第４　議第56号　平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第57号　人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議第58号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議第59号　人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第60号　人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第10　議第62号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第11　議第63号　委託に関する協定の締結について

日程第12　議第64号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第13　議第65号　損害の賠償について

日程第14　議第66号　市道路線の廃止について

日程第15　議第67号　市道路線の認定について

日程第16　報第１号　平成21年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第17　報第２号　平成21年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第18　報第３号　平成21年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第19　報第４号　くま川下り株式会社の経営状況について（第48期決算報告書及び第49期事業計画書）

日程第20　一般質問

１．松　田　　茂　君

２．立　山　勝　徳　君

３．永　山　芳　宏　君

4．田　中　　哲　君

5．村　上　恵　一　君

2．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君

教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　おはようございます。８番議員の松田です。市議会議員になりましてから、一番最初の質問をさせていただくということに対しまして、非常にどきどきしておりまして、どのタイミングで手を挙げてよかっかなあと思いましたら、すぐに始まりまして、非常によかったと思います。

きのうですね、夜だったんですけれども、口蹄疫のさらなる拡大が心配されるような記事が、ニュースが飛び込んでまいりまして、宮崎県都城市でそういう牛が確認をされたと。あれほど防疫体制の強化を一生懸命なさっている地域から、またもやそういうものが出た。非常に僕は衝撃を受けております。

隣の宮崎県えびの市におきましては、終息の方向に向かっておりましたこの口蹄疫。幸いにして我が人吉市には、口蹄疫防疫体制を本当にこう強化をしながら、全市一体となって取り組んだ成果であろうかと思いますが、今のところそのような症例の発見は見られておりません。やはりきちっとした対応を、素早い初動で行うことがこのような蔓延を防ぐ一手段かなと思っております。

本市におきましても、人吉市口蹄疫緊急対策資金貸付金制度を設立いたしまして、畜産農家、酪農農家の皆様方に少しでも経済的な負担がなくなるようにという観点から、そのような制度を設けさせてもらっております。今後は、国、県、もちろん我が市もでございますけれども、さらなる支援策をとり行っていただきたい、そういうふうな思いであります。

がんばれ宮崎、がんばろう九州、やはりそういうふうなエールを私は送りたい。今議会におきましても、九州一体となった取り組みというところで一般質問を通告をしておりますので、そういう観点からも九州が一丸となって、このような口蹄疫対策には立ち向かっていかなければならないと思っておる次第です。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

今議会では、大きく二つの項目を取り上げさせていただいています。１項目めは、観光振

興より、医療観光（メディカルツーリズム）と東アジア戦略について、石野公園の今後のあり方とプロジェクトチームについてであります。２項目めは、農業振興より、「地産他商推進室」設置についてでございます。

それでは最初の質問に入らせていただきます。先月、私は、市政クラブの研修で国会へ研修に行ってまいりました。そのときに私たちは、国土交通委員会の委員会質問を傍聴することができました。地元金子恭之代議士も河川行政という立場から、国土交通委員会の中で御発言をされ、非常に素晴らしい質問をされたというふうに私は思いました。ああ、なかなかうちの地元代議士もやってるなという思いで傍聴をさせていただいたんですが、その前に公明党の代議士の方が、観光施策、要するに国土交通省管轄の中にあります観光庁の所管でありますが、観光行政について質問をされておりました。その質問の内容と申しますのは、今から質問をしてまいります医療観光（メディカルツーリズム）というものについての質問でございました。内容は大きく東アジアに向けた観光客の入り込みはどうなんだと、この医療観光という取り組みを国は今後どうやっていくんだ、というふうな一般質問をされとったわけですけれども、常日頃から私も観光については非常に興味があります。その観点からもこの医療観光なるものについて、今回は御質問をさせていただきたいと思うわけです。

それでは、一番最初の質問に入ります。ツーリズムというものの概念についてお話を伺わせていただきたい。何を今さらツーリズムということをこの議会で説明をしていただくのかなということを申しますと、実は私たち人吉市議会は、ただいま議会制度研究会というものを立ち上げまして、広く市民の皆様方、各種団体等々、意見交換会をさせていただいている最中でございます。その中で、そういうさまざまな団体、市民の皆様方の意見の中には、議場でのやりとり、文言がちょっとわかりづらいと、正確に伝わってこないと。要するに、議員と執行部はその場でやっぱりきちっとした勉強をされながら受け答えをやっているんだから、よくわかるであろうけれども、後ろの傍聴席にいらっしゃる市民の皆様、または各メディアを通してごらんになっている市民の皆様、多種多様な市民の皆様方がいらっしゃるわけですから、やはりわかりやすい文言による議論をしていかなければいけないのではないかなと、そういう思いであります。そういう観点からまず一番最初の質問です。ツーリズムの概念とは一体どういうものでしょうか。御質問をいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

ツーリズムの概念ということでございます。この概念につきましては、都市部と農村部では違いがあるかとは思いますが、本市のような農村部の地域におきましては、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動、言い直しますと、農村で楽しむゆとりある休暇ととらえているところでございます。普段は都市部に居住する人々が、短期的な観光目的の旅行とは違い、農村を訪れ、自然、文化、人々との交流をゆっくりと時間をかけ、楽しむことができるものがツーリズムではないかと考えておるところでございます。また、ツーリズム

につきましては、目的によりまして、いろいろな分野がございまして、本市で主に取り組んでおりますのが、農業体験等を通して農業などへの関心、知識を高めることや、食育や地産地消の活動への参加、交流を楽しむことを目的としたグリーンツーリズムでございます。そのほかにも環境を重視した取り組みを行うエコツーリズムや、川での活動・交流を楽しむリバーツーリズム、またこれからふえてくるであろうと考えられるのが、自分が居住している地域にないもの、つまりいやしや安らぎの空間を求める福祉や健康といった分野のヘルスツーリズムといったものが挙げられるのではないかと思っております。いずれにいたしましても、ツーリズムには手法の違いはありますが、人々との交流といったものがキーワードとなっているものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をしていただきましたとおりに、ツーリズムというのはさまざまなものがあると。その中でも人吉市はグリーンツーリズム、要するに農業体験等々を通したところで、今取り組みをやっておるんだということでございますよね。

それでは、次の質問に入ります。それではですね、ツーリズムの現状。本市が行っている、もうちょっと踏み込んだところの現状。それはどういうふうなものになっているのかお尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。本市の取組状況という形でお答えをさせていただきたいと思います。

本市のグリーンツーリズム、都市・農村の交流と言いかえてもいいと思います、の取組状況でございますが、一昨年の機構改革によりまして、その事務が市長公室の企画課へ移管されましたので、企画課へ移管された以降の取り組みを中心にしてお答えをさせていただきます。

一昨年、当時、農業振興課で実施をいたしました、移住・交流受入システム事業の結果をもとに、協議会会員による地域資源の再認識、再発見を行うとともに、人材育成に取り組んできたところでございます。また、先進地研修や全国大会への参加により、全国の農家、民宿開業者、グリーンツーリズム実践者との意見交換を通して、意識の向上やノウハウの取得にも努めてきたところでもございます。具体的な活動としましては、グリーンツーリズムにおける「交流」をキーワードといたしまして、包括協定を結んでいる県内の大学生や都会の大学生を対象として、インターン体験事業を実施することで、農業を含めた新たな交流メニューの確立に取り組んだところでございます。

また、事務局は球磨地域振興局にございますが、人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会、こちらとの連携も図りながら、食の祭典、冬の鍋料理をしております。そのような食の祭典や、地産地消による料理講習会を通して、人吉球磨地域のグリーンツーリズム実践者の共通

理解も深めたところでございます。

そのほかにも人吉市グリーンツーリズム推進協議会をＰＲするために、人吉市の産業祭への出展や、昨年、湧水町の吉松駅で開催されました肥薩線全線開業100周年記念事業へも参加をいたしております。広く周知を図ったところでございます。

さらには、県の助成金も活用しながら、農家民宿を案内するパンフレットも作成し、いろいろな大会での周知や、宿泊者への案内等に活用することによりまして、少しずつではありますが、農家民宿者もふえてきているところでございます。

以上のように、地道ではございますが、今述べましたような活動を中心に、継続していくことにより、農・商・工、あるいは教育・文化等との連携を図りまして、体験だけでなく、交流への展開につなげていくことができればと今考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、お答えをいただきましたとおり、ツーリズムというのは、非常にそのメニューも豊富になりますし、それからさまざまな方々をこの地域に受け入れる、そういう未来性豊かな観光資源、観光商品につながっていく、そういう旨の答弁をいただいたと思います。先ほど、農家民宿者じゃなくて、農家民泊者ですよね。民宿者というお答えがあったんですが、農家民泊者ですね、要するに農家にお泊りをいただくさまざまな方々。またそういう方々との交流事業も含めて、さまざまに取り組んでいけるんだなと、そういうふうな答弁をいただいたわけです。非常に、何度も申しますが、ツーリズム、「交流」というものがやはりキーワードになってくるのかなと、そういうものを踏まえまして、それでは次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問ですが、医療観光ということを見据えまして、少し目先を変えまして、今度は医療関係について若干の御質問をさせていただきたいなと思っております。本市の医療機関の現状、これは今どういうふうなものになっているのかというのが一つですね。それから、本市で受けることができる検査等の医療機関の件数などについてお尋ねをしたいと思います。

御質問いたします。今申しましたとおり、本市の医療関係の現状は一体どのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　おはようございます。お答えいたします。

医療の分野につきましては、本市において、ＰＥＴ検査ができる医療機関は、現在のところないようでございますが、市内の医療機関について申し上げたいと思います。

内科系が17、外科系が３、小児科系が３、産婦人科系が４、耳鼻科系が３、眼科系が３、皮膚科系が３、泌尿器科系が１、脳神経外科系が１、精神科系が２、それからその他でございますが、これが14、そのほかに歯科でございますが、これが26でございます。第５次球磨地域保健医療計画によりますと、医科・歯科を合わせて80医療機関がございまして、人口に

対する医療機関の数は多いほうでございます。

その中で、本市が人吉市内の医療機関に委託している各種検診の主なものでございます。まず特定検診。これは血液、心電図の検査でございます。これが22医療機関でございます。それから複合検診。この中には、検査内容でございますが、特定検診、大腸がん、前立腺がん、胃がん、腹部超音波、胸部レントゲン、喀たん、乳がん、子宮頸がん、肝炎ウィルス、これを検診できる機関が12医療機関ございます。それから乳がんの検診、これが10医療機関でございます。子宮頸がん検診が５医療機関、それから歯周病疾患の検診が22医療機関でございます。

また、人間ドックが可能な病院として、現在把握しておりますのは五つの医療機関でございます。本市が各種検診を委託している医療機関等につきましては、超音波、内視鏡、ＣＴ、ＭＲＩなどの医療機器等を設置され、全国で一般に実施されている検診に対応できるようでございます。

また、医療機関によりましては、内視鏡検査等で優れている、あるいは旅行や帰省で人工透析を希望される方の臨時透析を行っているなど、それぞれの医療機関で取り組みをされているようでございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今お答えをしていただきましたように、非常に多種多様な分野で本市の医療機関の検査設備というのは、ある意味充実をしているのかなと。また、歯科に関しましては20を超える診療施設があると、非常にすごいなあという思いもあります。またここで、最後のほうに出てきましたけれども、特定に透析等々を行っている患者さん、それが常日ごろ行っていらっしゃらなくても、旅行者の皆さん方には門戸を開いて、随時行っていただけることもやっているんですよというふうにお伺いをしました。非常にすごいなあという思いで、今部長の答弁を聞いたんですが、それでは次の質問になるんですが、本市の医療機関の充実が、これは今の答弁でもありましたように、全国的に見ましても非常に高い水準にあるのではないかと。そういう現状、これはやっぱり非常に心強い限りでございますけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

本市の医療機関が非常に充実しているということにつきましては、平成19年度厚生労働省医療施設動態調査によりますと、都道府県別に見た人口10万人当たりの病院病床数は、熊本県が全国で第３位でございまして、1,961.7病床となっておりまして、県内医療施設数で見ますと、総数が2,508施設のうち、本市は80施設で、県内で４位となっております。また、都道府県別に見た病院における人口10万人当たりの常勤医師数においては、熊本県は全国で10位となっており、県内においても本市は県平均を大きく上回っております。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、答弁にありましたように、本市の医療機関の充実は、やはり全国的に見ても非常に高い水準にあるということを理解するわけです。やはりこれも非常に心強い数字であると、私も思っております。こういう地域に生まれ育ってよかったなと、改めてこの幸福に身を浸すような思いがあるんですが、続きまして、いよいよこのメディカルツーリズムという部分の本題に入っていきたいと思います。

次の質問に入ります。本市は様々な施策の充実を図りながら、観光面のお客様の誘客に積極的に取り組んでいる最中です。県の統計によりましても、前年度よりも25万人も多くのお客様がお見えになった数字も出ております。また、国の政策におきましても、観光立国の推進という文言で、2020年初めまでに、訪日外国人の数を2,500万人に、経済波及効果を10兆円、それから新規の雇用者数を56万人という目標を掲げて取り組んでおるところです。

そこで質問なんですが、本市の観光客の数、そのうち外国人観光客数、また特にですね、これが統計的に出ていればですが、東アジアからの観光客数についてお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。お答えします。

熊本県観光統計表から申し上げますと、まず本市観光客の総入込数が、2005年が82万2,782人、2006年が80万9,065人、2007年が76万9,896人、2008年が87万7,805人、2009年が約でございますが、113万3,000人となっておりまして、その中の外国人観光客の総入込数は、2005年が3,119人、2006年が2,832人、2007年が3,160人、2008年が1,602人、2009年が約960人となっております。その中でも特に東アジアからのお客さんというふうな数の出し方の把握はいたしておりません。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、部長の答弁からもありましたように、総じての観光客の入込数は非常にさまざまな青井阿蘇神社の国宝指定であるとか、ＳＬ人吉号の復活運行であるとか、そういう要件をかんがみて、右肩上がりのように見えるんですけれども、片や外国人の観光客の数になりますと、若干目減りをしているような状況が見受けられるような統計調査になっていると思うわけです。やはり、今の数値から見まして、もっともっとやっぱりこの部分を手当てしていくと、観光客の数はふえていくのではないかなと、そういう気がいたしております。

そこで次の質問に入らせていただきますが、ここ九州は東アジアに開かれた玄関口であるという位置づけをされております。しかしながら今の統計調査にも見られたように、当市においては非常に外国人の観光客の数はふえているような状況ではないと、そういうふうな現状があると。という中で、今回、私が質問いたします医療観光というメディカルツーリズムというものを、ひょっとすると押し進めていくことによって新たな観光の展開ができるんじ

ゃないかと、そういうふうに思っているわけでございます。

この医療観光の定義は、医療サービスの受診・受療を行う目的で、他国を訪問し、併せて国内観光を行うこととあります。また、これは大きく三つの医療サービスに分けられておりまして、一つ目が健診、二つ目が治療であります。そして三つ目が美容、健康増進、この中にはいやしというものも入ってくるわけです。これに先ほど言いましたような観光がプラスされて、これを医療観光「メディカルツーリズム」というわけでございますけれども、このように考えてまいりますと、非常に多岐にわたる分野で取り組みをされていかなければならない、そういうふうな部分が随所に見受けられるのではないかと、私は思っております。

そこで、こういうものは一自治体または一地域で取り組むには、非常にやはり難しい部分が出てくるのではないかと考えるわけです。国は特に広域における観光ということを推進しておりまして、現在もそのような方向に進んでいるというふうに思っております。九州全体で取り組んでいくのが、本当にこのような医療観光メディカルツーリズムというのを推進していくには、九州全体で取り組むのが本当にベストな方向で進んでいくんじゃないかと、私は思っているわけです。

その中で、実は九州観光推進機構なる機構があります。これは民間と行政が一体になったもので、観光を推進していく目的で設立をされているわけですけれども、この九州観光推進機構の来年度の目標も、実はこの医療観光を強力に推し進めていこうというふうに、やっていくんだというふうな情報も得ております。それから、モニターツアーも開かれておりまして、そのモニターツアーの観光客の方にお聞きをしたときに、やはり一地域だけでは非常にそのエリアが狭すぎて、大きな意味で九州全体を観光したいんだというふうなアンケート結果も出ているようでございます。

そこでこのような取り組み、要するに医療観光。これを一体じゃあ本市としてどういうふうに考えていくのか、また九州全体としてはどういうふうに考えていくのか、その付近の考えもお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、３月に医療観光メディカルツーリズムをモニターツアーが別府、日田、阿蘇、福岡、３泊４日で行われております。そのときのモニターツアーの料金、お一人頭30万円だったそうです。その件につきまして、どのようにお考えか、お考えをお聞かせください。お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　皆さん、おはようございます。

世界共通のことではあろうと思いますけれども、東アジア、特に中国におきましては、中高年の間で今最も関心の高いのが健康であるというふうにお伺いをいたしております。しかし、中国自国においては、医療機器の整備は特にＰＥＴ、がんの検診の機器は大都市でも余り多くないということから、日本を訪れての人間ドックが中国の富裕層に注目されていると聞き及んでいるところでございます。

この健診と温泉など、各地の観光を組み合わせた医療観光は、非常に今後、九州においても期待される新たなマーケットであるというふうに認識をいたしております。現在、九州運輸局では、ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、中国山東省の企業や旅行会社の幹部を九州に招聘し、医療観光として福岡市の医療機関での健診・受診と、別府、黒川での温泉体験、福岡市内でのショッピング等を実施いたしております。

また、佐賀県鳥栖市におかれましては、九州唯一と申しましょうか、日本でも特異な高度医療機関を立ち上げ、さらなる佐賀県鳥栖市の存在を高めようとしておられるようでございます。

このように、医療と観光を結びつけ、潜在的需要を掘り起こすことが既にもう始まっているわけでございます。本市におきましても、この新しいマーケットについて、今後ふえるであろう外国人観光客の方々に、人吉市の魅力、こういうものをしっかりと情報を発信し、また新たな観光戦略を、これも実現していきながら、人吉市の認知度を高めていく必要があるというふうに考えております。

今後、県や九州観光推進機構等と連携し、観光情報を発信し、人吉市を訪れていただくよう、さらに官民と一体となった取り組みが必要ではないかと存じております。

ただ、この人吉市におきましても、既にそのような取り組みをされている医療機関もございまして、関東・関西からのユーザーが多く訪れて、ゴルフや鮎釣り、または郡市内の神社・仏閣等々をお巡りいただいたり、または市房山等々にも登山をされたりとかいうツアーも行っておられるようでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ありがとうございます。

実は、その次にちょっと引っかけで質問していこうとしたものを、市長がちょっと先にさらっとおっしゃいましたので、ちょっと考えなきゃいけないなと思いながら、ちょっと質問するわけですが、今おっしゃいましたように、人吉市もこれは大きなマーケットシェアがあるというふうに考えると。やはり、この市からも情報発信をしていくんだ、新たにこれは観光の戦略の一つとして取り組みに値すると、そういうふうにお考えであるというのが今の答弁でわかったわけです。私もですね、本当に今答弁をしていただきましたように、なかなか一市、一地域、先ほど言いましたように難しいであろうと。もちろんこれにはさまざまな医療関係、観光関係、そして多くの市民の皆様方の御理解も得ながらでないとなかなか前に進んでいくものではないと、そういうふうにやはり理解をしております。

そこで、この項で一つ要望とか、それを取りまとめてちょっとお話をしたいんですが、今、医療機関、先進的に取り組んでいる医療機関があるとおっしゃいましたので、私も実はそこを調べてまいりました。この医療機関でございますけれども、実は病院等の裏側にヴィラを

設置されておりまして、宿泊施設を御用意をなさっております。その宿泊施設の内訳でございますけれども、客室は５部屋、それから屋内において大浴場とはいかなくても浴室と、それから露天風呂が完備、それからちょっと先のほうに行きますと石積みをされた石倉の中にお風呂、それからその表側にはオールウッドの木樽風の露天風呂が設置をされておると。月々の利用客数が100名程度ありまして、その中でも特筆すべきなのが、何でこういうものをおつくりになったのかというところなんですね。その病院長にお聞きをしましたところ、年間約100名ちょっとの方が、今うちの病院に来ていただいていると、健診で。それも関東圏、または日本全国に散らばっているんですが、お見えになっていただいたと。例えば、そういうお客様ですので、週末に来られるお客様が多かったと。そのときに、市内で催し物等々があるときに、あそこのホテルに泊まってください、こっちの旅館に行ってくださいといったときに、なかなか部屋が取れなかったという現状がありましたと。そこで、それではということで、たまたま泉源を有する土地を保有をしていたものですから、そういう患者様の御負担軽減のためにも、ここにそういうヴィラ、宿泊施設をつくったらどうかというふうに考えたと。ですから今こういうふうにつくっているんですよというお答えもありましたし、その先生にお聞きをしたときに、じゃあ先生は医者という立場から、観光をどうとらえるんだというお話をお聞きしたときに、観光と医療はまさしく緻密な関係であり、表裏一体の関係であると私は思うと。今後は、この地域の狭いエリアの中ばっかりを考えるんじゃなく、やはり日本全国から多くのお客様方、患者様にお見えいただいて、そしてここで受診をしていただき、いやされた環境の中、決してうちで食事をしてくれとか、うちが紹介するところに行ってくれじゃないんですと。患者様の自由な意思によって、またいっぱいおいしいところが人吉市にありますと、そこに行ってください。先ほど市長がおっしゃいましたように、観光地でありますから球磨川下りをやってください。市房の奥のほうに行きますと、千年杉大木群がいっぱいありますよと、そういうとこもどんどん行ってください。ゴルフも車をものの５分、10分、15分飛ばせばありますと、どうぞ行ってくださいと。そういうところです、そういうところで心置きなく受診をしていただいて、そしてまた職場に復帰をしてくださいと、そういう思いでつくりましたと。

また、ある患者様は、ああ、人吉市はよかところというところで、こちらのほうにＩターン、関東から人吉市のほうにお住みになって、今こちらでついの住みかとして永住をされている、そういう患者さんもいらっしゃるそうです。やはり、そういう専科的な、要するに先進的な取り組みをやっていらっしゃるそういう医療機関、この地域ではまだまだまれですけれども、やはりそういうものはやはり今後、人吉観光、ある意味でのあり方としては、非常に重要な要素を含んでるなあと、私はそう思います。なかなかおもしろい取り組み、おもしろいといったらば、医療関係者の皆様方に失礼かと思いますが、やはりこれは非常にすごいことだと、私はそう思っております。

そこで、やはりこういうものを見据えたときに、いよいよ来年３月、九州新幹線が全線を開業するわけですね。そうなってきますと、一本の基軸が福岡から鹿児島、ボーンと抜ける。そして今、指宿におきましては、重粉子線医療ですかね、あそこのグリーンピア、あそこを改装しまして、九州、久留米、それから今度のその指宿にしかないような、そういう治療施設ができると聞いております。やはり、そういうことを見据えたときに、いよいよ今、観光地人吉市としての情報発信の中で、ＳＬもあります、そして先ほど言いました新幹線もあります、そしてローカル線の旅、市長が恐らく心の中で思い浮かべていらっしゃるであろうさまざまな政策の中で、ゆる旅としてやはりこれは大きく着目をしていく、そういう旅行商品につながっていくのではないかと、私はそう思うんですね。

そこで最後にこの医療観光につきまして、総括的に市長の今一度のお考え、それからその九州新幹線等々と考えを見合わせたときのお考え、それをちょっとお聞きしたいなあと思います。お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

九州新幹線鹿児島ルート全線開業ということは、まさに観光においてもビジネスにおいても、この九州にとりましては、まさにエポック、画期的なこれが出来事になるというふうに思っております。その中で国も、韓国、中国を含めた東アジア戦略、観光戦略というのを描いておられまして、ビジット・ジャパン・キャンペーン等々もいよいよ本格化していくものというふうに感じておりますけれども、その中でも外国人の医療ツアー、医療ツーリズムでございますが、例えば今年の２月に鹿児島市に中国人のクルーズ船、観光客がその船に乗りまして1,200名訪れたわけであります。そしてその1,200名の中国人の方々が鹿児島市内での買い物をされたわけでございますが、これはもう想像を絶する購買力であったというふうにニュースでも見ているところでございます。中国の富裕層をターゲットとした様々な旅行企画というものは、今後も有望であるというふうに思っておりますので、その一つがメディカルツーリズムというものもあるかと思っております。

さらに、５月に岡田外務大臣が中国富裕層から中産層へのビザの緩和を行っていくということで、100万人の富裕層から「中産層の1,600人」を合わせて、中国からのお客様が増えるのではないかというふうに考えているところでございます。これは日本の企業も同じような戦略を持っておりまして、今まで中国とか東アジアというのは、富裕層だけにターゲットを絞っておりましたけれども、今後はミドル層に焦点を当てていくんだという戦略が明確に打ち出されているところであります。

そうやってこのマーケットを見渡してみますと、これは今まで日本国内だけの、国内の需要というものを見据えてきた嫌いがございますけれども、今後は、アジアの内需として日本もそこに参画をしていかなければならないのではないかというふうに思っているところでございます。

新幹線鹿児島ルートが全線開業いたしますと、福岡から入ってくるその観光客、外国人を含んだ方々が医療施設で健診を受け、そして肥薩線を使い、人吉市等々で湯治などのいやし、または自然のいやしというものを満喫していただける。または、ＳＬ人吉でぐるっと熊本や九州を回っていくといった先端医療と九州の温泉や水、スローな、今、ゆる旅とおっしゃいましたけれども、自然環境を組み合わせていくのは、今後十分可能性がある。ヘルスと、そしてスローが組み合わさったメディカルツーリズムというものも、さまざまな観光の面を補完する上でも、観光客誘致に大いに期待されるところではないかというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

数字の中で間違いがありますので、御訂正をお願いしたいと思います。100万人の富裕層から中産層の1,600万人と、「万」をお入れいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　お考えを聞かせていただきまして、非常に心強いものを感じたわけですけれども、やはりアジアの内需を見込んで、今後戦略を組み立てていく必要がある。全く同感です。やはりアジアというこの広いところをやはり見据えながら、その一つに組み込まれた日本である、やはり日本もアジアの一員である、そういう中からやっぱり観光の発信もやっていかなければいけない、やはりまさしくその通りだと思います。今後ますますこういうものに対して、例えばメディカルツーリズム等々に対して、市としても九州全体としても、やっぱり積極的に取り組んでいかれる、そういう方向性を見出せたので、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、次の項目の質問に入りたいと思います。私は過去にこのことについては一般質問をしております。石野公園の有効利用、このことについて再度議論を深めるべく、今回は石野公園の今後のあり方とプロジェクトチームについてということで通告をいたしております。

執行部の皆様方には、なぜ再度同じような質問をしなければならないのか、十分に御理解をされた上で、建設的な答弁がいただけるものだと思い、質問をさせていただきます。それでは１回目の質問に入ります。

前回、平成19年12月議会で質問をしましたが、建設時の国、県、市の補助金等の流れを見ましても、当時の建設省、国土庁などさまざまなところから国庫補助金などが流用されております。そのような経緯などから見まして、その性質上、公園の管理は都市計画課が、またその上物と申しますか、文化、教養、例えば陶芸館でありますとか、その他のたぐいは観光振興課が管轄をしているというふうになっております。非常にこの二極化されているということが非常にわかりづらいんですね、私は。窓口が二極化されている。それが本来の石野公

園のあり方というのを突き詰めていきますと、妥当であるのかというふうに思うわけです。

そこでお尋ねしますが、この窓口の一本化、一元化というものができないんでしょうか。お尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

石野公園は、人吉市の球磨川南部における総合公園、文化教養活動の場、地場産業、伝統産業の育成・振興を図るために建設され、平成元年にオープンしまして、今年で21年目を迎えております。

御存じかと思いますけれども、石野公園の機能としまして、大きく都市公園としての位置づけと、人吉市の観光施設としての位置づけがあると考えております。都市公園としては、国の都市公園事業費補助により建設された関係で、大規模改修や目的外の新規事業に取り組む場合には、関係省庁や県との協議が必要であり、その所管につきましては、建設部の都市計画課が所掌するようになります。また、石野公園のイベントや管理運営、いわゆるソフト面につきましては、観光振興課が直接やるということでございます。したがいまして、石野公園全体の維持管理と運営管理、ハード事業とソフト事業を考えましたときに、どうしても二つの部署が存在し、連携・協力し合う必要があります。

議員御指摘の窓口の一元化につきましては、所管部署による縦割りの弊害が出ないように、今後とも都市計画課と観光振興課がさらに連携体制を整え、どちらの部署にどのようなお問い合わせや要望が来たとしましても、きちんと対応できる体制を築いていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　質問に入ります。ただいま答弁をいただきました。答弁の中でやはり縦割り行政の弊害が出ている、やっぱり私はそういうふうに今の答弁から聞きましても思うわけですね。しかしながら、ここを今議会で議論するには少々時間が足りませんので、当分は今後どうやっていかれるのかというのを十分に検証しながら見させていただく、そういうふうな立場でこの質問をしていきたいんですが、じゃあもう少しここを踏み込みまして、今後考えられる施策、この石野公園に対する施策や計画をどういうふうにお考えになっていくのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

石野公園について、今後考えられる施策や計画につきましては、これまでも有識者や学識経験者、行政関係機関あるいは市職員で組織されました人吉市石野公園事業審議会において検討されてまいりました。その一つの形としまして、平成16年に人吉クラフトパーク石野公園運営計画が策定され、運営管理の基本的な考え方や位置づけと、その方向性が示されております。

その中の具体的な運営方法として、既存の施設を有効に活用しながら改善を図ることが提案されております。例えば、アプローチゾーンである正面玄関につきましては、通行車両に石野公園の存在をアピールするための大きな看板や、のぼり等を設置すること。さらに、伝統文化工芸ゾーンの焼酎館でそば打ち体験を実施すること。展望所の用途拡大として、市民ギャラリーとしての活用などが示されております。また、石野公園の運営管理に従事する関係者の意識改革も提言されているところでございます。

しかしながら計画策定後、実施されていない、あるいは改善されていない内容もありまして、今後の利用拡大、活性化策につきましては、再度運営計画を見直した実施計画を考えるとともに、石野公園の活性化策や大がかりな有効利用の計画、実施を行う際には石野公園の管理組合や企画委員会、市の所管部局、市議会、さらにはさまざまな民間団体等が一体となって真剣に取り組む必要があると考えております。

いずれにしろ今後、石野公園を充実し活性化させるために、市としましても力を入れていく所存でございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　答弁がありました。今後はさまざまな民間団体や組織、行政や議会とも一丸となって真剣に取り組んでいくんだという答弁であったと思います。

それでは、そういうふうに答弁があったわけですけれども、やっぱり具体的にこういうものを動かすときには、基本計画それから実施計画に移すときに予算というものが必ず必要になってくると思うわけです。

この間、先ほども言いましたように、国会のほうへ研修に行きました折に、実は国土交通省の職員の方々と勉強させていただく機会を設けていただきました。その中に非常に具体的なお話等々をお伺いすることができまして、へえ、なるほどなあと、国はこういうふうに考えてるのかと、へえ、国はこういうこともやっぱり地方に対して思ってるんだなあということを強く思う研修であったわけです。その一つの研修が、実は社会資本整備総合交付金事業のあり方についての研修であったわけです。これは非常に面白いなあと、まあ面白いんですけれども、それなりのやっぱりハードルもあるんじゃないかということで勉強をしてまいりました。要するに、そういうふうにして国が用意しているメニュー、多数あるわけですけれども、やはりそういうものを今後、石野公園の再開発について、やっぱり御利用されるのであれば、そういうメニューがあって利用するようなことがあればということですけれども、その付近をどういうふうにお考えになっているのか。また、部長のほうからこの社会資本整備総合交付金なるものですね、どういうものであるかというのをお答えをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

社会資本整備総合交付金につきまして、簡単にでございますが、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取り組みを総合的に支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発、並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として交付される交付金であります。

今後、この社会資本整備総合交付金につきましては、対象事業など詳細内容の把握に努めてまいりますが、新たなハード整備事業を検討する際には、裏づけとなる財源確保が重要な問題でございますので、国のあらゆる制度の掘り起こしに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　はい、ありがとうございました。

まあそういうことも広く勉強しながらやっていく価値はあるというふうな答弁に聞こえました。我々議員もやっぱりこの付近をもっともっと勉強しながら、どういうふうな国のメニューがあるのか、そこをとらえながらやはり使えるものは大いに使っていきたいなあと、そういうふうに思っております。

それでは、もう一方の所管の部署であります建設部に、今、経済部長が答弁をいろいろなさいましたが、石野公園に対する考え方をお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

議員が言われました社会資本整備総合交付金でございますが、平成22年度から新たに創設をされておりまして、制度の詳細につきましては不明な点もございますので、建設部といたしましても、今後、制度内容の把握に努め、石野公園の施設更新でありますとか、充実でありますとか、いわゆる再整備等へ活用できないか検討してまいりたいと考えております。

また、議員も御存じのとおり、石野公園は都市公園としての機能と、人吉市の観光施設としての機能を有しておりますので、都市公園としての基本を踏まえながら、観光施設として活性化につなげるために、再整備の必要性の有無、またどのような再整備が望ましいのかなど、経済部とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ただいま石野公園の今後のあり方につきまして、各部長より答弁をしてもらいました。この項では、最後に私の意見と要望をしたいと思います。

この石野公園につきましては、先ほども言いましたように、再度質問をさせていただいたということですね。私たち議員は、やはり４年間という時間のスパン、逆に言うならば、４年間しかないということなんですね。その中であれやこれやとか、どれもそれもというこ

とは絶対できないんです。これは不可能に近いと思うんですね。しかしながら、この４年間で、やはり議場で一般質問をしたことについては、ある一定の成果を導き出したいんだと、そういう強い思いで私以外の議員の皆様方も、そういう思いでここに登壇をされていると、私はそういうふうに思っております。我々は何もやみくもに質問をしているわけじゃないんです。やはりここは執行部と議員が、この人吉市をどうしたらすばらしい町にできるか、それを真剣に考える場だと思って、やはりいろんなことを勉強しながら、執行部の皆さん方にお考えなどをお聞きをしているわけですね。そういう観点から、何ゆえ二度も同じようなことを質問をしなければならないのか、それはよくお考えを願いたいと、私はそう思います。

ここをもっともっと突っ込んでというふうに思う気持ちもあるんですけれども、それはやはり今後どういうふうな施策、どういうふうな思いの中で、石野公園の再開発が進んでいくのか、それも十分に見極めながら精査をかけながら、興味深く、やはりものの動向を見ていく必要があると思います。これも実は議会制度研究会の中のある団体の方がおっしゃったんですが、検討するであるとか、前向きに考えるであるとかはわかりますと。しかし、その後どうなっているんですかと。議員はそれまで、その先をよく検証しているんですかと。あんたたちはそこまでやっとるとかと。そういうふうな御指摘を受けたわけです。やはり我々もその点はやっぱり十二分に反省をしながら、やっぱりやっていかなければいけないなということで、あえてやはりこういうことを付け加えさせていただきました。どうぞそのところはよくよくお考えを願いたいと、そういうふうに思います。

次にこれは要望になります。やはり、こういうふうな石野公園等々を再開発等々するときには、大規模なお話になっていくと思いますので、庁内を横断的に考えまして、プロジェクトチーム、全庁的に考えたところでプロジェクトチーム等々をつくっていただいて、そして本当に力を入れなければならないところにはそれなりの人材を配していただいて、こういうことに当たっていただきたいなあと、そういうふうに執行部のほうにお願いをしまして、この石野公園の項は終了させていただきます。

続きまして、最後の質問に入ります。私自身、非常に期待をしている部署についての、なるほどこういう部署がやっとできたかという思いで質問をさせていただきます。来月７月１日付けで、地産他商推進室が設置をされ、農業振興課内にその部署が置かれるわけです。新聞紙上では若干の説明がされておりましたが、なぜこのような部署の設置に至ったのか、その経緯について御説明をお願いいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

農家の収益を確保し、農産物の生産、加工、販売までの一貫体制を容易にする、いわゆる６次産業の流れを構築しながら、さらに農産物のブランド化に着手して、農業法人集落営農を応援するという私のマニフェストに基づいたものでございます。

就任以来、医食同源ひとよし米や唐辛子、キクラゲなどの生産拡大及び販路開拓等を重点

的に取り組んでまいったところではございますけれども、さらにこの施策を推進するために、次の段階として、より一層の販路拡大、販売促進につながる取り組みを強化する必要性を感じているところでございます。

つまり、ブランド化してさらにそれを一つの象徴的なイメージにつくり上げていく、さらに使途拡大の研究、それから使途利活用の拡大研究、そしてその研究の成果をもって販売につなげていくというふうな、これまで以上に地元農産物を積極的にＰＲする等、本市以外の卸小売業者や消費者の方々に積極的に働きかけていくための新たな部署を設置し、専任の人員を配置することとした次第でございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、市長答弁でもありましたように、これは市長のマニフェストの中にも明確にうたってあると。そして、強い思いから農産物の販路拡大、そして人吉ブランド化の確立、それをより一層推進するために、この新しい部署を設置したんだという答弁を受けました。素晴らしい取り組みだと、私は評価をしたいと思いますし、ますます努力をしていかなければいけないなと、そういうふうに思ったわけでございますけれども、ただいま市長の答弁にもありましたように、地産他商推進室は今後の本市ブランド農産物の販売強化や、農業生産者の方々などの所得向上などのために重要な役割を果たしていく、そういう部署であると思っております。

今度はそういう中で総務部長にお尋ねをいたしますが、今回の新設部署も含めまして、推進室と名前のつくものがこれを含めて三つになりますね。それでは、この推進室なるもの、手続き、それからその根拠になるもの、これはどういうものがあるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　こんにちは。お答えをいたします。

市長部局における課などの設置につきましては、人吉市部設置条例第４条におきまして、市長に委任されているところでございまして、市長の権限に属する事務を分掌する組織に関する必要な事項につきましては、人吉市役所組織規則や設置をいたします室の設置規定などで定めているところでございます。

このたびの地産他商推進室につきましては、人吉市役所組織規則の改正によらない設置でございまして、男女共同参画推進室、企業誘致推進室と同様に、設置のために必要な事項を定める地産他商推進室設置規定を制定することといたしております。

なお、設置規定につきましては、７月１日から施行し、この規定に基づく室は、経済部農業振興課に設置することといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をいただいたわけですけれども、推進室、その根拠はという

ことで御質問をしまして、さまざまにお答えをいただきました。なかなかわかりやすいとは思いませんけれども、何となくこの推進室というのが私の気持ちの中では、何かどうもまだ宙ぶらりんだなあと、せっかく先ほどマニフェストで強く市長が、私が考えたところを推進していく部署だということであるのであれば、もうちょっと強固なもので係とか課とか、そういうものの聞こえのほうがいいのかなというふうには思うんですが、そこで質問をいたします。

今回このような推進室をおつくりになったんですが、今度は経済部長にお尋ねいたします。この推進室は、何を今後はどういうふうな形でアプローチをしながら、そしてどういう形でこれを動かしていかれるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

大きな点につきましては、先ほどの市長にもありましたように、生産者と消費者を結びつけ、農業生産者自らの生産力向上を促しながら、収入の底上げを図るためのコーディネートとサポートが地産他商推進室の大きな役割と考えております。室の名称でもあります地産他商のとおり、本市で生産した農作物等の地産の農作物を他商、本市以外の地域に大いにＰＲし販路を拡大して、文字どおり商うという事業を展開して、目的であります農業生産者の収益向上につなげるものであります。

主な事業といたしましては、農業で食べられるまちを目指し、地域農産物生産者の収益向上のために、本市以外の消費者のニーズ調査、分析、広報宣伝、販売促進というマーケティングを行いまして、本市の販売可能な農産物の情報を発信して、ほかに固定客化を高め、販路拡大を図ることが大きな事業として考えております。

主な取り組みといたしまして、大都市圏で行われるイベントや商談会への出展、高級食材を扱う小売店へのアプローチ、大口問屋との交渉など、あらゆる接点で情報を収集しまして、ピンポイントによるアプローチをかけることと考えております。また、インターネットによる販売で、全国流通型の販路を構築し、販路拡大につなげていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、答弁をしていただきましたけれども、今回、新設部署、当初は２人体制でおやりになるというふうに報告を受けているわけでございますけれども、やたらというか、非常にたくさんのテーマを課せられた部署であるという思いがあります。

後ほど要望という形で話をさせていただきますけれども、それでは、今答弁されたようなことを踏まえまして、じゃあ逆に今回、きちんとしたマーケティング調査などをされた上で、消費者の動向、消費者のニーズ等々が顕著に調査上に上がってきたと。この中には逆の負の部分も上がってくると思うんです。例えば市は、ここで限って申しますと、米ということに

特化してお話をちょっとさせていただきますが、医食同源ひとよし米なるものを売っておると。しかし、マーケティングの調査上、どうしてもそれはなかなか売れないと。ましてやほかの部分でも、あれは売れているけれども、こっちのほうはちょっと売れ行きが若干にぶいと。そういう消費動向の調査結果が出たということになりますと、これは商売で言うところのＡＢＣ分析というものがあるんですけれども、そういうふうにして分析をしたときに、売れないものは速やかに撤去をして新たな商品開発をしていく、そして売れてるものはさらにもっともっと売上高を目指すためのアプローチをかけていく、そういうものを進めていかなければならないと思います。そういう中でも、それではじゃあ今回のこの地産他商推進室なるものに、ここがそういうもの、要するにマーケティング調査を一生懸命おやりになることだと私は確信をいたしておりますが、そのようなものが出てきたときに、その部署でやはりそういうものまで含めて、そこまで精査をかけながらきちんとおやりになっていくのか。そして、その部署でますますもって売れ筋商品というのを、その部署内において、まずは特化をされていくような、そういう形でお進めになっていくのか。その点をお尋ねしたいのと、それから先ほど言いましたように、米に特化して言いますと今この人吉地方でとれております米の銘柄、これが一体何種類ぐらいあるのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

マーケティング調査につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。本市以外の消費者のニーズ調査や広報宣伝は、地産他商推進室の大きな事業でございまして、その情報の分析により、顧客として確保するための販路拡大はもちろん、本市の農産物生産者の生産意欲の向上や販売力の強化につなげていくものでございます。その過程におきまして、本市が自信をもって推奨できる農産物と、本市以外の地域が求めるものなど、マーケティング調査をしっかりと行いながら、またその動向を見ながら、売れる物の見極めなど、これは推進室のみでの判断ではなく、農協や生産者と一体となって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、米の銘柄でございますが、水稲うるち推奨品種には奨励品種と認定品種がございまして、奨励品種にはコシヒカリ、キヌヒカリ、アキゲシキ、ヒノヒカリ、森のくまさん、くまさんの力、アキマサリ、また認定品種には、イタダキ、ヤマダニシキがございます。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、部長の答弁をしていただきまして、さまざまに米の銘柄等々があるんだなあというのを再認識させていただきました。要はきちんとつくられたものが、ここでは米に絞って話をさせていただきますが、きちんと売れる、そのようなものをやっていくんだと。そういうものを見定めながら、消費者、要するに顧客のお客様のもとへ送り出しをしていくんだと、そんな部署である。非常にその最前線で消費者ニーズをとらえながらやっ

ていく部署である、そういうふうに私はとらえたわけです。

そこで、今、売り出しをされております医食同源ひとよし米、無農薬のアイガモ米でございますけれども、やはりこの手のたぐいの米というのは、今、日本全国いろんな形の中でおつくりをいただいておると。その中で特にこの人吉市のこの医食同源ひとよし米が脚光を浴びて売れていくということになれば、それはものすごい努力が必要になってくると、私はそういうふうに理解をしております。

であるならば、やはりこれは都市圏で試されている販売方法ではあるんですが、昔でいうならば、米はあんまり混ぜるとよくないんだというふうなお話をお伺いすることがあったんですが、逆に今さまざまな米の特性を利用して、お客様の個人個人に合わせたブランド化を図る米もあるように聞いております。私は、そういうものをこの地産他商推進室が先頭を切っておやりになるかは、まだ明確にはわかりませんけれども、やはり一人一人の顧客のニーズに合った商売こそが、この販路拡大を進めていく上では非常に大事な要素になってくるのではないかと、そういうふうに思っております。

今お答えをいただきました銘柄等々を、その特性を生かして、例えばブレンダーなる人がお米をブレンドしながら、そういうものを売っていく。しかしながら、そこに顧客管理をしっかりしながら、お客様のニーズを掌握しながら、また一歩一歩進めていく。そういうふうな物の売り方、そういうふうな米、そういうものに関しまして、市長がどういうふうにお考えになっているのかお考えを聞きたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

医食同源ひとよし米につきましては、議員御指摘のとおり、売れる物、売れない物、はっきりしてきたわけであります。やはり売れる物をつくっていく、これがもう商売の常套手段であることはもう議員御承知のとおりでございますけれども、八代や天草地方の方々とお話をいたしますときに、人吉球磨地方のお米というのは大変おいしいと、八代地方においては干拓をした地域でもありますし、また天草地方というのはどちらかというと水または土地柄というものもございましょうけれども、なかなか米の栽培というものが、これというブランド化されるようなものは今まで生産作つけ等々が行われてこなかったと。人吉球磨のお米というのは非常に評価が高いというわけでございます。

じゃあそれをどのように売るかということでございますけれども、この販売先ということに関しましても、医食同源ひとよし米とか、人吉市全体のお米の生産基盤状況等々を考えましても、大手、そういう食料に関する大手と取引をしようと思うならば、トン数がもうまったく、いわゆるロットが違うわけであります。こちらでは30万トン、50万トン、すぐにでも来年用意できますよというふうに思いますけれども、向こうは１万トンまたは５万トン、10万トンの世界であります。

そういう中で、じゃあどう数量的には小さいけれども、それを売っていくのかというとこ

ろがまた知恵の絞りどころではなかろうかと思っておりますし、医食同源ひとよし米におきましては、有機栽培、無農薬栽培、そしてさらにアイガモ農法のつくり方まで統一した基準を設けて、そしてこれを小ロットでありますけれども、希少価値の高いお米として、今後販売に努力を重ねていかなければならない。そういう中でも研究し、マーケティング調査を行い、そしてどこをそれをターゲットとするか、または販路出口を確保していくか、そういうところを押さえていくのが地産他商推進室であります。

お米のブレンドというお話もございましたけれども、今後、このお米のブレンドに関しましても、研究をしてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　わかりました。私も希少価値、要するにそこだけでしかとれないおいしいお米というのには、非常に未来があるのかなあと思っております。ましてや「今回、地産他商推進室お二人の方、女性職員がお就きになるわけですけれども」、今市長がおっしゃいました、要するに商売、商いの中にやはり真心を込めてお売りいただきたい。今まで売るばっかりであって、例えば感謝状の一枚、またはそこにおける今後の商品の御紹介等々はなかったかもしれません。例えば、お米でありましても、球磨焼酎、例えば蒸し上がりにお猪口一杯のこの米焼酎を振りかけると、つややかな米が炊きあがりますよと、そうするとこの消費者のほうが、ああ、焼酎というのは米でできたのだねと、じゃあ今後この球磨焼酎を買ってみたいわ、どういう焼酎がおいしいのというのがその地産他商推進室にお寄せになるかもしれない。ああ、ありがとうございますと、お客様と心が通じ合った瞬間だと、僕は思うんですね。青臭いかもしれません。しかし今までそこができていなかったかもしれません。じゃあ次に人吉のブランドってどういうものがあるのって、実はトウキビがあります。じゃあまことにすみませんばってん、１本しか送れませんと。食べたらおいしかったと、これはどうやって買ったらいいの。実は先ほどおっしゃったように、ロットとしては５キロ１箱でお売りしておりますと、いかがでしたかと。そういう物の売り方も実は必要ではないかと思います。本当にやれそうでやれないのが、真心を売る商売だと思うんですね。

今回、この地産他商推進室にあられましては、その真心を売る商い、その最前線に飛び出していっていただく、そういう思いも込めまして、どうかがんばっていただきたいとエールを送りたいと思います。

これで、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分　休憩

午前11時36分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　14番の立山でございます。

今回の私の一般質問は、まず１点目に鉄道と観光の問題について、言うならば、鉄道を活用しての観光といいますか、そういう立場からの質問が第１点であります。２点目は、この春、宮崎県で発生・拡大し、いまだに終息していない口蹄疫感染問題について。３点目は近づいてきた豪雨シーズに備えての防災問題について質問をいたします。

それでは、まず鉄道と観光問題についての質問から始めたいと思いますが、先ほど松田議員のほうから、アジア全体を視野に入れたメディカルツーリズムの高尚な議論が繰り返されてまいりましたけれども、私のほうは鉄道ですから、かたい、そして重い、そういう立場からの質問をいたしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

ＪＲ肥薩線八代―隼人間124.2キロは、明治42年11月21日に開通しましたが、この肥薩線の開通は、日本列島が一本のレールで結ばれた記念すべき日でもあります。さらに、この肥薩線の開通が南九州の産業近代化に多大な貢献をしたとして、100年前につくられた駅舎、トンネル、鉄橋など、19カ所の施設が産業近代化遺産に指定をされました。この肥薩線を大正時代に初めて純国産の蒸気機関車としてつくられた88歳の米寿を迎えたＳＬ、58654号機がＳＬ人吉として走ることになり、これらの課題を中心に据えて取り組んできました肥薩線開通100周年記念事業は、関係者の方々の御尽力により、期待どおりの成果を上げることができたと思います。そして、人気の的であるＳＬ人吉は今年も３月６日から運行を再開いたしました。そして、九州新幹線の全線開通は残り９カ月と迫りました。肥薩線100周年記念事業の成果を、新幹線プロジェクトへどう連動をするのか、緊急で重要な課題であります。

そこで質問でありますが、九州新幹線全線開通のチャンスをどう生かすのか、鉄道の活用という立場に絞りながら、改めて市長の構想をお尋ねをいたします。１点目であります。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

肥薩線100周年記念事業は、地元自治体を初め、民間関係者の多大な御尽力によりまして、盛会裏に終了いたしました。主な成果を申し上げますと、100周年ＳＬ運行ＰＲ事業では、ＪＲを初め熊本県とのＰＲタイアップにより、様々なメディアに取り上げられ、「ＳＬが走る国宝のまち人吉」として、そのイメージの定着で全国に人吉市の情報発信が行われたものと考えております。イベントも数多く行われており、人吉駅でのＳＬ到着歓迎イベントや出発式、100周年記念シンポジウムと鉄道史上展、さくら会によるノスタルジック人吉、鉄道案内人会によるバスツアー、地元住民による大畑・矢岳駅でのおもてなしなど、地域や官民が一体となったロングランの観光キャンペーンが繰り広げられ、多くの観光客が人吉市に来ていただいたところでございます。

今回、この観光客へのおもてなしを支えていただきましたのは、市民の皆様を初め、関係者の方々の活動によるものが大きかったと存じます。また、喜ばしいことに、この記念事業を機に、今後も引き続き御協力いただく機運を現在感じているところでございます。特に民間主導の取り組みとして、大畑駅、矢岳駅での物品販売、鉄道案内人会による鉄道遺産の案内など、肥薩線の観光路線としての魅力増進に多大な貢献をいただいているところでございます。

このように、一昨年、６月の川線開通100周年に続き、昨年11月21日に全線開通100周年を迎えた肥薩線の沿線地域では、地元住民と力を合わせ、観光客のおもてなしやにぎわい創出に取り組んでいただいており、心から関係者の皆様方に感謝の言葉を申し上げる次第でございます。

新幹線プロジェクトといたしましても、熊本県内各地、九州各県が新幹線開業に向け、準備を行っているところでございますが、人吉球磨では100周年記念事業を行ったことで、新幹線開業を迎える土壌が既にでき上っていると思っております。この熱意を新幹線プロジェクトに引き続き向けていただき、官民一体となり、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業がもたらすスピード効果と、熊本側ではＳＬ人吉や九州横断特急、鹿児島・宮崎県側ではいさぶろう・しんぺい号、はやとの風など、観光列車を利用して、様々な文化や伝統の香りを楽しむことができ、山海を満喫できるスローな列車の旅を生かしながら、観光客増加を促進するため、今後も観光振興に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、ＪＲ及び熊本県、宮崎県、鹿児島県の南九州３県で主催いたします日本全国からの観光客誘致に向けた取り組みであるディスティネーションキャンペーンが来年３月から始まりますので、人吉球磨におきましても、観光情報発信・収集に努め、肥薩線の魅力アップのため、沿線関係自治体や県境を越えた宮崎県えびの市、鹿児島県湧水町などと協力体制をとりつつ、新幹線開業に合わせた活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　九州新幹線の全線開通に向けた市長なりの構想を答弁をしていただきました。

そこで、その一つの目玉として期待をしております、いわゆるＳＬ、Ｄ51の運転について質問をいたしたいと思います。矢岳駅に展示されておりますＤ51「170号機」、この復活運転の問題については、昨年12月の議会において、「Ｄ51運行の夢からうつつへ」というような形で質問をいたしました経緯があります。そのとき市長は、門前の小僧だからという非常に謙遜をした立場からの答弁がございましたが、答弁の中身を見ますと、門前の小僧顔負けの答弁であったかなというふうにも思うわけでありますが、今回の施政方針並びに新聞報道などでは、現実的に準備を始めるとの意思表明であります。このＤ51運行実現のための戦術

的な構想についての説明をお願いしますとともに、少なくとも昨年12月の段階では、ＪＲ当局としては、Ｄ51の運行復活については99％ノーと言われておったはずでありますが、今ではイエスのサインになったのでしょうか。また、宮崎県えびの市及び鹿児島県湧水町とは、いわゆる三人四脚の歩調はそろったのでしょうか。このことについて詳しくお尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

Ｄ51復活につきましては、これまでにも御答弁申し上げておりますとおり、来年春の九州新幹線全線開業を控えている現在、九州内の各自治体が連動して、歴史的・文化的素材や食の素材などを磨き上げ、本市を含めた南九州観光振興を図るための重要なツールとして取り組んでいるものでございます。

スーパースピードの新幹線が九州の西海岸軸とすれば、超スローな旅を演出するＳＬは、東海岸から内陸部軸を形成するものとイメージをいたしております。昨年４月に復活をいたしましたＳＬ人吉は、肥薩線川線を走る観光列車として球磨川車窓の絶景を称讃され、青井阿蘇神社の国宝指定とともに、本市の観光客増加に大きく寄与していることは御承知のとおりでございます。

日経新聞が今年４月に発表しました「初夏に乗りたい行楽列車ランキング」でもゆふいんの森号などの有名観光列車を抑えて、堂々全国１位にＳＬ人吉が輝いております。また、日本三大車窓やループ線、スイッチバックなどの鉄道遺産が残る山線を走るいさぶろう・しんぺい号につきましても、このランキングの９位と、肥薩線の魅力は全国に十分ＰＲできるものと確信をいたしたところでございます。

観光で食べられるまちを目指す本市にとりまして、肥薩線に付加価値、光を当て、ここだけにしかないオンリーワンを持つ、つまり肥薩線の産業遺産の中でも、施設的なものに加えて、動的産業遺産を復活させることにより、産業近代遺産からさらにステップアップした遺産へと高められるものと考えているところでございます。

山線は男性的なＤ51、新幹線のスピード感に対して、スローな旅を演出する世界的な価値を生み出すことのできるものであると私は確信をいたしているところでございます。これは鉄道ファンのみならず、全国、ひいては世界からも注目の的となる最大の観光振興策になるものと、私自身、大いに期待をいたしているところでございます。

このＤ51復活につきましては、議員御指摘のとおり、当然のことながら、クリアすべき大きな課題がいくつかございます。昨年の12月議会でもお答えしましたとおり、Ｄ51本体が復活可能であるかの検証、トンネルや鉄橋などを含む線路設備の改修、運転士の育成、Ｄ51が牽引する新しい客車の製造などの課題、運営母体となりますＪＲ九州の御理解・御協力、資金面の確保など、さまざまなものが現在もございます。

まず、D51の本体でございますが、相当な部分で改修リニューアルの必要があるようでございまして、その辺も含めてＳＬ人吉の経験から、ＪＲ九州では４億から５億の費用がかかるのではないかと考えておられるようでございます。

線路や橋梁でございますが、これにも調査、補修等が必要であるという御説明をいただいておりまして、当然、ＪＲ九州においては、これをお願いしていかなければならないわけでございますが、石原会長とお話をさせていただく中で、山線のすばらしい車窓を確保するための樹木、その剪定や伐採の問題についても言及をされておりまして、そういった周辺環境の面でも取り組む必要があると実感をしているところでございます。

保守設備についてでございますが、このことについても、昨年、立山議員からその重要性を御指摘いただいたわけでございますが、ＪＲの石原会長からも、蒸気機関車はコストの固まりであるというお話をいただきました。私もＳＬ人吉の復活運行の経緯や、くま川鉄道の経営を通して、整備の重要性については深く認識をいたしておりますが、整備を行う場所も含めまして、検査、研修の難しさというものを改めて感じているところでございます。

運用的には、昔の機関区のようなものが、人吉駅や吉松駅に設置できれば一番いいのだろうと思いますが、企業全体としての人員配置、施設の配置の計画もおありだと思いますので、状況等をお伺いしていきたいと思っております。これはＪＲ九州をお伺いしたときにもお話をしたことでございますが、一方的な希望を言わせていただけるならば、国鉄の町として栄えた吉松駅、あるいはその駅周辺、往時をしのばせるような姿に整備していただいて、転車台とともに機関区等を復活していただければ、人吉―吉松間がさらに魅力ある路線になるのではないかと思っております。

さらに、運転士の確保でございますが、ＪＲからもD51運転をする人が、現在はいないと。すなわち、新たに養成する必要について御指摘をいただいているところでございます。昨年の御質問でも、山線を運転する特殊性とか難しさを御教示いただいておりますが、ソフト的な課題、それも一定の期間が必要な課題として、ＪＲ九州にお願いをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、往年の機関士の中には、復活したその一番列車は俺が運転するんだと強く宣言されておられる方も目の前におられるわけでございまして、今後、ともに力を合わせて、夢の実現に邁進してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいまの市長の御答弁を聞いてみますと、門前の小僧どころか、専門家の域に達せられたかなというふうに思うわけでありますが、ただ、御答弁を聞いておりまして、私がお尋ねをしました、肝心のＪＲはイエスと言ったのですか、どうですかということと、えびの市並びに湧水町との三人四脚、これは完全に整ったのでしょうかという質問

については、明確な御答弁がございませんでした。ただ、答弁の雰囲気からしますと、ＪＲ側はイエスだったんだなあと、あるいは三人四脚のほうも何とか足をくくりつけることができたのかなあというふうには感じましたけれども、その点のところは明確に答えられるならば、もう少し明確にしていただきたいと思います。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ＪＲ九州とされましては、新幹線開業へ向けての福岡駅、鹿児島、そして来年は大分と、様々な経営上の投資的戦略を持っておられるようでございます。そういう多額な国を含めました投資が行われる中で、D51のみに関して約20億の投資と、またはその20億を通して、それが実際、費用対効果がどれだけ望めるものかというところは、ＪＲ九州におかれましても、ここはまだまだ試算の前段階であるというふうに私は感じております。しかし、いよいよこの運動に着手しますというふうな宣言を、石原会長にしてきたところでございますけれども、そのことに関しましては、私どもの申し出に対して、しっかりと受けていただいたものというふうに感じて、その場を退室したところでございます。

それから、えびの市、湧水町、そして人吉市の三人四脚は整ったのかということでございますが、首長同士の話は終わっておりまして、再三再四、会合を重ねたところでございます。幹事会も一度開かせていただいておりまして、快諾の方向で足並みはそろっております。ただ、口蹄疫の問題で、このことが今、ペンディングされているところでございますけれども、口蹄疫の問題を見据えつつ、さらに幹事会、首長会を催していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、御答弁をいただいて、大体わかったわけですが、特にＪＲ側のイエスかノーかの返答については、市長が言われましたように、経営的な問題あるいは赤字の問題等も絡んでまいりますから、その辺を短兵急にイエスかノーかを言う立場にはなかろうというふうに思いますが、ただ、この問題は下から、いわゆるＪＲの下からいくら盛り上げても私はもとくれんだろうと、できんだろうと思っています。運転復活すれば赤字になることはわかっている問題を、下から持ち上げる、ＪＲ現場の下から持ち上げるということは、非常に厳しいんですね。これはやはりトップのほうで決めといて、赤字になるかもしれんけれども、一応南九州３地域の地域発展のためにやろうじゃないかということで、やはり上のほうからの号令がなければ無理だろうなあというふうに思っていますから、そこらあたりはあくまでも市長の出番だろうというふうに思っていますから、その点、さらに努力をしていただきたいというふうに思いますが、ただ、これは３月の議会で私は市長に対しては苦言的に申し上げましたけれども、市長だけがあんまり先に走っていただければ、後がついてこな

いという面がありますから、その点はたまには後ろを振り返りながら、皆をやはり引きつけていくという立場での努力が必要ではないのかなあというふうに思っています。

そこで、じゃあ市役所の職員だけを引っ張ればいいのかという問題ではありません。やはり人吉市全体、球磨郡全体の地域力を見つける、そういう問題でありますから、そういった人吉市、球磨郡全体の頑張ろうという意識をどう醸し出すのかということになりますと、後でちょっと触れたいと思いますが、資金募集の問題と、さらには意思表示としての署名問題等もあるかなあというふうに考えているところでありますから、その点、御留意をいただきたいというふうに思います。

そこで、次の質問に入りますが、これはもう市長のほうも答弁の中で言われましたので、少しダブる部門もあるというふうに思いますが、まず１点目のクリアすべき課題、ハードルは、ＳＬ自体の状況ですね。この人吉―吉松間は、矢岳までは少なくとも1000分の25から1000分30.3の連続勾配ですから、この急勾配を駆け上ることができる状態にまで、ＳＬをリニューアルすることができるかどうかだというふうに思います。ただしその点については、ＪＲのほうで４億か５億ということで踏んでおられるということでございますから、専門家の判断に任すべき問題ではあろうと思いますが、そういった単に平坦線を走るだけでいいという代物ではございませんで、1000分の30という勾配をどう上るのかという課題があるわけですから、その点について十分留意をされるべきだろうというふうに思います。

それから、２点目は走る線路の状況です。市長言われましたように、大小たくさんの鉄橋がございます。球磨川第三橋梁をはじめとするたくさんの橋梁があるわけですが、こういった橋梁の強度、あるいはトンネルの状態、レールの状態、さらにはレールを支える枕木、あるいは道床、そういった縁の下の力持ちの問題があります。今、約40トンのディーゼルカーは走っておりますけれども、Ｄ51を走らせるということになりますと、Ｄ51の自重は125トンであります。40トンの車両が走ればいいという形で保守してきた線路が125トンの重量に耐えられるかどうかということは、精密な検証が必要だというふうに思っていますから、その点についても留意をいただきたいと思います。

３点目、これも市長言われましたように、ＳＬは非常に綿密な検査、修繕あるいは給炭、給油、給砂、給水、そういったものが必要であります。検査修繕のためのいろんな、例えばピットとか、あるいはクレーンとか、旋盤機械とか、そういったものも必要になってまいります。あるいは、もとの機関区の状態ということになりますと、当然、転車台の新設というものを人吉機関区以外にもう１カ所はつくらなければならないということであります。つまり、先ほど言われましたように、ＳＬ時代の人吉機関区のような設備施設、要因をもった施設が規模は小さくてもできなければならないという課題が残されておりますので、その点についても留意をしていただきたいと思います。

さらに４点目でありますが、これは人の問題であります。Ｄ51を操る機関士、機関助士、

これは平坦線を走るとき以上の熟練が必要であります。大畑駅を出発したときから、矢岳駅までの約８キロは1000分の25から30.3の急勾配の連続でありますし、息をつく暇も、息をつく場所もありません。また、基地に帰れば、検査修繕の技術者と燃料、水、砂の補給をする職員がいなければなりません。そういったかなり大がかりな設備施設あるいは要員配置が必要でありますから、この点についても十分御留意をいただきたいと思います。

そこで、少し時間がありませんので、山線を運転をするときの特別な熟練というのを私申し上げましたけれども、例えば機関助士が投炭作業をやって運転をします。機関車のボイラーは横型ですから、こちらのほうに燃焼室がある、石炭を燃やすところがある、こちらのほうに煙突がある、並行に煙管が走っておりまして、その煙管の中を燃焼したガスが煙突に向かって通過をしていくときに周辺に満タンをされております水を温めて蒸気をつくる、そういう設備になるわけです。そこで、平坦のときにボイラーの水がどれくらいあればいいのかということは、運転室に備えてあります水面計、ボイラーの中の水位を測る水面計を見ながら、おお、ボイラー水が少なくなったから水を補給しなければならん。もちろん、給水ポンプで補給するわけですが、そういうふうにして常にボイラー水の水位を見ながら運転していいわけですね、石炭をくべていいわけです。ところが、これが1000分30.3の勾配になりますと、完全に機関車の前頭のほうが上になって、下のほうが運転室になりますから、水面計はこう上がっていきますから、水面計はすぐ満タンになってきます。水面計でボイラーの中の水位がどれくらいあるのかを見ることができないんです。そこは勘でやっていかなければなりません。もし1000分の30.3で水面計に水位が見えるようになったときには、機関車の煙突側のほうの煙管、炎が通る煙管はみずから露出をしています。であれば、そこは水がないわけですから焼損をする、ボイラーの破壊ということになります。また、水が多すぎれば今度はシリンダーの中に水が入る。そういう状況になりますから、これも一つの特別な熟練が必要であるということでありますから、そのこともあえて申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、資金調達の問題についてお尋ねをしますが、新聞の報道によりますと、事業費の試算は設備投資など20億円、その半分は募金で集めると。機関車の改修修繕費は５億を見込んでいる。そして、資金集めの具体的な活動は、人吉市、えびの市、湧水町が中心になって、宮崎、鹿児島、熊本３県や、ＪＲに協力を求めながら、全国に広めるという方針とのことであります。この試算額については、先ほどの市長の答弁の中で言われましたので、お尋ねをいたしませんけれども、一応ＪＲの専門家によるちゃんとした試算であったろうというふうに理解をしておきたいというふうに思います。

そこで、地元の募金活動の問題についてでございますけれども、地元の熱意を伝えるという思いでは募金活動は必要だというふうに思いますが、この募金活動の前に、やはり先ほどちょっと申し上げました地元住民の署名活動の展開ということについても、当然考えておら

れるのではないかなあというふうに思いますが、募金活動と絡んで、その点についての市長のお考えを示していただきたいと思います。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御指摘のとおり、多くの難しい課題が運行に至るまでには存在しているわけでございます。しかし、こういったアドバイスをお受けしながら、夢へ向かって進んでまいりたいというふうに感じております。Ｄ51復活運動については、立山議員初め、国鉄ＯＢの皆様の御支援なくしては、実現できないであろうということをしみじみ御質問をお伺いするたびに思うところではございますが、先般の日曜日、東校区の運動会がございまして、ある御婦人から呼びとめられまして、Ｄ51復活の新聞記事を拝見いたしましたと。私の主人は国鉄ＯＢでありますと。息子と共に涙を流して非常に喜んだところでありますと。まず、ぜひ実現をさせていただきたいというふうに御激励をいただいたところでございますけれども、山積する課題をお聞きしながら、一つの経営戦略として思いついたことをまず申し述べさせていただきたいと思いますけれども、ある大手のハンバーガーチェーンというのは、その町に１店だけは決して出店をしないと。２店、３店、町のその人口にもよりますけれども、一挙に同時多発で出店をしていくという経営戦略がございます。ＳＬ人吉、86だけではなく、やはりここにＤ51が加わることによりまして、大いなる経済効果をこの南九州３県にもたらすものであるというふうにも考えているところでございます。実働としてはハード面のＤ51の本格復活や線路、設備、橋梁、ソフト面の運転士の育成等については、石原会長や唐池社長にもたびたびお会いをいたしまして、調査検討を引き続きお願いしておりますし、国土交通省からも側面的な御支援・御協力をお約束をしていただいているところでございます。昨日も国土交通省鉄道局をお訪ねをいたしまして、さらにこの問題に関する資金面の手当てということ、またさまざまな先ほど質問の中も出ておりますが、社会資本整備総合交付金等々の使い勝手が非常に悪いと。このことは年度内にそれは改善する方向であるということで、基幹事業がなければその連結した事業ができないという御説明でございましたけれども、今、人吉球磨または南九州３県にとって必要なのはＤ51であると。しかし、先ほど申し上げましたように、Ｄ51と86はＳＬ人吉がそろうことによって、さらなる経済効果を生み出していくということは間違いがなかろうというふうに思っておりますので、単に募金活動だけではなく、国の支援というものが非常に大きな役割を果たしてくるのではないかというふうに思っているところでございます。

20億円の根拠は、先ほどは大まかに説明しましたけれども、これもＪＲ九州におかれまして精査をされたわけではございませんが、まあ概算の概算というところで、調査はきちっと行っていただいているところでございます。ですから、ＪＲ九州として全くその99％不可能であるというふうにおっしゃいましたけれども、徐々に徐々にやはりＪＲ九州としても、こ

の可能性を探っていただいておるというふうに確信をいたしております。

また、再三再四、国土交通省審議官並びに鉄道局をお訪ねするたびに、徐々に徐々にこれに加わっていただく国家公務員の方々も数がふえてきておりまして、昨日お訪ねしたときは、観光庁の審議官もお加わりいただいて、両方で考えていこうというふうな配慮もしていただいているところでございまして、今後は内閣府の財務省担当の方とのお引き合わせもあるというふうにきのう言っていただいたところでございます。

この資金をどう捻出するかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、ＪＲ九州は企業として、まず採算性を考えられる。費用対効果はどうなのかということを考えるのは当然のことでございまして、会社側が全額負担してD51復活ということは現在のところはあり得ないと。それでは私たちに一体何ができるのかということでございます。そこで肥薩線山線の沿線自治体である人吉市、えびの、湧水町、２市１町が中心となって、あるいは肥薩線利用促進存続期成会、16市町村で構成をいたしておりますけれども、この組織改編を視野に入れながら、さらには熊本、宮崎、鹿児島の３県、並びにＪＲ九州にも御協力をいただきながら、募金活動を展開してまいりたいというふうに考えたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、えびの、湧水町には御相談申し上げ、連携の快諾をいただいているところでございますけれども、御指摘のとおり、まずは募金活動の前に、機運を高めるために署名活動というのが順当であるというふうに、私も認識をいたしたところでございます。

今回、報道によりまして、準備段階であるにもかかわりませず、非常に大きな反響を呼んでおりまして、まずは御指摘のとおり、署名運動からこの事業を、復活のための理解を求めていきたいというふうに考えております。

現在の厳しい経済状況下におきまして、目標達成は非常に困難であり、過去に行われた同様の募金活動が不調に終わったことも十分承知はいたしております。しかしながら、このような厳しい状況だからこそ、大きな夢を持ち、その夢を形にしていくことが、今この地方に必要であると確信いたしているところでございます。今後は、この募金に係る要綱等を早急に策定し、関係市長や市議会の御理解をいただいた上で、この秋から年度内には募金活動を開始したいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　非常にクリアすべき課題は重い課題でありますが、今、市長の御答弁のように、いろんな期待を背負った一つの今後の取り組みの計画でございますから、再度申し上げますが、この問題については、やはりトップダウン方式をとらないと実現は困難だろうというふうに思っていますから、ただ、そのトップを後押ししていく住民の意識について

は、ぜひ盛り上げていけるように努力をしなければならないと思っていますから、頑張っていただくようよろしくお願いします。

なお、私も今、ＳＬ人吉が人吉機関区に滞留する間は、鉄道観光案内人が３人ずつ警備につきまして、訪れるお客さん等について説明をしたり、あるいは危険な箇所もありますので、警備をしたりするわけですが、全国から来てもらうお客さんの会話が非常に楽しいですね。子供たちがいっぱい来ます。そして、目を輝かせて転車台を回る姿を見るんですね。そして感じるのは、ＳＬというのは私たちにとっては懐かしい機関車、子供たちにとってはまったく新しい機関車、夢の機関車。そういうようなとらえ方でございますので、例えば石炭のこれくらいのを子供に握らせるんですよ。喜んで持って帰るんですよ。たまにはそのお父さんが「これは燃えたかすですか、えらい黒かですね」という話もあるんですが、この石炭一つが子供にとっては珍しい。この子たちがやっぱり全国に散らばっている以上は、いわゆる「てっちゃん旅」とか、あるいは鉄道ブームというのは衰えることはないなあというふうに思っていますし、ぜひ、夢を正夢にできるように頑張っていただきたいと、要望いたしまして、この件については終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時18分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　昼食が終わりまして、かなり睡魔に襲われる時間でございますが、どうぞゆっくりおやすみの方はそれでも結構だというふうに思いますから、２回目の質問に立たせていただきます。

災害対策の問題についてでございますが、米づくりの農家として最も重要な仕事である田植えのシーズンになってまいりました。しかし５月23日以来、今月にかけて雨らしい雨が降っておらず、水田の代掻きをしようにも水が足りずできないという水田も出始めているようであります。水が欲しいときに降る雨を恵みの雨と言います。あるいは慈雨とも呼んでいます。恵みの雨も度が過ぎれば洪水となって牙をむきます。

さて、豪雨災害のシーズンを前にして、市では各支部ごとの防災会議が開催をされてきました。この支部防災会議は、それぞれの地域で災害が発生しないように、また発生しても最小限の災害に抑えられるように、情報を交換し、伝達し、対策を練り、関係者や地域住民が意思統一をするための重要な会議であると認識しています。

今年度の各支部の開催状況と、そこで出されました要望事項、あるいは問題提起をされま

した問題について、その対応策について報告をしていただきたいと思います。

以上です。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、立山議員の御質問にお答えをいたします。

本市の災害対策支部は９支部ございまして、東支部、西支部、川南支部、間支部、大畑支部、林支部、薩摩瀬支部、戸越支部、中原支部となっております。支部会議の開催にあたっては、人吉市防災会議及び水防協議会、また人吉市災害対策本部会議で審議した内容を踏まえまして、支部会議を開催しているところでございます。

本年度は、６月４日までにすべての支部会議を開催いたしております。各支部から各支部会議における地域からの要望や問題提起について御説明させていただきますが、支部会議が終わったばかりの支部もございますので、まだ具体的に現地確認等も終わってない箇所もございますので、現在までに取りまとめた範囲で御説明させていただきたいと存じます。

まず、要望についてでございますが、国への要望、県への要望、市への要望という形で三つに区分して御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、国への要望でございますが、紅取橋橋脚への指定水位のマーキングの要望がございます。このマーキングは水防団待機水位を青色、はんらん注意水位を黄色、はんらん危険水位を赤色のラインを示すことにより、水位がどの程度危険な状態にあるのかが目視ができ、避難などの判断の目安として活用するものでございます。現在、市内におきましては、水の手橋の橋脚、西瀬橋の橋脚、出水川排水樋管付近の護岸に整備がなされております。

次に県への要望でございます。内容で区分しますと、河川の改修が御溝川、出水川、万江川。河川のしゅんせつ、河道内の除草、これは鬼木川、山田川、御溝川、万江川。内水被害対策が出水川、御溝川。崖地域危険箇所の砂防指定、西小学校登校路等の要望があっております。

次に、市への要望でございますが、水路や側溝の点検に関すること、避難所施設のバリアフリー化、避難所のプライバシー保護、避難路の安全対策に関すること、ヘルメット等の物品支給に関することなどの要望が上がってきております。

また、課題といたしましては、避難所の施設に関することでございまして、地理的条件によって利用しにくい避難所設定になっているという御意見があっております。

そこで、これらの要望・課題につきまして、市で対応できるものにつきましては、関係部署と連携を図りながら、早急に対応してまいりたいと存じております。国・県への要望に関しましては、担当部署を通じ、早期の対応をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　まだ、すべての支部会議が終わって日時がたってないということで、十分な対応ができていないということでありますが、質問のほうもそのつもりでやっていき

たいというふうに思っています。

そこで、今、答弁をいただきました中で、それから別にもらいました資料を見てみますと、出された問題は全部で21件ということであります。その21件の中で、国・県・市のどこで対応するかでは、市で所管すべき問題が10件、県が９件、国が１件、残りの１件は未定のようであります。まず、国・県の所管となるものに、どのように処理をされるのか、その方向性をきちっと説明をしておいていただきたいと思います。

それから、市で対応すべき要望の中で、もう既に解決をされた問題があれば、そのことについて報告をしていただきたいし、近日中に解決できると判断されるものについても、それぞれ報告をしていただきたいと思います。

以上、２回目を終わります。

○総務部長（坂崎博憲君）　立山議員の御質問にお答えをいたします。

国・県への要望に関しましては、毎年災害対策支部会議で出てまいりました要望を、地域生活課で取りまとめをいたしまして、市関係部署へ内容の通知、各担当部署から国・県の関係部署へ要望を行っているところでございます。

例えば、河川のしゅんせつにつきましては、御溝川では昨年要望いたしました元ＪＲアパート前のしゅんせつや、福川ではスポーツパレス前の線路敷上流部のしゅんせつ、山田川では人吉自動車学校前のしゅんせつなど、県で実施をしていただいております。このように、できる限り要望したものにつきましては、年度内に実施をしていただいているところでございます。

本年度も、河川改修、しゅんせつ等の要望が出ておりますので、これから現地を確認いたしまして、県へお願いをしてまいりたいというふう存じます。

次に、市で対応する事項でございますが、10件ほど要望があっておりまして、そのうち既に対応した事項といたしましては、東間小学校前の水路のごみ等の詰まりで、既に対応をいたしております。また、避難路の安全対策において、出水川のはんらんにより、道路と側溝の見分けがつかず、避難する際、危険であることから、目印のための点滅灯の要望があっております。本年度で対応したところでございます。

次に、梅雨入り前、近日中に対応できる事項でございますが、水防対策用の土のうの支給でございます。そのほか市への要望事項といたしまして、災害時要援護者の避難所として、病院の空きベッド等を使用できないか、大規模避難所のトイレを洋式にするなど、バリアフリー化ができないか、避難所において介助を要する高齢者等に配慮した仕切り板やポータブルトイレの設置はできないかなどの要望があっております。これらにつきましては、関係部署、関係機関と協議をしながら、要望に応えられるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今の答弁を聞いてみますと、10件中２件については既に解決をしたと。あとの問題についても早急に対応したいということでありますから、それは多として受けとめておきたいと思いますが、せっかく災害前にやるということは、できるだけ今年の災害に間に合うように対応できるならば、そういう願いをこめて、やはり雨季の前に災害対策会議をやるわけですから、その点については十分配慮しながら、すぐできることを先送りすることがまずないように、その点についてはよろしく取り組んでいただくようにお願いをしておきたいと思います。

それから、３回目の質問になりますが、要望ではなくて、課題となっている提案事項の中で、そういったものが９件あってるようでありますが、そのうちの３件は避難所の見直しというのが懸案事項になっているというふうに思うんですね。東西コミセンと下青井町内会館と鹿目町の避難所、そういうことで問題になっているようでありますが、今になって避難所にいろいろ異論がある。検討し直さなければならないというのは、非常にやはり避難という土壇場に立った場合に、住民の方が迷うんじゃないかなあというふうに思いますし、そういった意味では、いろいろ問題はあったとしても、きちっとやっぱり避難場所というのは、避難をされる人が迷いがないように、きちっと周知徹底を図っておくべきじゃないのかなというふうに私は思っています。その点についての執行部の見解についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　立山議員の御質問にお答えいたします。

３カ所の避難所の見直しの件、課題でございますが、まず東支部からの御意見は、「第３次避難所に東西コミセンとあるが、土地が低く、避難した後、危険な状態となったらどうするのか。避難所指定から外すべきでは」との内容でございました。西支部からは「下青井町内会館は地理的に低い場所となるため、水害時に孤立してしまうので、避難場所の代替はできないか」と。また戸越支部からは、「鹿目町の１次避難所は鹿目町公民館で、２次避難所は西瀬コミセン、そして３次避難所は鹿目分校となっており、わざわざ行ったり来たりしなければならない。２次避難所を西瀬コミセンとせず、鹿目町公民館でよいのでは」との内容でございました。

本年度の指定避難場所に関しましては、災害対策本部会議にて各支部長に対し、従来の指定避難所で示しておりますので、支部会議の席でもそのように伝えているところでございます。しかし、鹿目町の２次避難所に関しましては、町内会の希望により、鹿目町公民館とすることで意思統一を図ったところでございます。

課題に上がっております避難所の見直しに関しましては、次年度に向けて検討させていただきたいというふうに存じます。

以上、お答えといたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、答弁をいただいたわけですが、私が言わんとするところは、その鹿目については一応意思統一ができたということのようでありますけれども、いざ避難というときになって、どっちにしようかという迷いが現場段階、地域段階、町内であってはやはり困るのではないか。少なくともいろんな考え方はあったとしても、ここでいきますということの意思統一をきちっと図っておくべきだということでの意見でございますから、その点については十分その避難の段階になって迷いがないように、あるいは不満がないように、きちっと意思統一を図っておいていただきたいというふうに思っていますから、その点については十分早急に、まだ意思不統一の町内があるとするならば、支部があるとするならば、その点については十分意思統一を図っていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

それからほかの問題につきましては、まだ先ほど言いましたように、防災会議が終わってから時間的なものもありますし、そういったことで遅れているということでありますが、できるだけ今年の雨季前に解決できる問題については、きちっと解決してほしいということを要望しておきたいというふうに思います。

さて、４番目の質問になるわけですが、私は市会議員になってから、毎年、林支部の防災会議に出席をしてきました。そこで、毎年繰り返す林地区の重点要望があります。それは温泉町の西端、翠嵐楼の西側に流れます出水川の排水問題であります。ここは市内で最も多くの排水ポンプを据えつけなければ対応できないという、まさに内水排除の拠点的な地域であります。常設の排水ポンプ場をつくってほしい、要望を繰り返してきました。しかし、いまだに明かりが見えていません。市としても国・県に要望されているというふうに思いますが、その経過状況について質問をいたします。

以上です。

○総務部長（坂崎博憲君）　立山議員の御質問にお答えをいたします。

出水川の内水対策につきまして、市におきましては、出水期の５月～10月の期間内に４台の水中ポンプを常設をいたしております。増水時にはさらに４台を追加設置し、計８台の水中ポンプで球磨川へ排水するという内水排除対策を講じているところでございます。しかし、出水川の流量が多く、現在のポンプによる排水では内水の排除が十分にできない状況でございます。したがいまして、市といたしましても、内水被害を出さないためには、ポンプ場の設置が必要であることから、河川管理者である県に対して要望を行ってきているところでございます。

また、国土交通省に対しましては、球磨川による内水被害ということで、国の事業で着手できないかと、現場を確認いただき要望を行ってきております。また、市長におかれましては、ダムによらない治水を検討する場の事前の国交省との協議の中でも要望をされていると

ころでございます。しかし、国・県ともに事業の採択要件に該当しないことなどの理由から、いまだに整備には至っていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいまの答弁によりますと、出水川河口に常設の排水ポンプ場が必要であるとして、市としても河川管理者である県に対して、また国交省に対しても要望しておる。現場確認も済んでいるが、事業の採択要件に該当しないということで、整備が進んでないという趣旨の答弁であります。その具体的に、採択要件というのはいかなるものなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、現場確認も終わっているという言葉がございました。どういう状況の中で現場確認をされたのか、そういう思いがあります。水害というのは雨が降って水が出ていないと、天気がよくてカラカラしたときに見たって、全くそのイメージがわかない場合が多いんですね。そういう意味からいきますと、現場の排水をやっている最中に現場を確認する、このことが現場確認の必要条件じゃないかと私は思っているんですけど、この場合には、つまり温泉町の場合にはどういう状況のときに確認をされたのかということでお尋ねをします。

それと、ダムによらない治水を検討する場でも、市長のほうから再三要望しておられるとのことでありますが、このダムによらない治水を検討する場ではどういうような国交省の見解が出されているのでしょうか。

以上、３点、お尋ねをします。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、立山議員の御質問にお答え申し上げます。

国土交通省八代河川国道事務所にお尋ねをいたしたところでございまして、本川からの外水被害は支川等からの内水被害とは比較にならないほど甚大な被害となること。また本川の整備により、本川の水位を下げることで、内水被害を軽減する効果も期待できることから、基本的には本川の整備を優先しているところであるが、内水被害が頻発している地域では、本川の上下流バランスに影響を及ぼさない範囲で内水対策も並行して実施しています。そのような中、球磨川においては、まず治水安全度の低い中下流部の治水対策を優先的に実施していく必要があるとのお答えでございました。

また、県にお尋ねをいたしましたところ、県の財政事情は大変厳しく、新規事業の採択に当たっては、費用効果、事業費に対する被害試算額等の比較等などにより、現在のところ、事業着手が困難な状況であるとのことでございました。

また、確認はどのようなときに行ったのかということでございますが、議員がお尋ねになられた状況の最中ということではございません。20年６月に国土交通省八代河川国道事務所の担当官の方にお出でいただきまして、一緒に現場を確認をさせていただきましたが、その折は増水している状況を確認されたものではございません。ただ、その後、出水時の現場写

真というものにつきましては、参向時にお見せをしたということでございます。

また、市長が国土交通省の要望を行ったという先ほどの件でございますが、それはあくまでも会議の中でということではございませんで、事前の協議の中で国交省の方に申し上げられているというようなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、答弁を聞いて、まず調査時期については増水時ではなかったということである。しかし、写真は見せてあるということでありますから、大体のイメージはわかっているのかなあというふうには思いますね。ただ、県としては事業費がないからできないんだという言い方ですね。国交省と県の言い分が変わっているというのはどういうことなんでしょうね。国交省は、いわゆる本川からあふれる水のほうが被害が大きいから、そっちのほうを優先しますから、内水排除のほうは先に延ばしますということですね。県は必要は認めるけれども、財政事情でできないということで、国の言い分と県の言い分が食い違っているじゃないかというふうに私は思うんですが、そこのところはどうなんでしょう。

○総務部長（坂崎博憲君）　立山議員の御質問にお答えします。

あくまでも今回、県のほうと八代河川国道事務所のほうにお尋ねした中で、こういう御回答をいただいたわけでございますけれども、県といたしましては、今後は早い時期によく協議をしながら、対応しましょうというコメントもいただいておりますので、そういうことで早い時期に協議をしたいというふうに私どもは考えております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、私が問題を言ったところは、非常に微妙な問題なんですが、部長の答弁によりますと、ではもうやっていく方向で、やるならば県の事業としてやっていくという意味合いが私には受け取れたんですけれども、それはそういうふうに理解をしていいんでしょうか。それともあくまでもやっぱり国の事業としてやっていく、その線は崩さないという立場での県の言い分なのか、そこはどうなんでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君）　県の方にお尋ねしましたときには、国と県と市で協議をしてまいりましょうということでございました。どこが主体ということは、そのときにはコメントはされておりません。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　これは遅きに失した感があるんですが、財政的な問題があったとするならば、20年度、21年度当たりの国の経済危機対策の中で、かなり余裕があったんじゃないかなあというふうに思いますし、その活用でこの事業ができなかったのかという思いがあり

ます。その点についての判断を聞かせていただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　立山議員の御質問にお答えを申し上げます。

従来、熊本県に市としては設置の要望をしてまいったところでございます。昨年の経済危機対策におきましては、市の単独事業というようなことで考えておりましたので、我々として取り組むということは、そのときには考慮に入れなかったというところでございます。

以上でございます。（「県はできなかったとな」と呼ぶ者あり）

県につきましては、そこのところはお聞きしておりませんので、ここでお答えはできないところでございます。申しわけございません。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　これ以上、ここで議論をしても先に進まないかなあというふうに思いますから、少し私の意見を含めて述べておきたいと思います。

最近配られました防災マップですね、全家庭に配られました。あの防災マップを広げてみますと、温泉町、下林２区町内、仮屋町内から下・摩瀬町の住宅街にかけて、水深２メーターから５メーターの区域として、ずうっと幅広く水色に塗られています。さらに、温泉町の西側一帯は市内唯一、水深５メートル以上の紫色で塗られているんですね。この地帯には、この万江川と山田川に囲まれた村山を中心にして、万江川と山田川に囲まれたあの辺に降った雨が全部、大体この地帯に最終的には集まってくる、そういう地域なんですね。ですから、水色に塗られた部分とか、紫色に塗られた部分とか、ずうっと幅広く広がっておるという地帯です。これは増水時の水中ポンプの配置だけではとてもじゃないが追いつかない場所だと、いわゆる雨水域の広さからしても当然、常設のポンプ場が必要な場所ではないかなというふうに思っております。

そこで、今後ともぜひ、常設のポンプ場をつくっていただくように、国・県に対して要望を続けていただきたいというふうに思いますし、最後のこの点については、ひとつ市長の見解と今後の対応についてお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

出水川の出水による被害というのは、私も平成19年、20年に、両方とも出水時の被害状況を確認させていただいておるところでございます。よって、出水川のポンプ場設置に関しましては、ダムによらない治水を検討する場の事前・事後協議等々の中で、再三国土交通省には強く申し出をしてきたところでございます。実際に内水被害を受けていらっしゃる市民の方々がいらっしゃいますし、今後、さらに出水川の流量が増大する可能性も十分に考えられるわけでございますので、今後とも、国・県に対しまして、ポンプ場の設置を強く、粘り強く要望してまいりたいと考えております。すぐにできる治水対策として、国による施策としてお願いを私はしてきたところでございます。国土交通省の担当官におかれましても、この課題は十分に認識をしておられるというふうに私自身は感じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　市長としても現場の状況について、十分認識をされておりますから、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、最後の質問になりますけれども、口蹄疫感染の問題についてお尋ねをします。昨夜遅く口蹄疫の新たな発症が電波に乗りました。今朝の各紙の１面トップには、「都城市で口蹄疫の疑い、鹿児島県境に飛び火」の文字が大きく衝撃を与えております。

考えてみますと、今年の３月26日、宮崎県の都農町農場で水牛に下痢症状が出た。４月７日、別の農家の牛が発熱し、食欲がなく、わずかなよだれを流した牛が出た。そして、似たような症状の牛が次々に出てきた。宮崎県は19日になって、ようやく検体を農林水産省動物衛生課に送った。翌20日、午前４時過ぎ、動物衛生研究所の国際重要伝染病研究チームによって、口蹄疫ウイルスが発見をされたという状況であります。

水牛の発症から口蹄疫のウイルスが発見されるまで25日間、口蹄疫の症状がはっきりしないまま、その間ウイルスの蔓延を許してきたという状況であります。これが今回の口蹄疫惨禍の序章であったというふうに思っています。

４月28日、宮崎県えびの市で感染牛が見つかり、人吉球磨の一部が移動・搬出制限区域に指定され、口蹄疫は他山の石ではなくなりました。幸いに、えびの市で21日間症例がなく、制限区域からは解放されましたが、宮崎県の火元では鎮火どころか都城市への新たな飛び火がいたしました。

そこで、お尋ねをいたします。今回の口蹄疫感染によって、人吉球磨の畜産業等関係者にどのような被害や影響を与えたのか。総括的に経過を含めて答弁をいただきたいと思います。なお、それに対して、行政としてどのように対応されてきたかお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、今議員おっしゃいました経過、ダブってきますけれども、経過のほうから御説明いたします。

４月20日に第１例が宮崎県の都農町の肉用牛繁殖経営農家に発見されました。それが確認されまして、その後、川南町を中心に発生が相次ぎ、今おっしゃいましたように、９例目の４月28日には、えびの市の肉用牛肥育農家においても発生し、本市の一部が発生地の半径10キロ圏内の移動制限区域、10キロから20キロ圏内の搬出制限区域に指定されたところでございます。その後、えびの市におきましては、５月５日に養豚農家、５月11日に肉用牛肥育農家、５月13日には肉用牛繁殖農家においても次々に発生が確認されました。しかし対処が早かったために、それ以降の発生がなく、６月４日に制限区域の解除がなされたところでございます。

しかしながら、宮崎県東部の川南町を中心とした高鍋町、新富町、木城町、西都市、あるいはきょう報道されておりますが、昨日は都城市にまで発生が確認されたという、現時点におきましても終息の見込みがついていないという状況でございます。

次に、行政関係機関の対応状況でございますが、４月20日の宮崎県における口蹄疫の発生を受けまして、熊本県では同日、熊本県家畜伝染病対策会議が行われ、その後、球磨地域振興局において、管内関係者による情報連絡会議が開催されております。

４月28日のえびの市の口蹄疫発生により、球磨地域家畜伝染病対策本部が球磨地域振興局に設置されまして、その会議を受けまして、本市におきましても同日、人吉市家畜伝染病対策本部を設置し、以来、きょうまで対策本部会議を随時開催しながら、防疫体制を整えてきたところでございます。

本市では、５月７日に市独自の消毒ポイントを、大畑麓町の人吉市梅園手前に設置し、通行車両の消毒を開始したほか、これまで市内すべての肉用牛飼育農家や養豚農家に対し、口蹄疫感染防止のための消毒徹底チラシの配布、畜舎の消毒のための消石灰や消毒剤の配布、市家畜自営防疫協議会が所有する畜舎消毒機、煙霧機の無料貸出しなどを行ってきたところでございます。

さらに庁舎を初め、市の公共施設の入り口に消毒用の石灰散布を行い、市内の観光旅館や主な大型商業施設あるいは娯楽施設、事業所などにおきましても、玄関や駐車場での消毒の依頼を行ってきたところでございます。

今回の口蹄疫による被害でございますが、人吉球磨地域の一部が移動制限区域に指定されたことから、繁殖牛農家におきましては、５月に開催が予定されておりました子牛競り市が２カ月延期になり、飼育期間がまた延長されたということによる飼料代や労力の負担が増大しております。また、同様に肥育牛農家や養豚農家におきましても、移動制限により食肉市場への出荷ができなくなり、損害が増大しているところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　椎葉部長のほうから総括的に御報告をいただいたわけですが、今後の参考にもなりますので、もう少し詳しく、例えば影響を受けた畜産農家数、あるいは移動禁止、搬出禁止の対象となった頭数とか、消毒資材類の配布量とか、消毒ポイントの場所や数、自粛した各種イベントなどについて、具体的に少し詳しく報告をしておいていただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回影響を受けた畜産の農家数につきましては、本市の全畜産農家140戸すべてが影響を受けたというふうに思っています。移動制限、搬出制限区域内の畜産農家数の飼養頭数の合計は、牛が１万89頭、豚が3,682頭となっております。

次に消毒資材でございますが、畜産農家に対しましては炭酸ソーダを5.15トン、消石灰を8.4トン、公共施設などに対しましては約800キロほど、それぞれ配布しているところでございます。

消毒ポイントでございますが、管内におきましては国道221号線沿いの大畑ループ橋手前地点、それから大野公民館前、それからフルーティーロード沿いの鬼木町地点、それから国道267号線沿いの木地屋町地点、人吉市梅園入口、国道219号線沿いの球磨村渡地点、錦町地点、湯前町地点など全部で14カ所に設置されており、６月４日、えびの市の制限区域が解除された以後は、特に県境における消毒の強化がプール式によってなされております。

口蹄疫によるイベント等の中止でございますが、今現在、本市で把握している範囲内でお答えさせていただきますが、まず本市の畜産農家で構成する団体組織の総会などの会議を延長または中止していただいているほか、５月30日に予定しておりました人吉市梅園の梅ちぎりの一般開放を中止したところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　そのような対応がされたということでありまして、普通ならここでその経費問題、財政問題に触れるところでございますが、時間の都合があって、それは後で質問される方に残しておきたいというふうに思いますから、よろしくお願いいたします。

そこで３回目の質問になりますが、今回の口蹄疫惨禍に対応して、家畜口蹄疫対策特別措置法が12年３月31日までの時限立法として制定施行されました。従来の家畜伝染予防法と比較してもかなり厳しく、主な内容は飼育業者の同意がなくても殺処分などができるように、厳しい内容にもなっています。また、国が損害額の全額を賠償する、補償する。さらには、埋却地などについても国が補償するなどの安心の補償もあるようであります。この措置法について、市の見解を求めたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えいたします。

この口蹄疫特別対策措置法は、つい先日の５月28日に成立したばかりの法律でございますので、行政内部でまだいろいろと論議しておりませんが、私の見解をお答えさせていただきます。

今までの家畜伝染病への対応の根拠は、今おっしゃいましたように、家畜伝染病予防法でありました。しかし、宮崎県における今回の口蹄疫対策では、従来の法律では対処できないような数多くの問題が露呈いたしました。この家畜伝染病予防法でも、蔓延防止策を初め、もろもろの対応策が示されておりますが、今回の宮崎における口蹄疫の蔓延が想像以上のものであったことから、行政の対応が後手後手になり、結果としていまだに終息期が見えてないという状況にございます。

人吉市においても、えびの市で発生した当初、万が一この人吉市に飛び火が疑われた場合、

大きく国・県・市、あるいは畜産農家などがどのような指揮系統で、どこでどう動くのか不明な部分が多くございました。今回の特別措置法では、その指揮系統の強化というのが見られるところでございます。

家畜伝染病予防法第１条は、予防と蔓延防止を目的とされておりますが、今回の特措法第１条では、蔓延防止とともに、対処していく上での費用の国負担、生産者の経営や生活再建等のための措置を特別措置するということを趣旨として制定されております。

このように、国が陣頭指揮をとるためには、経済的負担や経済的支援という裏づけをもってやらないと、万全な指揮や処置がとれないということであろうかと思います。それを補うための時限立法じゃないかというふうにとらえております。

よって、今後このような事態が起きた場合は、この法律の趣旨を生かし、重要な課題でもございます畜産農家の再建のための措置や、蔓延を防止するための費用の国負担を前提におきながら対策に当たっていけば、初期から万全な体制が確立できて、もっと早い段階での終息が図れるものというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　新しくできた時限立法の内容について、行政、人吉市としての見解を示されたわけですが、人吉市の場合には６月４日で制限区域から解除をされましたが、宮崎県内ではまだ真っ盛りというような状況であります。安心できる状態にはないということでありますし、今後どのように対応するのかという大きな課題を持っております。

そこで一つ見解をお尋ねしておきたいのは、いわゆる殺処分の二重基準、この問題について意思統一をしておく必要があるというふうに思います。新しい時限立法では飼育者の同意がなくても殺処分をすることができるという法律になっておりますが、飼育者の同意なく殺処分をやるということの難しさは、これは担当職員によってはたまらんだろうというふうに思うわけですね。

しかし宮崎県ではそれとともに、いわゆる種牛に対する特別な措置ということで、殺処分の二重基準的な、そういうような扱いがされました。飼育者、飼っているほうとしては、まだ発症してない、しかも陰性かもしれない牛や豚を殺すということはまことに忍びないだろう。しかし一方では、伝染病の蔓延を抑えるという立場では、それはもう冷静に、そしてある意味では冷たく対応しなければならんだろうというふうに思います。宮崎では、種牛を本当は本来は殺処分すべきなのを、特例として許したという経緯があったんですが、これに対しては関係農家のほうからは、賛否両論があっているようであります。しかし、新時限立法ではそのことを踏み越えて国がやるということになるようでありますが、この厳しい選択について、市としての見解を求めておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

宮崎県での殺処分の賛否につきまして、及び移動制限区域と種牛の移動に関しての行政の立場からどう思うかということでございますが、非常に厳しい問題でございまして、一般論としてお答えさせていただきます。

まず、宮崎県での牛や豚の殺処分につきましては、これまで家族のように大切に育ててこられました農家の心情を察しますと、非常に残念な悲しい結果であると思いますが、宮崎県全体の家畜への蔓延と畜産経営の影響ということを考えました場合、行政としては苦渋の決断であったのではないかというふうに考えるところでございます。

また、種牛の移動につきましても、口蹄疫未感染地域への感染拡大の危険性から考えますと、周辺地域の行政機関としては、法律どおりに処理すべきだったというふうにも考えますが、宮崎県及び種牛に関わる畜産農家にとりましては、長年築き上げてこられたかけがえのない財産でもあり、移動して残すのもいたし方なかったんじゃないかというふうにも思っているところでございます。

最終的には、やはり法に沿って行うべきじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　殺処分の問題が出てきたときも、飼育者としての苦しみ、あるいはそれを実行しなければならない側の苦しみ、両方とも大きな苦しみが出てくるというふうに思いますけれども、その点については、やはり蔓延を許さないという立場での厳しい判断がやむを得ないのかなと、私も思っているところであります。

そこで、今後の問題で気になることは、風評被害の問題であります。消費者による買い控え、肉離れといいますか、そういった立場から消費量が落ちていく。それからもう一つは、人吉球磨で生まれた子牛を、よそから買いに来てくれる。その買い手がたくさん来ないと、値段が高くならない。そういう状況になっていくわけですけれども、いわゆる購買者の減少、よそから買いに来てくれる人たちが減少するのではないか、そういった心配を持っています。人吉球磨の子牛が今どのような状況で、郡市外に買われていくかということは、これは執行部のほうにお願いしておりましたけれども、そのことを含めて対応策について見解を求めておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、郡市家畜の販売の現状でございますが、平成21年度の球磨家畜市場における子牛競り市の状況についてお答えいたします。

購買者数につきましては、延べ182の個人もしくは業者がございます。内訳は、球磨管内が46、県内が61、熊本県を除く九州内が70、九州外が５となっております。球磨管内と県内で全体の約59％となっております。

次に頭数でございますが、全体で3,888頭の販売をしておりまして、内訳は、球磨管内が

1,113頭、県内が1,222頭、熊本県を除く九州内が1,385頭、九州外が168頭となっており、球磨管内と県内で全体の約60％となっております。

次に、生産面での風評被害の対策でございますが、本市としましては、今後本市の畜産農家の所得維持を図るためにも、競り市での購買者の購買意欲が低下しないよう、球磨畜産農協など畜産関係団体とともに連携しながら、国及び県へ人吉球磨産牛の広報ＰＲ活動などへの取り組みを強化していただくよう要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　最後の質問になるかと思いますけれども、まず今回の口蹄疫感染の問題では、経済部農業振興課のスタッフを初めとして、関係者の皆さん方は大変御苦労いただいたというふうに思っております。御苦労であったというふうに思います。しかし、これで終息するかなあと思ってた時点でまた都城ですから、これはまた大変だというふうに思いますし、今回の感染問題を教訓にしながら、しっかりとした制度や体制の確立を今後図ってもらわなければならないというふうに思うんですが、私の私見として申し上げるならば、今回のこの問題を教訓として情報の共有や正確な、そして素早い判断をする。それから感染ルートの追求をきちっとする。畜産農家の理解と協力を得るようにする。そのためにも支援体制の確立と充実をしなければならない。それから獣医師、行政、畜産関係機関の連携を密にする、などが重要な問題ではないかなあというふうに思っているところであります。

なお、けさの熊日新聞をごらんになった方は御承知かなあというふうに思いますが、イギリスの家畜衛生研究所、デービッド・パトン博士のインタビュー記事が載っておりました。その主なものをちょっとピックアップしてみますと、2001年口蹄疫の大流行でイギリスは600万頭以上の殺処分をしたという経験をもっていますが、この経験をもとに全国的なレベルで危機管理対応の演習、定期的な演習を行っている。警察、行政、軍、研究所などが参加して、全国レベルで定期的に行っているということであります。なお、オーストラリアもこのことをやっているようであります。

それから、2007年には感染が確認された時点で、全国的に移動禁止を発令をしたということであります。なお、このデービッド・パトン博士のインタビューの中で、指摘事項として、発見の遅れが重大な問題になりやすい。獣医師にとって口蹄疫というのは非常に触れる機会が少ない伝染病だから、そのこともきちっとやはり記憶にとどめておくべき。ただ、日本では狭い範囲の感染だから、抑え込みは十分できるはずである。このような専門博士のインタビューに対する指摘があっているようであります。

こういった問題も含めて、今後しっかりした体制の確立をお願いをしておきたいと思いますが、最後に、この口蹄疫の問題について市長としてのお考えがあれば、ぜひ決意の表明をしておいていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回の宮崎県での口蹄疫発生に伴う熊本県及び本市の対策につきましては、それぞれの関係者の協力を得ながら迅速に進められてまいりました。

えびの市での終息が近まっているということではございましたけれども、宮崎県境においてすべての熊本県側の道路に、さらに消毒ポイントを県は増設されまして、まさに油断大敵ということを念頭においた適切な措置ではなかったかというふうに思っております。都城市での発生を受けて、これも大変重要な心構えの一つであるというふうに、私も昨夜感じたところでございます。

これらの経験を踏まえまして、今後どう生かしていくか、どう備えていくかが重要であります。宮崎県都農町での最初の発生疑いにおいて、感染確定するまでにまず時間がかかりすぎているという感じがいたします。先ほど立山議員の御指摘のとおり、獣医師もその口蹄疫に触れる機会が少ないということで、他の病気というふうな判断も最初はあったようでございます。つまり、経験がないということで初動体制にやはり問題があったということができると思います。そういったことから、畜産農家と情報を共有し、御理解と御協力をいただきながら、迅速な判断のもとに防疫措置を講じることが必要であると考えておりますし、また殺処分等で経営に損害を受けられました農家につきましては、経営再建や心のケアにつきまして、速やかに支援をしていくことが必要であると感じたところでございます。

ただ一つ、教訓として頭に入れておきたいことは、なぜえびの市では21日で蔓延を防止することができ、発生を食い止めることができたかということでございます。それは殺処分、即埋却という適宜な措置が施された結果ではないかというふうに思っております。いまだ宮崎県の川南町を中心に、殺処分、埋却というところが滞っておるようでございますので、このことが今後、国においてしっかりとした対策をおとりいただく必要があるというふうに感じているところでございます。

今後、国においてしっかりと被害地域の声を聞きながら、検証・分析を行っていただき、被害防止策や万一の場合の対応や支援について、検討がまずはなされるべきだというふうに思います。その検討から、今後どのような対策・対応、初動体制を築いていくかということが、一つの流れとして築き上げられるのではなかろうかと思っております。

また、地域段階ではこれまでの熊本県や球磨地域、及び本市対策本部の防疫体制に関する対応状況、関係機関との連絡と役割の分担、農家や地域住民への情報提供や協力依頼、被害農家への各種支援、さらには宮崎で実施されております対策等も参考にしながら、関係機関が一体となって、その検証と分析を行い、課題の抽出とその解決を図り、今後に備えていく必要があるというふうに考えているところでございます。国は国、県は県、各市町村は市町村でこれまでの経験を踏まえて、そして新たなる対策を構築し、いかなる場合にも即応体制がとれるという環境を整える必要があるというふうに思っております。

なお、本日も議会終了後には、対策本部を開催する予定でございまして、さらにどんな対策が考えられるのか協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○14番（立山勝徳君）　終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時27分　休憩

午後２時40分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　皆さん、こんにちは。９番議員の永山でございます。田植えの時期でございまして、ここ数日間晴天が続きまして、私のところもやっときのう田植えを済ませてきたところです。市長が全国市長会で休会が続いた関係上、ゆっくり田植えをすることができましたけれども、あまりにも休会が長かったので、田植えばっかりに専念しておりましたので、質問の原稿もやっとけさつくり上げたところでございます。そしてまた、先ほど立山議員のほうが同じような口蹄疫問題について質問されましたので、若干重複するものが多分半分以上ありましたけれども、そしてまた、私を含め５人の議員の方が今回、口蹄疫問題について通告をされておりますけれども、私は私なりに一畜産農家の一人としても質問をしていきたいと思っております。

私の家も赤牛・黒牛と肉用牛の繁殖牛を飼育してきました。どうせ牛を飼うならということで、家族全員で養ってきたわけですけれども、宮崎産の牛は高く売れるということで、安平等のいろいろな系統のいい牛を仕入れて今日まで至ったところでございます。市長の施政方針にありましたように、今回、宮崎県都農町において家畜伝染病である口蹄疫の発生が確認されました。そしてまた、ゴールデンウイーク前の４月28日には、隣接のえびの市でも発生が確認されました。

また人吉市においては、移動制限区域、また搬出制限区域に指定されたことから、この地域においても経済的・経営的にいろんな問題が生じているのも現状でございます。

また、先ほども立山議員のほうからも申されておりましたけれども、また、昨日は都城市でも３頭の牛が口蹄疫遺伝子検査で陽性反応が出たということで、250頭が即殺処分された報道がありました。都城市でも徹底した防疫体制をとられてたのに残念であろうと思うし、また、畜産にとっては恐怖との戦いであり、衝撃と落胆は計り知れないものがあると思っているところでございます。

今回の口蹄疫、非常な伝染病でございますけど、改めてどのような病気、症状があるのか。

また、早期発見にはどのような点に注意したらよいかをお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

口蹄疫とは、家畜の伝染病の一つでありまして、牛、豚、ヤギ、羊、シカ、イノシシなど、ひづめが二つに割れている動物、まあいわゆる偶蹄類でございますが、が感染する口蹄疫ウイルスによる感染症でございます。非常に強い感染力を有しておりまして、日本では家畜伝染病予防法におきまして、法定伝染病に指定されている病気でございます。一般的な症状としましては、外見的には発熱や多量のよだれなどが見られまして、舌や口の中、ひづめのつけ根など皮膚の柔らかい部位に水泡が形成され、食欲がなくなったりすることが特徴でございますので、まず第一段階として、このような症例を見ていただけば、早期発見につながるものというふうに思っております。

この口蹄疫は、アジア、中東、アフリカ、南米を中心に毎年世界各地で発生しており、日本国内では、平成12年３月に約92年ぶりに宮崎市で発生した後、本年４月に宮崎県都濃町で発生した口蹄疫は、国内では10年ぶりに発生したものでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　９番。

○９番（永山芳宏君）　発生の経過、行政の防疫対応についてということで２回目の質問をする予定でございましたけど、先ほど、また立山議員も内容的には同じような内容の質問をされまして、また答弁内容につきましても若干同じような答弁でございましたので、これについては大体の割愛をさせていただきますけれども、やはり国の対応が非常に遅すぎたというのが第一次致傷でございます。そういった中で、はっきりした原因を特定をするに至っていないというような状況もございますけれども、いろんな中国産のわらの関与があるとか、そしてまた風評被害では、韓国の農業研修生が宮崎に来られた。そういった風評被害も出ているということで、行政の対応とかなんかについても、やはり早い全土の対応が必要でなかったのかなというふうに考えているところでございます。この件については、私の意見を述べさせていただきまして、次の質問に入らせていただきますけども、この移動制限区域が、人吉もやっぱりえびの市で発生したということでありまして、この移動制限区域とはどういう区域なのか。また、どのようなことが制限されるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

移動制限区域でございますが、これは発生地を中心とした半径10キロ以内の区域において生きた偶蹄類の家畜の移動を禁止するものであります。また、家畜以外におきましても、原則として発生地及び近接農場で搾乳された生乳あるいは家畜管理用具、敷料、飼料、排泄物、家畜の死体、家畜の精液や受精卵なども移動禁止となります。さらに、屠畜場及び家畜市場は閉鎖されるほか、共進会など家畜を集合させる催し物は中止となります。制限期間は、原

則として最終発生例の殺処分をした後、防疫措置完了後21日間というふうになっております。

以上でございます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　９番。

○９番（永山芳宏君）　移動制限区域ということで御答弁をいただきました。21日間という期日が発生からあるわけですけども、今回えびの市では、発生後21日を過ぎたということで、６月４日の日に解除がなされました。しかしながら、この21日間というのが、やがて21日間を迎えるというような時期に達したとき、また再度発生すればまたその21日間は延びる。非常に制限区域の期間というのが非常に不安定で、いつ確定するのかという不安もあるところでございます。そういった中で、解除されるにはどういったものがあるかというふうなことも考えておりますけれども、３週間の間に臨床検査とか、血液検査でウイルスの存在がなければ解除できるというようなことがありますけれども、そういったことも含めて、私どもの地域がその区域を解除されたことは、大変早い時点でよかったなというふうに思っているところでございます。しかし、移動制限が発生しないほうがよいという思いと、また、発生したらどうすればいいのかわからない点もあるわけでございます。いつ発生しても、飛び火しても、来ないだろうかという不安の日々でありますけれども、発生したときの農家の心境は計り知れぬものがあります。

また、その関係上、先ほども立山議員の中にもありましたけども、人吉市の畜産農家数とか、家畜の頭数はどれくらいか。また万が一、人吉市におきまして口蹄疫が発生した場合には、どのような手順で対応すればよいのか。対応マニュアル、埋却の場所、場所の選定、埋却の方法、さらには埋却する際の穴といいますか、場所の深さとか、広さ、それに関わる労力、経費等はどうなっているのか。また、その埋却に要する経費等につきましては、農家負担でやるのか。また、埋却作業に当たっては、同じことですけども農家でするのかお尋ねをいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

人吉市の畜産農家数及び家畜頭数は、平成21年末畜産統計によりますと、酪農家が14戸で1,089頭、肉用牛繁殖農家が119戸で4,558頭、肉用牛肥育農家が６戸で1,306頭、養豚農家が10戸で3,815頭でございます。この統計での畜産農家数は、合計、今の戸数を足しますと149戸になりますが、繁殖と肥育のどちらもやられているとかで、数が重なってきまして、実質的な農家戸数は140戸というふうになっております。合計が牛が6,953頭、豚が3,815頭で、合計１万768頭となっております。

次に、万が一本市で発生した場合ですが、家畜伝染病防疫対策本部が設置され、まず城南家畜保健衛生所において発生農場の隔離指示、立入規制が決まりまして、球磨地域振興局において移動規制範囲や消毒ポイントが設置されます。

次に、城南家畜保健衛生所を中心に発生農場の消毒が実施され、市におきましても、その

支援に当たっていきます。

また、直ちに埋却場所の選定及び設置を完了し、発生農場のすべての家畜の殺処分を行ったあと、埋却を実施するなど、防疫措置を行うこととなっております。

埋却につきましては、家畜伝染病予防法に基づいて行うこととなっておりますが、埋却場所はできる限り当該患畜または擬似患畜が屠殺された場所に近い場所で行わなければならないとなっておりまして、プラス人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所というふうに決められております。

埋却の方法ですが、埋却する穴は、家畜の死体または物品等を入れてもなお地表まで１メートル以上の余地を残す深さとなっておりまして、これはおおむね４メートルほどの深さにということになっております。また、死体の上に厚く消石灰をまいてから土で覆い、土質の軽い土においては、石などをもって死体を覆ってから、さらに土で覆うということになっております。

なお、今回施行されました口蹄疫対策特別措置法によりますと、平成24年３月31日までの時限立法でございますが、これらの埋却のために必要な作業に従事する者の派遣などにつきましては、国が措置負担することになっており、その費用の全部、または一部を国が負担するというところでございます。

以上でございます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　９番。

○９番（永山芳宏君）　今、答弁いただきましたけども、まあ発生した場合のマニュアルといいますか、私も山間部に住んでおりますけれども、いざ埋設となれば、そう簡単にいくものではないなというふうに考えているところです。電話等で執行部より聞き取り調査があっておりますけれども、うちの家内が対応したときに、「はい」と言ったというもんですけん、簡単にはいかんよというふうなことを夫婦で会話したところです。農家によっても頭数そのものが若干多いところ、少ないところありますけれども、場所とか特に頭数が多ければ多いほど、選定をされる場所的にも条件がございますので、非常に厳しいものがあるんではなかろうかというふうに思ってます。まずは、感染拡大防止のために、やはり時点でのこの埋設。殺処分は家族同様に育ててきた牛を、行政的な勧告または指示によって、そしてまた同意を得ての状況になるわけですけど、そういった部分については、非常に厳しいものがございますけれども、やはり発生したことを考えれば、わかりやすいマニュアルといいますか、そういったものを整備していただければなというふうに思っているところでございます。

そういった状況を踏まえて、口蹄疫が発生後、球磨市場におきましても各市場の閉鎖、そしてまた競り市の延期等でえさ代の支出、また、収入が見込めない状況であります。郡町村会では、５月競り牛の出荷子牛に対しましては、月額１万円のえさ代の助成等がなされているようでございますけれども、市ではこういった措置はございませんけれども、市単独で

５月中旬に農家対象に生活資金等の運転資金の貸付けということが創設をされました。国とか県、または市の今後の経営対策に対してどのような支援対策があるのかお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

口蹄疫発生に伴う国の対策としまして、まず家畜伝染病予防法の対応におきましては、口蹄疫が発生した家畜においては評価額の３分の１、発生が疑われた家畜においては評価額の５分の４を手当金として支払われることになっており、今回その手当金の概算払いによる迅速な交付、及び発生が疑われた家畜評価額の５分の１の差額分を発生県が負担した場合、全額を国が特別交付税で措置することとなりました。

次に資金関係でございますが、国段階の資金としまして、移動搬出制限区域内で経営継続が困難となった農家に対し、飼料代、家畜購入費など畜産経営継続に必要な経費を、県、市町村、融資機関が利子補給により無利子で貸し付ける家畜疾病経営維持資金がございます。貸付け限度額は、１頭当たり乳用牛・肥育牛が10万円、繁殖雌牛５万円、肥育豚１万円、繁殖豚２万円となっており、償還期間は３年以内で行う。うち据え置きが１年となっております。また、制限区域内にある養豚経営の豚舎の収容能力を超えた子豚の淘汰、並びに出荷遅延により体重が過大となり、評価が低下した肉豚の出荷に対し、助成金額を交付される子豚淘汰出荷遅延緊急対策事業や、口蹄疫の発生に伴う移動制限などによりまして、出荷できない家畜を飼育するための簡易畜舎などの貸付制度である畜産高度化支援リース事業などが新設されました。

県段階の経営対策としましては、今回の口蹄疫発生に伴い、家畜市場の開催延期などで経営継続が困難となった畜産農家等を対象に、生活資金などの運転資金や、飼料代、家畜購入費など経営継続に必要な経費を、県、市町村、融資機関が利子補給により無利子で貸し付ける熊本県家畜疾病緊急対策資金制度が導入されました。貸付限度額は、生活資金など運転資金などの融資分におきましては、１経営体当たり500万円。飼料代、家畜購入費など畜産経営継続に必要な経費などへの融資分は１頭当たり肉用牛・肥育牛10万円、繁殖雌牛５万円、肥育豚１万円、繁殖豚２万円。償還期間は３年以内で、うち１年が据え置きというふうになっております。

本市におきましては、５月17日に市内の全家畜農家を対象に生活資金など運転資金に対し、無利子・無審査で融資を行う人吉市口蹄疫緊急対策資金貸付制度を創設いたしました。貸付限度額は１経営体当たり30万円で、償還期間は６カ月据え置きの30カ月以内としているところでございます。現在、６月９日現在でございますが、32名の方々が申請されている状況でございます。

以上でございます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　９番。

○９番（永山芳宏君）　経営対策として、国・県・市レベルでのいろいろな貸付制度が新設されているようです。これを利用して、この危機的状況を乗り切ることができればなというふうに思っておりますし、また、市単独で緊急対策資金の貸付制度につきましても、現時点で32名の方々が申請されているということは、大変農家にとりましてもいいことではなかったろうかなというふうに考えておるところでございます。

最後に、市長にちょっと考え方をお聞きしたいと思っております。人吉市の酪農家、繁殖農家、肥育農家、養豚農家、全部で約140戸ほどございます。そしてまた、牛豚合わせれば約１万800頭ほどの家畜頭数があるわけでございます。家畜は経済動物とはいえ、やはり家族同様に育ててきましたこの家畜を評価するというのは、それぞれの系統によっても若干違いがありますけれども、相当な額になるんではなかろうかというふうに思っております。というのも、この人吉地区の畜産というものを一つの企業と考えたときに、資本金何十億円の大企業になるのかなというふうに、私なりにこうちょっと考えたところであります。発生した地域においては、町がなくなるのではないかという危機感も持っておりますし、それだけこの口蹄疫伝染病の怖さがあります。昨日の都城市での発生が、今後影響が出なければなというふうに思っているところでございますけれども、球磨市場で開催予定でありました５月競りが２カ月ほど延期をされ、また、７月に今の現時点では３日間において５月分と７月分の競り開催予定ではございますけれども、購買者の減少、そしてまた価格の下落、そういった相当な影響が出ることも予測されるわけでございます。こういった時期であればこそ、雌牛は地元に残して、次の繁殖母牛としての対応ができればというふうに思っておりますけれども、それにはやはりこういった状況の中では、資金面等についても農家からすれば厳しい面がございますし、そういったところで市長としてどういった支援策があるのか。また、口蹄疫の問題に対してどういった考えを持っておられるのか。また、日本はワクチンを接種しない口蹄疫正常国でございます。ワクチンを打ったら殺処分という厳しい、牛やら豚には罪はございませんけれども、拡大防止のための処置としてそういったことがあるわけでございますので、そういった原本的な、総合的なことを踏まえて市長のお考えを聞きたいと思います。

よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

新聞、テレビ報道等によりますと、最初に発生をしました都農町の皆様方、川南町を中心とする町の皆様方、生き地獄という言葉を使っておられたのが非常に強烈に胸に突き刺さったわけであります。おっしゃるとおり、手塩にかけて育てた牛や豚というものを、まだ罹患していないにもかかわらず、ワクチンを打って殺処分しなければならないという方々のお気持ちというのは、やはり生き地獄であろうというふうに私も感じたところでございます。油断大敵という言葉を、昨夜私自身も都城の発生におきまして、改めて認識をしたところでご

ざいます。万が一のときは、畜産農家の悲嘆、失望、まさに生き地獄ではないかと思いますし、御指摘のとおり町自体が死の町、すべての経済活動が停止をしてしまうということでございます。そのような現実をテレビ、新聞でまざまざと見せつけられているわけでございまして、これ以上口蹄疫におきましては、本市には感染をさせないという、やはりここは不退転の決意がいるというふうに思っているところでございます。

先ほど埋却の御心配もございましたけれども、万が一というところに備えて、えびの市の事例ということから学ぶとすれば、殺処分即埋却というのが最善の手段であるというふうに認識をいたしておりますので、その場所につきましては、対応が即時に実行されるよう対策を急いでいるところでございます。

今後、万全の防疫体制を継続していくことが最大の課題でございます。また、今回の口蹄疫により、影響を受けておられる本市の畜産農家への支援措置といたしまして、市独自の無利子の融資事業を初め、国・県などの経済対策の活用、これを関係農家の方々へ周知及び相談窓口をこれも適宜強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。農家の皆様方に御不安・御心配をおかけしないような措置を適宜・的確に措置をしていかなければならないというふうに存じております。

以上、お答えといたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　９番。

○９番（永山芳宏君）　市長より答弁をいただきました。何はともあれ万が一のことを考えてのことでございますけれども、やはり人吉市には絶対起こさない防疫体制、また私ども農家も、そしてまた一般の市民の方々にもやはりこの人吉球磨地域に絶対感染拡大しないでいいような措置をして、また車両等につきましても、やはりそういった体制を、万全の体制をとっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時11分　休憩

午後３時24分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。今年は５月連休時期よりすばらしいこの青空の天気が続いております。先ほどの質問の中にも、ところによって農繁期を前にして水が足りないところも出てるというようなことでございます。また、梅雨入りもおくれているようでございます。こういう年は、梅雨さなかの大雨や、

また後半の集中豪雨による水害が心配されるところでございます。先月、５月７日の球磨川水系の治水と防災に関する特別委員会で、八代市にございます国土交通省河川国土事務所に意見交換会に出向いた際、事務所の笠井雅広所長は、球磨川の安全度の見解の中で、現在の球磨川の安全度は５分の１という確立の安全度を示されたところでございます。球磨川が市内の真ん中を東西に貫流する人吉市は、水害は忘れたころに来るのではなく、しょっちゅう来るということを人吉市民は常に頭にとめおかなければならないということではないでしょうか。私はその原因は、常に人災であり、なかんずく政治に携わる者、行政に携わる者の責任は大であると思っているところでございます。

さて、今議会に一般質問を２点ほど通告しております。

１点目は、地上デジタル放送についてということで通告しております。この問題は、平成20年９月の第３回定例会でも私は質問しております。質問の中で、地デジ移行への背景と経過や地デジ受信機の普及率、低所得者対策、共同受信施設、難視聴地区の救済策についてお尋ねしております。その当時の答弁では、平成20年３月時点での普及率は全国で43.7％、九州では38.8％で、また低所得者支援では、総務省が平成21年度から平成22年度にかけて生活保護受給者に対して、受信機、受信機器購入等に係る支援を行うということになっているとの答弁でございました。

また人吉市内の難視聴対策や救済策についての質問では、いわゆるＵＨＦの電波が弱いところは各世帯で立地要件が違うので、専門家の電気店等に相談していただきたいと。また、人吉市の難視聴地区の共聴施設では、ＮＨＫ共聴施設が８施設と自主共聴施設の４施設があり、６施設がデジタル化が完了し、自主共聴施設はすべて工事が完了しているとの答弁があっております。個人もしくは二戸、三戸ぐらいの数個を想定した難視聴地区の救済策については、地上デジタルテレビ放送を受信するためのデジタルテレビ等の購入やアンテナ交換等については自己負担を基本とするところから、個人に対する救済策はなく、難視聴地区においては、複数世帯で構成された共同受信施設設置及びその維持管理のための団体を組織することによって支援が受けられることがあるが、支援体制の条件を満たすことが要件となっているとの高いハードルがあることを答弁されております。質問した当時から２年経過したところでございますが、その間、緊急経済対策としてエコポイント等の導入等で、デジタルテレビの普及率も高くなっていると思います。

そこで、デジタルテレビの普及率、それに低所得者対策、共同受信施設、難視聴地区の救済策等についても、政策的に変更ないし緩和策があればお尋ねいたします。

１回目、終了します。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

１点目の地上デジタル放送の普及率につきましては、総務省報道資料によります地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率でお答えさせていただきます。本年３月現在で、全国で

83.3％、九州で82.6％となっておりまして、エコポイントの効果等による受信機の普及を反映しまして、平成20年度から比較しますと、２年間で大幅に上昇しているところでございます。

２点目の低所得者対策でございますが、総務省では、平成21年10月から経済的に対応が困難な方を対象としまして、簡易なチューナーの無償給付やアンテナ等の改修を初めとする受信機器購入等支援事業を開始しております。

共同受信施設でございますが、ＮＨＫ共聴施設の未改修となっておりました大塚・田野地区につきましては、今回、ブロードバンド整備にあわせまして、光インターネット回線を利用して、難視聴解消を予定しております。

自主共聴施設の４施設につきましては、すでに改修工事が完了しておりますが、現在、新たに西間地区を初めとする難視聴地区が確認されておりますので、今後も共聴施設のデジタル化支援補助事業等の活用により、難視聴地区の解消を図ってまいりたいというふうに存じます。

以上です。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　２回目でございますが、20年９月議会の答弁を聞いて、人吉市には地デジ放送の難視聴地区はあまりないという印象を持っていたところでございますが、今年３月時点で新聞報道等によりますと、アナログ放送は受信できるが、この電波特性の違うデジタル電波は届かないといった難視聴地区は、全国で最大35万世帯に達するとの報道があっております。また、去年の11月か12月ごろだったと思いますが、デジタル電波受信アンテナを持った調査員が二、三人で自宅等を回りまして、何々宅は受信できませんと、住所と氏名を入れた黒板を玄関先で１件１件写真を撮っていかれまして、それ以来、自宅を含めた地域はやはりこの地デジ放送は入らないのかと、隣保班会議でも心配していたところでございます。そのとき、どこの調査員かも尋ねていなかったところでございまして、その後何のこの結果報告もございませんし、不安に思っていたところでございます。

また、私の知るところでは、中神地区の段山町内にも、同じ調査員たちがデジタル電波の受信調査に来られたと聞いております。そのときの調査員はどこの調査員か、市は把握をされておられるのでしょうか。その調査結果の報告等を受けられておられるのでしょうか。その調査のとき私はたまたま自宅にいて、デジタル電波が受信できないということを知ったところでございますが、調査時に不在であったところは、調査が行われたこと自体も知らないところが多いわけでございます。そのときの調査結果は、各家庭に知らされるのでしょうか。

また、調査員が入ったような、アナログ放送は受信できるが電波特性の違うデジタル電波は届かないといった地域について、人吉市は把握されておられるのでしょうか。

それと、調査員が入った、つまり１戸か二、三戸といった数戸の集落の難視聴地区につい

て、つまり今までのこの支援制度の要件を満たすのが難しいような地域についての救援策はないのかお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

１点目の地上デジタル放送の調査は、総務省熊本県テレビ受信者支援センター、通称デジサポ熊本でございますが、ＮＨＫ及び熊本県電気商工組合加盟の電気店、これは地デジサポーターと言われておりますが、といった各団体の調査員によって実施されております。議員お尋ねの調査員がどちらの所属で実施されたかは判明しませんが、現在のところ、市への調査結果報告等は受けておりません。なお、これまでの調査情報の提供では、他の八つの難視聴地域について報告を受けているところでございます。

２点目の調査結果の各家庭への周知についてでございますが、調査においては、難視聴地域、エリアを特定する標本調査でありますので、家庭への個別調査結果の報告は行われておりません。現状では、各家庭の状況に応じまして、地デジサポーターといわれます電気店に御相談いただくように、支援体制の充実が図られているところでございます。

３点目のアナログ放送は受信できるが、デジタル電波が受信できない地域につきましては、明確な調査資料が存在しないため、完全には把握できていないのが現状でございます。本市としましては、昨年の緊急雇用で実施しました市内全世帯を対象とした電波調査結果を参考資料としまして、個別にデジタル電波が受信できないと相談があった世帯及びその周辺につきましては、デジタル電波を調査してもらうよう、デジサポ熊本に適宜要望しているところでございます。

４点目の難視聴区域の救済策でございますが、地区内の世帯数が20世帯以下の場合は、個別受信難視聴対策事業が国により実施されておりまして、高性能等アンテナ対策を各世帯個別に行い、その経費を助成する支援制度がございます。助成内容でございますが、費用が３万5,000円を超え10万5,000円以下のものについては、助成対象経費から３万5,000円を差し引いた額を、10万5,000円を超えるものについては、助成対象経費の３分の２に相当する額を助成されることとなっております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　３回目でございますが、最初に、ただいま答弁にありました、この調査情報を提供いただいた難視聴地域の８地区とはどの地域でしょうか。

それから、平成21年７月の緊急経済対策と銘打った臨時議会で、人吉市独自の地デジ難視聴対策を行うということで、地域雇用創出推進事業に緊急雇用創出事業を組み、地デジに精通した人を雇用しようと、賃金・委託料を提案され、また地域情報通信基盤整備事業でブロードバンドゼロ地域解消事業とともに、地上デジタルテレビ難視聴地域解消事業として委託料を提案されておりました。当時は、人吉市独自のこの事業であり、市民がいろいろ相談

するにも便利であり、私も大変このすばらしい事業だと喜んでいたところでございます。そこで人吉市独自の事業でどういう人たちを何人くらい雇用され、どういう事業を展開されたのかお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

１点目の８地区でございますが、西間下町、西大塚町、上漆田町、大畑町、大畑麓町、上永野町、上戸越町の２地区、といった各町内の一部の地域において、新たな難視聴地域として報告を受けているところの８地区でございます。

２点目の難視聴地域解消事業の取り組みでございますが、地上デジタルテレビ難視聴世帯調査事業の業務委託を平成21年10月から本年１月の３カ月間実施しております。雇用につきましては、公共職業安定所において募集を行い、失業されている方を新規に12名を雇用いたしております。事業内容でございますが、市内全世帯を対象に、地上デジタルのレベルチェッカーを使いまして、地上デジタル放送が受信可能な状態であるかどうかの調査を行っております。その上での調査結果をもとに、地図上に難視聴世帯が示された報告書が提出されており、それを参考資料として総務省熊本県テレビ受信者支援センターに対し、要望をいたしておるところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　４回目でございます。ただいま答弁いただいた中、人吉市独自の調査結果は、地図上に落としてあるということでございますが、その調査の目的はなんだったのか。また、難視聴地区の１件１件のこの情況把握はできたのか。また、通称デジサポあたりからの情報提供とその調査が一致しているのかお尋ねします。

また、現在テレビとか広報紙などいろいろな方法で、来年平成23年７月25日から行われます地デジ放送へのお知らせが行われております。また、人吉市内でも数箇所での説明が行われているようでございますが、テレビや広報紙、または説明会場でのこの説明は、テレビを含めた受信機の説明やアンテナの説明が主になっているようでございます。本当に山などの障害物があって、地上デジタル放送の電波が弱いところや、電波が入らないところ、つまり先ほど申しましたように、調査員が入った地域などへのこの調査結果の報告も含め、また、山間部の１軒家ないし高齢者の家庭などへのきめ細かい地デジ放送対応へのお知らせ等はどこが行うのか。人吉市としてどのように対応するのかお尋ねします。

それと難視聴地区で何らこの救済策のないといった１戸から二、三戸といった数戸の集落についてでございますが、そういう難視聴地区が、電波を妨害する山などの障害物を避けてアンテナを立てるとすると、やはりこの資金面の苦労や用地交渉等とかの労力も必要としますし、地デジ放送に間に合わない場合も出てくるやもしれません。ましてや山間部の１軒家とか高齢者の家では、１軒１軒回ってお知らせしなければ、地デジ放送が何かを理解されて

おられない方もおられるわけでございます。そこで、万が一、来年平成23年７月24日まで地デジ対応ができない場合も出てくると思いますが、その場合、地デジ放送受信料の不払い問題や、突然テレビが映らなくなるといった問題も当然発生すると思いますが、それらの問題にはどういうふうに対処されるのでしょうか、お尋ねします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

１点目の地上デジタルテレビ難視聴世帯調査事業の業務委託の目的でございますが、市内全域における地上デジタル放送が受信可能な状態であるかどうかの簡易な標本調査を行っており、本市の難視聴地域の全体概要を把握することを目的に実施いたしております。したがいまして、アンテナの高さ、設置場所の調整等による戸別世帯ごとの受信状況調査、詳細調査までには至っておりませんでした。そのようなことから、総務省デジサポ熊本からの情報提供等とはすべてが必ずしも一致するものではないという状況にありますが、現在でもデジサポ熊本及びＮＨＫにおかれましては、新たな難視聴地域の調査など、継続して取り組んでいただいている状況でございます。

２点目の周知広報活動につきましては、本市と総務省、デジサポ熊本と情報共有を図りながら難視地域解消のための対策として、共聴施設やアンテナ対策などの対応計画を進め、市といたしましても、市民生活向上が図られるよう支援してまいりたいと存じております。

また、きめ細やかな周知活動でございますが、デジサポ熊本と連携を図りながら、これまで広報ひとよしや町内回覧板での周知、地デジ説明会の開催や臨時相談窓口の設置など、対応と支援に取り組んできたところでございます。さらに、昨年デジサポ熊本におきましては、全世帯を対象に地上デジタル放送に関するお知らせを郵送しまして、その周知を図っております。

３点目の受信料不払いなどさまざまな問題への対応といった質問でございますが、現在、そのような問題が発生しないよう、先ほどお答えいたしましたとおり、あらゆる機会をとらえながら情報を提供するとともに、周知広報活動に取り組んでいるところでございます。突然映らなくなるといったことへの対処法としまして、総務省では暫定的にではありますが、テレビ放送を視聴いただけるよう衛星放送を利用しての地上デジタル放送の番組を放送することとなっておるところでございます。具体的には、平成27年３月までに限定された放送でございまして、ＢＳデジタル放送を受信できない一般世帯には、ＢＳデジタルチューナの無償貸与やＢＳアンテナをお持ちでない場合は、無償でその設置工事を行うといった支援制度となっております。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）　５回目でございますが、公共施設や学校の対応をお尋ねいたします。

コミセンとか公民館は災害時の避難場所としても指定してあります。地デジに対応しておくことは今後の災害時にも大変重要であると思いますが、コミセンとか公民館の地デジの受信状況は把握されているのでしょうか。それに電波が届かない難視聴地区にある公民館等は、当然アンテナの取りかえやアンテナの設置場所の移動が出てくると思いますが、それらの救済策もしくは補助というものはあるのかお尋ねします。

それと、現在、小・中学校に設置してあるテレビの台数は何台あり、地デジへの対応は済んでいるのかをお尋ねします。

○経済部長（椎葉文雄君）　１点目のコミセンと公民館についてでございますが、現在、コミセンに設置されているテレビの受信状況につきましては、地デジ化についての対応を所管課の教育委員会で実施することといたしております。また、公民館につきましては、市内の難視聴の地域情報としては把握しておりますが、町内会等が個別に所有されている公民館の受信状況につきましては把握していない状況でございます。救済策としましては、それぞれの公民館が地上デジタルテレビ難視対象になる場合は、個別受信難視聴対策事業、高性能等アンテナ対策事業により、国やＮＨＫの補助を受ける支援事業の対象となるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○教育部長（赤池和則君）　こんにちは。お答えします。

現在、市内の小・中学校に設置してあるテレビの台数は175台でございます。そのうち、学校ＩＣＴ環境整備事業で設置しました10台とジェイアラート事業で設置しました10台など、合計33台については地デジに対応したものでございます。その他の従来からあったテレビについては、地デジへの対応が済んでおりません。従来から教室にあった教育用テレビは、ほとんど利用されていない現状のようでございますので、今後地デジへの対応を行わず、できるだけ廃止する方向での対応を考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　次に、６回目でございますが、来年の７月24日までに大量のアナログテレビが排出処分されると思いますが、破棄されることなくリサイクルされるためには、国はどのような施策をとろうとしているのか。また、この問題で人吉市はどのように対処されていくのかお尋ねします。

また現在、そのテレビの引き取り料は幾らぐらいでしょうか。

また、それとこういう期限が迫ってくる時期には必ず出てくるのが、アンテナやテレビ受信機周辺の関連機器を法外な値で売りつける商法、それに法外な値でこのテレビの引き取り等を行う業者が出てくるやもしれませんが、その対策もお尋ねします。

いずれにいたしましても、現状のような状態では、来年の７月25日には地デジ難民、今議会ではいろいろな難民が出てくるそうでございますが、私はこの地デジ難民も必ず出てくる

のではなかろうかなと心配しております。この地上デジタル放送の問題は、国の情報通信高度化政策の一環として打ち出されたものでありますので、この問題は国の責任のもとで解決されるのが道理でありましょうが、今までの難視聴地区の対策は、情報提供にしろ個々の資金面にしろ、特に先ほど申しましたように、難視聴地区の高齢者宅の対応でもわかりますように、クリアすべき問題は山積しているように思われます。これから約１年間ございますが、ぜひ人吉市ではそういった地デジ難民が出ないように、国やＮＨＫと緊密な連絡をとりながら、難視聴地域とされる地域、また難視聴地区に接するこのグレーゾーン地区に、きめ細かい情報の提供をお願いしておきたいと思っております。

２点目に、林副市長に対してお尋ねします。

林副市長には、３月議会中に通告しておきましたので、楽しみに待っておられたのかなと思っております。早いもので、既に副市長に就任されまして２年と３カ月たったわけでございます。そこで最初に２年間の総括と今後の抱負ということでお尋ねいたします。

田中市長は林副市長の選任理由として、人吉市の中心地の市街地活性化という観点から、林副市長には市街地活性化に特化していただくという言葉をよく使っておられました。当時34歳という若さで経済産業省の中小企業庁経営支援部商業課・中小小売商業一係長の職にあり、それに福島県喜多方市役所商工観光課係長にも出向されていたということでございまして、遠く離れた人吉市の副市長に就かれた当時は、はつらつとした若さと新鮮さで人吉市議会も期待を持って受け入れたところでございます。林副市長におかれましては、唐突の副市長就任要請で大分迷われたのではなかろうかと思っております。しかしながら家族ともどもの就任は、それなりの決意と覚悟のあらわれと、私も市民の皆さんも思ったものでございます。また、副市長に就任されるや人吉市のことをよく勉強され、そして中心市街地の住民の皆さんや青年部の皆さんとも意見交換会等を行ってこられたと聞いております。中心地市街地活性化の問題は、全国の自治体が一様に抱えている問題で、一朝一夕で解決できる問題ではないと思っておりますが、中央官庁とのパイプをつくりながら、新しい発想で中心地市街地活性化の道筋でもつけていただきたいというのが、田中市長の思いだったろうと思います。

そこで、林副市長に年間の総括として、中心地市街地活性化について実績を上げるとしたら何を上げられるのでしょうか、お尋ねいたします。

特に平成21年度事業で行われました西九日町アーケード撤去事業には、林副市長の姿が見えないとの商店街主の意見もあったようでございますが、どのようにかかわられてきたのでしょうか。

次に、中心地市街地活性化の道筋は見えてきたのかどうかお尋ねいたします。

○副市長（林　健善君）　皆さん、こんにちは。１年３カ月ぶりに答弁をさせていただきます。

まずは２年間の実績についてでありますが、昨年中心市街地の活性化を図る上でかなめとなります、商店街機能を強化するために新たに制定されました地域商店街活性化法というも

のを早速活用いたしまして、全国19件の第一次認定の一つとして認定をいただいたところであります。この法律に基づきます支援策と、昨年度の国の補正予算というものを積極的に活用することで、西九日町のアーケードの撤去、軽トラック市、通称「くま川さんぽ市」と呼んでおりますが、それやＳＬホッポー写真展などのイベントの開催、さらにはきじ馬スタンプのカード化に伴いますシステムの導入、あるいは携帯電話を活用したメール配信事業などをこれまで行ってきたところであります。

また、くま川さんぽ市実行委員会、あるいは新町デザインプロジェクトなど、民間のまちづくり団体の活動にもみずから参画することで、町なかにおける新たな動きを誘導できているのではないかと思っております。

次に、そのアーケードの撤去へのかかわりについてでありますが、そもそもアーケードの撤去につきましては、私が就任した直後から撤去すべきことを申し上げてきたのであります。そのため、撤去へ向けた商店街への働きかけや行政としての支援策を検討いたしまして、商店街の負担をできるだけ少なくするために、国の補助制度を活用して撤去をしたところでございます。

次に、中心市街地活性化への道筋ということでございますが、中心市街地の活性化というものにつきましては、個々の店舗が活性化することはもちろん大切でありますが、それと同時に、今ある資源を最大限に活用することで、町なかの魅力そのものを高めていくことが大切であります。その点、くま川さんぽ市をあえて九日町通ではなくて、球磨川沿いで行っておりますのは、来訪者に球磨川が町なかを流れるという、この贅沢な環境を楽しみながら買い物をしていただこうという消費者の視点に立った市であり、まずは町なかに来ていただくということを最優先に考え、自分たちの店の売り上げは二の次として考える発想へと意識が変わってきたこと、そして具体的な行動へとつながってきたこと事態が、私は中心市街地活性化への何よりの道筋であると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　２回目の質問でございますが、去年の平成21年３月議会で同僚の松岡隼人議員の質問の中で、中心地市街地活性化を問うた質問でございましたが、林副市長は答弁の中で、「関係者が本当に建前でなく、言い争いをしながら本音でどういうまちにしたいのかという議論を、このまちはまだしてこなかったのではないかと思っている。その上で、このまちをどうしていくんだと。どういう個性があるのか。そしてこのまちを守っていくんだという誇りを持ち、また、どういう市街地にしたいのか、そしてそれは誰なのかという原点に返れ」と熱く答弁をされたように思っております。答弁そのものは本当に熱く語りかけられたと思っております。しかしながら、今まで何回も聞いてきたような評論家の意見を聞いているようでもあります。そのような観念的な答弁にならざるを得ないのもわかります。

しかし、中心地市街地に生きる若者は、毎日将来を考え、議論もし、もっと苦悩しているのが実態でありまして、だからこそ経験と実績、それに国の官庁の職にあった林副市長の言葉には、そういう評論家と違ったアドバイスを期待しているわけでございます。

そこで、地域住民の足らない分、本音で語らなければいけないものとはもう少し具体的に、企画力か組織力か、はたまたリーダシップか、それとも行政との連携か、それと人吉市の中心地市街地の本当にこのコアになるもは何だと思われますか、お尋ねします。

それに、住民にはあまり見えないが、他の地域の人には新鮮に見えるものがあるとすれば、どのようなものかお尋ねします。

それと、これも中心地市街地活性化を問うた質問だったろうと思いますが、田中市長か林副市長かどちらかはっきり覚えてませんが、ＳＬ機関車の復活や来年の九州新幹線全線営業、それに青井阿蘇神社の国宝指定を受けて、駅前広場、青井阿蘇神社、それにこの中心市街地の３カ所を有機的に結ぶこととも答弁されたように思います。林副市長だったらどう有機的に結びつけ、駅前広場と青井阿蘇神社の観光客をいかにしてこの商店街に向けさせることができると考えておられるのか。もう少し具体的に答弁をお願いいたします。林副市長の率直な提案こそ市民が望んでいる答弁でございますので、よろしくお願いいたします。

○副市長（林　健善君）　お答えをいたします。

具体的に足りないものは何かとの御質問でございますが、確かに観念的であるかもしれませんが、やる気、熱意がなければ何も変わらないという思いは今でも変わりません。しかし田中議員がおしゃるとおり、私も口先だけの評論家というものは好きではありませんので、だからこそ私自身行動することで周りの人々にも発起していただきたいと、そういう思いで取り組んでまいりました。

そして先ほど申しましたように、町なかでも新たな取り組みが始まり、将来を担う世代の意識が確実に変わってきていると思います。頑張る地域には自然と周りから支援の手が差し伸べられ、足りない部分が補われていきます。これから先は、新たな取り組みを始めた人たちを、周りの人たちが足を引っ張るのではなく、ともに活動をしながら大きな取り組みへと発展させていくことが大切であり、そういう意味では、商店街としての組織力というものが重要になってくるのではないかと思います。

次に、中心市街地の核となるもの、他の地域から見て新鮮に見えるものは何かということでありますが、これはたくさんあるとは思いますが、やはり核となるのは球磨川と温泉ではないかと思います。温泉についてはレトロな公衆浴場の文化、これはぜひこれから先も大切に残していっていただきたいという思いからじゅぐりっと博覧会の一環として、新温泉と堤温泉を活用しましたジャズコンサートや落語、マジックショーを行いまして、地域の人々に公衆浴場文化というものを見つめなおす機会をつくらせていただいたところであります。

次に、駅前と青井阿蘇神社の観光客をどう商店街に向けさせるかとの御質問でありますが、

私の考えといたしましては、まずはやはり個々の店舗の魅力を高めるということが最も重要ではないかと思います。次にその店が連続する連続性を持たせること、そのためには空き店舗を解消したり、景観を統一するということが大切であります。そしてこれらの三つの地域が、最後にやはり情報を共有しお互いに紹介しあう関係を構築すること、いわばコミュニケーションというものがソフトでありますけれども、やはり手っ取り早い最も大切なものではないかと思います。

また、新たな導線としましては、紺屋町への回遊性を高めるために、現在二条橋までとなっておりますカラー舗装、これを朝陽館まで延長する事業を現在進めておりますので、これによりまして、駅前、青井阿蘇神社から紺屋町への回遊性、誘客も図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　なかなか示唆に富んだ答弁であったと思います。この朝陽館までのカラー舗装延長は、遅滞なく進めていただきたいと要望しておきます。

３回目に、田中市長の補佐役として、林副市長は常々田中市長の女房役に徹すると会合の場で発言されておりますが、林副市長からみて、田中市長は本当に女房役として認め理解し、そして大事にしてくれて、また思ったように活動の場を与えてくれる夫なり、市長だったのかどうか。はたから見ていていつも一人ぼっちで置いてけぼりをくって、寂しいように見えて心配していたわけでございますが、本当に田中市長から信頼され、林副市長の能力・手腕を十分発揮できる、そういう場を与えてもらったのかどうかお尋ねします。そういう市長と副市長との信頼関係、また林副市長が十分この能力を発揮する場所がなかったとすれば、これはもう宝の持ちぐされ、人吉市の大いなる損失にほかなりません。また、よく副市長の立場というものは、市職員との対話をしながら市職員の意見をよく聞きつつ、そして市職員を統率する立場とも言われております。

そこで、林副市長と市職員との関係でいえばどうだったのでしょうか。積極的な会話、理解が得られたとお考えでしょうか、お尋ねします。

それと、林副市長から見て、田中市長の評価はどうなのか。林副市長の歯に衣着せぬ率直な評価をお尋ねしてみたいと思っております。

よろしくお願いします。

○副市長（林　健善君）　お答えをいたします。

女房役といたしましては、夫婦間のプライバシーにかかわる問題でありますので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思います。

まずは、能力・手腕を発揮できる場所を与えてもらったかどうかとのおただしでございますが、年齢からも、また経験面からみても身分不相応な副市長というポストに就かせていた

だいただけで大変光栄でありますので、そのポストに恥じないように日々勉強しながら職務に専念をしているというところでございます。

次に、職員との関係につきましては、私が常日頃から一番大切にしているものでございます。「職場は明るく楽しく」が私のモットーであります。しかしながら、私は公務員という身分保障の上に安住するというようなことは、どちらかといえば嫌いな性格でありますので、職員の方に対しても、公務員という枠を超えて、常にチャレンジ精神を持って仕事に臨んでほしいと伝えております。時には厳しく、時にはフォローをしながら、良好な関係の構築に努めておりますが、実際に理解が得られているかどうかにつきましては、職員の判断にお任せをしたいと思います。

次に、市長に対する評価というものでございますが、女房役としては非常に手前味噌でありますが、市政に対する熱意、知識、そして行動力にあふれた大変素晴らしい市長であると思っております。御心配のような寂しい思いもする暇もなく、時には夫婦喧嘩もいたしますが、目指すべき方向は一致しておりますので、これからも全力で支えてまいりたいと考えております。

なお、余談ではありますけれども、経済産業省への入省を希望いたします国家二種職員向けのパンフレットがございますが、この中でも人吉市の魅力とともに、市長の博識さにつきましては、全国に披露をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　本当に林副市長の手前味噌の感じがしないわけでもございません。もっと辛らつな意見が欲しかったわけですが、副市長、たまには見覚えのないマッチ等が入ってないか、田中市長のポケットをチェックするもの必要かもしれません。付け加えときます。

４回目に、田中市長からも林副市長の評価をお尋ねしてみたいと思います。２年前に年の差26歳ですか、あまりにも若い女房役の副市長を議場で紹介されたときは、まあびっくりもし、期待もしたところでございますが、その後、田中市長のいろいろな場所、また会合等への一人でばかりが目立ち、中心市街地あたりの皆さんは副市長をよく御存じかもしれませんが、周辺部の皆さんは、若い副市長が来られたことは知っておられますが、実際会ったこともないという声を耳にします。奥ゆかしい古風な女房とばかり言っておられないわけでございます。田中市長、林副市長があまり若いがゆえにもてあましぎみではないのでしょうか。二人の意思疎通がうまくいっていないのではと思い、やはり女房役には同じ年頃か、年増の方がよかったのかと邪推もしたところでございます。

そこで田中市長にお尋ねでございますが、林副市長との関係はうまくとれているのでしょうか。はたから見ていると、田中市長ばかりが目立ち、林副市長との関係がしっくりいっていないようにも見えますが、大丈夫ですか。お尋ねします。

それと、残りの林副市長の在任期間中に、これからどういう仕事と、副市長の何に期待されますか、お尋ねいたします。

私は、やはりこの中心市街地の活性化に道筋をつけることこそ、林副市長に期待するところでございます。しかし、せっかくの若手官僚を副市長に連れて来られたわけでございますので、もう少し田中市長が林副市長をいろいろな場所、会合に積極的に引っ張り出し、若い知識と経験のある意見を語ってもらい、そして特に田中市長には、広範でいろいろな職業の若い人との語り合いの場所をできるだけ多くつくっていただきたいと思っております。同じ年代の若者が本音で語り合うことこそ大事だろうと思います。人吉市の若者も林副市長と語り合うことを強く望んでいると思いますが、いかがでしょうか。そのことが我々の世代にできない、我々のこの硬直した考えを持った世代と発想が違ういろいろな意見が、考えが出てくる可能性があると思います。そういう場所、会合からこそ将来の人吉市を展望する未来が見えるものと信じるからでございます。そこで田中市長の考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

副市長とこれらの点につきまして話し合ったことはございませんので、副市長の思いはわからなかったわけでございますけれども、ただいま副市長の答弁のとおり、私はうまくとれているというふうに思っているところでございます。女房役のあり方は千差万別の夫婦関係があるように、一概には言えないと思いますけれども、土地柄のせいか、かなり年上の亭主役の私から申しますと、山内一豊の妻、千代、またはゲゲゲの女房であってほしいというふうに思っております。つまり、いざというときには本領を発揮してくれる女房役であってほしいと考えているところであります。私一人が目立ちすぎという御批判でありますが、家庭においても行政においても、女房役というものは、母親役と違って甚だ難しい役回りであるということは間違いがないことでございます。亭主より目立ちすぎても焼きもちを焼かれたり、批判を浴びたりしますし、絶妙なバランスをとることはなかなか苦労のいるものでございまして、私より女房役の副市長のほうが気苦労が多いのではないかと存じております。目立ちすぎす出しゃばらず、それでいて存在感を示すことは、至難のわざのように思っております。私が目立ちすぎるとの御批判は甘んじてお受けいたしますが、市民の皆様方にとって、市長、副市長、どちらが出席する方が正しいか、好ましいか、喜ばれるか、判断いたしますときに、できるだけ私が出席をいたし、先約や公務の都合上やむを得ない場合は副市長にと考え、そのように取り計らってきたところでございます。

また、私が目立ちすぎるという観点から、副市長からもっと自分を表に出せというふうに口頭言われたことはございません。そういう表面的なことより、大事な判断の中でどのように私たちの役割分担が行われてるかということのほうが大事なような気がいたしております。

また、我々二人の意思疎通がうまくいっていないのではないかとの御心配ですが、伊藤肇氏があらわした「現代の帝王学」にはこのように記されております。リーダーたるもの三つ

の人を得なければならない。一つ目は、人生の道を教えてくれる師を持つこと。二つ目には、よき幕賓を持つこと。三つ目には、直言をする部下を持てとございます。まさに林副市長は、直言をする最高の部下であると私は評価をいたしているところであります。直言とは御承知のとおり、辞表を懐に諫言をするということでありまして、なかなかおのれの身の保身からめったな人にはできるものではないと存じております。副市長は、大事な場面で、また私の行動・発言において、率直にいさめてくれる最重要人物でありまして、私が裸の王様とならないように、これまでもさまざまな場面で助言・助力してくれたところでございます。また、よその御家庭の内情は見た目どおりのときと、仮面夫婦と言われるように、見た目と随分と違うものがございまして、例えば、田中議員の奥様はいつも半歩議員から下がってついておられるつつましい御様子をいくつかの場面でお見かけしたことがございます。その折、必ず私のところまでおいでくださいまして、「いつも主人が大変お世話になっております」と、深々と一礼をされるわけでございます。まさに田中議員の奥様は見た目どおりのつつましやかな、夫を気遣い、夫を立てる山内一豊の妻、千代のごとき奥様、女房殿と拝察いたしているところでございます。しかし、若いとか年増とかに限らず、また御亭主がどのような人かのいかんにかかわらず、家庭の内情や夫婦関係、世間の評価は一概になかなか判断しがたいわけでございますが、まさに女房役御本人の人間力によるところが大きいのではないかと存じているところでございます。その点からも林副市長は、申し分のない人柄を身につけておられると思います。

また、さまざまなところに積極的に私が引っ張り出すべきだとの御指摘でございますが、就任当初そのきっかけを提供しただけで、既に頼もしい人脈をつくられておられますし、私より人間関係の構築もうまく、人間関係模様も私より詳しい部分もあり、まあこれ以上の引き回しは無粋ではないかというふうに考えております。

林副市長にお願いをいたしております仕事の一つとしての中心市街地に関しましては、その構想のとりまとめを期待しているところでありますし、また、そのように進んでいるところでもあります。副市長を本部長といたしますさまざまな会合や政策審議の中でも、十分に御活躍いただいておるところでございまして、私からは息子ほど年の離れている若き女房役に感心はするものの、何の不満もございませんし、引き回し方が足らないとか、市長ばかりが目立ってばかりとか、暇で暇でしょうがないとかの不満を、まさに直言をする副市長から聞いたことはございませんので、御安心していただきますようにお願いを申し上げる次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　ただいまの田中市長の答弁、大変赤面して聞いていたわけでございますが、まあ私どもの夫婦のことは、今まで谷あり谷ありで参考になりません。しかし、市長

と副市長二人の関係は、これからの実績の評価ということで、市民の皆さんにお任せしておきたいと思っております。それから、ぜひ田中市長には、そういういろいろな若者たちの会合、語らいの場を見つけて設定していただきたいと要望しておきます。

５回目でございますが、林副市長にこの人吉市全般について、私は将来の日本を担う若手官僚の率直かつ辛辣な評価こそ、人吉市に必要と思いますのでお尋ねします。

例えば、盆地の特性を持ったこの人吉市の農林業はどうか。球磨川下りに代表される観光は。また工業が発達する余地はあるのか。球磨焼酎など特産品についてはどうか。それに表面はお人よしでも、心はモンロー主義と言われる人吉地方に住む私たちの評価まで含めてどう思われておるのか。どう感じておられるのか。林副市長にお尋ねします。

○副市長（林　健善君）　お答えをいたします。

我が国の経済自体が低迷をしているという状況を考えてみますれば、人吉市も厳しい状況が続くということは、正直想像にかたくないだろうと思います。グローバル化と言われて久しいわけでありますけれども、本当の意味でそれを実感するのは、おそらくこれからになるだろうと私は思います。ことし、日本のＧＤＰは、中国に抜かれて世界第３位へとランクを下げることはほぼ確実視をされております。そして次はインドに、いずれはブラジルにも抜かれて、世界の恐らく第５位にまで転落することは十分予想ができるところまできております。我が国全体の活力が低下をするという中で、今後も新たな成長を遂げられる地域というのは、地域が一丸となって努力をしたごく一部の地域に限られてくると思っておりますが、その際のポイントとしましては、必要なことは、まずはやはり現在有する強みをさらに強化をすること。また、他の地域にはないやはり個性をつくるということ。そして、やはり海外から稼ぐという視点を取り入れるというこの三つが大切だと思います。先ほど話が出ました観光で言いますれば、川下りやラフティングなど、やはり現在有する強みというものをさらに強化をしていくということが大切であります。また、農業でいえばキクラゲ、このやはり生産の日本一になるという、これがやはり個性になると思います。海外への視点という意味では、アジアからの観光客の受け入れというものをもっと積極的に考えるべき時期にきておりますし、また、我が国の活力の低下に伴う円安への転換、その一方で、世界における食糧需給の逼迫というものを考えれば、日本の農業が輸出産業へと転換するということも視野に入れながら、これからの農業を考えていかなければならないと思います。

山紫水明の地ではありますけれども、確かに大都市圏から離れて、盆地であるがゆえの狭小な耕作面積など、人吉市というのはやはり地理的なデメリットはやはり多いと思います。しかしながら、たくさん資源に恵まれた人吉市は、まだまだ成長する可能性を有した地域であることは間違いはないでしょう。あとはこれらの資源をやはり生かすためには人が大切であります。今、議員がおっしゃったような、モンロー主義などという言葉ではなく、地域一丸という言葉が似合うような、心からお人よしな人があふれる人吉市になっていただきたい

と、常に思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　ただいま、本当にこの辛辣とはいきませんが、率直な、そしてまたなかなか人吉市に住んでいる私たちには見えない意見というものをいただいたと思っております。

次に６回目でございますが、残された在任期間中、林副市長は今後何に力点を置いて、何を人吉市に伝え、残そうと考えておられるのか。また、田中市長にもただいまお願いしましたが、中心市街地ばかりでなく、周辺部の特に若者との対話を持っていただきたいと思っております。林副市長は、千葉県の匝瑳市出身と伺っております。昔流にいいますと、下総の国というところでしょうか。まあ下総の国といえば、私が思い出すのは天保水滸伝。御存じない方は、田端義夫の大ヒット曲「大利根月夜」の歌といえば思い出される方もおられると思います。その歌の主人公、剣客、平手造酒の助太刀で有名な大利根川原の決闘であり、そして、侠客で十手持ちの飯岡助五郎親分と戦ったあの有名な地元の義侠、笹川繁蔵親分でございます。弱気を助け、強気をくじく、義を重んじたヒーローで、その名を慕い明治維新まで笹川繁蔵と名乗った脱藩浪士や明治維新後の壮士たちが多くいたと聞いております。林副市長もその義を重んじるＤＮＡを受け継いでおられると思いますし、林副市長の過去の武勇伝等も交えながら語り合いの場をつくっていただければ、必ずや若者も林副市長から得るものがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

○副市長（林　健善君）　お答えをいたします。

私の武勇伝はさておき、下総の国の歴史まで御披露いただきまして、まことにありがとうございます。市長に負けず劣らずの田中議員の博識さに触れまして、女房役として浮気心が出ないように気をつけてまいりたいと思います。

さて、在任期間につきましては、中心市街地の活性化に取り組んでいくことはもちろんでございますが、市役所の職員や人吉市の将来を担う人たちに、自分たちがこれからの人吉市をつくり上げていくんだという意識、モチベーションを高めていただくことに力点を置いていきたいと思います。

私自身、専業農家の長男であり、農業の未来に対しても強い思いを持っておりますので、これまで町なかに限らず、４Ｈクラブや若手農業者の方々とも酒を飲みながら意見交換をしてまいりました。残りの期間につきましても、仕事、プライベートかかわらず、様々な方々とお会いをし、話をしてまいりたいと思います。

また、人吉市に限らず、これは会津もそうでしたが、盆地というのは全国どこも閉鎖的な地域であります。でも、だからこそ地域独特の文化も色濃く残っている、日本古来の魅力を有したすばらしい地域であると思います。しかし、人吉球磨だけでも、現在10の自治体が合

併をできずにいます。人吉市内でさえ足の引っ張り合いで一つにまとまることさえできないことも多々あるような気がします。無駄なコストはかかり、外部からお金を稼ぐ機会も失い、結果として内部で循環するしかなく、一向に全体の経済規模が拡大をしないと。このままではせっかくの資源も宝の持ちぐされで終わってしまうのではないかと、心から本当に危惧をしております。今からでも遅くはないと思っております。地域が一つになることの大切さを説きながら、残りの期間一生懸命仕事に邁進をしていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長。12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　最後でございます。

林副市長、若い女房役でございますので、喧嘩はすればするほど味も出てきますし、仲もよくなると申します。遠慮なく夫婦喧嘩もし、田中市長が嫉妬するくらい振る舞い、そして、残されました在任期間中、期待されました職責を遂行されますようにお願いいたします。

それと同時に、家族ともどもいい思い出もつくっていただき、有意義に過ごしていただきますようにお願いし、私の一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時38分　休憩

午後４時55分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。

○６番（村上恵一君）（登壇）　こんにちは。６番議員の村上でございます。先ほどの田中議員、そして市長、副市長の女房役談義を聞いておりまして、私の女房は少し私よりも出しゃばるところがありまして、どういう評価していいのか非常に迷った次第でございます。

今回は３点の項目で通告しております。１点は、市民の声から、便利になったタウンバスの実績と今後。そして２点目に、教育行政から快適な校庭の実現となってますけど、これは運動場の実現、芝生化について。そして３点目、消費者問題、中心市街地から食料品店が消えていく食の砂漠化についてでございます。できれば５時35分までには終わりたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

今回、第一問目に挙げております、九州産交グループの肝入りで運行しております「じゅぐりっと号」と「さるく人吉」、このタウンバスについて質問を行いたいと思います。過去、相当前ですけど、平成11年９月議会におきましても、市内に循環バスを走らせたいという思いで質問を行ったことがあります。その頃は下青井町の現在地に産交バスさんが営業の拠点を移したばかりで、非常にその待合所が古い家屋のままでございまして、イメージ的にもよ

くなかったと、そういうことを取り上げて質問しました。そのときには、駅前のＪＲに近いところの上青井町の大きなカラオケ屋さん、今もカラオケ屋さんありますけど、あの敷地と建物が一番最適ではないかという要望をしたのを覚えております。今でもあの場所が一番最適だと思う次第でございます。

さて、じゅぐりっと号は、昨年の４月から観光スポットをポイントに運行しております。また、さるく人吉は、本年３月の１日から生活動線をポイントにして運行しております。この両バスのこれまでの利用状況、そして１カ月フリーパス定期券というのがあるんですが、この利用状況はいかがなものかお聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

利用状況ということでございます。まず、じゅぐりっと号でございます。じゅぐりっと号は、昨年の４月25日にＳＬ人吉にあわせて運行を開始しております。その後、今年３月１日からは市内循環型バスさるく人吉が運行したことに伴いまして、観光客に特化したルートへ変更し、運行を継続しております。利用状況につきましては、ルートの変更前がトータルで１万3,617名、ルートの変更後が３月から５月までの３カ月間で3,432名の利用となっております。１日10便運行を行っておりますので、１便当たりしますと４名弱の利用となっております。

続きまして、さるく人吉でございますが、今年の３月１日から市内循環型としまして運行を開始しております。利用状況でございますが、３月が709名、４月が867名、5月が960名と、除々にではございますが増加傾向にあるようでございます。１日平日は上下16便、土曜・日曜・祝祭日は10便の運行を行っており、１便当たり２名程度の利用があっております。１カ月フリーパス、これは定期券のことでございますが、その購入状況でございますが、まず通勤でございます。これは2,000円券でございます。３月が32枚、４月が19枚、５月が18枚の購入となっております。通学、これは1,000円券でございます。３月が５枚、４月が20枚、５月が14枚の購入となっております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　非常に思わしくない数字を聞きまして、びっくりしている次第なんですけども、１便当たりが４名弱、そして２名弱ということですから、大変厳しいかなと思っております。また、フリーパスのほうも定期券ですね、これがどんどん減ってきていると。通学のほうの1,000円のほうは若干ふえつつあるということなんですが、非常に思わしくないかな、どうにかしなければいけないなという思いがしてきます。そこで、じゅぐりっと号とさるく人吉を乗り換える場合の連結がうまいこといっているかどうかというか、その辺の視点から、この両バスは共通のバス停は、また場所はいくつあるのか。そして、乗りかえの待ち時間はどのくらいになっておるのかお聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

この二つのバスの共通のバス停ということでございますが、８カ所ございまして、人吉産交、人吉駅前、中青井町、札の辻夫婦えびす神社前、九日町、願成寺温泉前、泉田保育園前、人吉郵便局前となっております。待ち時間についてでございますが、じゅぐりっと号もさるく人吉もそれぞれ１台での運行となっておりまして、また運行ルートも若干違いますので、平均な待ち時間ということではございませんが、一例を挙げまして、共通のバス停の一つであります九日町で、例えば乗りかえた場合、じゅぐりっと号とさるく人吉では最大で１時間程度、最短で２分程度の待ち時間となっているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　バス停の数をちょっと数えてみたんですが、じゅぐりっと号が21カ所、さるく人吉が36カ所というバス停があるわけなんですけども、その中での共通のバス停が８カ所ということであれば、よく考えられているのかなというふうに、動線から見て、ルートから見てもそういうふうに思った次第なんですが、問題は乗りかえの待ち時間だということを感じます。しかし、こちらを立てればあちらが立たずというようなこともありまして、なかなか難しいのかなということも考えます。どのような方の利用が多いのかによって考えなければならないということで、今後運行しながらまた見直される時期もやってくるのかなというふうに思っております。この両タウンバスに関しまして、市民の皆さんは、このタウンバスが走っているということは認識されておられるんですよね。しかし、興味はあるが利用のきっかけをつくってやらないと利用までいかないと、至らないというような状況であるのは間違いないことだと思います。

そこで、今まで広報なり何なり、この両バスをどのような形で掲載したのか、いつごろ掲載したのかその辺をお聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

広報ひとよしによる周知の方法といいますか、回数の御質問でございました。広報による掲載についてでございますが、いずれも今年３月からの運行でございましたので、さるく人吉につきましては、２月15日号、またルート変更後のじゅぐりっと号につきましては、３月１日号で周知のための掲載を行っております。なお、ルート変更前のじゅぐりっと号につきましては、昨年４月15日号で掲載を行ったところでございまして、合計３回の掲載を行っているところでございます。そのほかにも利用啓発にもつながるよう報道機関においても取り上げていただいております。また、産交バス株式会社の御意見箱や、さらには市のホームページへ利用促進につながるよう周知に努めてほしいという御意見もいただいておりますので、今後も引き続き、産交バス株式会社と連携を図りながら、さらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　私もこのバスに両方乗ってみました。何度も乗ってみました。フリーパスも購入してみたわけなんですが、たしか市の職員さんも結構買われたんじゃないかなと思いますけども、さるく人吉の場合は、床が低い低床バスで乗り降りも結構しやすい、そして中も広くてすっきりとしているという印象でございました。座席は11人分ぐらいしかありませんからそんなに多くはないんですが、実際の定員は50人ということらしいんですね、お聞きしたら。大型バスで登録しているから50人なんだと。運転手さんに聞きましたらそういうふうにおっしゃいました。50人といったら、つり革を持ったりとか、縦の柱を持ったりしないと乗れないような人数になってしまいますけども、乗っておりましたら、御年配の方がフリーパスで買い物袋を提げて乗ってこられたりとか、上手に利用されている方も実際にはおられました。

そこで提案というかお聞きしたいんですが、このフリーパスをもっと違う路線にも利用できないかなと、利便性を持たせることが必要ではないかなというふうに思いました。例えば、その市内の大畑行きの路線であるとか、鹿目行きの路線であるとかというところにフリーパスが利用できるようになると、非常に便利になると思うんですよね。そういうことで、フリーパスの定期券を他の路線と供用できないのか。いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

このフリーパスを、定期券をほかの路線と共用はできないものかという御質問でございました。現在、フリーパス、この定期券を共用できるのは、じゅぐりっと号とさるく人吉のみとなっているのが現状でございます。産交バスさんのほうへもほかの路線との共用ができないかとお尋ねをしていたところではございますが、今年３月から市内循環型バスが運行開始したものの、まだまだ市内全体を網羅するような路線としての確立がされていないこと。人吉市内のみならず、球磨圏域の路線との整合性も図らなければならないということなどから、現時点での導入は難しいとの回答でございました。人吉市のバス路線の再編見直し、さらには人吉球磨圏域のバス路線の見直しとセットで検討させていただければというお話もあっておりますので、引き続き利用者のサービス向上につながるよう、産交バス株式会社と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　始点と終点が市内にある路線に限れば、可能性があると思うんですよね。利便性は確実に上がるんじゃないかなと考えます。他町村への路線は確かに、その県と市が拠出している地方バス運行補助金ですか、この関係を考えますと、このフリーパスを共

用するのは非常に厳しいものがあると思いますけども、山間部に延びる路線との共用は、市民の方々にとって、これを利用しておられる御年配の方々が町なかの病院に行くとか、そういう買い物であるとか、そういう利用にとっては非常に乗りやすくなるし、いつでも乗れるということで利便性が上がるんではないかなと思います。フリーパスＯＫのサインを示すようなこう大きなステッカーをそのバスに貼れば、「フリーパスＯＫバス」というような、そういうような形で明示すれば、１日70円ぐらいの負担になるわけですから、車を持たない方々にとっては最適のツールになってくるんではないかなというふうに思っておりますので、他町村の路線を除いた山間部に路線に限定して、ぜひまたもう一度協議を行っていただければというふうに思います。

そこで、この両バスが走っているのは知っているのだけれども、経路やバス停の場所など知らない方が多いと。ほとんどが知らないとも言っていいぐらいなんですが、今後は、そのしっかりと周知をやっていただきたいと思います。どのような方法があるのか、対策を考えておられるのか、ぜひその辺の御意見をお聞きしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

おっしゃるとおり、利用状況などから察しますところ、まだまだ周知ができていないということを痛感しております。さるく人吉は、高校生の利用など除々にふえつつあるところではございますが、やはり学校にも出向き、今以上の利用拡大に向けて周知をしていかなければならないと強く考えております。

また、産交バス株式会社におかれましても、保育園、幼稚園に出向き、交通安全教室やバスの乗り方教室を実施することで利用啓発につなげたり、じゅぐりっと号・さるく人吉の路線地域であります町内の老人会に出向き、運行内容や料金及び定期券などについての説明会を開催、さらには路線バス試乗体験なども計画されるなど、地道でかつきめ細やかな周知活動を続けていただいております。先ほど議員もおっしゃいましたように、市の職員の中でも通勤時間帯、ルートによっては利用している職員もおるようでございます。職員は常勤・非常勤合わせれば500人以上おりますので、本当こう利用できる範囲においては、大いに利用してもらい、そしてこのことをしっかり覚えるといいますか、把握をして地域にも帰って、そういうふうな周知の仕方もあるのかなと思っております。今後ますます周知を図って、その周知の仕方もありますけども、わかりやすい周知を図っていきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　ぜひそのような形で周知の徹底を行っていただきたいと思います。私も産交バスの営業所に行きまして、ちょうど係長がおられましたのでいろいろ話をしてまいりましたら、そのようなことをおっしゃってまして、たしかきょうが・摩瀬の老人会のほうに説明会を行って、きょう試乗会をやるというふうにおっしゃってました。そしてあしたも

どこかでやると。「ぜひ九日町の商店主にも体験させてください」て言ったら、「ああ、その次の機会は九日町でやりましょう」と。九日町の商店主が知ることによって、お客様に周知するという方法もあるものですから、ぜひそういう方法を我々としてもとっていきたいと思っております。

また、これは一つの提案ですけども、人吉商連がきじ馬スタンプ会になりまして、今カード化が実現して、ポイントが貯まっていくシステムが出ているわけなんですけども、この満タンが500円の商品券になるわけですよね。ここら辺で、そのフリーパス券は2,000円なんですけども、例えば満タンのきじ馬スタンプ券が３冊で1,500円ですね。それで2,000円のフリーパスが買えるシステムとか、そういうのもいいなということで、きじ馬スタンプ会の理事長のほうにも相談に行きましたら、それはおもしろいということで、そういう動きになってくるかもしれませんので、そういう形で町としても応援していきたいと思っております。

そういうことで、この項目に関しましてはこれで終わります。

次に、教育行政、快適な運動場の実現、芝生化についてということでお尋ねします。中川原公園がリニューアルされまして、すばらしい環境が整っております。６月１日から中に入って散歩もできるようになったわけなんですが、上流側の芝生を見ておりますと、すがすがしくいやされて、非常に気持ちのいいものがあります。ときにはその近くの町内の御年配の方々が、グラウンドゴルフをされておりますし、そういうことで、学校にもぜひ芝生をということで、20年12月議会において仲村議員がこの質問を一度されております。そのときに当時の教育長は、「小・中学校の芝生化につきましては、今後調査・研究をしていきたい」というふうに答弁されております。その後はどのように調査・研究が行われましたかということでお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

小・中学校の芝生化について、その後の対応でございますけれども、研修会に参加するなど調査・研究を行っているところでございます。平成20年12月議会での答弁におきまして、東小学校の例を挙げて芝張りの導入経費だけで2,000万円くらいかかること。それから、芝生に適した土を入れかえるための工事費がかかること。さらに、芝を良好な状態に保つためのスプリンクラーの設置や、芝刈りなどの維持管理費がかかることなど、多額の費用が必要となってくるとお答えしておりましたので、芝張りが具体的にどのくらいの費用がかかるのかなどを試算をしてみたところでございます。あくまでも従来の方法でということでございますけれども、運動場を芝生化するためには、運動場の表面は芝張りをするには硬すぎますので、掘削する必要があります。そこに芝生の育成に適した土を盛りまして、さらにその土を適度な硬さにするために転圧をかけ、そこに芝を張るというようなよりよい方法で工事を積算いたしますと、平米当たり約7,000円ほどかかるというふうなことでございます。

そこで、市内の小・中学校の運動場をすべて芝生化するとなりますと、運動場の総面積が

約12万8,000平米ほどございますので、約９億円の経費が芝張りだけでかかるというふうなことになります。このほかに芝刈り、散水、肥料散布、これらを行う人件費などの経費が毎年必要となってまいります。このように多額の費用がかかるということですので、現在の本市の財政状況におきましては、運動場の芝生化はかなり難しいのではないかと考えておるところでございます。しかし、芝生化のメリットも数多くございますので、今後も学校現場、保護者等の意見を聞きながら、調査・研究を続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　市内の全小・中学校の運動場を芝生化すれば９億円という金額聞いたら、誰もが引いてしまうんじゃないかなと思うんですが、当時も東小学校の例を挙げて答えておられました。中川原公園の芝の工事と同じ方法を想定されて、いろいろ金額計算されたんじゃないかなと思います。この品種は姫高麗芝ですかね。コストを抑える研究はまあされていないようですね。

そこで、この芝生化のメリットとデメリット、当時も答えておられますけど、もう一度その辺をどう考えるのか。また、東小学校の運動場は面積何平米なのかをお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

まず、メリットとしましては、芝の柔らかさ、クッション性からけがをしにくいため、子供たちがよく外で遊ぶようになること。砂ぼこりの飛散がほとんどなくなること。夏季の照り返しや気温上昇を抑制すること。緑化によるいやし効果などが挙げられると思います。デメリットとしましては、先ほど答弁しましたとおり、芝生化の工事費が高額であること。また、毎年維持管理費がかかってくること。維持管理が煩雑であること。芝の養生期間が必要であり、使用ができない日がふえることなどが挙げられます。そのほかにも芝生化の失敗事例として、教師に芝刈りや散水などの維持管理に多くの負担がかかったというふうなこともありまして、こういうこともデメリットの一つではないかと考えております。

次に、人吉東小学校の屋外運動場の面積でございますけれども、１万3,687平方メートルでございます。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　当時と答えがほとんど一緒なんですけども、私も私なりにちょっと調べてみたんですが、環境に対する効果というところで考えますと、熱的な環境の改善ですね。気温が35度以上にならないと。しかも周辺の温度を下げてくれるという効果がある。それと光の照り返しの防止、そして空気の質の改善、騒音の緩和、砂ぼこりの防止、それと雨水の浸透性が高まる。そしてぬかるみ化の防止、霜柱の予防とか、あとは健康に関する効果とか

様々ございます。また、教育的な効果でございますと、自然の感触をもたらす。児童・生徒の体力向上、自然教育の場となる。そして、新しいコミュニティの形成になるというようなところがあるのかなと思います。

東小学校の面積が１万3,687平米というふうに答えられましたけど、坪数でいうと4,100坪ぐらいになるのかなと、こういうふうに思います。

そこで提案なんですが、コストの低い芝、芝生化の方式というのがございまして、以前にはテレビでも特集でやっていました。私もちょうど見てたんですが、鳥取県にグリーンスポーツ鳥取というＮＰＯ法人がございます。ここの代表は外国人の方で、ニール・スミスさんという方が代表をされているんですが、その方がその芝生の普及活動を行っておられる。その芝生というのは、何もその中川原公園みたいにきれいな芝生じゃなくても、ある程度雑な芝生でもいいんだという考えのもとに普及活動をされているんですよね。その芝の品種がティフトン４１９という芝なんです。これはバミューダグラスという芝で、横に広がっていくタイプなんですね。上にたくさん立つタイプじゃなくて、これを小さなコップぐらいのポットに苗をつくって、それを50センチ間隔ぐらいでずっと埋めていくんです。これは子供でもできます。保護者と子供と一緒になって、運動場に50センチ間隔でずっと植えていくという作業をやる。ちょうど植え付け時期が６月中旬から下旬が最適ということで、ちょうど今ぐらいの時期がいいんですけれども、一株当たりは大体20円ということですから、坪で計算しますとどうなんですかね、１坪200円ぐらいになるのかなと思います。ですから、さきの4,100坪を考えますと相当安くなる。まあ100万円以下、ウン十万円じゃないかなというふうに思います。子供たちと一緒に楽しく植えつけができるということでございます。そして翌年には、今度はその芝をもとに自分たちで苗をつくることができるんですね。ということは、次からはあまりコストがかからないと。ただし人力は必要です、どうしても苗をつくるために。そういうことをやって、芝生化をやっていくという方法があります。手入れも非常にこれはかからないという芝らしいです。というのは、私の家にも試験的に先月の15日に植えまして、ポット芝を40個植えました。だから大体６坪から７坪ぐらいの庭を今試験的に芝生化しているんです。そういうことで、ぜひこういう方法もあるんだということをお示ししましたので、研究していただいて、ローコストな芝生化の研究をやっていただきたいと。私もぜひその鳥取のほうに行って、このＮＰＯ法人に視察に行って勉強してみたいなというふうに思っております。ですから、鳥取方式をぜひ研究していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

平成20年12月の定例議会で仲村議員から御質問をいただいたことは、議員御指摘のとおりでございまして、私もそのときのやりとりの議事録を読ませていただきました。大変いい議論がなされているなというふうに感じたところでございます。そこでも、仲村議員から芝生

化への提案というのもなされておりますし、さらに今回、議員からも鳥取方式ということに検討してみたらというような御提案もございますので、今後費用面ももちろん含めて、メリットも捨てがたいところがありますので、同時にデメリットも勘案しながら調査・研究を行ってまいりたいというふうに思っております。ただその際には、やはり先ほど部長も申し上げましたとおり、学校現場、ＰＴＡ、あるいは地域住民もかかわるかもしれません。などにも情報を提供して、十分意向を把握することが欠かせないことだと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　ぜひ調査・研究していただきたいと思います。保護者の方の中でも、その芝生化まで考えが及ばない方でも上中学校の運動場を見れば、これはいいわというふうに思うわけですね。ただし、上村学校の森すべてを見たときに、これは相当な管理費がいるだろうなというふうに思うわけなんですが、そんなにきれいな芝じゃなくて、ある程度その弾力性を持つ、雑草も多少は植わる芝ですね。そういう形の芝生化をやっていいんじゃないかなと私は思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

スポーツ少年団にかかわりを持っておられる福屋議員からちょっとお聞きしましたら、既に中原保育園は鳥取方式を取り入れているということだったですね。ぜひ市内にそういう例がありますので、見ていただければと思います。

この件はこれによって終ります。

次は３項目めですが、消費者問題でございます。中心市街地から食料品店が消えていく食の砂漠化の問題でございます。

商業地の郊外化などで地域の小売店などが撤退して、車を持たない貧困者や高齢者が取り残されて、安価で良質な生鮮食料品を購入することが困難になりつつあると。生活の利便性や健康を、生鮮食料品を買えないことによって健康を損なうケースもふえているということで、これを食の砂漠化、横文字で言いますとフードデザート、買い物難民という言葉も使われているようでございますが、先ほどは芝生化でしたけど、今度は砂漠化の話題でございまして、このような状況に追い込まれている人々を買い物難民という表現をするらしいですが、ＮＨＫテレビのほうでもこの問題が紹介されたようでございます。

そこでお聞きします。地域、町内による高齢化の状況はどんな状況になっているのかということと、中山間地の限界集落化の状況はどうなっているのか。また、今後の予想される状況はいかがなものかということをお聞きしたいと思います。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、お答えいたします。

本市の高齢化率でございますが、平成22年３月31日現在におきまして29.4％となっております。５年前に比べますと2.63ポイントの伸びを示しております。高齢化率が高い地域は田

野・大塚校区、次いで矢岳校区、大畑校区となっております。中でも西大塚・東大塚町内は50％を超えております。また、高齢化率40％台の町内は大工町を初め、田野町、下新町、矢岳町など６町内がございます。

次に、限界集落についてでございますが、過疎化や高齢化の進行などによりまして、人口の50％以上が65歳の高齢者となり、冠婚葬祭などの共同生活の維持が困難になった集落のことでございますが、集落それぞれの特徴もありますことから、世帯や人口、高齢化率等の数値のみで限界化を判断することは難しいと思われるところでございます。実態調査は行っておりませんけれども、本市におきましては、先ほど申し上げました２町内の中に限界集落が存在するのではないかと考えております。

それから、今後の予測でございますけども、町内ごとの推計はできておりませんが、本市全体といたしましては、本年度から来年度までは、わずかながら高齢者は減少いたしますが、平成24年度から団塊の世代が65歳を迎えますことから、高齢化に拍車がかかり、平成26年度には65歳以上の高齢者が１万1,000人を超え、高齢化率が32.5％になるものと推計いたしております。このことから、現在高齢化率が高い山間部あるいは町なかの町内におきましても一層高齢化や過疎化が進み、限界集落がふえるものと思われます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　高齢化率が30％オーバーするのももう間近のようでございますね。確かに、山間部でかなり高くなっている。しかし、市内中心部でも将来によっては非常に高いところがあるということで危惧されます。先ほど限界集落は２カ所。調べましたところ、限界集落以前の状態を準限界集落という表現をされるみたいですね。限界集落は65歳以上ですけど、準限界集落の場合は55歳以上。55歳以上の人口比率が50％を超えている場合がその準限界集落ということらしいですね。ここら辺も一応視野に入れてちょっと調べていただいた方がいいのかなというふうに思いました。

そこで、今度は町なかのほうにちょっとこの問題を引っ張っていきますけども、日米構造協議のもとで米国側から大店法の撤廃要求がありまして、平成12年に大店法が撤廃され、それによって中型、大型のお店が郊外に集中しまして、町なかの商店街がシャッター通り化し始めたと。これは我が市もそうですし、全国的にそういう動きになってきたと。この大店法撤廃後、人吉市の商店数の変化と立地状況を調査したことはあるでしょうか。ここをお聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

商店数の変化等の調査に関しまして、市独自での調査は行ったことはありませんが、人吉商工会議所のほうで常時データ処理され、商工業者の数を管理されておりますので、それにより情報の共有を図っているところでございます。

大店法撤廃後の商店数につきましては、これらの情報をもとに、卸売小売業という業種分類でその変化をお答えさせていただきたいと存じます。

大店法が廃止をされました平成12年の卸売小売業の数は494店舗でございまして、各年度で若干の増減はございますが、その後、平成15年の503店舗をピークに減少傾向にございます。昨年の卸売小売業で464店舗となっておりまして、ここ10年間で30店舗ほど減少しているという状況でございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　ここ10年間で約30店舗ほどが減少しているということは、計算しますと約６％ぐらいの店がなくなっていったということでございます。考えてみますと、食料品店の分野で考えますと、ここ数年間をみましても、市内の中心部におきまして二日町の中型スーパーがなくなりました。そして瓦屋町のやはり中型スーパー、そして鬼木町におきましては、もうつい最近、大手ですよね、大型のスーパーが廃業撤退しているという状況でございます。そうなってくると、本当に山間部だけではなく、町なかもなかなか買い物がしづらい状況になってきているということでございます。

そこで質問なんですが、生鮮産品・野菜・肉・魚といかないまでも新鮮な野菜に絞って、新鮮な野菜を買える食料品店の数はどのようになっているのか。分布はどんなもんなのか、お聞きしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

野菜の買える食料品店という形態での調査は行ったことはございませんし、統計上の区分でもできない状況でございます。そのような中、可能な範囲で調べたところ、市内においては、おおむねでありますが、40店舗程度あるようでございます。これはある意味確実に野菜の販売が行われているところでございますので、実際にはそれ以上の店舗が存在しているのではなかろうかと思っております。その分布といたしましては、やはり市街地ほど多くて、郊外に行くほど少なくなっているのが実情のようでございます。そのほとんどが食料品店やスーパーを含む大型店というような状況でございます。

以上でございます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　新鮮な野菜が買える食料品店の数と分布はということで、この質問に答えるには事前の調査が相当必要で、時間のかかる問題であったかなというふうに思います。しかし、生鮮産品の中でも健康を維持するに当たって、この新鮮な野菜は絶対欠かせないという観点からお聞きしたわけでございます。実際に人吉市内の地図にそのようなお店をずっとプロットしてみて、地域ごとの今度は高齢化率を色分けするという形でしてみたらば、恐らくこの辺は空白地帯だなというのが明白になるはずなんですよね。だから、ぜひそういう

調査も今後は進めていってほしいなと思います。御老人の場合、その健康状態によって100メーター歩くのがやっとだという方もおられれば、１キロ歩いて買い物に行かれる方もおられる。まあさまざまかもしれませんけども、例えば数百メートルの範囲内に食料品店がないというような状況が発生しているのではないかなと思いますので、その辺もぜひ今後調査していってほしいと思います。

そこで、この食の砂漠化の状況を今後どう把握して、今後どのような対策を講じたらいいのか、非常に難しい問題でございますが、市長にお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

買い物難民、あるいは買い物弱者という表現がよく最近使われております。ここでは買い物弱者という表現を使わせていただきたいと思います。実は、議員も御承知かと存じますが、先月、経済産業省の「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会報告書」が発表されておりまして、その中でも買い物弱者と呼ばれる人々が、全国で推計600万人程度いると発表されたところでございます。よって、私もここ一、二カ月ぐらい前からこの問題に意識を向けるようになった次第でございますが、単純にこの計算式を本市に当てはめてみますと、あくまで推計ではございますが、2,000人程度の買い物弱者がいらっしゃるのではなかろうかと考えられるところでございます。もちろん地理的なもの、生活条件等々ございますので、その実態につきましては把握できないのが現状でございます。しかしながら、買い物が困難な状況におかれている人々が多くおられるのは事実でございますし、今後も増加傾向にあることは言うまでもございません。そのような意味でも、実態把握のための調査の必要性を痛感しているところでございますが、福祉関係機関において調査が続けられておりますので、これを参考にしてまいりたいと思いますし、二、三の町内会長、地域周辺の町内会長さんたちにお尋ねをしたところ、具体的にもう何名だという数字がはっきりと町内会長からお示しをいただいたところでございます。

また、買い物弱者に対する対策についてでございますが、環境の違い、ニーズの違い等それぞれ違った事情をお持ちになろうかと感じております。したがいまして、そういった様々な事情に応じた新たな流通形態の確立が、必要ではなかろうかと考えているところでございます。このような実態を踏まえ、ここ２カ月程度関係者から意見を聴取してまいりましたが、例えば、お客様に商品をお届けする宅配サービス、商品を積載し巡回する移動販売、あるいは店舗までの移動手段である交通手段の提供など、その対策も実態に即した中で、効果的なものが必要になってこようかと存じております。これら買い物支援の取り組みに関しましては、基本的には、ビジネスベースでの取り組みで対応されることが望ましいのではないかとも感じております。例えば、阿久根市のＡ－Ｚというところは、自らのスーパーが買い物バスを運行しているということでございますが、本市市内におきまして、流通関係者だけで、地場の流通関係者だけでビジネスとして行うことも厳しい面もあるようでございます。民間

の流通機能等をどのような手段、方法、連携によって補完していくか検討してまいらなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　非常に難しい問題ではございます。今、市長言われましたように、阿久根のＡ－Ｚでは100円バスを走らせているということなんですね。逆に言えば、町なかがそれをやらなければいけないのに、大型スーパーがやっているような状況ですから、我々もちょっと考えなければいけないなというふうに思います。人吉市内では、その食品の宅配、宅食と言うらしいですけど、宅食をやっているスーパーがあられます。今５名ぐらいでやっているということなんですが、これも非常に採算面から厳しいということで、いつまで継続できるかはわからないというようなことをおっしゃっておりました。これこそ継続していただきたいというものがあるんですけど、何が行政でサポートでるのか。何かいい方法があればなというふうに考えるところでございます。

また、一番最初に一般質問の項目として上げましたタウンバス。これらの有効利用は非常にこの問題とリンクしてまいりまして、買い物難民を救えるのではないかなというふうに思っております。どちらにしても市内の商業者がこの問題に気づくことが必要でございます。意外と気づいていないのかなというような可能性もございますので、ぜひいろんな調査を終えた時点で、民間の会社・業者と協議する場をつくっていっていただきたいなというふうに思っております。

また、これは福祉部門も大きな関連を持っておりますので、高齢者の健康問題に直結することから、民生委員さんや高齢者相談員さんですね、こちらの方にも通しまして、そのような町なか、あるいはその山間地の状況を調査していただきたいというふうに思っております。

ということでこの問題は終わらせていただきますが、冒頭に私は「妻は目立つ」と言いましたけど…何て言いましたかね。「でしゃばる」と言いました。「妻は目立つ」に変更させていただきます。

以上で終わります。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後５時45分　散会

平成22年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成22年６月11日　金曜日

１．議事日程第３号

平成22年６月11日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第２　議第54号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

日程第３　議第55号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第４　議第56号　平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第57号　人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議第58号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議第59号　人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第60号　人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第10　議第62号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第11　議第63号　委託に関する協定の締結について

日程第12　議第64号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第13　議第65号　損害の賠償について

日程第14　議第66号　市道路線の廃止について

日程第15　議第67号　市道路線の認定について

日程第16　報第１号　平成21年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第17　報第２号　平成21年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第18　報第３号　平成21年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第19　報第４号　くま川下り株式会社の経営状況について（第48期決算報告書及び第49期事業計画書）

日程第20　一般質問

１．川　野　精　一　君

２．笹　山　欣　悟　君

３．本　村　令　斗　君

4．井　上　光　浩　君

5．福　屋　法　晴　君

2．本日の会議に付した事件

・追加日程

議第68号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

・質疑を含めた一般質問

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長　　田　中　信　孝　君

副市長	林　健善君
監査委員	篠崎國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君

庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時01分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加について、お諮りいたします。議第68号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって日程に追加し、直ちに議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆さん、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

議第68号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についての案件は、ふるさと市町村圏実施計画に基づき田園都市中核施設カルチャーパレスを一部改修するため、その費用の財源としてふるさと市町村圏基金の一部を充当する上で現在処分が制限されている構成市町村の出資金総額に相当する額を構成市町村の協議による場合は処分できるようにすることに伴い、規約を変更する必要が生じましたので地方自治法第290条の規定により規約の整備について構成市町村議会で同文の議決を要するため、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○市長公室長（深水雄二君）（登壇）　おはようございます。それでは私の方から議第68号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についての案件が提案されたことに伴いまして、そのうちの人吉球磨ふるさと市町村圏基金の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

人吉球磨ふるさと市町村圏基金はふるさと市町村圏推進要綱に基づき、地域の創造的・一体的な振興整備を目的としまして構成市町村からの出資及び熊本県からの助成金を原資に、平成元年度から平成２年度にかけて創設されたものでございます。基金の原資の総額は10億20万円でございまして、その内訳は熊本県が１億円、当時の１市４町９村が９億20万円となっております。各自治体の出資額は6,430万円でございまして、財源としまして地

域総合整備事業債などの地方債を充当いたしております。

ちなみに、この地域総合整備事業債の元利償還分は事業費補正としまして、普通交付税のうち基準財政需要額に算入されるなどの財政措置が講じられております。

次に、この基金の運用方法でございますが、現行ではこの基金が果実運用型となっております関係で基金の原資は取り崩すことはできないこととなっております。行政組合に確認いたしましたところ基金運用による運用益金は20年度までに約４億4,650万円となっておりまして、これまでに人吉球磨サイン整備、球磨川大学、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン事業、人吉球磨情報発信事業などの事業に充当され、広域市町村圏振興の一翼を担ってきております。なお、平成22年度末の運用益金の残高の見込みは約2,750万円となるようでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいま説明がありました本件に対しての質疑は14日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。

○４番（川野精一君）（登壇）　おはようございます。４番議員の川野精一です。時間がもったいないので通告にしたがいまして早速質問に入ります。今回の質問は大きく四つの項目で行ってまいります。

まず、一つ目はマスコミで買い物難民と称される高齢者の買い物弱者対策について。二つ目はゆとり教育転換期における教育行政の対応について。三つ目は市民の声から、この時期多く発生する害虫の駆除について。四つ目は、市長の政治信念についてです。

それでは、高齢者の買い物弱者対策についてですが、昨日の村上議員の質問と執行部の答弁がありましたので参考にしながら、私は高齢者福祉と交通の両面から質問を行っていきたいと思います。まず、福祉部では買い物弱者と呼ばれる人たちをどれぐらい認識していらっしゃるのでしょうか。

以上、１回目の質問といたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　おはようございます。お答えいたします。

買い物弱者と呼ばれる方への認識でございますが、社協が行っております校区座談会におきまして一昨年度は市内13会場のうち鹿目、大畑、鬼木町など７町内から買い物に困っている人が地域におられるという話がございました。また、地域包括支援センターでの総合相談業務の中で、近くに店がなく買い物に困っているとか、自分のかわりに買い物に行

ってもらうことができないかなどの相談を受け、対応しておりますが、買い物弱者と呼ばれる人の具体的な人数の把握は行っておりません。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　具体的な人数の把握には至っていないということですが、実際に買い物に困っている方の存在がはっきりしてきました。今後は情報の共有を図り、実情の把握が必要かと思います。

それでは、その方々に対して現在どのような対応を行っているんでしょうか。２回目の質問でお願いします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

まず、虚弱者への対応でございますが、買い物弱者と呼ばれる人への対応といたしましては、買い物支援等のサービスについての情報を提供し、そのサービスを利用していただけるよう支援すること。また、商店街など買い物ができる場所までの交通手段の確保に関する支援などが考えられます。具体的には、市内の小売り店の宅配業者、弁当業者の紹介やサービスにつなげる支援を行っております。また、市の委託事業としてシルバー人材センターからホームヘルパーの派遣を行っており、平成22年５月現在、高齢者支援課で定期的に関わっている介護認定を受けていない特定高齢者等155人のうち、宅配等を利用されている方が10人、6.5％でございます。それから、ホームヘルパーによる買い物支援を受けておられる方が11人、7.0％おられます。その他、市が行っているものではございませんが、地域におきましては隣人・知人、民生員さんなどが買い物に連れて行かれたり、必要な品物を頼まれて買ってこられるなど、御近所での支え合いも行われているようでございます。

先日行いました民生委員さんへの調査では、一緒に買い物に行かれるという支援が１カ月当たり延べ17人、頼まれたものを買ってこられるという支援が１カ月当たり延べ36人という結果が出ております。その他市内広範囲にわたりまして、食用品全般またはパン・豆腐など単品の移動販売が約20店あり、利用されているようでございます。

次に、介護認定者への対応でございますが、介護認定を受けている方につきましては、訪問介護サービスとしてホームヘルパーによる買い物支援サービスがございます。平成22年５月現在で訪問介護サービス利用者389人のうち150人、38.6％の方が買い物支援サービスを利用されております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　さまざまな行政の支援、そしてまた民生員さん方を初めとする助け合いを大変ありがたく思います。また、移動販売の利用もあるようで、少し安心しましたが、生活必需品がすべてそろっているわけではないので、対策をより充実していかなけれ

ばならないなと考えております。

続きまして、また高齢化率の上昇に伴い支援を必要とする方々の増加は必至であろうと考えます。今後の対策が急がれると思いますがどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

今後の対策といたしましては、昨年度から国の補助を受けまして３カ年の計画で「安心生活創造事業」に取り組んでおります。この事業は見守り、買い物支援等の基盤支援を行い、独り暮らし等の方が安心して生活を継続することのできる地域をつくることを目的としております。この事業の中で、高齢者の生活の実態を把握するために実態調査を始めております。調査項目といたしましては、日常生活での困りごとや掃除・洗濯・買い物・調理・金銭管理・ごみ出しなどの状況、外出時の移動手段などとなっております。今後その調査結果を元に分析を行い、ニーズに合った支援体制を構築してまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　はい。ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは４番目の質問なんですけども、買い物弱者の交通手段の確保、そして交通空白地帯への民間の対応に関して行政とのかかわり合いはどのようになっているのでしょうか。また、買い物バスの運行など山江村のデマンドバス「丸岡号」のような行政のサポートはできないものかと質問いたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

結論から申し上げまして、現在、市には買い物バスや山江村の丸岡号のような行政サポートはないのが現状でございます。過去に平成13年度において人吉商工会議所を母体としましたＴＭＯによります買い物客の利便性の向上、さらには中心市街地活性化を目的としまして延べ120日間の運行のようでございましたが、運行時間は午前７時から午後６時40分、運賃100円という形での人吉市内巡回買い物バス試験運行事業の取り組みがあっております。

以上、お答えします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　はい。以前ありました買い物バスの運行につきましては私もよく存じておりますが、当時は大赤字であったと記憶しております。また、その発展系が「じゅぐりっと号」や「さるく人吉」となり、利便性の向上は図られたものの中原校区の原田地区を初め、まだまだ多くの交通空白地帯が存在しているところです。これは３月の一般質問の方でも笹山議員を初め取り上げられたところでございますけれども、今後の方針や民間の買い物タクシー等の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

じゅぐりっと号、さるく人吉の利用状況等は昨日の村上議員の質問でも御答弁させていただいたところでございますが、じゅぐりっと号、さるく人吉の運行により一部の交通空白地帯が解消でき利便性の向上につながっていると考えておりますが、今回の川野議員の御質問、また先ほどおっしゃいました前回の３月定例市議会において笹山議員からも同様の御質問もいただいております。原田地区も含め交通空白地帯の解消につきましては重要な課題として受けとめております。

具体的にどのように取り組んでいくのかということにつきましては、今月下旬に立ち上げます人吉市地域公共交通会議におきまして、路線バスの再編・見直しの中で交通事業者等との協議を行いながら検討をしていくこととしております。すべての交通空白地帯が解消されることがベストではございますが、何分にも相当の予算を伴うこともございますので、すべてをベストの状態にするには一挙にというわけにはいかないのかなと思っておるところでございます。特に、平成18年10月の道路運送法の改正によりましてコミュニティバス、乗り合いタクシー、ＮＰＯ等によるボランティア有償運送等の新たな運送サービスの参入も可能となりましたので、その地域にふさわしい手法を検討し、自家用車が運転できない、交通手段がないといった交通弱者の方、さらには議員が御質問されておられます買い物弱者と呼ばれている人へ可能な限りのサービスが提供できるようなシステムを構築していきたいと考えております。

また、御質問の民間の買い物タクシーなどには取り組んでいないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　はい。ありがとうございます。

また、バス路線のない地区の買い物弱者への対策として何らかの交通手段をですね、きのうも村上議員のお話にもちょっと出てきまして重複になりますけど、中心市街地を結んで市街地の活性化につなげることはできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

今後やっていく公共交通関係につきましては、もちろん交通空白地帯の解消も含めまして中心市街地との活性化との関連も含めまして相互に相乗的な方法を考えていければというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　いろいろ費用面での御苦労、問題もあると思いますけれども、まずはバス路線の充実を切に願っております。そして、バス路線についても新しい動きがあるやにも聞いておりますし、民間のまた動きもいろいろ動きが出ております。ですので、大いに期待して次の項目に移っていきたいと思います。

それでは、次に教育行政について質問をいたします。小学校では2009年度に一部前倒しで行われ2011年度に完全実施、中学校では2009年度に一部前倒しで行われ2012年度に完全実施される新学習指導要領、いわゆる脱ゆとり教育への転換期を迎えるにあたり、堀教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　おはようございます。今、ゆとり教育から新しい教育改革に基づいて展開される教育行政について、教育及び教育行政についてお尋ねでございます。

大きくいえば三つの柱があるのではないかと思います。教育改革の流れ、それから学習指導要領の改訂、それから本市の教育方針についてという流れの中で御説明をしていきたいというふうに存じます。少し時間を要するかもしれませんけれども御容赦をお願いしたいと存じます。

教育改革のまず流れについて概要を説明いたします。21世紀の新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる新学習指導要領の中の言葉にかえて申し上げますと「知識基盤社会の時代」であるといわれております。このような状況においてすべての子供たちに「確かな学力、豊かな心、健やかな体」の調和を重視する生きる力を育むことがますます重要になっておるところでございます。またOECD（経済協力開発機構）のPISA調査、国際的な生徒の学習到達度調査と訳されているようですが、そういうものから我が国の児童・生徒について、思考力・判断力・表現力を問う読解力や知識・技能を活用する力に課題があるということが指摘されているところでございます。

このような中、教育基本法及び学校教育法等の改正が行われ「知・徳・体」のバランスを重視することや基礎的・基本的な知識・技能それに思考力・判断力・表現力等、また学習意欲、この３本柱からなる確かな学力が法律上規定されたところです。このような流れを受けまして、小中学校学習指導要領が改訂されました。今回改訂された小中学校学習指導要領の基本方針は以下の、今から申し上げます３点でございます。一つは教育基本法改正等で明確となりました教育の理念を踏まえて、生きる力を重視すること。二つ目は知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、そのバランスを重視すること。３点目は道徳教育や体育などの充実により豊かな心や健やかな体を育成すること。小中学校の教育はこの新学習指導要領に沿って進められることとなります。本市の教育につきましても以上のような流れの上に、確かな学力、豊かな心、人生や社会を乗り切っていく生きる力をキーワードとした本年度の人吉市教育目標を立てました。学校教育ではその目標達成のために９項目の努力事項を上げておりますが、私が教育長として特に取り組んでまいりたいことを３点だけお話をしたいと存じます。

１番目は何といいましても確かな学力の育成でございます。学校は児童・生徒が学力を身につけるところであるという信念のもと、基礎・基本の定着と活用力及び学習意欲向上

のための授業改善を推進してまいります。市内すべての小中学校ではこのような本市教育目標を踏まえて各校で研究テーマを設定し、授業改善へ向けた実践強化に取り組んでおります。また、朝の一斉読書タイムの設定や漢字大会、計算大会等の実施、児童・生徒に確かな学力を育成するために教育課程におけるさまざまな工夫を重ねております。教育委員会といたしましては学校訪問等を通してその進捗状況を把握し、確かな学力の育成に向けた指導を充実してまいりたいと存じます。さらに、学校現場でのわかりやすい授業づくりをサポートするために電子黒板や児童・生徒用タブレットパソコンの導入を推進してまいります。と同時に市立教育研究所の情報教育部会を中心にＩＣＴを活用した授業改善の推進を図ってまいりたいと存じます。

２番目は豊かな心の育成でございます。改正教育基本法では公共の精神の育成や伝統と文化を尊重する心、環境の保全に寄与する態度などの新しい教育理念が示されております。教育委員会でもこの新しい教育理念を踏まえ、昨年度配付いたしました郷土教育資料「相良700年歴史と伝統が息づく人吉市」の積極的な活用を図っております。例えば、中原小学校では資料集の写真を活用してプレゼンテーションを作成し、２年生の児童に電子黒板を使って国宝青井阿蘇神社やおくんち祭りのことをわかりやすく理解させる授業を実践いたしております。児童はその後、国宝青井阿蘇神社とおくんち祭り見学をいたしましたが、資料集を活用した事前学習の効果で見学の質が高まったという報告を受けておるところでございます。また、すべての小中学校で環境保全のための具体的取り組み項目を示した学校版環境ＩＳＯの一層の推進に努めてまいりたいと存じます。各学校では、例えば年間電気使用量を前年度比で３％削減します。これは第三中でございますが、そうした項目を五つないし七つを設定して児童・生徒と教職員が協力して環境保全に取り組んでいるところでございます。

最後の３番目は、特別支援教育の充実でございます。これはこれまでいろんな議員の方々の一般質問の中で要望もあった事項でございますが、児童・生徒の中には通常学級に在籍しながら特別な支援や配慮が必要なお子様がいらっしゃいますし、その数は年々増加傾向にございます。このようなお子さん方にも人生や社会を乗りきっていく生きる力を育むことは教育の使命であるというふうに考えておるところでございます。また、お子さん方のニーズに合ったきめ細かな指導を行うことはお子さん御本人はもとより、周囲のお子さんを大切にすることにもつながると存じます。そこで、本市教育委員会といたしましては特別支援教育支援員を昨年度より５名増員いたしまして本年度15名を６小学校、ちなみに人吉東小学校は４人、人吉西小学校は３人、東間小学校が１人、大畑小学校が１人、西瀬小学校が３人、中原小学校が２人、それに加えて第二中学校、これは本年度からでございますけれども１人配置し、支援体制の充実を図っております。支援体制が充実したおかげで担当教師や支援員手作りの教材や教具が多くつくられるようになり、大きな教育効果

を上げているという報告を受けているところでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　しっかりと伝わりました。ＩＣＴを活用した確かな学力の育成とか新しい教育理念の実践とか、そして特別支援教育の充実とか。特に教育長が言われましたように特別支援教育支援員の増員はこれまで多くの議員の要望があり、それが反映され、そして現場での充実が図られていてとてもありがたく思っています。以前、私も中学校での支援員の充実をお願いしまして、難しいながらも若干の配置をいただきました。この点は、小学校での充実を図り６年間の学習と生活の場でしっかりと生きる力、そして皆を思う力を育む教育を学校・家庭の信頼のもとに進めていただきますように心からお願いいたします。

続きまして、新学習指導要領、脱ゆとり教育と申しますけれども、来年度から本格実施になるにあたり、ページ数がですね３割増になったと言われる新教科書、これについて背景や内容、また採択についてお尋ねいたします。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

学習指導要領の改訂に伴って来年度から小学校で使用される教科書の検定結果が発表され、新聞等でも「脱ゆとり、ページ３割増」などと大きく取り上げられたところでございます。またゆとり教育転換と学力の向上が課題となる中、教科書の質と量が大きく改善されましたので、その背景と内容について申し上げたいと存じます。

まず、ページ数が増加した意味でございますが、現行の教科書と比べて全体では約25％増、特に理科では約37％増、算数では約33％増と言われております。しかし、これは単に教える内容がそれだけふえたということではございません。平成10年度の学習指導要領の改訂で、教える内容が３割削減といわれるほど大幅に減ったことに比べますと、今回の改訂では小学校低学年で週２時間、小学校中学年から中学校で週１時間の授業時間数の増加とあわせて、削減された内容も算数や理科を中心に一部復活をいたしました。

次に、学力の向上に向けての知識の活用のための指導の充実でございます。知識を活用する力とは全国学力学習状況調査でもＢ問題として別に出題されていることに見られますように、確かな学力の育成の中で大変重要視されております。活用の力、すなわち先ほども申し上げましたように思考力・判断力・表現力をつけるには、課題を考えたり文章や図、グラフなどに表したり発表や討論をし合ったりといった多様な活動が授業の中で必要になります。教科書のページ増はこうした知識の活用のための新しい活動に対応するものでございます。また、昨年、文部科学省から教科書の改善についての通知が出され、新しい教科書観について次のような記述がなされております。「児童生徒は教科書に記述されている内容をすべて学習しなければならない」とする従来型の教科書観については「個々の児

童生徒の理解の程度に応じて指導を充実する。児童生徒が興味・関心を持って読み、進められる。児童生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる。そういった観点から教科書に対する考え方を転換していくことも求められる」と述べられております。新しい教科書観では教科書に記載されていることすべて学ぶことから大きく転換しており、各教科書会社もそれに沿って編集しており、それがページ数の増加となってあらわれております。

今後、児童・生徒の学力向上を念頭におきながら新しい教科書観を正しく理解して調査研究を行い、児童・生徒の実態に応じた最適な教科書を採択していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　これもしっかりと伝わりました。ただ、正直新しい教科書観には少々不安というか戸惑いを感じております。私にはまだ理解が足らないのでしょう。しかしながら児童・生徒の学力向上に必ず寄与する内容であって、特に正しい知識と認識を学べる教科書の採択を切望いたします。

続きまして、教育関連の資料にはデジタル教科書の活用という記事が大きく取り上げられておりました。市内の小中学校におけるデジタル教科書や電子黒板の設置及び活用状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。お答えいたします。

まず、電子黒板の配置活用状況についてお答えいたします。電子黒板については現在市内の小学校４校と中学校２校に計９台を配置しております。今後さらに全小中学校に学校ＩＣＴ事業で導入いたしましたデジタルテレビに電子黒板活用附属品を設置することにより、電子黒板としての利活用を図る予定でございます。

また、一昨年度から本市教育研究所情報教育部会では「子供たちの可能性を広げる教育の情報化を目指して」というテーマを設定し研究を進めております。各学校の教科指導における学力向上のためのＩＣＴ活用として電子黒板を活用した授業における教育効果の測定などを行い、授業モデルなどの研究成果を教職員の間で広く共有化することで電子黒板の効果的な活用の促進を図っております。また、電子黒板活用においては児童・生徒の集中力や学習意欲が高まるなど優れた教育的効果が報告されております。今後すべての小中学校に電子黒板を導入し、児童・生徒の学力のさらなる向上が図られるように努めてまいりたいと思います。

次に、デジタル教科書の活用でございますが、現在文部科学省では学校教育の情報化に関する懇談会を開き、デジタル教科書を初めとする授業でのＩＣＴの活用や、ＩＣＴを活用した校務支援などについて論議がなされ、総合的な推進方策が検討されているところでございます。指導用デジタル教科書は、現在数社の教科書出版社から発行されております。本市ではまだ指導用デジタル教科書は導入しておりませんが、調査研究を目的として今年

１月、人吉西小学校において６年生の国語と外国語活動の授業で、指導用デジタル教科書を活用した研究授業が行われました。

指導用デジタル教科書は、教科書と同じ内容を電子黒板等に拡大表示ができ、そこに出ている画像を動かしたり、画面上に子供の気づきや発見を書き込んだりすることができるなど、クラス全員が同じ画面を見ることで一体感が生まれたり、教師が生徒に注目してほしいところだけをクローズアップすることができますので、子供の集中力が高まるなどの教育的効果が期待されているところでございます。今後国の動向を見極めながら導入につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　電子黒板やデジタル教科書の活用によって優れた教育的効果のあることが、ある種検証されたのではないかと思います。ぜひとも電子黒板の追加導入、そしてデジタル教科書の新規導入を御答弁のとおり前向きに御検討いただき、効果的な活用法を駆使していただきますように要望いたしまして、次の項目へ進んでまいります。

次は、市民の声より、行政管理下における害虫駆除について質問いたします。先般、学校の保護者の方からプールの付近にブトが大量発生し、刺された生徒にアレルギーがあり大きく腫れあがって通院している。またダニやムカデ、ゲジゲジが出るなどの話があり、学校の対応と隣接する市管理の公園の消毒を行っていただきました。担当課の素早い対応のおかげでブトは減少傾向だそうです。そうしましたら今度はある施設敷地内のクスノキに大きな毛虫がうようよいると聞き、見に行きましたら木どころか地面にまでたくさんはっていました。管理人の方に伝えますと早急に駆除するとのことで安心しましたが、学校や公園、街路樹などの行政管理下における害虫の発生や駆除はどのようになっているのでしょうか。

まずは、害虫の発生状況をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

公園、街路樹における害虫の発生状況というようなことでございますが、管理を委託をしております業者が行います日常的な点検や公園等を利用される市民の方からの連絡等により発生状況を把握いたしております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

学校の場合は各学校の事務室からの報告によっておりますが、市内すべての小中学校に小営繕や環境の清掃整備を目的として学校用務の嘱託職員を配置しておりますので、主にはその職員を通じましての報告により、各小中学校の害虫の発生状況を把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　見解をいただきました。特にですね新緑もえるこの時期からは虫の発生が多くなり、ハチなどの刺し虫も活発化するといわれています。国内ではハチ毒アレルギーによるアナフィラキシーショックによって毎年30人前後の方が亡くなっているそうです。市民が憩い、子供たちが集う公園や学校では刺し虫等に対する格段の配慮が必要かと思います。

そこで、害虫駆除は定期的に行われているのかどうかをお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

害虫駆除につきましては発生したその都度管理委託業者により対応いたしておりますが、駆除方法といたしましては害虫の発生が少ない場合は人力、作業員で駆除を行い、発生が広範囲の場合には機械を使いました薬剤散布により駆除を行っております。なお、都市公園におきましては、国土交通省から、都市公園等において農薬を使用する場合には公園利用者及び周辺住民の健康被害を未然に防止するため病害虫の状況に応じた適切な防除を行う旨の通知が来ておりまして、その中で公園等における病害虫防除にあたっては被害を受けた部分の剪定や捕殺 ── これは捕らえて駆除するというようなことでございますが ── 等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合には誘殺 ── これはえさ等によりおびき出して駆除するというような意味合いでございます ── 塗布あるいは樹幹注入 ── これは幹に直接注入することでございます ── 等散布以外の方法を活用するとともにやむを得ず散布する場合には最小限の区域における農薬散布にとどめることという指導がなされております。

そのため、公園内におきましては発生を確認した後、必要に応じて薬剤等の散布を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

害虫駆除につきましては学校の景観と樹木の保護及び害虫による児童・生徒への被害を防ぐことを目的といたしまして、学校内にあります樹木の剪定などとあわせて造園業者に委託しておりまして、毎年発生時期である５月から９月末の間に各小中学校２回ずつ実施をしております。そのうち１回はたくさんの児童・生徒や保護者が木陰を求めます運動会や体育大会の前に実施しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　はい。ありがとうございます。学校のほうはやはり係の先生がいらっしゃるのでよく目が届いているというふうに思いますし、定期的にやられているのが現

状だと思います。ただ、公園についてはやっぱりやたらめったらに農薬を使うというわけにはいかないということがよくわかりました。ただ、まずは点検、そして市民が発見したら即通報ということで理解させていただきたいと思います。

できましたら安全を確認して定期的な消毒を公園のほうでもやっていただけると、害虫の発生を抑制したり害虫による樹木や草花の病気も防げるのではないかと感じています。

それでは、次に市長の政治信念についてと題しまして質問をいたします。

ことし４月11日の読売新聞には「田中人吉市長、首長新党への参加を表明」との記事が出ておりましてさすがに驚きました。昨年夏の衆議院選熊本５区では自民党の金子代議士の後援会長を務められ、またことしの夏に予定される参議院熊本選挙区に自民党公認で出馬の松村参議の支援を表明されていたのに何でだろうというのが素朴な疑問でした。その後の４月20日付け西日本新聞の記事で「日本創新党」の名前と、そしてその支援組織応援首長連合に九州で唯一加わったこと、そしてその中の発言に「地元には理解されないかもしれない。だが政治信念に基づいて国の危機を何とかここで押しとどめたいという思いは、今の局面では大切な情報発信ではないか」と発言されておりました。どうしても田中市長の政治信念を伺いたいと、私は素直に思っていました。

季節は春から夏へと移り、政権与党の民主党内にも変化が起き首相の交代となりました。自民党の過去の失敗を糧として国民に支持される新しい自民党をつくろうと松村参議も文字どおり汗まみれになって一生懸命戦っておられます。ここで質問なんですが、市長はなぜ新党支援組織に入られたのか。そして市長の政治信念とは何なのか。これを教えていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　疑いを晴らしたいと思います。新党支援組織への参加理由を述べよということでございますけれども、まず政権与党である民主党の抱える最大の課題は、菅直人代表にかわられても現在も３点があるというふうに考えております。

まず、１点目は政治と金の問題であります。新しい総理大臣に菅直人氏が指名されたわけでございますけれども、何らこの件は解決しておらず当該の３人の方々、説明もないわけでありまして、よって国民の納得は得られていない現状でございます。政治と金の問題の内容については、もうるる申し上げる必要もないことでありますので省かせていただきます。

２点目は普天間の問題であります。最低でも県外と言われたにもかかわらず、結局自民党案に帰結した経緯はどのように言い繕うともあまりにもお粗末すぎると誰しもが思い、落胆し失望したことは事実ではないかと存じます。

３点目は子ども手当、農家戸別補償、高校授業料無償化などのばらまき政策であります。自主財源は37兆円しかないのにこれらの施策のために44兆円借金して、92兆円の本予算を組まれたことであります。外交・防衛・教育・経済・福祉などこれらを支える財政問題を

抜本的に考え抜かれ示されることもなく、このままでは日本の根幹をなすビジョンに、方針・具体的施策がないままに、あらゆる外国人参政権問題なども含めことごとく日本崩壊の道を歩んでいるようで仕方がないのは私一人ではないと考えているところでございます。

このような現状から、あすの日本に未来はあるのかと率直に感じておるところでございます。このまま民主党が、正しくはことし１月にさかのぼって言えば、鳩山・小沢政権がこのまま続けば日本の国は破綻するという危機感から、依存から国家の自立、地方の自立、個人の自立をうたい、日本の歴史・文化を正しく継承し未来に子供たちに青空を渡すべく志を一つにする政策提言集団に参加した次第であります。民主党にも自民党にもその他の政党にも有為の同志がたくさんおられます。一日も早く日本再生のビジョン、戦略などを構築し国民が一致して同じ方向を目指す環境をつくり出さなければならないと考えております。その点においては菅総理大臣には大いに期待しているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　新党支援組織に入られた理由はわかりました。ただ、田中市長の政治信念についての御回答をいただきたいというふうに思います。

それは実は先ほども申し上げましたように、西日本新聞の記事にあったんですけれども、人吉球磨地方は自民党の地盤であると、新党への支持表明に影響はないのかという問いに対しまして、市長は「確かに理解されないかもしれないが、政治信念に基づいて国の危機を何とかここで押しとどめたいという思いは、今の局面では大切な情報発信ではないかと思っている」というふうに答えられておりました。私がどうしても思ったのは、そこの政治信念というのはどういうものなんだろうというところで疑問に思ったところでありまして、市長の政治信念とはどういうものか教えていただければなと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ただいま述べさせていただいたことが、私の政治信念であります。つまり、この日本、自民党政権時代も含めまして、どんな国にするのか、そして何をもって世界に貢献するのかというところが非常に不明確なまんま政治が行われてきたような気がいたします。つまりビジョンなき、海図なき航海ではなかったのか。しっかりとした北極星、私たちの目指すところを国民にまず示し、そのために財政はこのように運営していく、そのために税制はこのように抜本的に改革する、そのために福祉はこうあるべきだ、そのために日本の国民の生活はみんな一致団結してこの方向に進むべきである。そういう、まずビジョンと戦略、それを達成するための戦術というものをしっかり示すのが、私は政権与党に課せられた大切な課題ではないかというふうに思っております。そういうものが不明確なまま、いわゆる普天間問題であるとか、またはばらまき政策であるとかというものはいかがなものであろうかと、外国人参政権にしてもしかりであります。これは日本の国家・国体にかか

わることであるというふうに私は強く外国人参政権にも反対をしているところでございます。よって、このようなことをしっかりとビジョンを示し、そしてその議論を重ねながら日本のあるべき姿を明確にしていくというのが私の政治信念であり、政治方針であり、そして目指すところであります。

例えば、熊本地方選挙区の参議院候補としてなぜ松村を、自民党候補の松村を推薦するのかという観点に関しましてもさまざまに御質問がありますので、この場をお借りしてお答えをしておきますけれども、やはり人格識見もまさる、そういう人々をこの国難の国会に送り込んでいく必要があるというふうに私は考えているところでございます。つまり、今回の参議院選挙はどの政党ということ等も大事と思いますけれども、どういう人格識見を持った人物であるかという評価、最終的には投票行動というのはそこによるというふうに思いますけれども、その点において松村祥史候補は申し分のない人物であるというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つの理由は、私は日本創新党の政策提言集団である首長連合に参加しているわけでありまして党員ではございません。今もって無所属であります。よって、私は松村祥史を支援するということに決めているわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　伝わりました。ただどうしても違和感が、党員でないということ、それにはひとつ、ちょっと私もほっとしているというところがあるんですけれども。ほかの政党を支援しながら、確かに人物的にもすばらしい本人を推していくというのはよくわかりました。ただ、私のこの平凡な考えからすると、ジャイアンツのユニフォームを着てタイガースの金本選手を一生懸命応援しているような、何かそういうような感じに受けてしまうんですね。

できればといいますか、しょっているものからすべて一緒になって、市長もよく言われます「火の玉一丸となってやっていく」というふうな形が私個人としては望ましいのではないかというふうに考えます。

それと、老婆心ながらちょっと心配しますのは、広域行政の問題やそれからくま川鉄道の存続の問題などがある中で、人吉球磨のリーダーとして町村長さん方の理解が得れるのかというところを心配しております。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君）　ジャイアンツのユニフォームを着て阪神タイガースを応援するという、そういう表現は非常に遺憾であります。私としてはそれこそ納得がいかない表現であります。私は先ほど説明しましたとおり、政策提言集団であって党員ではない。よって熊本地方区から前田氏という人が立候補されますが、その件に関しても日本創新党から事前協議とかまたはその後の連絡であるとかいうのは一切ないわけであります。しかも、私はこの日本創新党

の支援組織に加担すると、首長連合に加担するということに関して新聞に発表したときにも明確に私は松村祥史を応援するというふうに明言をいたしております。

私はジャイアンツのユニフォームを着て、そして阪神タイガースを応援するような、そういう人間ではないということをここではっきりと申し上げておきます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　比喩が悪かったようで大変申しわけありません。私が申し上げたかったのはジャイアンツのユニフォームを着て阪神タイガースを応援するんじゃなくて、その一個人が、推したい人が別の団体にいるというふうな比喩をしたかったわけですけれども、それが不適当というふうな感じがいたしますのでその部分は謝罪させていただきたいと思います。

また、先ほどのお話にもありましたように、参議院熊本選挙区に日本創新党から候補者が擁立されて一切の連絡もなかったというお話がありましたけれども、ただ、そこで日本創新党候補を支援しないことによって日本創新党からの非難とかそういうものはないのでしょうか。お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　日本創新党からの非難は全くございません。従来どおり首長連合にとどまり、政策提言を引き続き行っていくということであります。それはいわゆる今後必ずや政界再編が起こるということであります。今はさまざまなチャンネルを通じて、それは自由民主党であれ民主党であれ、または日本創新党であれ、たちあがれ日本であれ、みんなの党であれ、公明党であれ、さまざまなところにやはり地方の声をしっかりと届けていくということが私は大切ではなかろうかと。そういう川野議員の見方というものも一つの見方かもしれませんが、もっと鳥瞰図的に日本の政治のあり方というものを我々自身見つめていかなければいけないのではないかというふうに思っております。そういう中で、新たな政策提言というものも政界再編後に重ねてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、先ほど答弁忘れがございましたけれども、人吉球磨の首長の皆様方とそごなくきっちりやっていくことができるかということでございますけれども、そういう政党とかまたは政治信条とかいうことは別にして、人吉球磨の大事な課題に関しては一致団結して判断をしていっているところでございますので御心配は御無用だと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　これはやっぱり私もまだまだ研究不足というか理解不足というか鳥瞰図的にものが見えないというか、そういう部分も反省しながらもっと勉強させていただいて市長ともっと討論が交わせるような、そういう議員になっていきたいというふうに思います。そう決意いたしまして今回の一般質問を終了いたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分　休憩

午前11時33分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

市長のほうから発言の申し出があっておりますので許可いたします。

○市長（田中信孝君）　先ほど川野議員とのやりとりでございますけれども、巨人阪神の例えに過剰反応しまして、私自身も語気が強くなったことをここでお詫びを申し上げたいと思います。失礼しました。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。先ほどの市長の答弁におかれては興奮も多分おさまりがつかれたところだと思っております。ぜひ私の質問に対する答弁におかれましては、冷静に判断いただきまして御答弁いただきますようにお願いを申し入れておきたいと思います。

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回通告しました項目は、市長の施政方針から、１点目に市長等及び職員の倫理の確立に関する規則の制定について、２点目に口蹄疫緊急対策資金貸付等について、３点目に農産物ブランド化と地産他商推進室の設置について。また消費生活問題から、消費生活センターの取り組み状況について。公共サービス基本法から、公共サービス基本条例の制定について。市民の声から、住宅用太陽光発電システム導入に伴う設置費補助についての６項目であります。

初めに、市長等及び職員の倫理の確立に関する規則の制定についてであります。今回の施政方針において市長は、「近年相次いで発生した職員による不祥事を真摯に受け止め、今後このような事態を二度と繰り返さないために、また健全な組織運営を行っていくためにも市政に関わるすべての共通認識としてこれを共有し取り組んでいく必要があることから、市長、副市長、常勤の監査委員、教育長及び職員を対象として公務員として遵守すべき職務に関する倫理原則について規則を制定します」と述べられました。また、その後の全員協議会におきましても執行部の方から具体的な説明があったところであります。地方公務員は地方公務員法第30条の規定に服務の根本基準として、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」とうたってあります。法第31条で服務の宣誓として「条例の定めるところにより服務の宣誓をしなければならない」とうたってあり、この規定に基づき人吉市職員の服務の宣誓に関する条例が制定をされております。この条例に基づきまして服務の宣誓が行われております。すべての職員が宣誓書に署名をし、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを宣誓しているのであります。また、法第32条から第38

条の規定において法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限等の規定がうたわれております。地方公務員法第30条から38条までに規定されている法令に基づいて、地方自治体で規定されている条例、規則、規程はどのようなものがあるのでしょうか、説明をいただきたいと思います。

また、２点目に今回制定されようとしている倫理確立の規則について、制定の目的と理由は何なのか、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

以上、一回目の質問を終わります。

○総務部長（坂崎博憲君）　こんにちは。それでは笹山議員の御質問にお答えをいたします。

地方公務員の服務に関しましては、地方公務員法第30条で服務の根本基準が規定をされております。第31条からは、先ほど議員も申されましたように服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が規定をなされております。これを受けた市の条例、規則等の規定でございますが、条例では地方公務員法第31条の規定に基づき、人吉市職員の服務の宣誓に関する条例、同じく地方公務員法第35条の規定に基づき人吉市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例がございます。また、規則や訓令といたしましては、職員の服務について定めた人吉市職員服務規程、人吉市議会事務局庶務規程、人吉市監査委員事務局庶務規程、人吉市教育委員会事務局の組織及び事務分掌に関する規則、人吉市水道事業就業規則などがございます。

次に、制定の目的とその理由についてでございます。私たち公務員は全体の奉仕者として公正に職務の遂行にあたることが求められております。公務員が職務遂行上、職員の職務と密接に利害関係を有する者と接触するケースはいろいろとございます。例えば許認可等を受けている者、補助金の交付を受けている者、市との契約の相手方、指定管理者などがこれに当たりますが、これらの者から贈与を受けることなど一定の行為は公正な職務の遂行に対する市民の疑惑・不信を招くものであります。禁止制限すべきだと考えられます。近年相次いでいる職員による不祥事もこの規則制定の背景にございます。

今後このような事態を二度と繰り返さないためにも地方公務員法の法令を遵守し、その法の精神に沿って行動するという職員としての基本姿勢を市民の皆さまに明確に示すとともに、職員が法令を侵さないで済むよう職員を守るための規定の整備が必要であると考えております。また、国におかれましては事務次官等の幹部公務員の相次ぐ汚職、過剰接待事件など公務員倫理をめぐる憂慮すべき状況にかんがみ、当時の橋本龍太郎首相もその必要性を表明し、議員立法にて与野党全党一致で可決成立した法律として平成12年４月１日から国家公務員倫理法が施行され、この法律を受けた国家公務員倫理規程において利害関係者との間での禁止行為や行動ルールが定められております。

一方、地方公務員におきましては倫理に関する法律は制定されておりませんが、国家公

務員倫理法第43条にて地方公務員は地方公務員の職務にかかわる倫理の保持のために必要な施策を講じるよう努めなければならないとされております。今回制定いたします倫理規則はこのようなことを背景として、市長以下職員が職務を遂行するにあたり基本的な心構え及び遵守すべき倫理原則を規定し、職務と密接に関係ある利害関係者と接触する際の禁止行為として金銭・物品・不動産等の贈与、金銭の貸し付け、無償でのサービスの提供や飲食等のもてなしなどを定め、冠婚葬祭等における儀礼の範囲内での祝儀や香典の授受、多数の者が出席するまたは職務として参加する祝賀会等における飲食、職務としての旅行や私的な関係における行為などをその例外として定めることによって職務の公正さに対する市民の皆様方の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保するために制定をするものでございます。

大変長くなりましたが、以上でお答えとさせていただきます。(「議長、５番」と呼ぶ者あり)

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　詳しく説明をいただきました。全員協議会の説明よりもさらに掘り下げて詳しく説明いただいたところであります。

基本的には今、社会通念上当然しなければならないそういった部分を改めてこういった形で規則を制定するんだと、そういったようなことで今回制定をされようとしているわけであります。ただ、今回もそういった形で二度と不祥事を起こさないためとかそういった組織運営を行う、そういったために今回この倫理原則を定めるということでありますけれども、今のこのような状態の中で果たして規則を制定をされて今後二度と不祥事が起こらないのかということを考えますと、非常にまだ疑問に思うところであります。規則だけ制定をしても不祥事は起こるんじゃないかなというふうにちょっと考えるところであります。

ただ、３月議会で市長ともちょっとやりとりしましたけれども、３月議会の中の不祥事における対策その中での市長の答弁をちょっと見てみますと、組織内のコミュニケーションとチームワークをさらに高めていくことが本質的な対応策である。これが一番基本であるというふうに考えておりますと。普段からの人間関係、これが最も重要である。そのようなことが係内または課内で部内でどのように行われてきたのか。どのような人間関係のかかわり合いがあるのかということをさらにこれは自分自身の課題として、みんなが共有しなければならないと考えていらっしゃると。また、そういった状況の中から職員の皆さんたちとともに今自分が何ができるのか、どんな環境の組織または人間関係を構築していくのが一番働きやすい職場と、そういう観点からも考えていかなければならないと、そのように答弁もされていらっしゃいます。まさに職場内のコミュニケーションまたはチームワークを図る、また人間のかかわり合いを大事に構築をしていく、非常に私も重要なことだと思っております。そういうことをすることによって職場環境をきちっと整えていろん

な不祥事も起こらないようになる、そういった基本的なことだと思っております。

そのことを考えてみますと、今回こういった形で施政方針で述べられましたけれども、そういった３月議会で答弁されたことが今回の倫理原則の規則の制定に市長としてはつながっているのかどうか、その辺の考えをちょっと市長のお考えを聞いておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

職員とのコミュニケーションが大事であるという考え方は、先の議会で答弁させていただきましたとおり全く変わっていないわけであります。私もこの間できるだけ積極的に職員の間に入ったり、または課内を回ったり、またはさまざまな飲み会の中にも割り込ませていただいたり、お互いの人間性をさらけ出しながら普段スムーズな意思疎通ができるような環境を私自身も図っているところであります。今までのさまざまな事件の経緯をたどってみますと、周りの職員は事前にそれを察知していた、しかしなかなかそれが上司へまたは同僚へその思いというのが伝わっていかない。それはさまざまにありますが、それこそ人間関係ですから自分自身がそのことを事前に察知したことを発言したことによってざん言をしたのではないかとか、またはひいては仲間を裏切ってしまったのではないかとか、さまざまな思いがやはりその察知をしている人にもあろうかと思います。しかし、事件等々を未然に防ぐためにはやはり普段から本当のことが言い合える、そういう人間関係の構築というのがやはり大事ではなかろうかなという観点の中から先般は答弁をさせていただいたわけでございます。

そこで、先ほど申し上げましたように私自身も含め、昨年部会を必ず開いてほしいと。それも仕事上の連絡調整の部会だけではなく飲み会を含めましたさまざまなレクレーションを通して普段から本音で話し合える、そういう職場環境をつくっていこうではないかというふうなことを呼びかけてお願いをしていっているところであります。なかなか忙しい仕事の中で年間どれだけ部会を開くことができるかということも多々あろうかと思いますけれども、年に２回ぐらいはぜひ部会を開いて、その部会の後はレクレーションでもというふうに考えて、人間関係のさらなる構築を望んでいるところでございます。

そのことと今度の倫理規則がその延長線上にあるのかということでございますけれども、正確に申せば当然のことながら延長線上にあると言わざるを得ないと思います。しかし、もう一度私たちが原点に返るというところを一体どこで我々は認識をしていかなければいけないかということでございますけれども、職員綱領というのも制定させていただいて、毎朝職員綱領も唱和しているところであります。しかし人間というのはなかなかそういう職員綱領であるとか、そういう規則であるとか、また公務員法に基づくその倫理上の問題であるとか、そういうことはよくよく頭の中ではわかっていてもやはりその状況下、エアポケットの中に入ってしまうということもあるわけでして、これが私は人間であろうと思

います。完璧な人は一人もいないと、100％の人は一人もいないと、さまざまな長所もあれば欠点も抱えているのが人間であるというふうに思っているところです。しかしどうやったらそういう事件に遭わないで済む職員を今後一人でも出さないのかと、逆に職員をどうやったら守れるのかと、そういう観点から今後の一つの手段として倫理規則を掲げ、もう一度学習してみようではないかということを絶えず情報発信をして行かなきゃいかんと。そういうものの一環として私はこの倫理規則を制定したらどうだろうかと。もちろん施政方針でも述べさせていただきましたとおり、これは市長以下でありまして市長自身がその手本・見本を当然のことながら示していく必要があるということであります。

そういう観点からこの倫理規則というものを制定をし、そしてもう一度原点に立ち返って勉強をし直してみたいと、全職員、市長を初め全職員が勉強をし直してみたいということを考えているところでございます。また、そのことを対外的にもアピールすることによりまして、この規則によって予防機能もつけてまいりたいということが一つでございます。強いて言えばこの倫理規則を制定する、そしてそれを勉強することによって、職員がそういう事件に巻き込まれないように職員自身を守るということが一番の私の思いでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　市長の方から今回のことについて非常に思いを語っていただきました。基本的には、市長が今答弁された気持ちを私も十分理解もできます。理解もできますけれども、市長が非常にチームワークを大事にしながらやっぱり職員を守らなくてはいけない、そういった中で規則を制定するということについては、それはやっぱり規則を制定することによって本当に職員も守られる場合もあるし、職員も安心して仕事ができる場合もある、それは十分理解はできます。

ただ、やっぱり今回市長がいきなり施政方針でうたわれたものですから、やっぱり規則の制定ということでうたわれたときに、かなり身構えてしまったんですね。またなのかというふうなちょっと身構えがあって、ちょっとこれもう少し掘り下げてちょっと確認しておかないかんなということで今回通告したわけなんです。今、市長が言われたように、職員のコミュニケーションをとりながらというようなことでいろんな職員との関係も職場を回られたりとかされていらっしゃるということで今話がありましたが、そういった形でやっぱり職場内のコミュニケーションを一番大事にしなければいけないとそういうことを考えれば、やはり私は今回市長が施政方針で言われる前に職員に対してやっぱり事前に話をするとかそういったことを説明して、やっぱりこういった状況だからこういった規則をちょっと考えておるけれどもどうだろうかというような説明があってもよかったんじゃないかなと非常にちょっと思っているところであります。

職員に対しても、もしくは職員組合に対しても説明も何もなくいきなり施政方針でうたわれた、そしてそのあとに議会の全員協議会で説明をされた。一番職員が自分のこととして考えなければいけない立場にいる職員に対して説明も何もしてない中で施政方針でうたわれているということが、やっぱり今回の提案についてはやっぱり逆だったんじゃないかなと私は考えます。やはり基本的には本会議できちっと説明する前にそういった事前の話し合いまたは説明、または意見を聞く、そういったことをしてある程度職員の理解も得られたといったことを判断をしながら、本会議の施政方針でうたえば私は今回通告することはなかったと思っていますが、その辺の経過なり取り組みについてどのように考えていらっしゃるのか、その辺についてもお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

今回市長の施政方針の中で、人吉市長等及び職員の倫理の確立に関する規則をこれから制定いたしますとしております。施政方針につきましては定例市議会におきまして市政に関する報告並びに市政に対する市長の基本方針や政策についての姿勢を示すために行われるものでございますので、その趣旨に即してのものであると理解はしております。

制定を予定しております規則は、市長以下組織内部の機関及び職員を対象とするものでございますので、補助機関である職員を指揮監督する長としての立場で意思表明をされたものであると考えております。本来職員への説明を行いコンセンサスを経ながら進めていくべきではないかとの議員からの御指摘でございますけれども、議員御指摘のように規則の案を作成するにあたり、職員からの意見を集約し案を煮詰めてから施政方針や議会における全員協議会にて説明を申し上げる、いわゆるボトムアップによる方法の方が職員にとりましては受け入れやすかったのではないかと思いますし、よりスムーズに進んだのではないかとは思っております。

倫理規則という言葉自体で何か過剰な制約を強いるものといったイメージで受け取られていたのも事実のようですので、職員への提案の仕方につきましては配慮の必要があったというふうに認識をいたしております。規則につきましては施政方針の中で市長が申し上げましたとおり、現在その案を作成をいたしているところでございまして職員のさまざまな意見を聞かせていただくために６月７日に職員組合の執行委員の協議の中で御呈示をさせていただいたところでございます。また、庁舎内のグループウエアを使いまして規則案を公表し職員から意見を求めることも現在行っております。この規則は職員の規則に対する理解が前提となりますので、広く職員から出されたさまざまな意見を考慮しながら規則の案を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ職員の人たちの意見をやっぱり十分にボトムアップという形で

取り入れていただいて、そしてやっぱり職員の方が理解できるような形でこの規則の制定についてはやっぱり取り組みを進めていただきたいと私は思います。あくまでも規則が、基本的に私はこういった倫理規則についてはやはり先ほどから答弁されてますように社会通念上、自分の仕事を遂行する上で当然しなければいけないものだということでありますから、本来であればそういったマニュアル的なものでもいいのかなという考えもあります。でも、あえて職員を守るために、今後のやっぱり今の若い職員なんかがいろんな形でどういったやり取りがあっているのかわからない状況でどういった対応をすればいいのかわからない、そういった状況も多分あるかもしれませんのでそういった形をきちっとうたうことによって逆に市民に対してきちっとものが言える、また対応ができると、そういったことから職員自身が守られると。そういった立場も十分理解できますので、ぜひそういった職員の理解を得ながら規則の制定については進めていっていただきたいと、そういうふうに思っておりますのでぜひそのようにお願いをしておきたいと思っております。

また今回施政方針の中でもう一点気になる点については、市長のほうが行政運営方針として結局コンプライアンス体制を確立をすると、法令遵守をして職務に係る倫理を保持し公正で開かれた市政を推進するためにというようなことも述べていらっしゃるわけですよね。コンプライアンス、法令や条例を遵守する体制を確立すると、そういったことでもありますが、そういった法令を遵守をきちっと守っていくということを考えた場合に、果たして管理職の皆さん方がそういった法令もしくは条例をきちんと遵守していらっしゃるんでしょうかというようなちょっと疑問があります。その点についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　笹山議員の御質問にお答えいたします。

地方公務員法第32条には、職員はその職務を遂行するに当たって法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないと、明確に公務員の法令等の遵守義務が規定してございます。公務員はこの規定のとおり職務に取り組まなければなりません。

一方で、地方公務員法第33条にはその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないという信用失墜行為の禁止の規定がございますが、この規定に関する個々具体的な行動に関しましては行政実例や判例などに負う部分が多く、職員一人一人が判断できるほど詳細な規定ではございません。

今回の規則は地方公務員に規定する服務の根本基準を規則でより具体的にマニュアル化することで、職員一人一人が公務員法に定める服務に関する認識を新たにし、職務上の環境をより透明性あるものにすることができるものと考えておりまして、職務の内外において利害関係者と接触する機会の多い職員の行動の規範としてこの規則を活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　私の質問の趣旨からいいまして若干答弁が違っていたのかなとちょっと感じたところでありますが、実はなぜこういったことを聞いたのかといいますと、やはり一つは労働基準法の問題があるんじゃないかなと私は思っています。一つは３月議会でも私のほうから若干申し述べておりましたけれども、例えば時間外勤務をやった場合に手当がないために時間外勤務をとらずに時間外をする、もしくは時間外勤務をやって手当がないために代休でとると、そういった手続をしたにもかかわらず結局代休も取得をしていない、とれない、代休もとれる状況ではない、そういった状況が見受けられていると思っています。

そういった時間外勤務とか代休手当とかそういった部分の実態について、どのように把握していらっしゃるのかまずお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、労働基準法その他法令及び本市の条例規則に基づいた労務管理の運用について、週休日の振りかえが適切に行われていなかった等の不備が存在する職場であったことも事実でございます。これらにつきましても法令の遵守の立場から、また雇用者としての立場からも厳粛に受けとめていまして、各所属長に対しましては今後とも管理者としての職員の労務管理の徹底を図るよう周知に努めてまいりたいというふうに存じます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　労務管理の徹底は当然基本的なことだと思っています。きっとこういったコンプライアンスを確立すると、体制を確立するというふうな取り組みがされるんであれば、やっぱりそういった労務管理をきちっと取り組むことによって、または職員の状況も変わってくるんじゃないかなと思うところであります。

ちなみに昨年も12月と１月、１カ月間のそれぞれの課で、これは職員組合の組合員を対象にということでアンケートを実施をしました。組合のほうで実施をされています。基本的に時間外を自分がどれだけしたのか自主申告でやって、その中で時間外勤務の命令をとって勤務をした時間が何時間なのか、そのうちの時間外勤務の手当としてもらった部分と代休としてもらった時間それがどうなのか。そういった部分をそれぞれ自主申告という形で課ごとにアンケートで調査をされました。これは、そういった仲間のほうからぜひそういった調査をしてほしいと、そうすることによって課ごとの、課による時間外がかなり超過している課、時間外がない課、そういった勤務の実態がわかるんじゃないかと、そういったことで取り組みをしたわけなんですね。その中でわかったのは、これ１カ月のトータ

ルでこれはもうアンケートを回答した部分だけの部分になりますので回答率が40％ぐらいになっています。その中でも例えば一月の、全部のトータルで一月の時間外労働時間が12月でいいますと約769時間あります。その中で、時間外勤務命令をとって時間外をやったのが331時間、もしくはその中で時間外手当としてもらったのが219時間、あと112時間は代休という形で取得をされています。基本的には手当については43％の手当支給率と、50％もいっていない手当の支給率という形になっています。それだけ職員の方は手当ももらわずに一生懸命がんばっていらっしゃる、仕事をこなしていらっしゃる状況があると思っています。また１月についてもですねほとんど同じような状況があります。おそらく３月、４月を考えてみますと、それ以上にこういった職場が多いんじゃないかなと思っています。

課ごとに見てみても、課ごとに非常に時間外が多い課とほとんどやっぱりない課と、それぞれがわかっています。そういったことをやっぱり十分に調査をすることによってやはりどれだけ仕事量の比重がいっているのかどうか、そこも職場の仕事量をやっぱり十分調査をすることによってそういった時間外をする部分も平準化されると思いますし、職員も代休もとりやすくなる、そうすることによってストレスも解消できると、そういった形になるんじゃないかなと思っています。そういったことをしない限りはやはりいくら規則を定めてもやはり不祥事につながる要素はかなりあると思っていますので、もしこういったコンプライアンス体制をきちっと確立をしていくというふうな気持ちで今後取り組まれるんであれば、やっぱりこういった労務管理の問題からでもきちっとした調査をしながら、それぞれの課の実態等を踏まえてそういったその仕事に見合った人員の配置に見直しとか、そういった部分もきちっと職員の方と協議をされて取り組む必要があるんじゃないかなと思っています。ぜひ、これは今後こういった形で取り組まれるんであれば、こういったことを十分にやっていただきたいというふうなことで要望しておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でこの１番の規則の制定については質問を終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時11分　休憩

午後１時12分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）　それでは次に、口蹄疫緊急対策資金貸付等についてということであります。口蹄疫につきましては、昨日都城市において感染が拡大をしたということであります。さらには日向市また宮崎市においても疑似患畜類が確認をされたということで汚染

の拡大が広がっている状況にもあるようであります。非常に今後徹底した消毒もしくは防疫体制の強化を図る必要があるというふうに思っているところであります。

昨日の立山議員それから永山議員の一般質問におきまして、口蹄疫に対する一連の状況また対策等につきましては明らかになったところであると思っております。私は今回、緊急対策資金貸付等についてということで絞って質問通告を行いましたけれども、これにつきましても経営対策の質問という形の中で一定の答弁があっていると思っております。そこで、１点だけ確認をしておきたいと思いますが、貸し付けにおける条件等についてはどうなっているのか、この点についてだけお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　こんにちは。市の今回つくりました制度の条件でございますが、うちは今回は無利子・無審査ということで条件にしておりまして、一応保証人につきましてはお一人つけていただくと、その保証人につきましては原則として郡市内に居住され確実な保証能力を有すると認められる方、同一世帯の方は認められませんが同一世帯でも生計を別にされている場合は認めているところでございます。

なお、同資金を借りられる方同士の保証人というのはこの制度では、ほかの制度でも認めていないところでございますけども、これについても認めていないところでございます。借りられる方同士の保証人につきましては数人申込みがあっておりますが、趣旨を説明して別に保証人をお願いしましたところ問題なく別に探していただいて保証人を付けていただいているというような状況でございます。あとは、一応返済期間は６カ月据え置きの30カ月ということにいたしております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　保証人につきましては全員協議会の中でもちょっといろいろとやりとりがあったところでありますけれども、執行部のほうできちんとした考えの中で保証人をきちっと立てられるということであれば、そういった取り組みをしていただきたいと思っているところであります。

今回、また県の家畜疾病緊急対策資金等については、全員協議会の説明の中で説明があったところでありますけれども、利子補給の負担割合については県の制度として県が制度を創設したんだから市に対しては何も説明があっていないと、そういったところで準備はしていないというようなことで説明をされながらですね、ただやりとりの中で市として本当に利子補給はしないのかと、そういった質問等があっている中で、県で基本的には全額もってもらうように要望していくとか、今後状況を見ながら県の状況また農家の困っている状況そういった部分を検討しながらそういった状況にあれば検討していきたいと、そういった答弁をされているようであったと思っております。基本的には市も決めていないので最終的に何のためにしなければならないのか検討していくということで答弁をされてお

ったと思いますが、実際今取り組みをされているようでありますけれども、その後どのように検討されてきたのか、その経過について簡単に説明をいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

熊本県家畜疾病緊急対策資金制度につきましては、熊本県から県の事業としてこの資金制度をつくった旨の連絡がありまして、内容を最初聞いたときには大変喜ばしい制度だなというふうに思ったところでございます。しかし、利子につきましては無利子といいながら設定がしてあったし、当市、ほかの市町村もだそうですけれども事前に何も説明がないまま、また了解を得ないままに市町村が利子の一部を負担するようにというふうに決定しておられました。

そこで、今言われたように県に抗議するとともに、県の事業として発表したからには県が利子を全額持つべきじゃないかというふうに要望してきたところでございます。５月24日の全協ではそれに対する県の返事もありませんでしたので、あの時点では今のところ市は対応しないと、ただ、畜産農家からの要望等があれば検討していきたいというふうにお話をしていたところでございます。その後、畜産農家から申請希望の相談がございましたし、受付窓口であるＪＡにもいろんな御意見をお聞きしたところでございます。また５月31日に本資金の担当部局であります県の団体支援総室から当資金について、市長に詳細な説明及び正式な利子補給への要請を受けましたので、その日に対応を協議したところでございます。以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　５月31日に正式に対応協議をしたということであります。ちなみにですね県下の取り組み状況については把握していらっしゃるのでしょうか。その点ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。

また、もう一つ農家に対する周知でありますけど、実は文書を私も見ました。６月２日付の人経農第314号で「口蹄疫発生に伴う畜産農家への関連対策のお知らせ（重要）」として、農林水産省及び県の関連対策の情報を配布をしてあります。また、６月３日付の人経農第321号で「口蹄疫発生に伴う畜産農家への熊本県関連対策のお知らせ（重要）」として県のその関連対策及び融資機関の情報が入りましたのでお知らせをしますというようなことで文書を配布してあります。

私もこの資料を見ましたけども基本的に全員協議会の中で配付をされた資料を配布してあって、それにその表書きの文書がついていると。詳しくは金融機関にお尋ねくださいというようなことで配布をされました。ただ、開けてみたときに、農家の方がその資料を見たときにこれで本当にこういった県の融資制度を利用できると判断できるのか、私は非常に疑問に思った次第であります。私たちも全員協議会の中でその資料に基づいて説明を受けて理解ができた部分があります。それを一方的に資料だけコピーをしてそれ一方的に送

りつけて、本当に農家の方が利用できると理解できるんでしょうか。私は非常に疑問に思いました。やはりもう少し市のほうでその制度の中身を簡潔に詳しく説明したり、またかみ砕いてこういった形でなりますのでというところで、もう少しそういったかみ砕いた説明をしながら、農家の方が見て読んでわかるような説明書きをつけて送付すべきじゃなかったのかなというふうに思うところであります。非常にあの資料だけでは理解できないと私は思っています。その辺について、市の対応としてそれでよかったのかどうか、その辺についてまずお尋ねしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、県下の利子制度、利子補給に対する取り組み状況はということでございますが、県下の取り組み状況につきまして熊本県の担当課にお尋ねしましたところ、県としては公表できないということでございまして、当方では把握できていないところでございます。

それから、先ほど御指摘のお知らせについてでございますが、県や国の融資制度などにつきましては国や県から届いた時点で、我々としましてはとにかく早急に農家へ周知を図りたいということでそのまま送付していたところでございます。しかし、議員御指摘のとおりかみ砕いた説明書を作成できなかったことは反省すべき点だと思っておりますので、今後も機会をとらえましてわかりやすい説明書で再度いろんな資料をつけまして配布したいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　それから、先ほどＪＡ等に何件かの相談があっているということで答弁いただいたところですけれども、現在の時点で相談なり申請があっているのかどうか、それについてちょっとまたお尋ねをしておきたいと思います。また、もし利子補給をすればいつの時点で利子補給の予算措置をとられるのか、それについても確認をしておきたいと思います。

また、償還についてですけども、１年据え置きの３年以内の償還というふうなことになっていますが、畜産農家の経営状況を考えたときに、１年据え置いてもその１年で本当に経営が回復できるのかという非常に厳しい状況があるんじゃないかなと思っています。ある農家の方からはやはり畜産農家が回復する場合には２年ないし３年かかるので、その償還についてもこういった制度を、融資を利用したときに２年据え置きの５年返済と、そういったこともしてもらえば非常に農家は助かるんじゃないかなというふうな話もちょっと聞いたところであります。ですので、できたら１年据え置きの３年償還ではなく、２年据え置きの５年償還というふうなことで県の方に要望することができないのかどうか、それについてもちょっとお尋ねをしておきたいと思います。できたら、そういった要望を私はお願いしたいと思っているところでありますがいかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

この県の貸付制度の受付窓口でありますＪＡへ相談が今のところ10件程度、申込みが１件来ているというふうにお聞きしております。まだ当市への利子補給分のほうの申請はまだ上がってきておりません。また、この利子補給の予算措置でございますが、他の制度にしてもそうでございますが、制度上支払利子が確定する年度末に利子補給を行いますので、予算措置につきましては今後の補正予算でお願いしたいというふうに考えております。

また、この県の制度の償還期間の延長でございますが、これはやっぱり議員が御提言どおり農家の方々の立場にとってみればやっぱり２年据え置き５年償還というのも必要だろうというふうに思っておりますので、農家の立場に立って県へ強く要望してまいります。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひそういった要望をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ちなみにちょっと話が変わりますが、錦町に錦町産業振興資金貸与基金条例というのがあります。この基金条例は基幹産業である農業それから商業等の経営者を支援し、地域産業の活性化に寄与する資金を貸与するために設置をされたものであります。基金の積立額は7,000万円以内、財源は一般財源・寄附金等で、それから基金から生じる利息等を充てていらっしゃるようであります。今回の口蹄疫発生に伴う緊急対策資金についてもこの貸与基金の中から限度額を30万円と定めながら支出をされているようであります。非常にいい貸与基金の制度だなと私は思ったんですけれども、ちなみに人吉市においてこのような関係の部分が、条例等の制度があるのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

本市におきましてはＪＡや金融機関に預託金として預けまして、農業関係は農林業者のみを支援する融資制度、それから中小企業関係は中小企業者のみを支援する融資制度はつくっておりますけれども、錦町のような基金を積み立てて総合的に広く産業界を支援していくような制度はございません。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　錦町においては平成20年度から取り組まれておる事業であります。聞いてみますと、年間20件ほどの利用があって約2,000万から2,200万円ほどが貸与されているようであります。農家の方は機械導入であったり畜舎等の改築資金であったり、もしくは補助事業の補助残の部分に当て込むとそういった利用をされたり、商業者におかれては店舗改装資金とかそういった形で利用されているようであります。最初はその基金の積立の原資が必要になりますので、かなり何年か計画を立てて原資を積み立てなければいけ

ないと思いますが、あとはある程度原資が積み立てて利用が始まりますと、あとは利用者からの返済が入ってくれば、その返済金をまた原資に充てて利用できるというようなことで、最初だけが大変ですけれどもあとはうまいぐあいに回転するんじゃないかなと思っています。

ですので、やっぱり非常にいい取り組みの貸与基金ではないかなと思いますので、先ほど融資制度があるというようなことで農林業者もしくは中小企業者の融資制度があるということでありますけれども、そういった融資制度も含めてこういった市独自でのこういった貸与基金みたいなものを本市のほうでつくる考えはないのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今回のように突発的な伝染病などにも対応できる基金創設は確かに有効だというふうに考えております。市独自の基金につきましては財政面など課題もありますので今後ゆっくり検討させていただきたいと思います。また、現行の制度の見直しは適宜行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に難しいような形じゃないかなと思って聞いておったところでありますが、やはり商業者とか農業者の立場を考えたときに、また個人で経営される立場を考えたときに、やはりそういったこういった基金制度をつくることによってやはり商業者なり農業者の方がうまく資金を利用することによって経営の立て直しを図る、そういったことに大いに役立つんじゃないかなと私は思います。ですので、ぜひ、そういったところも踏まえながら前向きに検討をしていただきたいなと思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いを申し上げておきたいと思っています。

それから、今回の口蹄疫にかかわってといいますか、煙霧機を１台購入されているようでありますけれども、煙霧機を使って消毒等を実施をされているようであります。今回そういった煙霧機の利用状況はどうだったのか、もしくは１台しか購入してありませんので１台で十分に足りたのかどうか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。また、ちなみに錦町は10台購入をされて10台を貸し出しをして畜産農家の方が利用されている、そういった状況があります。今から徹底した予防、消毒等の防疫を強化する、そういったことを考えればやはり同じ使う日が重なった時には１台であったらどうしても使える人使えない人、そういった人たちが出てきますので、やはりそういったことを考えたときには少なくとも３台程度を準備をしておいて農家の貸し出しの希望に対応できるような体制をつくっておく、そういった必要があるんじゃないかなと私は思いますけれども、その辺のことについての考えもあわせてお聞きをしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

畜舎の消毒用の煙霧機におきましては、今回口蹄疫感染防止のため多くの畜産農家に御利用いただいているところでございます。特に今回は畜産農家の方の利便性を図るために無料による貸し出しを行ってきたことから申し込みが増加しておりまして、６月10日現在で29名の方に貸し出しております。１台で足りたのかという質問でございますが、この煙霧機の性能上、消毒作業が短時間で終えることができることから現時点におきましては１台で十分対応できております。

なお今後貸し出し希望が殺到し、１台では対応できなくなった場合には追加導入していきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　追加導入の件につきましては、やはりまさに感染が拡大をしてきている状況にありますので、今後さらにその防疫体制の強化をやっぱり十分に図らないといけない、もし入ってきたときには本当に畜産農家はどうなるのか、そういったことを考えていただければおのずと答えが出てくるんじゃないかなと思います。ぜひ今後検討ではなくてやはりそういった防疫体制を畜産農家の方にも周知をして理解を得られるためには、それだけの準備をしてどんどん利用してもらって取り組むことが重要だと思っていますので、さらにこれについてはそういったことも踏まえて前向きに取り組んでいただきたいということでお願いをしておきたいと思っています。時間がだんだんなくなってまいりました。

次に農産物ブランド化と地産他商推進室の設置についてということであります。地産他商推進室の設置の目的、経緯等については、昨日の松田議員の質問において一定の答弁があっているところであります。重複している部分もありましたのでその点は省かさせていただきました。重複しないように質問していきたいと思っておりますが、昨日松田議員はその地産他商推進室の今後の取り組みについて非常にエールを送られたようであります。私はエールは送りたいとは思っておりません。逆に心配をする部分もありますし、本当にこれ大丈夫なのかなというふうな疑問まであります。そういったところもあわせて今回通告をしたところであります。

農家の収益を確保するため、また農産物の生産・加工・販売までの一貫体制を容易にする、さらに農産物のブランド化に着手し農業法人、集落営農を応援するという市長のマニフェストに基づいて取り組まれ、さらにはこの施策を推進するために次の段階として、より一層の販路拡大、販売促進につながる取り組みを強化するための取り組みのようであります。そこで農産物のブランド化について、これまで取り組まれてきた事業並びにその農産物の成果等についてここでお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

農産物ブランド化の取り組み状況でございますが、平成19年度に庁内におきまして農産物ブランド化プロジェクトチームを設置し、平成20年３月に農産物ブランド化基本構想を策定したところでございます。その後、この基本構想の推進母体としまして人吉市有機農業推進協議会が平成20年４月に発足し、国の有機農業モデルタウン事業の助成を受けながらこれまで農産物ブランド化への取り組みがなされております。主な取り組みとしまして、平成20年度から本市で生産される無農薬栽培のアイガモ米や、化学合成農薬や化学肥料の使用を県の基準の半分以下で栽培された減農薬米を「医食同源ひとよし米」と称し生産・販売への推進が行われてきたところでございます。

平成21年２月には、医食同源ひとよし米の生産に取り組む農業者により「医食同源ひとよし米生産部会」が設立され、現地検討会や先進地研修などを行い、より安全で高品質の米づくりに取り組まれているところでございます。また、各種イベントの際にも市民の皆さまへ医食同源ひとよし米のＰＲを行い、消費者オーナーへの働きかけも行っております。昨年10月には医食同源ひとよし米のうち、無農薬のアイガモ米を東京のフードディレクターの方に取り上げていただきまして「霧降る里のひかり米」というネーミングで東京を初め全国各地のインテリアショップにおいて販売をしていただいているところでございます。

平成21年度の医食同源ひとよし米の生産実績でございますが、取り組み戸数が18戸で7.2ヘクタールの作付がありまして、玄米にしまして約27トンの出荷がなされているところでございます。年間申し込みの消費者オーナーを初め、学校給食センターや市内店舗、郵便局配達や各種イベントの際の販売などにより６月時点ですでに20トンの販売がなされているところでございます。本年度は22戸で8.8ヘクタールの作付が予定されておりまして、約37トンの収量を目指されているところでございます。

また、米以外の作物につきましては昨年度から耐暑性健康増進作物としてトウガラシの契約栽培の組織的な推進を行っておりまして、昨年度の実績は28戸で1.5ヘクタールの作付がありまして約2.3トンの収量があったところでございます。本年度はさらに34戸で約2.5ヘクタールの作付が行われておりまして、約５トンの収量を目指されているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　トウガラシの生産につきましては契約栽培ということでありますから、これも組織的に推進していくということになろうかと思います。昨年の実績で2.3トンの収量ということですよね、28戸で。実は、昨年私のところもトウガラシの栽培取り組みました。ところが私は失敗をいたしました。はっきり言いまして、６月の梅雨時期に栽培

をしていた畑に水がちょっとたまりすぎた状況があって根腐れを起こしたと、そういった状況で収穫ができなくなってしまったわけであります。基本的に根腐れを起こしたトウガラシは出荷はできないというようなことでありましたので、まったく出荷ができないということで完全な赤字というふうな状況でございました。

個々の農家ではそれぞれに努力をされて、こういった形での実績が上がっているところでありますけれども、やはり初めて取り組む場合には非常にわからないところも多くあるわけなんですよね。ですのでやっぱりこういった形で推進するためには、やはり取り組む農家に対して専門的な技術指導、これがやっぱり必要じゃないかなと私は思います。やはり失敗しないようにきちんとした技術指導を行いながら経営をフォローしてやる、そういったことも重要ではないかなと考えるところであります。この辺についてどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。例えば、施政方針にもうたってありましたようにキクラゲを中心としたキノコ菌床製造についての試験稼働が始められ、農業振興策の一つとして農商工連携と新たな雇用創出に大きな期待を寄せておられるということでありますけれども、具体的にこれについてはどのように特産品のブランド化、または農業者に対する所得向上のサポートを考えておられるのか、これについてもお尋ねをしておきたいと思っています。

それから医食同源米の生産実績を答弁いただきましたけれども、27トン生産して20トンが販売されてきたと、残り７トンの在庫これについてはどのように計画をされているのか、そこまでそれも含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

農産物のブランド化につきましては議員がおっしゃるとおり、作物の生産に際しましては、取り組み農家に対しまして専門の技術指導は絶対必要であるというふうに考えているところでございます。今回のキクラゲ栽培につきましては、共栄精密株式会社が本年４月から菌床製造に取り組んでいただいており、高品質の菌床の安定的供給がいよいよ実現化してまいりました。これは雇用創出にもつながるものと考えております。このキクラゲ栽培は収穫までの管理作業が比較的軽作業であり高齢農家や新規就農者の方々にも取り組みやすい栽培でございますので、引き続き取り組まれる方々を募集するとともに今後菌床を受け入れ、栽培を希望している市内の農林家の方々を中心とした生産組織を立ち上げまして体制を整えていく予定でございます。

キクラゲについて申しますと、取り組まれる農林家の方々へのサポートとしまして、栽培技術面におきましては技術指導ができる共栄精密の専門の社員や栽培技術の知識を有する市職員が随時対応していくとともに、ハウスなどの施設経費につきましては生産者の負担が軽減できるよう国の補助事業を活用していく予定でございます。したがいまして、本年は試験的な栽培でございますが、今後本市の特産物のブランド化及び農林業者の所得向

上に向け来年度からの本格栽培が始まりますけれども、生産体制の構築を図ってまいりたいというふうに存じます。

次に、医食同源ひとよし米の７トンの在庫でございますが、７トンのうちこれから新米が収穫される９月までに年間申し込みをされている消費者会員の方々に販売する分が1.5トンございます。ほかに市内直売店や学校給食センターなど地域内での販売を２トン見込んでおりまして、残り3.5トンにおきましては新たに設置される地産他商推進室及びＪＡなど関係機関の連携により地域外へ積極的な販売促進を図ってまいりたいというふうに存じております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　キクラゲ栽培等について非常に高齢者でも取り組みやすい栽培ということで非常に今から周知をしていきたいというようなことでありますけれども、果たしてそのキクラゲ栽培が本当に簡単にできるんでしょうか、疑問に思います。実を言いますと、私も社会福祉事業団に行って状況をちょっとお尋ねをしてまいりました。本当に簡単に栽培できるんですかというようなことでお聞きしましたが、非常に簡単にはできませんよというふうな話でありました。

やはり湿度と温度管理が非常に重要であると。それを１℃でも失敗するとなかなかいいキクラゲは芽が出てこないというようなことで、それを間違ったら本当になかなか収益にもつながらないということでやっぱりこれは本当にきちんとした技術を、栽培技術を持っている、知識を持っている人がきちんとした指導をしないことにはこれは大変なことになりますよと。それをやっぱり十分に考えて取り組む必要があるんじゃないでしょうかねというふうな話を聞いたところであります。ですので、そういったことを考えたときに本当に簡単にそういった形で栽培できるのかどうか、非常に私は本当疑問に思っているところであります。ましてや、その菌床に水をかけてしまえばもう芽が出ないというふうなことですから、湿度をどういった形で保つのかもですね、水の分散の仕方、散水の仕方も十分に考えてしなければいけないというようなことがありますので、非常にやっぱりその辺はもう少し慎重に取り組みを私は進めていただきたいなと思っております。簡単にできるものではないということを頭に入れていただきながら取り組む必要があるんじゃないかなというふうに考えるところであります。

そういった形の中で、今回の推進室の設置については販路拡大、また販売促進を目的とした地産他商推進室の設置ということでありますけども、本当に販路拡大のためのマーケティングの調査を行うとか販路拡大を図る、これは確かに重要なことだと思っております。ただそのようなニーズがあるから、この作物を作ってくださいと言われても農家の生産者の方はすぐには作れないわけですよ。それなりの知識・技術そういったものがないとすぐ

にはできないと、そういった状況があります。ですので、基本的にはそういった農産物の生産者の立場を十分に考えて私は取り組む必要があるんじゃないかなと、もう少し生産者の立場がどういうふうな立場にあるのか、それを考えて十分に取り組む必要があると思っています。ですので、基本的には私はそういった農産物ブランド化のためにはやっぱり産地形成が一番重要であると。産地形成を図った上でいわゆる地域と地元で地産地消を図りながらある程度の成果を上げる、そういったもとに立って、そういった上に立ってやはりよそで販売をしていく、販路を拡大していく、そういった取り組みがやっぱり私は重要になってくるんじゃなかろうかなと思っています。

ただ販路拡大先だけを見つけて、地元の生産者の方がまだ十分なそういった産地形成ができていない中で取り組むのはちょっと早急すぎるんじゃないかなと私は思いますけれども、そういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

いかに売れる物を生産していくかということで消費者ニーズに対応した農産物について検討を行ってきたところでございますが、今までにも増して実際生産される農業者の意見や考え方も十分お聞きしながら進めていくというのが必要であるというふうに存じております。特に、新たな作物になりますと専門の技術指導が必要と思いますし、初期投資など農家負担の軽減を図っていくことも必要だと思っております。したがいまして、取り組まれる農業者の方々の立場を考慮しまして、技術指導におきましては県やＪＡなど関係機関との連携により生産組織とともにきめ細かい対応を図っていかなければならないと考えております。また、農家への経済的なサポートとしましては、本年度人吉市農業活性化対策事業の中の事業メニューを少し改正しまして、人吉市農産物ブランド化推進事業を新設し、ブランド化に取り組まれる農業者へ事業経費の助成を予定しているところでございます。

農産物ブランド化の産地形成につきましてはできているのかというふうな御質問でございますが、一部先ほどの医食同源ひとよし米におきましては一定の生産基盤はございますが、今後販売体制を確立しながらさらなる生産面積の拡大が必要であるというふうに考えております。また、トウガラシにつきましては、本年度は34戸、2.5ヘクタールの作付が予定されておりますし、キクラゲにおきましても来年度からの本格生産となり産地形成ができるというふうに考えているところでございます。

今後も生産体制の充実が必要だというふうに考えております。今後は農産物のブランド化を推進していくに当たりまして人吉市有機農業推進協議会を初め、それぞれの農家の皆さまと十分協議を重ねまして地産地消を基本としながらも、地域外への販売を強化しながら生産体制の確立や産地形成を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　きちんとした体制を確立するためにはやはりそれぞれの関係団体、農業関係団体との連携、それからやはり技術者の専門技術者の交流とかいろんな取り組みをする必要があろうかと思っています。ましてやそういった初期投資をするためにはやはりなかなか最初の資金がつくるわけにはいきませんので、そういったことを含めれば先ほど私が提案しましたようなそういった産業振興基金の貸与基金とそういった部分をつくれば、そういった部分を利用して最初１年目から取り組むことができる、容易に取り組みやすい状況ができるんじゃないかなと、そういうふうに考えるところであります。

それとあわせて、今回の地産他商推進室でありますが、私は農産物ブランド化推進室でもよかったんではないかなというふうに考えるところであります。この規則を見てみましても基本的には販路拡大、販売促進、商品開発の企画それからいろんな連絡調整ということでありますけども、農業者のことをどういうふうに考えるのかうたっていないんですよね。農業生産者の立場をどういうふうに考えるのか、そういったことも私は含めて規則を、規定をつくるべきではなかったのかなと、そういった中できちんとした農業生産者とのそういった技術交流とか、そういった技術交流の指導とか、そういった部分も含めながらやっぱり生産者と関係団体それからいろんな市の入った中で連携を取りながら取り組むことによって相乗効果が上がるのではないかなと、そういうふうに考えるところであります。

これについては、そのように私は考えるんですけれども、これについては私は何も通告はしておりませんでしたけれども、市長としてどうお考えなのかお尋ねしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御提案されているとおりだろうと思いますけれども、まずなぜ地産他商推進室であるか、農産物ブランド室ではないのかということに、まずお答えをしたいと思います。

やはり、生産物はどれだけあってもそれが売れなければ農家の収益には直結しないわけであります。私がこの３年間一番大切にしてきたのは、今までどれだけ生産してもそれが市場、いわゆる食料品関係はすべて市場で競りにかけられる、農家に価格設定権がない、すべて市場によってその価格が決められてしまう。それでは今まで丹精込めてつくってきた農産物というものは、一体それこそ農家・農民の心というものがどれだけその価値に反映されているのかということは非常に疑問に思ってきたところであります。よって、出口を固めておく、または契約栽培であるということが一番農家にとっても、またはそれを利用する人々また消費者にとっても合理的なことではなかろうかと。

まず販路を押さえる、そしてしっかりとした出口を確保した中で、例えばキクラゲであるならばキクラゲがほしいということであればどのようにこの人吉市内で、または人吉球磨で産地形成ができるのかと、まず出口をしっかり押さえてからでないと入り口の産地形成はできないというのが私の考え方であります。そのことによって農家の方々の生産品に

ついて価格設定ができるというふうに考えているからであります。そういう観点で地域生産、地域消費というそういう大前提これは基礎でございますけれども、それに加えて地域で生産した、つまり産地形成されたものを他のところに売ると、その中でまず出口・販路をしっかり押さえる。そのことが農家によって収益をもたらすんだという考え方から地産他商室というふうに命名したところであります。つまり市場に左右されない農家の価格を担保するということが地産他商室の目的の一つでもございます。

それから、福祉事業団のお話がありましたけれども、福祉事業団にいわゆるあの福祉事業団においてもみずからが稼ぐことができる環境を整え、そして少しでもあそこで生活をする人または通所する人たちの収益になっていくということを図るためにあそこでもキクラゲ栽培を行ったところでございますが、もう一つの目的は実証実験であったわけであります。どのようなことに注意をしなければならないのか、どういうところでつまずくのか、いわゆる御承知のとおり農産物というのは天候に左右されますし、さまざまな環境に左右されながらそれが作物となっていくわけでありますので、その実証的なものをあそこで積み上げたということでございます。

そして、今までよりもほかに勇気を持って手を挙げていただいている農家の方々、その経験則も踏まえていかなければならない。それが次に展開する生産組合ということになろうかと思います。先ほど部長も御答弁申し上げたとおり、まずは共栄精密の菌床工場にもしっかりと勉強をし、そして経験を積んだ職員を配置されておられますし、しかも、そのまず大もとの源である森産業という菌を、世界中の菌を保有しているところにも生産実証の経験と、またはプロがいるわけでございますから、そのような方々を今後生産される方々に直結をさせて、非常に難しい環境の中でも、ただし軽作業であるということだけは、簡単ではないけれども軽作業であるということは言えることができるのではなかろうかというふうに思っているところでございます。

医食同源米に関しましても最初、有機無農薬栽培と減農薬栽培と二通り分けて栽培をしたところでございますが、今残っているものはいわゆる減農薬ということであります。やはり有機無農薬というのは多少値段が高くても売れていくわけでございますけれども、有機減農薬ということに関してはこれがなかなか販売というものがある意味滞るということが今回わかったわけでございまして、そういう点では我々の市場調査が甘かったということは反省をしなければならない。よって、今後は有機無農薬だけの生産に特化していくということでございます。

すべてが最初から100％成功ということは、なかなか生産並びに販売においては経営上からも非常に難しいことではあります。しかし今後その農家の生産意欲を高め、産地形成をし、そしてそれを全国に、または東アジアに売ることができるようにするためには、まずは出口の確保からというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　考え方の違いもあるのかもしれませんけれども、一つは人吉においてもふれあい市等が形成されながら、農家の方は農家の自信を持って、自分の生産した分については自信を持って価格設定をして今販売されていらっしゃるそういう状況が今でもありますので、ここ十数年前からそういった形の中で農家の意識も変わってきている、そういった状況もありますので、あくまでもそういった青果市場等を使っての流通形態でなくて、農家自身はそれぞれ所得向上のために努力をしていらっしゃる部分があるということは御認識をいただきたいと思っております。

一応これで終わりまして、消費生活センターの取り組みについてしていきたいと思います。昨年の７月から職員の多重債務問題等の不祥事を受けて、またその解決を図るために機構改革の一環としまして市民生活課内にくらし安心相談係を設置をして、また８月に人吉市消費生活センターを設置をされました。県内においてもいち早く設置をされ、消費者庁からも先進的な取り組みということで大きな評価をいただいていると、そのように聞いているところであります。ことしの４月からは部屋が手狭になったというようなことで厚生室を改修をして嘱託職員も増員をされて取り組みをされているようであります。

そこで、昨年８月からの消費生活センターとしての取り組み状況についてどうだったのか、この点について御説明をいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　こんにちは。お答えいたします。

昨年４月にくらし安心相談係として相談の窓口が一本化されましたが、昨年４月から７月まで４カ月間の相談件数が147件、消費生活センターが開設され８月から翌年３月の８カ月間が542件、合計689件の相談がございました。この件数の中には、昨年末、弁護士、司法書士、ハローワーク等の関係機関の御協力を得まして納税課、福祉課保護係、人吉市社会福祉協議会と合同で実施いたしました「ワンストップ生活就労相談会」や３月に消費生活センター独自で実施いたしました「消費生活・生活問題相談会」の相談件数も含まれております。

相談内容の割合でございますが、契約問題が11.9％、家庭問題が11.5％、金銭問題が9.0％と上位を占めております。伸び率でいきますと契約問題が7.5倍、相隣関係が7.1倍、家庭問題が6.6倍となっております。ちなみに平成20年度の相談件数が282件でございましたので、比較いたしますと約2.4倍の相談件数となっております。また、人吉市在住の方が熊本県消費生活センターへ相談された件数でございますが、平成20年度の185件から平成21年度には146件と減少しておりますので、人吉市消費生活センターの開設は問題の掘り起こしにつながったものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　開設以来かなりの件数があっているようであります。ただ消費生活センターにかかわる相談と、そのくらし安心相談にかかる相談というのは若干意味合いが違うんじゃないかなと私は思っているところであります。総体的な部分で話をいただきましたけれども、やはり消費生活にかかる部分の相談とその他の暮らしにかかる相談、この点の相談の相違点についてどのように考えていらっしゃるのか、これについてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

消費生活相談といった場合、契約問題、多重債務問題が考えられ、くらし安心相談といった場合には家庭問題、相隣関係が考えられます。しかしながら多重債務、借金などの金銭問題は離婚やＤＶなどの家庭問題を引き起こす場合が多々ございます。また、高齢者世帯への悪質商法等によるトラブルの解決は家族や地域住民の皆さまの御協力が必要となってまいります。一つの相談においても複数の問題を含んでいる場合が多数ございますので、一概に消費生活センターの相談とくらし安心相談係の相談を区別することは難しいものがあると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　区別が非常に難しいということでありますけれども、ただ消費生活センターとくらし安心相談係を見たときに、非常に消費生活センターという看板が大きくなっているように感じるところなんですね。消費生活センターは消費生活センターというような形で広報にもちょっと載っているようでありますけれども、そういった中で、ならば今後消費生活センターの運営としてはどのように取り組みを考えていらっしゃるのか、これもあわせてお尋ねをしておきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

先ほど御質問にお答えいたしましたとおり、地域住民からの相談はふえてきております。御承知のとおり昨年４月には消費生活センターを移設し、くらし安心相談員を２名増員いたしまして職員を含め７名体制として体制の充実を図ったところでございます。まずはセンターの周知と消費問題の啓発を行うため回覧板を作成いたしまして、各町内で御利用いただきますようお願いをいたしたところでございます。あわせまして、消費生活センターへの御案内をしていただくためによろづ相談窓口を引き受けていただいている町内会長を初めとする関係者の方々に消費生活センター案内カードを配布し、周知啓発に努めておるところでございます。また、庁内関係部局とのさらなる連携強化も必要でございますので現在高齢者支援課、包括支援センター、地域包括支援センターの職員が高齢者世帯での消費トラブルの早期発見に努力しておりますが、センターといたしましても関係各課と連携

を図り地元法曹関係者や警察関係者のバックアップをいただきながら高齢者の方々などを消費トラブルから守るよう努力していきたいと考えております。

そのほか改正貸金業法が６月18日から完全施行されますので、改正内容の啓発に努めますとともに多重債務で困っておられる方がございましたら納税課や福祉課保護係と連携を図りながら早期解決へ導けるよう努力をしてまいります。さらに、相談員の知識や面談能力の向上、スキルアップを図る必要がございますので、国や県が実施する研修会に積極的に参加いたしまして能力向上を目指してまいります。

目標といたしましては、地域住民の皆さまが病気になられましたら病院に行かれるように、悩みごとがありましたらまずは消費生活センターに相談しようと思っていただけるようなセンターづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

先ほどことしのところを「昨年４月」というふうに申し上げたそうですけども「ことし４月」の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　センターの体制の充実を図ってきたということでありますが、今後さらに深めていくというようなことであります。ところで消費生活センター長は誰なんでしょうか。またセンターの職員はどのようになっているのか。その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　笹山議員の御質問にお答えをいたします。

消費生活センターにつきましては昨年８月から運営をいたしておりまして、消費者安全法に基づく明確な位置づけにつきましては、法施行がなされました平成21年９月に消費者安全法第10条の規定に基づきまして設置及び公示を行ったところでございます。

市の組織としての消費生活センターの組織及び運営にかかわる規定は整備をしておらず、市民課くらし安心相談係の業務の一部として運営しているところでございまして、したがいまして消費生活センター所長の設置はしていない状況でございます。現在、日常の相談業務等には支障を来しておりませんが、当初考えていた以上に消費生活センターの知名度や業務範囲が広がり、対外的な面で不都合が生じているところもございますので、市民部と協議の上、消費生活センター所長の設置に関する事項も含めまして関係規定の整備を６月中に行い、その後当該センター所長を設置したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　センター長がいない、法の整備もしていない、そういった中でどうやってその消費生活センターの業務ができるんでしょうか。お尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君）　消費生活センターにつきましては、消費者安全法に基づく規定に基づきまして昨年の９月29日に公示をいたしておりますので、消費生活センターにつきましては設置しているところでございます。したがいまして、今のところは相談業務の一部として運営をしているところでございます。

○議長（大王英二君）　暫時休憩いたします。

午後２時15分　休憩

午後２時38分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　大変時間をとらせてまことに申しわけございません。改めて御答弁をさせていただきます。

現在は、組織規則の中の分掌事務で消費生活に関することは市民課くらし安心相談係の事務分掌となっておりますので、それにより業務を行ってまいりました。今後はくらし安心相談と消費者安全の事務のすみ分けを明確にするため、消費者安全法第８条に基づき関係規定の整備を６月中に行い、早急に対応してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　早急に法の整備をやっていきたいということであります。実はなぜこういった質問をやったかといいますと、高齢者支援課にある地域包括支援センターにつきましては必ず地域包括支援センター長という兼務の辞令が交付をされておったと。ただ、昨年８月の消費生活センターができてから辞令を見てみても消費生活センター長という辞令が交付をされていなかった。ことしの４月の人事異動を見てもセンター長という辞令が交付されていなかったということから何でだろうかなということで調べたときに、基本的には消費生活センターの設置規定が整備をされていないというふうなことがわかりましたので、今回はこういった通告をしたところであります。速やかに整備をしていくということでありますから、やはり消費生活センターという看板だけ大きく立ち上げていってもやはり中身がない消費生活センターであればどうしようもありませんので、きちんとやっぱり中身を充実をさせて消費生活センターを取り組んでいく、そういった姿勢が必要であると思っています。

これを言いますと最初の質問と同じ、繰り返しになるかもしれませんけれどもコンプライアンスはどうされているんですかということを改めて言いたくなるような、そういった気分にもなりますので、ぜひ今後速やかな取り組みをお願い申し上げておきたいと思っております。

以上で終わりまして、次に公共サービス基本条例の制定ということで通告いたしました。

国や地方自治体等の公共サービスを担う組織の責務を明らかにし、公共サービスの施策を推進することにより国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的といたしまして、公共サービス基本法が超党派による議員立法として提案をされまして、2009年５月13日参議院本会議において全会一致で可決成立をし、2009年７月１日から施行されております。この公共サービス基本法についてどういうものかということで御説明をいただきたいと思っております。また直接的に公共サービスを提供している地方自治体の果たす役割は重要になってくると思っておりますが、この法律の施行によって地方自治体の役割・責務等についてはどのように考えておられるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　笹山議員の御質問にお答えいたします。

公共サービス基本法は平成21年５月13日に通常国会において成立し、同年５月20日に公布、同年７月１日から施行をされております。この基本法の理念でございますが、第３条に公共サービスの実施等にあたっては安全かつ良質なサービスが確実、効率的かつ適正に実施されること。社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。それから公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保が、国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行わなければならないこととされているところでございます。

また、自治体の役割についてでございますが、第５条に地方公共団体の責務が示されておりまして、基本法の理念にのっとり公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに地方公共団体に係る公共サービスを実施することとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ならば地方自治体が講じなければならない課題、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君）　笹山議員の御質問にお答えいたします。

理念法である公共サービス基本法を実現化していくための本市の課題でございますが、基本法の第８条から第11条にうたわれているとおり公共サービスを委託した場合の本市と受託者との役割分担と責任をどのように明確化するか、また市民の意見の反映等をいかに行うか、さらに公共サービスの実施に関し市民の立場に立ちどのような配慮を行うかなどでございます。それから、公共サービスの実施に従事する者の労働環境の改善をどのように図るかの課題があるというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　そのような課題等を踏まえて公共サービス基本条例の制定、自治体として基本条例の制定についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

公共サービス基本法の理念に基づく市条例の制定についてでございますが、まず国において施策のスケジュールから個別の事業法等へこの基本法の理念を反映するための整備が必要であると考えておりまして、今後国の対応を見極めつつさらに勉強してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　たしかにこの公共サービス基本法は理念法でありますから、それぞれの関係法にどのように反映させるのかわからないと、そういった状況の中ではやはり国がきちっとした法整備等をやっていかないと非常に難しい状況があるかもしれません。ただ、先ほど部長が課題等に関して答弁されましたように、公共サービスを委託した場合の市と受託者との役割分担と責任を明確化とか、市民の意見の反映、それから配慮の仕方、公共サービスの実施従事する者の労働環境の改善等の課題、こういったものを考えますと、私は2007年の６月議会において公契約条例の制定についてということでどうなのかということで質問を行っているところでありますけれども、まさに公契約条例を制定することによって公共サービスに従事する労働環境の改善もしくは公共サービスの委託者と受託者の責任の明確化などがクリアできる課題になるんじゃないかなと考えるところであります。

ぜひそういった部分を検討していただきながら、この議員立法によって制定をされた公共サービス基本の理念を少しでも地方自治体の中において取り入れることによって、住民福祉の向上につながる部分が住民福祉生活の向上が図られる、そういった部分がかなり出てくると私は思っています。ですので、ぜひそういった向上が図られるように一歩でも前進するように勉強していただきながら取り組んでいただきますように、これについては要望しておきたいと思いますので、ぜひ公契約条例の制定とあわせて検討をお願いしたいと思っております。

最後になりましたが、市民の声からということで、住宅用太陽光発電システム導入に伴う設置費補助についてということであります。市民による新エネルギーの利用を促進し、地球規模の環境問題である地球温暖化対策に貢献するために、住宅用太陽光発電システム導入に伴う設置費補助について国・県が率先して補助をしていると、そういった状況にあります。人吉においてはまだ取り組まれていないというふうな現状でありますけども、まずは取り組まれている熊本県下の状況について御説明をいただきたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

最初に、本年度における国の制度につきまして御説明させていただきます。Ｊ－ＰＥＣ（社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター）におきまして、補助申請期間を４月26日から12月24日までとしておりまして、先着順で受け付け、予算の範囲を超えた段階で受け付けを停止することとなっております。補助額は１キロワット当たり７万円でございます。また、熊本県では６月１日受付申請が始まっておりますが、補助金に関する説明会を６月７日と８日に県庁で開催されておりまして、１キロワット当たり２万円とし、５キロワットまでの上限を10万円としております。また、省エネ設備（ＬＥＤ照明、エコキュート、エコジョーズ、エコウィル、太陽熱温水器）を同時に設置した場合、省エネ設備費用の５％、上限15万円でございますが上乗せをされまして補助される制度もございます。

県内の市町村で太陽光発電に係る補助金・助成金の制度を設けているところは熊本市、天草市、上天草市、菊池市、八代市、水俣市、山鹿市、玉名市の８市と大津町、菊陽町、山都町、和水町、南関町、玉東町、芦北町の７町となっております。各市町の補助制度の中身としましては、例えば熊本市は県と同額でございますが、天草市では１キロワット当たり５万円で上限額は20万円、大津町におきましては同様に３万円で上限額が30万円というように、各市町で基準額がそれぞれ異なっているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　県下でも８市、14市中８市が取り組んでいる。また７町でも取り組んでいると、そういった状況のようでございます。各市町での補助の基準額というのは先ほど部長が答弁されましたようにまちまちのようでありますけれども、ならば人吉市のほうでは取り組まれない理由は何なんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

現在、県や各県下、各市町の補助制度から見てとれますことは、補助の申請期間を設け先着順もしくは抽選によりまして補助を決定するところがほとんどのようでございます。補助に係ります予算の都合上そのようになっているようでございます。また、県や市町が補助する場合としましては、国の太陽光発電補助金の交付が決定されていることを条件としているところが多い状況でございます。

なぜ、本市が取り組んでいないのかという御質問でございますが、国の制度に同調して補助制度を設けました場合、財政事情を考慮しますと太陽光発電システムの設置時期や国の動向によりまして補助を受けられる方と受けられない方が生じることとなります。また、現時点では設置費用そのものが高額であるため、補助金を受けられる方は経済力をある程度お持ちの方に限られてくるということになります。さらに、太陽光発電システムに関しましてはまだ普及促進の段階でございまして、立地条件や気象条件などにも左右されます

が、システムの劣化や致命的な故障・破損が15年先、20年先に発生した場合、処分に関する懸念がございます。

このような状況下におきまして、システムを廃止・再処分する際の設置者負担につきましては今後法整備がなされることと存じますが、今後どのようになっていくのかを総合的に考えたときに補助制度の実施という判断に至っていない現状でございます。このような理由から、現時点におきましては補助制度を導入していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　そういうふうに答弁されましてもそういった最終的な設置者負担までの法整備がなされるまでは総合的に考えてなかなか取り組まないというような状況ということで答弁いただきましたが、そういった状況の中でも14市中、８市は取り組んでいるという実情があるわけなんですよね。その中で例えば補助を受けられる方と受けられない方の差が生じるとか、ある程度経済力を持っている人の恩恵しかあずからないとか、そういった形で答弁されましたが、そういった状況の中でも国は推進する、県も推進している、ましてや県内でも14市中８市はそういった補助制度を設けている。それは何のためなのか、市民のためにどういったことなのかということを考えて補助制度を私は取り組んでいると思っています。

そういったことを考えれば総合的に勘案すれば、やはりこれについてはそういったいろんな問題はあるかもしれませんが、取り組む必要があるんじゃないかなと私は考えるところであります。今後取り組むお気持ちはないですか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

現時点での判断は、２回目の質問にお答えしたとおりでございますが、熊本県では家庭における太陽光発電の導入を促進、温室効果ガスの排出削減及び新エネルギーの普及を進めるため、太陽光発電の普及率におきまして平成20年度末の都道府県ランキングは全国３位でございますが、日本一を目指して予算化されているといった状況もございますので、今後、財源や他市の状況なども調査研究し検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に日本国においてはエネルギー資源乏しいというような状況がございます。石油・石炭・天然ガスなど80％以上海外から輸入していると、そういった状況にあるわけであります。また化石燃料の大量消費に伴う二酸化炭素や酸性雨の汚染物質、そういったものの排出によって地球環境は日々深刻な状況へと変化して行きつつある。これは否めない状況であると思っています。

このような中で自然エネルギー利用を積極的に支援すると、また環境保全に対する意識

の高揚を図って環境に優しいまちづくりを推進すると、そういったことが非常に私は重要なことだと思っております。そういったことを考え、また国・県が補助制度を導入し、県内の市においても半数以上の市がもう取り組んでいる、そういった状況を考えますと、今から他市の状況を調査するんじゃなくて、財源をいかに確保するかということを研究していただきたいと私は思っています。ぜひ、人吉においても市民の公平な立場から十分に検討いただいて、ほかの半数以上の市が取り組んでいる状況、また財源的なもの、そういった部分を十分に検討いただきながら私は前向きに取り組んでいただきたいとそういうふうに思いますので、ぜひそういったことを要望いたしまして一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。

まず、１点目はダムによらない地域対策についてです。これは早急な対策と安全度の向上について、それから五木の再生について質問してまいりたいと思います。２点目には口蹄疫問題ですが、要旨のところのちょっと順番を入れかえまして、先に感染拡大防止策について、それから次に畜産農家への経済的支援策について質問してまいりたいと思います。それから、３番目に国民健康保険についてで、高過ぎる保険税の引き下げについて質問してまいりたいと思います。４点目に子供の医療費助成で制度の拡充について質問してまいります。それから、５番目に農免道路で歩道の設置について質問してまいりたいと思います。

それでは、まず１点目のダムによらない治水対策について質問してまいります。ダムによらない治水を検討する場の第７回会議が、３月29日に熊本県球磨総合庁舎で開催され、私もその会議を傍聴しました。そこで国土交通省は直ちに実施する対策で想定される370億円から440億円に及ぶ総事業費及び工期が示されました。ダムによらない治水対策はいよいよ目前のところまで来ており、水害の被害を受けている方々にとっては一刻も早い実現を望んでおられると思います。

市長にお伺いします。水害に遭われる方は一刻も早い治水対策の実現を望んでおられると思われませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

河川法に基づき長期的な河川の整備方針があり、今後はおおむね20年から30年の整備の目標とか具体的な内容を河川整備計画の中に定められることで段階的な河川整備が進められていくものだと認識をいたしております。ダムによらない治水を検討する場では直ちに実施する対策の実施に加え、引き続き検討する対策の事業実現化が治水安全度を段階的に高めていくという考え方が示されており、それらは当然長期の目標、中期的な目標を指針

にしたものになると理解をいたしております。

次回、８回以降のダムによらない治水を検討する場で球磨川水系における治水対策の基本的な考え方がまとめられていく予定となっておりますが、さらに整理が行われていくものと考えておりますし、その中で当然流域住民の皆様方の理解が求められていくものと期待をいたしているところでございます。もちろん御答弁申し上げるように、すぐにできる対策については速やかに実施をしていただき、住民の安心・安全を少しでも高めていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　そうですね私は４月15日に第７回の会議に配布するチラシを球磨川流域にまいたんですけど、そのときに坂本の中津道から私のところに電話がかかってきて、自分のところまだまだ治水対策が進んでいないので、すぐに自分たちも進めてほしいと思っていると、そのような電話がかかってまいりました。非常に水害に遭われる方は早急な治水対策望んでおられると思いました。

その一方で私は気になる議論があります。球磨郡市町村会は４月14日に人吉市で定例会を開き、次回での取りまとめに慎重姿勢を示しています。そこでは骨子案に従来想定していた治水安全度には達しないとあった。住民に納得いただけることなのかという意見が出たことが４月14日の人吉新聞で報道されています。しかし、今、安全度を向上させる論議を行うことは早急な治水対策を実現する上で障害になってしまうと思います。第７回会議で出された資料を見てみますと、ダムによらない治水を検討する場の位置づけは、今後河川管理者が作成する球磨川水系河川整備計画の原案や地方自治体が策定する地域防災計画等へ反映させることと明記されています。1997年に河川法が改定され、河川整備基本方針と整備計画を策定することとなりました。法改正の趣旨は遅々として進まない河川整備を当面の目標と掲げて、速やかに実現しようとするものです。そのために河川整備計画では戦後最大流量などを目標としています。ダムによらない治水を検討する場で出された資料を見てみますと、確かに昭和40年７月豪雨や昭和46年８月豪雨、昭和57年７月豪雨の場合など戦後の最大流量に対するシミュレーションが行われています。

このように、国土交通省は河川整備計画の策定の趣旨に合わせて直ちに実施する対策を提起していることは明らかです。そのような状況の中でさらなる安全度を求めるのであれば、それは整備計画の趣旨に合わないものになってしまいます。このことはダムによらない治水を検討する場合の論議を停止させ、水害に遭われる方々が切望する治水対策を遅らせることとなってしまうと思います。私は第７回で国交省が示した直ちに実施する対策に早急に取り組み、その事業が完了次第でさらなる安全度を向上させる対策を進めるべきだと思います。国交省も直ちに実施対策、実施に向けた検討に直ちに着手する対策、社会

的・技術的・経済的な面からの可能性についての検討に着手事項の３段階に分けて考えています。今、市長の答弁でも段階的に要望していくのがいい旨の答弁をされましたが、やはり今の安全度を高める論議を出していくことは、やはりこの論議がとまってしまう、そして治水対策が遅れてしまう、その上になってしまうと思いますので、やはり先のほうでさらなる安全度を、対策を求めることが実際に水害に遭われる方々の要求度にあった道筋だと思わないかということをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ダムによらない治水を検討する場の中ですぐにできる治水対策、いわゆる短期そして中期、長期というふうに３段階に分けられているところであります。80分の１という安全度というのは私自身ももう何回も答弁しておりますとおり、これは理解をいたしているところでございます。よって、短期・中期・長期ということは段階的に治水安全度を上げていくということであるというふうに認識をいたしているところでございます。例えば、白川はたしか150分の１だったと思いますけれども、現在20分の１から30分の１に上がってきたところであるというふうに聞いております。昭和28年の大洪水の時以来150分の１が設定されましたけれども段階的に白川も治水安全度が上がってきているというふうに認識をいたしているところでありますので、ダムによらない治水という観点ではこれは短期・中期・長期で治水安全度は上げていくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　重なるような質問になってしまいましたが、市長の段階的に上げていくべきだという考え方がしっかりとわかってきたところです。

じゃあ、もう一方の五木村の再生について質問してまいりたいと思います。川辺川ダムに翻弄されてきた五木村の再生について、やっと国が本格的な動きを見せてきました。５月９日の熊日新聞を見てみますと、前原誠司国土交通相は８日夜、初会合の記者会見で建設中止を表明している川辺川ダム事業に対し、水没予定地を抱える五木村の生活再建の裏づけとする特別措置法を来年の通常国会に提出するお考えを明らかにしています。この新聞記事の中には、「人吉球磨の首長らが３日、国交省を訪れ、国の責任で五木村の再生を進めるよう要望」とも書いてあります。田中市長も行かれたと聞いていますが、このときに国交省の回答はどのようなものでしたか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

６月２日に民主党本部に要望を行い、松野信夫参議院議員に御同席をいただきまして、生方幸夫副幹事長に面会し、要望をいたしました。３日は国土交通省において政務三役である三日月大造政務官に国土交通省大臣宛の要望書をお渡しいたしたところでございます。

今回の要望は、３月に行われました川辺川ダム建設促進協議会と五木村との意見交換会

において、五木村の再生という地域の共通課題については人吉市長にもリーダーシップをとってもらいたいという要請を受けて実施したものでございます。人吉市長と球磨郡町村会長の連盟で要望をいたしました。要望に際しましては和田五木村長、徳田相良村長から水没地域が抱える現状と課題について訴えていただき、私のほうから五木・相良両村の不安を解消するため現在のような先の見えない進め方ではなく、法整備についても期限を定め対応していただきたいと強く願いを申し上げたところでございます。すでに本村議員がおっしゃいましたように、８日の夜の初閣議後の記者会見で前原国土交通大臣が五木村の生活再建の裏づけとする特別措置法案を来年の通常国会に提出する考えを明らかにされたようでございます。その当時、私、６月２日・３日の要望におきましては、ぜひ五木村をモデルとして、いわゆる公共工事事業の中止を迎えた自治体に対する特別措置法のモデルとして考えていきたいというふうにお話はいただいたところでございますけれども、先ほど申し上げましたように期限を切っての回答はなかったということでございます。

流域最大の課題であります五木村の再建に向けて国が大きく一歩を踏み出されたというこの吉報に触れまして、本当に私自身うれしく思いますとともに、流域住民を代表する一人として、これまで御苦労をおかけした五木村村民の皆さまに一日も早く安寧な生活が訪れることを改めて祈念申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　期限を定めて出されて要望されたということですが、実に大切だったなと私も実は思ったところなんです。と申しますのは、実は私も同じように五木の再生について国交省に要望してまいりました。日本共産党熊本県会は５月25日仁比聡平参議院議員の同席のもと、参議院議員会館で国土交通本庁にダム問題についての要請を行いましたので、私もこれに参加してまいりました。

要請書の中には、五木村の再生のために国の法整備を急ぎ、国の責任のもと、国・県・村が共同し推進することも求めていましたが、このことに対し国交省は五木村の再生がとまることのないように必要な法案をつくります。そのために五木村の方々の意見もよくお聞きしますと明言しました。しかし、こちらがどの事業まで水源地域対策特別措置法であり、どの事業から新たな法律で行うのかその時期も含めて示してほしいと質問すると、国交省は回答できませんでした。口頭では必要な法整備をしますといいながら、具体的な作業をそのときはまったく進めてないことが明らかになりました。そこで改めて具体的な作業日程を五木村に示すよう私たちも求めてきたところです。まだ実際はそのような状況にあったのに特別措置法の記者会見が急に進んでなされまして、大変私もよかったと思っています。５月22日には、元議長の照山議員が子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会に招かれて村再建の協力を訴えて講演されましたので、私も参加してきました。ま

た５月29日には仁比聡平参議院議員とともに五木村を訪問し、五木の再生について田山議長と懇談を行ってまいりました。五木の実情にあった法整備がきちんと提案されるように、私といたしましても政党や住民を通してがんばっていきたいと思いますが、田中市長におかれましても引き続き奮闘していただきたいことを申しておきたいと思います。

続きまして、口蹄疫問題です。先にここで申したように感染拡大防止策について先に質問してまいりたいと思います。

農林水産省は宮崎県えびの市を中心に、４月28日から設定されてきた口蹄疫発生に伴う家畜の移動搬出制限区域について正常性が確認されたとして４日より解除しました。しかし、10日には都城市で口蹄疫の疑いがある牛３頭の検査結果、陽性となり日向市の牛と宮崎市内の豚が感染疑いと判断されています。予断が許されない状況が続いています。熊本県も県境の感染に消毒道路を設けるなど、今も防疫強化に努める方針を出しています。

そのような状況の中、人吉市の感染拡大防止策に不満の声があることがわかりました。大野におられる養豚農家の方はこのように話されました。「自分たちは仕事で近隣市町村を回る。人吉市と同様にえびの市に隣接する鹿児島県の湧水町は町道にも消毒液を引いたマットをおいて24時間体制で人を配置する対策を行っている。人吉市も大畑梅園や大野に消毒ポイントがあるがそこまでの体制になっていない。大野では人吉市の対応は甘いという声が上がっている。」というものでした。人吉市の対応は不十分さがあったのではないでしょうか。お聞きします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

防疫体制につきましては４月28日にえびの市で発生して以来、熊本県とともに市で考えられることは十分に対応してきたつもりで思っております。えびの市での発生と同時に熊本県では人吉市を中心に５カ所の消毒ポイントを設置し、市ではその中の大野町公民館前のポイントへは職員を１名、当初は毎日派遣しておりましたし、今でも３日に１日は職員を出しております。大畑地区ではこの大野町だけではなく梅園を通過する関係車両も非常に多いということで、梅園近くには直ちに市独自で消毒ポイントを設置いたしました。ここにも職員２人を毎日張りつけて車両の消毒に当たってまいりました。途中からは経済部職員だけでは対応できないということで全庁的に職員を出しております。現在は県の方で民間企業へ委託していただいて継続していただいております。

さらに人吉インターにおける消毒も当方の要望を酌んでいただいた結果、当初は石灰による消毒から現在はマット式の消毒をしていただいているところです。さらに、今おっしゃいましたように県においては主要道路においてはマット式からプール式に強化されております。そのほか畜産農家への消毒の指導あるいは消石灰等の薬品の配布などタイミングをそらさず実施してきております。その他公共施設は当然のこと、えびの市に通じる山間部の道路にも消石灰を配布してまいりました。そのほか、市内の商業施設や娯楽施設、旅

館・ホテルへの駐車場や建物の入り口での消毒のお願いをしてきたところでございます。

以上のように、畜産農家はもとより県と市町村が一体となり万全の体制で防疫に取り組んでまいりました。結果として、人吉市に飛び火してきていない現状です。安心しているところでございますが、油断大敵という言葉を肝に銘じてまいりたいと存じます。人吉の対応は早くてよかったというお言葉をもらったことはありましたが、人吉の対応が甘かったなどということはまったく思っておりません。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　人吉の取り組みについて、今答弁いただきました。人吉市は球磨地域家畜伝染病連絡会議などで熊本県と協議し、そういう決まったことなどに対しては本当に一生懸命取り組まれてきたことと思います。その点では、私は心から御苦労さまと言いたいと思います。

しかし、先ほどの方が言われたのは鹿児島県の湧水町と比較して甘いと言われたわけです。熊本県より鹿児島県のほうがより厳重な取り組みをしてこられたことが考えられます。ほかの方からもそのような声が聞かれます。厳重にすれば厳重にするほど口蹄疫は侵入しにくくなると思いますが、確かに一体どこまで慎重に対策を打てばよいのかというのは自治体にとっても難しい問題ではあると思います。熊本県と鹿児島県の取り組みの違いはそこが現れてきていると思うところです。ただ、今日の宮崎県の感染拡大は十分と思われていた対策がそうでなかったことをあらわしているのではないでしょうか。そのような点を考えれば部長が答弁された、「対応が甘かったなどまったく思っていません」という言いきる答弁は説得力がないと思います。

昨日の答弁で感染拡大防止策の検証と分析を行っていくとの答弁がありましたが、十分な検証と分析が行われる必要があると思います。検証と分析は鹿児島県や宮崎県、そしてそれらの県内の自治体の取り組みも参考にしながら行うべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

市長が昨日もお答えしましたとおり、まずは国において被害地域の声を聞いていただきまして、特に制限区域が解消されましたえびの市での対応も教訓にしながら検証・分析をしていただき、今後の被害防止策や万一の場合の対応策や支援策についてしっかりとした検証がなされるべきだと考えております。こういう地域におきましても農家や地域住民への情報提供や協力依頼、被害農家への各種支援策も含め関係機関の連携、役割分担など、発生地域の宮崎県や隣接県の鹿児島県での対応も参考にしながら関係機関が一体となって課題の抽出と対策の強化を図り、今後に備えるべきであると考えます。

とはいえ、検証・分析をしている間もなく都城市、宮崎市、日向市においても発生が確

認され広域的な広がりが見られますので、昨日議会終了後、対策本部会議を開催しまして、市としてもさらなる防疫体制の強化を図るために、熊本県に対しまして次のような強化策を早急に実施してもらうべく要望をけさいたしました。まず、一般道路も高速道路も現在のマット式やプール方式とともにシャワー方式での消毒もあわせて24時間体制でやっていただきたいこと。全ポイントにおいて現在一般車両は任意での消毒となっておりますところを、県警の動員を仰ぎながら全車両に対し強制的に消毒を実施していただきたいことなどでございます。当然畜産農家への消毒の強化を指導も継続していきますし、そのほか市が対応すべきところは県と連携しながら実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　非常に検証と分析も進められているということもわかりましたし、実際に取り組みも強化されているというのもわかりました。最初の答弁のとき油断大敵と言われましたが、そのような思いで常に安心すること、十分と思ってしまってそれで安心することなく、やっぱり十分だろうかというふうにいつも逐次検証と分析を十分に行いながら、あるいは県内だけじゃなくてほかの宮崎、鹿児島の状況も入れながら検証と分析を行って対策を今後進めていただきたいと思います。

では、次に口蹄疫問題に関して経済的補助について質問していきたいと思いますが、まずここではえさ代などに対する直接補助の質問も実は予定しておりました。それは大野にある養豚業者に伺うと「何より大切なのはえさ代である。融資の制度もあるようだが後の返却を考えれば手が出せない。えさ代などに対する直接補助をしてほしい。」と言われました。そこで国交省に交渉を行った同日の５月25日には農林水産省に、それに先立つ５月12日には熊本県に出向きえさ代などに対する直接補助を求めてきました。しかし、良好な回答がなかったために本日は人吉市の質問を予定したところです。ところが、本日の熊日新聞を見てみますと、熊本県が飼料代などの助成を行うことがわかった次第です。畜産農家の方も喜ばれることで本当によかったと思います。この問題は助成が行われるようになっての畜産農家の要望をさらに調査しなければわかりませんので、今回は一般質問においては割愛して必要に応じて人吉市に要望を伝えていきたいということでやっていきたいと思います。

それで、もう一方のほうの支援体制では、国の助成金の制度について質問していきたいと思いますが、国の助成金の制度においても畜産農家が救われている声が聞こえてきました。農林水産省に交渉したときに、口蹄疫発生に伴う関連対策と書かれた資料をもらいました。この資料の中には「子豚淘汰出荷遅延豚緊急対策事業」という事業があります。事業の目的を見てみますと、移動搬出制限区域内にある養豚経営の畜舎の収容能力を超えた子豚の淘汰並びに出荷遅延にある体重が過大となり評価が低下した肉豚の出荷に対し助成

金を交付し、養豚経営の安定を図るとなっています。この事業について、先ほどの養豚業者の方はこのように言われました、「この事業は７月で終わるようになっている。ところが風評被害などで豚が少数ずつしか出荷ができず出荷は８月までかかってしまう。この事業を８月まで延長してほしいと思っている。」というものです。国にこの事業の延長を要望できないかお伺いします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

子豚淘汰出荷遅延豚緊急対策事業の適用期間の延長をという御質問でございますが、まずこの事業の概要につきまして簡単に説明したいと思います。

この事業は、移動制限区域内及び搬出制限区域内の養豚経営者が子豚の淘汰、当該子豚の焼却、埋却等を行った場合に助成金を交付するものでございまして、次の三つの事業から構成されております。

一つ目が子豚の淘汰緊急対策事業で、子豚の淘汰に伴い焼却・埋却等助成金あるいは人工流産助成金などがあります。二つ目が出荷遅延豚緊急対策事業で、出荷適齢期を超える肉豚を出荷し屠畜した場合に助成金が交付されます。三つ目が豚淘汰出荷遅延豚緊急支援推進事業で子豚の淘汰、当該子豚の焼却・埋却等の確認及び確認に必要となる衛生資材並びに衛生指導助言に要する経費に対し助成されるものでございます。

議員が質問された点につきましては、二つ目の出荷遅延豚緊急支援推進事業に当たりますが、この事業の対象期間は要綱によりますと制限区域の設定日から解除日までの期間の関係で人吉球磨地域の場合、７月10日までに出荷及び屠畜した場合のみに助成金が交付されることとなっております。これを市内の養豚農家に事情をお聞きしましたところ、豚の受け入れ先から一度に出荷するのは控えてほしいということで、７月10日までの出荷は非常に厳しいとのお答えでございました。そこで、県の畜産課を通して国に対し期間延長をお願いしましたところ、国の回答としましては出荷先を調整するなどの対応でどうにかお願いしたいということでした。現状としては対応できないということでございましたが、畜産農家からの切実な要望でございますので引き続き県の御協力をいただきながら国のほうへ要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　すでに要望をいただいたところで早急な要望、非常に畜産農家にとっても喜ばれることだと思います。まだ国のほうは延長するといっていないみたいですが、先ほどの県のえさ代に対する助成でもありますように、やはり農家の声が大きくなっていけば国のほうも応える可能性は大きいと思いますので、引き続き要望のほう続けていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に口蹄疫の問題を終わりまして、国民健康保険のほうに入ってまいりたいと

思います。平成15年度に福永市政のもとで、平成20年度に田中市政のもとで国民健康保険税が引き上げられました。３月議会でも申しましたが、その年の12月20日の毎日新聞は、４人家族のモデルにおいて全国で５番目に値上げ幅が大きかった自治体と報じています。私は熊本県下でもかなり高い保険税になっているのではないかと危惧しています。熊本県は毎年３月末に熊本県健康保険事業状況報告書を出していますが、保険税の引き上げが行われた平成20年度の結果が出ていることと思います。平成20年度の熊本県健康保険事業の事業状況報告書において、一般と退職を合わせた全体の場合について１人当たりの保険料は市町村の平均がいくらで人吉市がいくら、そして人吉市の保険料は県下で何番目に高い保険料となっていますか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

１点目の一人当たりの市町村平均の保険税でございますが、平成20年度におきまして８万5,998円でございます。

２点目の、人吉市の１件当たりの保険税は９万5,587円でございます。

３点目の県下で何番目に高いかということでございますが、県下で１番でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　人吉市の国民健康保険税は県下で一番高いことがわかりました。高い保険税に対して保険税を払いたくても払えない人が大勢いることが危惧されます。

平成20年度の熊本県健康保険事業状況報告書において人吉市の現年分の収納率は何％で、それは県下47市町村のうちに何番目に高い収納率ですか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

平成20年度本市の国民健康保険税収納率は86.19％で、県下47市町村中46番目でございます。なお、県平均は89.80％でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　県下一高い保険税によって保険税を払いたくても払えない人を多く生み出していることが数字の上からも明らかになりました。これにより無保険状態に追い込まれる方がたくさんおられるのではないでしょうか。

そこで一つ目には、平成20年度の値上げの影響を受けている平成20年度には資格証明書の発行世帯がどのくらいあるのかお伺いします。また、３月議会の議事録を見てみますと短期保険証について浦川前市民部長は「滞納世帯の接触機会をふやし継続的な納付相談を行うことにより滞納状態を解消すること。原則として市役所窓口にお出でいただき手渡しで交付することにしている。」と答弁しています。昨年の12月より税金の滞納に対する相談を３件受けましたが、市役所に行けば税金の納付を迫られるわけなのでなかなか足が向

かないという話もされました。これによって多くの方々が無保険状態になっていることが考えられます。平成21年度において、短期保険証交付世帯の方で市役所窓口に納付相談に来ることはできず無保険状態になっている方はどれだけおられますか。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

保険税を払いたくても払えずに保険証の有効期限切れ、無保険者がふえているのではないかということでございますが、保険税負担の公平性の観点からも保険税を滞納している世帯に対しましては国民健康保険法第９条において、通常より短い有効期間の保険証いわゆる短期保険証を交付することができることとされています。さらに、１年以上保険税を納付されない場合には、一時的に医療機関窓口で10割を負担する資格証明書を交付することと規定してあります。

これらの交付状況でございますが、平成21年６月１日時点での本市の国民健康保険加入世帯数は6,354世帯でございまして短期保険証交付世帯が1,159世帯、18.24％、資格証明書交付世帯が79世帯、1.24％となっております。平成22年６月１日現在では、国民健康保険加入世帯数は6,271世帯で短期保険証交付世帯が1,060世帯、16.90％、資格証明書交付世帯が60世帯、0.95％となっております。本市におきましては毎年８月に保険証の更新を行っておりまして、７月下旬には短期保険証の世帯を含めまして全世帯に郵便書留により保険証を送付しております。短期保険証の世帯につきましては通常より更新期間を短くすることで、滞納世帯との接触回数をふやし継続的な納付相談を行うことにより滞納状態を解消することでございますので、原則として市役所窓口にお出でいただき手渡しで更新することとしております。

平成22年４月30日現在で申し上げますと、短期保険証交付世帯のうち有効期限切れ、無保険者の方が356世帯となっております。そのうち主なものを申し上げますと、平成21年８月末で有効期限が切れましてその後一度も更新されていない世帯が146世帯、平成22年３月末で有効期限が切れ一月だけ更新をされていない世帯が117世帯でございます。更新されていない世帯につきましては有効期限切れのお知らせの文書を年２回、12月と４月送付いたしますほか、臨戸訪問も含め保険証の更新手続きを案内しているところでございます。それでも更新手続きをなされない世帯があるという状況でございます。今後も引き続き税の公平負担の見地からも接触の機会を設け、保険証の有効期限切れ・無保険者の解消に努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　非常に多くの方々無保険状態にあるというのが数字によって明らかになってきたところです。この大もとにあるのはやっぱり県下一高い保険税があることは明らかなことだと思います。

そこで、ここは市長にお伺いしていきたいと思いますけど、県下で一番高い国保税によって多くの無保険者を生み出していることをどのように認識されておるか、お伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

率直に申し上げますと、大変無保険状態の方々が三百数十名いらっしゃるということは大変ゆゆしき事態であるというふうに申し上げなければならないと思います。ただ、御承知のとおり保険税は医療費、後期高齢者支援金、介護納付金等の支出額の合計から国庫補助金等の財源を差し引き保険税として確保することとされており、それを基に税率を定めているものであります。

平成20年度決算によりますと、医療費が前年度比1,75％の増、一人当たり32万1,000円余りとなっています。収納率は逆にマイナスで、前年比5.53％の減でございます。収納率の向上に向けまして日曜閉庁などさまざまな方策に取り組んできたところでございますが、本市の医療費と収納率の関係は不均衡な現象が生じているわけでございます。無保険者の対応も含めまして今後どのような方策を立てて、これに対応していかなければならないか検討に値する状況であると認識いたしております。

以上お答えします。

すみません、「日曜閉庁」と言ったそうですが「日曜開庁」であります。訂正いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　大変ゆゆしき事態というのは認識されているところなんですが、それがやっぱり無保険というのはいかなるところの状況に陥っているかというと、そのような人、方々が体調が悪くてもなかなか病院に行けないのではというのが実態だと思うんです。全国でもそのような状況の中で病院に行くのがおくれ、我慢できずに行った時には手おくれとなって死亡につながるという痛ましい出来事があっています。そのようなことが人吉市で絶対あってはいけないと思います。どのようにしていくか検討されるということなんですが、県下一高い国保税を引き下げるべきではないかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

国民健康保険は国民皆保険の根幹をなす制度であります。その精神は相互扶助に基づくものでございます。したがいまして、医療費の一部を負担していただく国民健康保険税は保険制度の運営上極めて重要な財源となっております。

先ほど申し上げましたように本市は医療費が増加していく中、市の財政も厳しい状況にありまして税率を引き下げることは非常に困難ではないかと考えているところであります。現在実施しております本市のさまざまな施策が行き届きまして、市民の皆さまが生きがいと働きがい、これが生まれ、そしてその結果市民の皆さまの健康が向上し、さらには医療

費の削減につながるよう今後も努力をしてまいらなければならないというふうに考えておりますが、先ほども答弁しましたように無保険者も含めましてさまざまな検討を急がねばならないというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（木村令斗君）　そうですね。国民健康保険がいろいろ市長もどんな保険か言われましたけれども、そもそも多くの低所得者が加入する保険制度であります。ですから、市長も政治は弱者のためにあるというふうなことをおっしゃったと思いますけど、それに対してどうするかというのは本当、非常に考えていかなければならないことだと思います。今後さまざまに検討を急がなければならないとありましたが、一般会計からの繰り入れをふやすことは低所得者に対する減免条例などを私はつくっていくべきだと考えます。

今後この問題に関しては、ほかの市町村と比較して人吉の一般会計からの繰り入れがどうかなど、そんなこともさまざま調べながら私はさらに質問していきたいと思うということを申しておきたいと思います。

引き続きまして、次に子供の医療費助成についてです。昨年度より乳幼児の医療費無料化が小学校入学前までに引き上げられました。私はこのことは評価するものであり、小さな子供を持たれるお母さん方は大変喜ばれたことだろうと思います。しかし少子化対策の重要性が叫ばれる中、人吉球磨でも多くの町村が対象年齢を引き上げています。私が調べたところによると、水上村と五木村が中３まで、錦町とあさぎり町、多良木町、相良村が小６まで、湯前町が小３まで無料となっています。また、市レベルでも阿蘇市が中３まで、合志市と菊池市が小６まで、宇土市が小３まで無料となっています。人吉市の場合、小３まで引き上げる場合と小６まで引き上げる場合、あとどれくらいの予算が必要ですか。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

乳幼児医療費助成につきましては現在、対象者が就学前までとなっております。平成21年度の決算額が7,829万3,787円、22年３月31日現在の受給者が1,885人となっています。これを対象年齢を小学３年生まで引き上げた場合でございますが、国民健康保険受給者の医療費を基に算定いたしますと、対象者が約950人増えまして約1,650万円の増の9,450万円と見込んでおります。また、小学６年生までに引き上げた場合でございますが、対象者が約2,000人増えまして約3,050万円増の１億850万円と見込んでおります。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（木村令斗君）　今、額を示されました。少子化対策にとって子供を持つ保護者への財政的支援はとても重要だと思います。人吉市は平成22年２月に、人吉市次世代育成支援

行動計画の後期計画を策定しています。その冊子を見ると、平成21年度１月に市民ニーズ調査を行っており、小学生を持つ保護者の調査において理想の子供の数より現実の子供の数が少ない理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎるが39.4％と最も多いことを明らかにしています。小学校３年生と保育園に通う子供を持つ母親に話を伺うとこのように話されました。「子供が保育園から小学校に上がるとき義務教育になるのであまりお金はかからないと思っていた。ところが給食費や教材費など保育園以上にお金がかかっている。学校に必要な経費は削るわけにはいかない。病院に行かせることを我慢させようかと思ってしまう。子育てに必要な経費全体を見たときにせめて医療費が無料にならないかと思っている。」というものです。

市長に子供の医療費無料化の対象年齢を引き上げるつもりはないかお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

子育てを行っておられる保護者の皆さまにとりまして経済的負担軽減への御要望が多いことは、私自身もよく存じております。昨年１月に実施しました子育て支援のための市民ニーズ調査によりますと、就学前のお子様を持つ保護者の54％が子育てに関する不安や負担を感じていると回答しており、その主な理由としまして子育てに出費がかさむと回答された方が44％と最も高い数値となっております。私が掲げさせていただきましたマニフェストにおきましても、そういった保護者の皆さま方の声を反映させ、就学前までの医療無料化を推し進めてきたところでございます。

しかし、その一方で市の厳しい財政状況、子ども手当にみられるような国の施策の充実など環境の変化を考えますと、乳幼児医療費助成制度のさらなる拡充を行うかどうかは慎重に検討しなければならないというふうに考えているところでございます。保護者の皆さまが安心して子育てを行っていただけるまちづくりを進めていくためには、金銭的な支援のみならずバランスのとれたさまざまな子育て支援を充実させていく必要があると考えております。そういった幅広い視点に立って、さらには昨年度策定いたしました人吉市次世代育成支援行動計画の着実な実施を念頭に、制度拡充の是非については検討させていただきたいと思っております。

が、しかし子供の医療費助成制度につきましては、国の保険制度の中で全国一律の制度として拡充していただくことが本来の姿であると私は考えております。国としましても子ども手当であるとか直接現金支給もあろうかとは思いますけれども、給食費であるとか保育料であるとか制度的にもさらに充実をしていただき、抜本的な改革を国によって行っていくのが私は当然だと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（木村令斗君）　医療費の助成等、国がやるのが一番いいというのは私も思うところ

でありまして、その点では私ども国にもこれまでも要望してきましたし、していかなきゃならないなと思っているところです。なにせなかなか国はここは重い腰を上げない面があります。それで今そういった中で市町村ががんばって子供の医療費助成やっているところなんですけど、この間ほかのお母さんにもちょっとお伺いしたんですけど、その方はある小学校で臨時に教員をされたことがありまして時々子供に会うと、今20代から30代になっていると。その子供たちにどこに住んでいるのと聞けば山江とか球磨村に行っているというんですね。いろんな子育てに対する助成が充実しているということだと思うんです。

そういった面でいろんなバランス的に考えてはいかなければならないと思いましたけど、これら子供の医療費無料化などいろいろ考えて、そういうことを考えた上でこれら子供の医療費に関しても考えていってほしいということを申しておきたいと思います。

次に、農免道路の歩道の問題について質問していきたいと思います。農免道路の人吉インター出口から変電所付近は車の交通量が多いのに歩道がありません。３月25日に全員協議会に出された平成21年度市内主要交差点交通量調査結果についてを見てみますと、人吉インター出口から変電所方面へ向かう自動車類は12時間で１万4,492台、変電所近くにあるフルーティロード交差点から人吉インター方面に向かう自動車類は12時間で１万3,122台であることがわかります。その一方で、この道路は鬼木町の前平地区や願成寺などの住宅地帯とスーパーを結んでいます。鬼木地区の前平地区に住む70代の女性の方に話を伺うとこのように話されました。「自分は普通買い物や集会などに行くときには、自転車しか交通手段がない。明るいうちはできるだけほかの道を迂回して通るようにしている。ところが、暗くなってくるとよく目が見えないので小さい道路では道路状況がわからなくなり、どうしても農免道路を通行しなければならない。農免道路は車がスピードを出して通るので大変怖い。何とかしてほしいと思っている。」というものでした。今の変電所横は側溝の整備が進められており、その分歩道としての機能は広がるようですが、人吉インター出口から変電所までの間の歩道の設置ができないかお伺いします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

御質問がございました道路は市道下林北願成寺線、人吉インターから九州電力人吉変電所までの区間につきまして、議員言われましたように平成21年11月に実施しました交通量調査で12時間実測の自動車交通量が、先ほど言われました人吉インター付近１万4,500台程度ございます。変電所付近におきましても１万３千数百台というようなことで非常に交通量の多い路線でございます。道路の状況としましても路肩が狭く、電柱や大きな水路等もございまして道路の危険性や歩道の必要性等につきましては十分認識はいたしているところでございます。また、この市道下林北願成寺線は都市計画道路下林願成寺線でもございまして、人吉市都市計画マスタープランにおきましても外環状道路として高速道路に直結する重要路線と位置づけられておりますし、人吉市都市計画道路整備プログラムにおきま

しても短期に整備すべき路線の一つと上げられております。

そのようなことから、本路線につきましてはできるだけ早く整備に取り組みたいと考えておりますが、整備には多額の事業費を必要としますので、補助事業でございます街路事業で取り組みたいと考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたように大変交通量の多い道路でございますので、部分的な対応といたしまして先ほど議員言われましたように、九州電力人吉変電所のフェンス沿い延長187メートルの区間におきまして現在のふたなし水路をふたつきのＵ型側溝に改修する工事を進めておるところでございます。工事が完成いたしますと、この区間につきましては片側ではございますが路肩が最大２メートルほど拡幅できますので歩行者の通行が改善されるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（木村令斗君）　今の答弁を聞きまして道路の危険性、そして歩道の必要性も市が十分認識されていることをわかった次第です。また短期に整備すべき路線ということでは、できるだけ早く整備に取り組みたいと考えておられることなどわかった次第です。やっぱり非常に皆さん通行を怖がっていますが、車が多くて死亡事故とか本当にあってはならないと思います。この歩道の設置ができるだけ早くなされるように再度要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時03分　休憩

午後４時18分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。だんだん夕刻になりまして、傍聴席もお一人だけでございます。さみしゅうございますが、通告に従いまして質問を行いたいと思います。本定例議会に通告をいたしました一般質問の項目において、４項目のうち３項目が立山議員と重なる項目がございます。立山議員と考え方、思想が似てきているのかなあと、私は思っておりますが、しかし私なりに質問を進めてまいりたいと思います。それでは質問を行いたいと思います。農業振興策より、大畑駅、矢岳駅特産物販売状況について。市長の市政方針より、Ｄ51型蒸気機関車復活運動について。そして市民の声より、ポルトガル共和国アブランテシュ市青少年派遣事業について、そして口蹄疫対策についてであります。

１点目は、昨年６月定例議会におきまして、一般質問しておりまして、質問、要望して

おりましたふるさと物語大畑地区基本構想の実現という中で、農業振興策そして経済振興策ということで、大畑駅、矢岳駅特産物販売についてであります。観光列車として、人気のいさぶろう・しんぺい号の運行により、観光路線として注目が集まる肥薩線、通称山線の停車駅である大畑駅、矢岳駅においての物品販売の状況と組織を立ち上げられたと思いますが、その会員構成はどうなっているのでしょうか。

１回目の質問を終わります。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

これまで大畑駅及び人吉梅園を中核とし、矢岳町を含ました大畑地区の振興を図ってきたところですが、今年１月に地元町内会長を初め、女性部や地元有志の方々を中心に「大畑ふるさと産品づくりの会」が発足し、駅を活用した地元農産物の販売などによる地域活性化への取り組みが始まったところでございます。まず大畑駅におきましては、４月下旬から販売を始められており、主に土曜、日曜、祝祭日に地元産品の干しシイタケ、干しタケノコなどの山菜類や米、お茶、タマネギなどの野菜も販売されているところでございます。売上げ状況でございますが、大畑駅を見学に来られるマイカーでの観光客が売上げの３分の２を占め、列車からのお客さんは残り３分の１という程度でございます。矢岳駅におきましては、２月下旬から販売を開始されており、地元産のシイタケ、ワラビなどの山菜類や木炭、竹炭などを毎日販売されており、こちらは主に列車から降りて、ＳＬ展示場を見に来られるお客様が購入されているようでございます。今後は売上げを伸ばすための工夫も必要かと思われます。例えば、地元特産品の詰め合わせを数種類見本として準備しておき、列車での時間のないお客さんにはその見本により、お申し込みいただいて、後で宅配便で送付するとかの工夫をいただければ、列車のお客さんは大きい荷物を持つことなく購入もできるものというふうなことも感じているところでございます。

次に、会員構成としまして、大畑駅におきましては、地元の有志で構成される「大畑駅を愛する友の会」が販売活動されておりますが、現時点では主に大野町内会のうち販売に賛同される方が中心となって取り組まれているようでございます。矢岳駅におきましては、町内の有志の方が矢岳町内の方々に呼びかけられ、その販売に対し、賛同された方々を中心に「矢岳ＳＬガンバッテル会」を組織され、活動されているようでございます。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　大畑駅では４月下旬から、矢岳駅では２月下旬から販売を開始されたということは、両駅の観光資源として、利活用を要望されてこられました地元の方々、また要望しました私としましても大変喜ばしいことでございます。大畑駅を愛する友の会、矢岳ＳＬガンバッテル会を結成されました町内の有志の皆さん方も、これに発してますますの活動を広げられていかれるんではないかと思っているところであります。ただ売上げ

状況につきましては、マイカーでのお客さんが３分の２、列車のお客様が３分の１程度ということでございますが、これは私もゴールデンウイークにちょっと顔を出したわけですけれども、やっぱり停車時間の大畑駅の場合は特に停車時間の短さがあるのではないかなあと、最大の要因ではないかなと思います。乗客の方、また販売をされている会員の方々も言っておられましたけれど、降りられて写真を１枚撮られて、そしてもうそのまま乗っていかれるというような状況であります。これは停車時間の延長につきましては、以前から要望をしておりました。再度ここで要望でございますが、停車時間の延長を強く要望をしたいところでございますが、どうでしょうか。執行部としてまた強く要望をしていただけるでしょうか。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

現在、人吉・吉松間を運行しております観光列車、いさぶろう・しんぺい号につきまして、列車によって違いは少々ありますけれども、大畑駅で最長２分、矢岳駅で最長５分停車いたしております。大畑駅、矢岳駅ともに趣のある駅舎や産業遺産として、観光的要素が数多く、大畑駅は肥薩線山線の急勾配緩和のためのスイッチバックと併用の全国でも珍しい駅として有名であり、駅構内のアサガオ型の石造り噴水や石造りの給水等があり、矢岳駅ではＳＬ展示館などそれぞれの駅で乗客の皆さまにゆっくりごらんいただきながら、地元の物産品を通じた交流によって、肥薩線の魅力がアップすることと考えております。このような中、大畑駅、矢岳駅、さらには真幸駅と県西地域を一つの観光域圏として確立するためにも観光列車の停車時間の延長につきましては、肥薩線利用存続期成会におきまして、毎年ＪＲ鹿児島支社とＪＲ熊本支社へ停車時間の延長を要望しているところでございます。そういう状況でございますので、議員おっしゃいますように今後とも強く要望を継続してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　今、経済部長のほうからありましたとおり、大畑駅の場合は特に２分でございまして、新幹線の場合でも１分でございまして、もう本当に時間がないようなところでございます。このことにつきましても、この後の質問にもつながっていくと思いますけれども、実は去年６月の定例議会におかれましても、要望しておりました。そしてこの振興策につきましては、田中市長のほうにも質問を尋ねておりました。田中市長は駅舎の利活用、梅園周辺の整備、物語性のある地域としてＪＲ九州などとともに御相談させていただきながら、よりよい環境整備に一歩一歩努めてまいりたいと答弁をされております。矢岳駅を含め、ふるさと物語大畑地区基本構想の実現に向けての一歩が両駅での特産物販売であったと私は思っております。今後も少しずつでも農産加工品販売等々に広げていただきまして、環境整備を含め振興策を行っていただくことを要望して、この質問を終わります。

続いて、Ｄ51型蒸気機関車復活運動についてであります。この項目についてはきのうの一般質問において、立山議員が専門家として、またＤ51を長く運転をされた機関士としての経験を踏まえて質問をされております。通称山線を実際走らせておられた方の言葉でしたので、非常に重いなあと私は感じておったところでございますが、私は私なりに質問をさせていただきたいと思います。また鉄道に対して、造詣の深い田中市長との議論を展開されてましたことを聞き及んだわけでございますけれども、私は鉄道分野については、素人でありますので、素人なりに田中市長の施政方針においての内容と新聞報道の内容を照らし合わせて質問をいたします。

まず素朴な質問として、現在矢岳駅に展示をされておりますＤ51、そしてＳＬ展示館の所有権はどうなっているんでしょうか。展示館に展示された当時の経緯と、どのような状況だったのかお尋ねをいたします。

これは教育部長のほうにお願いをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

展示しておりますＤ51型機関車につきましては、旧国鉄から引き続きＪＲ九州より無償で貸与いただいているものであります。またＳＬ展示館につきましては、矢岳駅構内敷地の鉄道用地の一部を当時の熊本鉄道管理局から払い下げを受け、人吉市が建設したものでございまして、市の建物でございます。

次に展示された当時の経緯と状況についてでございますが、Ｄ51型機関車につきましては、長年にわたり肥薩線において活躍しましたが、昭和47年３月、旧国鉄熊本鉄道管理局の合理化によるダイヤ改正により、人吉・吉松間をＤＤ51ディーゼル機関車が運転を開始することに伴い、Ｄ51機関車は廃止されることとなったところでございます。しかし、その雄姿を惜しむ声は強く、本市としまして雄姿を長く保存し、歴史的また社会教育における資料として展示し、児童・生徒の利用はもとより広く一般の方々やＳＬファン等に開放して、末永く顕彰していきたいということで、熊本鉄道管理局に無償貸与をお願いし、保管場所として先ほど申しましたＳＬ展示館に展示し、現在に至っております。なお、この間湯前線、最後の蒸気機関車として活躍しました5864号機につきましても、昭和51年３月からＪＲ九州に返還される昭和62年まで展示されておりましたことは、御承知のとおりでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　私はＤ51の復活運行を実現することを望んでいる者の一人としてあえて質問をいたします。復活の一歩を踏み出すことは夢の実現に向かうすばらしいことだと私は思っておりますが、大畑駅ループ線、スイッチバック、そして橋梁・トンネルは近代化産業遺産に指定され、矢岳第一トンネルを抜けると雄大な霧島連山が視野に広がる、景色は日本三大車窓と呼ばれております。特に地元出身の私と西議員には、ループ線とい

うものが大変心に残っている、言葉自体が印象に残っております。なぜならば私どもの母校であります大畑小学校の校歌の中には「鉄道はめぐるループ線」という歌詞が組み込まれておりますし、また人吉市立第三中学校の校章はループ橋をイメージしたものであります。その点は余談でありますけれども、近代化産業遺産、そして観光資源として注目を浴びることは地元出身者として大変うれしく思います。山線をＳＬが走る、車窓から見る広大な景色は世界遺産に匹敵するものだと思っております。しかし、現実的に課題山積みであることは、きのうの立山議員の質問でも明らかであります。そこで最大の課題であります経費、資金調達について質問をいたします。新聞報道にある復活経費の20億という数字の根拠は、ＪＲ側の調査によって提示されたものでありますが、いつの時点で提示をされたのかお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、昨年の11月27日にえびの市で開催されました福岡県と宮崎県の経済関係者の参加による九州経済フォーラムのシンポジウムの時に、パネラーとして同席いたしましたＪＲ九州の石原会長におおむねの金額をお聞きしたところであります。その後、石原会長の指示により調査等を行っていただきまして、積算をいただいておるところでございますが、約20億円と概算しておられるようでございまして、その回答を得た時期につきましては、今年の３月ごろだったと記憶いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　石原会長から、今年の３月ごろだったという答弁でございました。それでは、熊日新聞の報道の中で、今後どうやって資金を調達しようかというところで、募金を募りたいということでございました。そして募金の目標額を10億円と設定をされております。20億から10億引きますと、残り10億残るわけでございますが、その総事業費の残り10億円はどうするのか、どっから負担をするのか。人吉市が丸々持つのか、ＪＲが持つのか、あらゆる手法で集めていくのか、このことにつきましてお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

Ｄ51復活運動を行う上で、最大の課題はＪＲ九州の御理解そして事業の決定をいただくことであります。ＪＲ九州が企業として一番心配・危惧をされておられることが、資金面というのは昨日もお答えしたとおりでございます。事業経費の半分ほどの支度金といいますか助成ができればと考えておるところでございますが、仮に10億円ほど準備できたとして、残りの２分の１はどうするのかという御質問でございますが、これらの熱意を受けてＪＲ側もいよいよ本腰を入れてもらうという意味では事業主体であるＪＲ九州にお願いをしたいと考えているところでございます。しかし、一方では国土交通省にも再三要望を行っているところでございますけれども、個別補助金を一つの交付金に原則一括した自由度

の高い総合制度なども設計されておりまして、条件等をハードルの高い部分もございますが、こういった国の交付金等を組み合わせながら、活用できないかといった面についても検討をただいま行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　残り10億についてはＪＲの協力を得たい、また国の特に国土交通省の交付金あたりを総合して用意をしたいということでございますが、幸いにも国土交通省の前原大臣は鉄道マニアということで、人吉のほうにもお見えになったということで、松田議員の12月の質問の中でもございました。また先日の大臣就任の際のプロフィール紹介でもそういうふうな紹介があっていたところでございます。非常にチャンスではないかと思っておりますけれども、実は私ども会派で先日国土交通省のほうに勉強会に同僚議員と一緒に行ってまいりました。まさに交付金の勉強をやってきたわけですけれども、社会資本整備総合交付金ということについて勉強させていただきました。こういったものを活用されるんだろうと私も予想はしておりますけれども、これだけでは10億という金はなかなか難しいのではないかなあと思っておりますし、ＪＲさんの出方次第というところでありますけれども、やはり熱意を持って進めたいということでございますので、そこはそことしてこのあたりでこの質問は終わりたいと思いますが、次の質問は募金についてでございます。

12月の定例会の一般質問の中で、市長は一口機関士とかの募金を今後募ることも計画をしたいというような答弁もされております。そこできのうも触れられましたけれども、実は川上記念球場設立時には募金を集めておられます。その当時実行委員会を川上記念球場を建てられたときには、立ち上げられました。川上哲治記念事業実行委員会というものでございます。こちらが資金管理も行われまして、募金も進められたというふうに記憶をしております。私もその中の影ながら下働きでしたけども、お手伝いをした記憶がございます。その中に、77人ほど集められまして、このような賛同された方が77名、77人会。そしてその中から役員の方で幹事会をつくられてました。これは16名以上ということで、77と16ということは川上さんの背番号に合わせられてつくられたということを聞いておりますが、今回も募金要項を７月に制定し、今秋から活動を展開するということで、きのうもございました。要項の骨格また募金活動の具体案はあるのでしょうか。そして特に募金活動を行う上で、先ほど紹介をいたしましたけども、このような実行委員会を立ち上げられる予定はあるのでしょうか。また資金管理はどうなっていくのでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

現在、事業趣意書の作成などに入っておりまして、まずは活動組織をどうするのかとい

った問題がございまして、７月中に組織化したいと考えているところでございます。ただ提案する前の段階でございますけれども、肥薩線利用促進存続期成会という３県16市町村で構成する期成会がございまして、人吉市長が会長となっております。この組織も一定の役割を果たしたのではないかという意見も存在し、発展的解散あるいは名称や目的の変更、つまりＤ51の復活運動の活動母体としても、再組織化できないかといったことを考えているところでございまして、７月以降に具体的なことも固めていくということでございます。要項の骨格、募金活動の具体案はどういうことかとお尋ねでございますけれども、これも今秋の実施に向けて検討していくことにはなりますが、市が寄附を集めるということになりますと、基金条例等を定めて管理していくということになりますし、寄附については一般寄附、指定寄附、負担付寄附の三つが想定されまして、特に負担付寄附は地方自治法第96条第９項の規定による事件として議会の議決が必要であり、例えば３市町で先行するにしましても、その運用については難しい部分もございます。また寄附をいただく方々の利便性、手続きの容易さというものを考えた場合にも関連自治体で実行委員会等を組織して一元管理を行った方がいいのではないかと考えております。寄附の詳細につきましては、先ほど井上議員から川上記念球場建設事業に係る教訓等もいただきましたので、皆さまの御意見もお聞かせいただきながら固めてまいりたいと思っております。昨日の立山議員の御質問にもお答えいたしましたように、募金活動に先行して署名活動を行いたいというふうに考えており、まずは多くの皆さまに運動の趣旨に御賛同をいただきたいと思っているところでございます。

御理解と御支援をよろしくお願いを申し上げたいと思います。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　肥薩線利用促進存続期成会等々との兼ね合いもあると思いますけれども、これ大変申しわけありません、通告をしておりませんで。この会との話し合いとかも持たれたのでしょうか。期成会とか。すみません、通告してませんでした。申しわけないです。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

肥薩線利用存続促進期成会というものの存在の中で、今後どのような目的または事業があるのかという御意見はさまざまにこれまで賜っているところでございます。Ｄ51に関しましては、えびの市、湧水町との話し合いだけでございまして、この期成会において正式に協議をしたということはございません。

お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　先ほどの質問の中で、川上記念球場の募金の教訓ということで申し

そびれていたことがございまして、実はあのとき募金は４億円を目標額とされておりました。しかしながらもう時間が経ちましたので……1,200万円ほどしか募金が集まらなかったという事実がございます。市長もネパールへ学校を贈ろうということで、書物を拝見しておりましたが、募金の御苦労はよく理解されていると思いまして、こういう質問をしたわけですが。ＪＲ九州側は費用面で難色を示しているという報道があっております。例えば、先ほど言われましたけども、費用が集まれば実現するのか、そして湧水町、えびの市との協議は進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　先ほども募金目標のところで触れされていただきましたけれども、もっともコアな部分がこの経費の問題でございます。この一番高い障壁を克服することで、大いに実現に近づくものというふうに唐池社長の話し合いの中で、実感をしているところでございます。湧水町、えびの市との協議でございますが、人吉、えびの市、湧水町が中心に進めることは既に確認済みでございまして、事務レベルにおいても先ほど御説明をした組織をどうするか、どういった事業計画でいくのかを含めて協議を進めているところでございます。ただし昨日も申し上げましたとおり、ここ１カ月は口蹄疫の発生によりまして、三者会談も会議も難しい状況でございまして、状況を踏まえて再開をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　ＪＲ九州ということで、民間企業でありますので、やはり機密性も大事だと思います。何もかもこの場で話されることは難しいと思いますけれども、Ｄ51の復活ということは、私も地元としましては新聞報道を見まして大変な反響ございました。また人の耳のほうにも入っているというふうにきのう御答弁がございましたけれども、夢から、立山議員がよく言われますけど、夢から現実、実現ということにつきましては、一つずつ一つずつ、難しいとは思いますが、固めていただいて進めていただければ日本の鉄道愛好家また観光客の皆さん方に多くの皆さん方がお見えになるような夢のあるまちになるのではないかと私は思っております。ただ繰り返しますが、一つ一つ一つ一つやっていただければなと思っておるところであります。これでこの質問については終わります。

次に、市民の声よりということで、ポルトガル共和国アブランテシュ市青少年派遣事業についてであります。本市と姉妹都市を結ばれました、以後アブランテシュ市と申しますけども、アブランテシュ市長を初めお客様をお迎えして、お祭りの際にも来ていただき交流を深めて本市はまいりました。そして、今度は本市の青少年派遣を行うということで、事業として行うということでございますけれども、昨年一度計画をされましたが不幸にも新型インフルエンザの影響により中止をした経緯がございます。この事業につきましては、国際的視野を持ち、国際交流推進の担い手づくりについては私は大いに賛成するところで

ございますが、いささか疑問点もありますので、質問をいたします。確認ということで、今回の派遣事業の募集期間、そして派遣人員、経費はどうなっているのでしょうか、確認をいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

昨年９月、議員各位の御理解のもとにポルトガル国アブランテシュ市と人吉市の姉妹都市締結ができましたことをまずもって感謝を申し上げます。そこでことし次世代を担う子供たちに異文化に触れる機会、また国際的な視野を広げ国際交流推進の担い手となる人材の育成を目的といたしまして、人吉市国際交流協会においてポルトガル国アブランテシュ市青少年派遣事業を実施することといたしました。まず募集期間でございますが、人吉市内の中学校、人吉球磨圏域の高等学校、専門学校へ出向きまして、学校長へ趣旨の説明を行い、４月19日から５月14日までの約１カ月間募集を行ったところでございます。派遣人員につきましては、中学生が５名、高校生・専門生が５名程度でございます。経費につきましては、中学生が負担無料、高校生・専門学校生が20万円の負担でございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　実は５月１日でございますけども、広報ひとよしの中に募集について載っておりました。それを見ながら今確認したわけですけれども、応募状況はどうであったでしょうか。中学生、高校生、専門学校生に区分して答弁をいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

応募状況でございますが、中学生につきましては、男性５名、女性が29名の合計34名の応募があったところでございます。学校別では第一中学校が16名、内訳としまして男性２名、女性14名。第二中学校が14名、内訳としまして男性３名、女性11名。第三中学校が４名、これいずれも女性となっております。高校生・専門学校につきましては、男性１名、女性１名の合計２名の応募があったところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　広報ひとよしを今見ておりまして、応募につきましては、派遣時に市内に居住するものということで載っておりましたけども、その中で広報ひとよしによりますと、学校長が推薦するということで、選考方法のところに載っておりました。施政方針の中では、抽選で行ったということでございました。申し込みがあったんでしょうけれども、抽選で行った。最初は推薦であったほうから面接により選考ということでございましたが、選考方法が抽選というふうに変更したのはなぜでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

選考方法についてでございますが、当初は学校長の推薦があった者の中から面接により

選考を行うこととしておりましたが、中学生におきましては自己負担無料ということもあり、多くの応募がありましたことは先ほど答弁したところでございます。また協会からは試験の成績だけでなく、日頃の学校活動等も加味して推薦を行ってほしいというお願いをされておりましたので、学校といたしましても、推薦に際しては非常に悩まれたようでございまして、学校長からは公平性を保ちたいということで、応募者全員を推薦させていただきたいとの御相談があったところでございます。そのことを受けて、協会としましては学校において人数の絞り込みが非常に難しい中で、協会において面接において選考することはさらに難しい状況でもありましたので、協会長、市長とも協議を行い、より公平で公明なやり方として抽選による決定への変更を協会役員会へ御提案し、了承を得て抽選による派遣者を決定したところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　学校長のお気持ちもよくわかります。学校長の推薦となりますと、やはり選ぶほうの側になりますと大変苦しい選択もあったのではないかなあと思います。これが変更になったということにつきましては、施政方針の中でもありませんでしたので、確認として質問をしたわけですけれども、やはり推薦で決めるのは難しかっただろうと理解をしているところであります。では、もう一つ疑問に思うところがございます。昨年の派遣時には、１人10万円という負担が課されておりました。しかし今回は、１回目の答弁でいただきました中に、もちろんここの中にもありますけれども、中学生は負担なし、高校生・専門学校生は20万円の負担ありということでございます。これも市民の方からも大分言われましたけど、なぜ中学生が負担なし、高校生は負担があるのか、その設けられた理由をお尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

なぜ負担なし、負担ありを設けたのかという御質問でございます。昨年の第１回目の派遣は、先ほど申されましたようにインフルエンザの流行により中止となりましたが、その時は副市長を会長としました選考基準の検討会と、これ10名で構成しております。その中で自己負担の件も協議が行われ、中学生、高校生、いずれも自己負担10万円を決定し、その後応募を行ったところでございます。その時は最終的な応募状況は、中学生の応募者は３校合わせてわずか13名、特にある中学校からの応募は残念ながら１人もいなかったという状況でございました。協会ではその時のことを重く受けとめまして、義務教育の範囲だけでも自己負担をなくし、多くの生徒が応募できる環境をつくるべきではないかとの考えのもと、義務教育については、自己負担は取らないということを協会に役員会において決定をし、変更をさせていただいたところでございます。この中学生、自己負担なしの決定をしたことによりまして、予算総額の関係で高校生以上の自己負担が20万円と大きくなっ

た点につきましては、本当に心苦しい限りではございますが、派遣後におきまして御支援をいただけることになっております三菱ふそうのほうからは助成金がございますので、金額は未定ではございますが、自己負担の一部を軽減させていただくような措置もとらせていただこうと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　広報にあります中に、派遣後助成金が出ますということでございまして、金額は未定ということでございますが、これが三菱ふそう様からの助成金ということが入るということで理解をしておりますけれども、私もある大手の海外旅行センターに問い合わせてみました。ストックホルム回りで10名で航空渡航代金ですか、25万9,000円ということでございました。ある普通のレベルということでございますけれども、やはり第１回目10万円というふうに、参加者が少なかったということはやはり、保護者の方の負担があるということであったと思います。それを配慮されて、今回はされたと思いますけれども、しかし負担あり、負担なしということがありますと、やはり保護者の方たちからの異論とか意見はなかったのでしょうか。

お尋ねをいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

先ほど答弁もしましたように、自己負担につきましては、国際交流協会の役員会において決定をさせていただいたところでございます。これまで直接に事務局である企画課へは保護者からの御意見はあってはおりませんが、協会の役員会の中では負担なしというのはどうか、やはり受益者としての一部負担はあるべきではないかなどのいろいろな御意見もありました。また高等学校の学校長からは自己負担の一部を助成できる金額が未定でもあること、さらにはその助成が派遣後ということもあって、積極的な応募については厳しいのではないかとの御意見はあっております。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　やはり保護者からの意見はなかったということですけど、協会の方からはやっぱりおかしいんではないかという声があったということでございますが、こういう派遣事業につきましては、私も以前こういう仕事をしておりましたので、よくわかりますけれども、100点満点ということはあり得ません。こればかりはやはり難しい問題でございますので、その点につきましてはもう質問はいたしませんが、施政方針では第１回と明記をされておりました。この派遣事業は毎年続けられるのか、それとも何年に一度に分けて計画をされていくのか、そのあたりをお聞きいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

ポルトガル国アブランテシュ市青少年派遣事業の継続性についての御質問でございます。これにつきましては、補助金等の予算も関係してまいりますので、確実なお答えはできないところでございますが、先ほども申しましたように次世代を担う子供たちに異文化に触れ、国際的な視野を広げ、国際交流推進の担い手となる人材の育成を目的としており、このためには相互交流を基本とし、堅実に継続していくことが大事であると考えております。幸いにこの事業に対しましては、アブランテシュ市にもヨーロッパ工場ございます、先ほど申しました三菱ふそうのほうから３年間の御支援がいただけることとなっておりますので、大いに活用させていただき、派遣継続の大きな一助としていきたいと考えております。今後も多方面からの財政面も含めたいろいろな御支援をいただき、応募状況や交流状況を考慮しながら派遣を継続して実施できるようにと考えてはおりますが、毎年とするのか、または隔年とするのかなどはまだ確定はしていないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　派遣事業につきましては、この質問で終わりたいと考えておりますけれども、海外との姉妹都市締結そして青少年派遣事業を市長はどう思われているのか。またポルトガル国との締結、派遣事業が悪いとは、私は申し上げておりません。青少年の皆さんが異文化に触れて、国際文化に触れていただくこと大いに結構だと思います。しかし近隣諸国の都市交流を深め、そして多くの青少年に門戸を広げるということも考えてはよいのではないかと思っております。徳島県立池田高校の監督をされておりました蔦監督が言われておりましたけれども、山合いの子供たちに大海を見せてやりたかったというような趣旨の言葉を残されております。大海というのは、高校生でございますので、甲子園のことでございます。そういうふうにやはり小さな町からでも大きなところを見せてあげたいというような気持ちを市長も持っておられると思いますが、そこでこういったふうに近くにシンガポールであり、韓国であり、台湾であり、そしてインドもあり、そういった近隣諸国の都市もございます。今後多くの青少年を送るために近隣諸国との交流を深めてもいいんではないでしょうか。そういったことを考えて、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず青少年派遣事業についてでございますが、近年世界中においてテロや暴力が台頭していることや、相手を思いやる心の希薄さ、個人主義が広がる中、今後より安全で平和な世界社会を築き上げていくためには、やはり次世代を担う子供たちが水平線、地平線を押し広げ、より大きな寛容の精神を養うことが重要なことと感じているところでございます。特に考え方が柔軟な若い時から世界の異文化に触れることで、異なったものの考え方、生き方を知るということは大変重要であり、そのためにも青少年の派遣交流を推進すること

は大事であるというふうに考えております。また海外との姉妹都市締結については、いつでもどこでも締結ができるものではないというふうに考えております。長い歴史の中で培われた縁やお互いの熱意、またタイミングといった条件が整わなければ成立をしないというふうに考えているところでございます。今回のポルトガル国アブランテシュ市との姉妹都市締結におきましても、大航海時代に長い年月をかけ、日本に伝わりましたカードゲームがウンスンカルタという形に日本に唯一この人吉に残っているということ。また平成20年当時のポルトガル国日本国大使で、現在本市のまちづくり親善大使も務めていただいております原聰氏が高校時代の旧友であったということ。さらにアブランテシュ市にヨーロッパ工場があります三菱ふそうトラック・バス株式会社の当時の会長が母校の先輩であったと。このような交流に強い支援を申し出ていただきまして、様々な御縁によりまして好条件が重ねりあって姉妹都市整ったものでございます。また近隣諸国との都市の交流を深め、多くの青少年に門戸を広げたほうがという御指摘でございますが、それも一つの考え方だと思います。私といたしましては、アジア圏などの近隣諸国につきましては、青少年交流とともに産業交流としても適している地域ではないかと考えているところでございます。ポルトガル国との交流を見守りながら、さらに日本国内においても異文化の地域、韓国、中国も視野に入れながら検討してまいりたいというふうに思っております。青少年交流につきましては、先ほども述べましたがカードゲームウンスンカルタが一つの考えとしてございまして、このような遊びはヨーロッパでは現存しないということでございまして、長い歴史をかけ日本に伝わった文化を今度は日本が長い歴史をかけて、それも子供たちの手によって文化をヨーロッパに伝える、まさに文化の復興といったロマンもこの青少年交流の魅力ではないかと考えております。日ごろ訪れることのない地域において、不安もあることとは思いますが、次世代を担う子供たちには片言の英語を使いながらもヨーロッパの長い歴史や文化を見聞きし、外から日本を見ることで、将来への生きる糧となるような貴重な体験を行っていただきたいものと考えておるところでございます。またこの青少年派遣事業では、派遣できる子供たちが限られており、今回残念ながら行かれなかった子供たちを初め、多くの人々にこの経験を伝えていただき、次回行ってみたいという子供たちがふえることも望んでおるところでございます。皆さまにこの交流がスタートしよかったと言っていただけるよう努めてまいりたいと思っております。またことし2010年はポルトガル日本修好150周年といった記念すべき年であります。150周年記念のキーワードは1543出会い、つまり1543年にポルトガル国から種子島へ上陸したということでございますけれども「ひとごよみ出会い」それから1860年友情「ひとやむれ友情」、つまり1860年にポルトガルと日本との修好条約が結ばれたということであります。そして2010年未来、「ふれあい未来」でございまして、1543年の種子島へポルトガル人が到着したときからお互いの友情を確認しあい2010年両国が新たな時代に向かって進んでいく未来をあらわしていると

ころでございます。非常にこのようなことから人吉とアブランテシュ市の関係が結ばれ、そして平成20年度からのこれからの２年間まさに出会いと友情であったものと感じております。次世代を担う子供の青少年交流が、その第１回が150周年という記念すべき年にスタートすることは新たな未来の始まりを感じているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　ポルトガルと我が国の歴史を踏まえて市長の答弁をいただきました。先ほど来言っておりますとおり、この派遣事業が悪いものであるということで質問をしたわけではございませんが、今後有意義な派遣事業になっていくことを切に望みますとともに、今回行かれます青少年の皆さん方の安全とすばらしい旅を過ごされますことを祈りながら、この質問は終わりたいと思います。

最後に口蹄疫についてでございますが、口蹄疫対策でございますけれども、この質問につきましては、きのう立山議員、永山議員、そしてきょうは笹山議員、本村議員と、そして私が３番目で、３人続いておりますので、質問は一度きりにしたいと思っております。先ほど来ありますとおり日向、宮崎市、そして都城ということで、口蹄疫の勢いはとまっておりません。私どもの地元であります大畑、ほんの20キロも行きますともう宮崎県でございます。ウイスルはもうそのすぐそこまで来ております。畜産農家も多ございます。今後も対策を強化されると思いますが、人吉としまして、田中市長、陣頭指揮をとって、今後新たな強化策をとっていただきたいと思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まずもって、ここ一両日宮崎県内で都城、日向市、そして宮崎市と口蹄疫がさらに拡大し、確認されたことはまことに遺憾であり、心からお見舞いを申し上げたいと思います。先般行われました全国市長会でも元気に姿を見せておられましたそれぞれの市長さん方の顔が思い浮かぶところであります。なぜ都城、日向市、宮崎市等々でこのようなさらなる感染の拡大が起こったかということでございますけれども、新聞報道等の識者等の考えにもよりますと、主にひょっとしたらこれは車が原因ではないかというふうな指摘も行われているところであります。野鳥等々による鳥、鳥獣によるものであったとしたならば、その飛散はさらに拡大をしているはずであるということでございます。よって、道路に関してもう完全防疫をしていかなければいけないというふうに考えているところでございますが、私の考えといたしましては、まず熊本県におかれましては、非常事態の警戒宣言を頭の中に入れておかれるべきではないかなというふうに思っております。鹿児島県では今準非常事態宣言を行われたところであります。それからそれに基づきやはり鹿児島県に習えということでありませんが、先ほど本村議員の御質問にもありましたように、やはり幹線道路以外は道路封鎖をするということが肝要ではなかろうかというふうに思っておりまして、そのことも県にお願いをしてま

いりたいということでございます。つまり車両の出入りを完全にチェックしていくということになろうかと思います。都城と人吉は高速道路約１時間で１本でつながっておりますので、高速道路の防疫体制の完全強化ということも非常に重要でありますし、きょうも県にお願いした中では、24時間車両のマットによる消毒だけではなく、シャワーによる消毒をお願いしたところでございます。それからさらなる防疫体制の強化としまして、24時間体制ということもきょう申し上げたところでございます。畜産農家の畜舎の消毒、または畜産農家の作業に当たられる方々の消毒、それから牛や豚、偶蹄類等々の消毒ということも定期的に強化をしていかなければいけないのではないかというふうに考えておりますし、ひょっとしたら防鳥ネット等々の検討も進めていかなければならないのかなあというふうにも考えております。それから風評被害の防止であります。これによります被害を最小限に抑えるためには、やはり広報活動が大変重要であるというふうにも考えております。それから我々といたしましても万が一の時の体制の頭上訓練と申しますか、頭脳作戦をしっかりと練っておくということが肝要であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　この口蹄疫につきましては、やはり宮崎県の皆様方には本当のお悔やみを申し上げますけれども、もし人吉球磨に広がった場合は、もう一家離散というようなところまで追いつめられております。農家の皆さんのためにもどうか力を貸していただいて、強化策をとっていただければと思います。

私の質問終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後５時20分　休憩

午後５時33分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　10番議員の福屋です。本日最後です。もう少しおつきあいをいただきたいと思いますけど、できれば早めに終わりたいなあと思いますのでどうぞよろしくお願いします。また昨日副市長がやる気が大切であるというお話をされましたので、やる気を出して一般質問をしてみたいなあと考えております。それと本日は朝から議場でいろんな意見が出まして大変面白い野球の話が出ましたので、私としてはひとつですね、中津江村の元村長坂本さんがカメルーンを応援に行くということで、きのうテレビで出ておりました。私は岡田ジャパンを応援しますので、皆さんもどうぞワールドカップが開催

しましたので、岡田ジャパンを応援していただきたいと思います。それと通告の前に、人吉第一中学校の女子ソフト部が全国大会に行きます。これは非常にうれしいことです。このスポーツ振興の中でも大変うれしいことですので、非常にお金がないということで、いろんな物品販売とか来ると思いますので、皆さん、御協力をよろしくお願いします。

それでは通告に従いまして、一般質問をしていきます。

まず初めに、コミュニティセンターについて。国道267号について。スポーツ振興策について。市民の声から。この４点について質問を行ってまいります。

まず初めにコミュニティセンターについて、質問をいたします。人吉市には各校区にコミュニティセンターがありますが、人吉市の校区コミュニティセンターのそれぞれの直近の使用状況について。また嘱託職員がそれぞれのコミュニティセンターにおられると思いますが、嘱託職員の人数そして勤務体制、これがどのようになっているのか、まずお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

市内五つのコミセンの平成21年度の利用状況でございますが、中原コミセンが利用件数520件で利用者数１万2,563人、大畑コミセンが利用件数425件で利用者数8,862人、東間コミセンが利用件数519件で利用者数9,868人、西瀬コミセンが利用件数554件で利用者数１万2,254人、東西コミセンが利用件数3,216件で利用者数４万5,426人、全コミセン合わせますと総利用件数5,234件で総利用者数８万8,973人となっております。

市内五つのコミセンの職員の人数及び勤務体制でございますが、東西コミセンは東校区と西校区を合わせたコミセンとなっておりまして、市内中心部に位置することなどから全コミセンの総利用件数の61％を占め、また全コミセンの総利用者数の51％を占めております。五つの中で最も利用率が高く、また夜間の利用も多いことから職員の数も嘱託職員３名、パート職員２名、計５名の配置となっております。そのほか四つのコミセンにつきましては、利用率に極端な差がございませんので、それぞれ１名の嘱託職員を配置しております。勤務時間でございますが、嘱託職員の場合、月17日以内の週29時間以内でございます。また東西コミセンのパート職員は月20日以内の週24時間未満となっております。また東西コミセンにつきましては、他のコミセンに比べ非常に高い利要率を考慮し、複数の職員を配置しておりますので、嘱託職員並びにパート職員の勤務規定に基づく調整も図られ、通常平日は午前９時から夜10時まで職員が在館いたしております。他の四つのコミセンにつきましては、通常の勤務は平日の午前10時から午後５時までとなっており、嘱託職員の勤務規定に基づく勤務日数、時間調整のため平日においても休みをとることが必要となり、不在となる場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　ただいま各コミセンについてその使用状況を詳しく答弁いただきましたが、東西コミセンが使用としても大変多い、これはやはり今お聞きしましたように職員が５人もおられる、パートを入れておられるということで、やはり市民の方が利用するのに安心して利用できるからじゃないかなと。そういう体制が整っているからあそこを利用するんじゃないかなあということを私は考えます。そういうことを考えて、その利用団体、コミセンを利用される方々に対して、例えば何らかの意見があるとか要望があるとか、そういう調査をされたことがあるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

これまでコミセンを利用される団体、個人に対しまして、特にアンケート調査というような形で行ったことはございませんけれども、各コミセンの職員に直接利用者の方からの御意見、御要望等があったものにつきましては、可能な限り改善を行うようにいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　アンケート調査をされていない。職員の方にはされている。コミセンは職員が使うわけじゃないんですよね。市民が使うわけでしょう。職員のアンケートなんて必要ないですよ。使っておられる市民の方がどういうことが必要なのかとか、何をしてほしいとか、そういうアンケートをとるのが普通じゃないですかね。私は職員のアンケートなんて全く要らないと思います。やはり利用されている方、市民の方がどうあるべきかを調査するのが本当だと思うんですけれど、なぜされないのかというその理由は何かありますか。

○教育部長（赤池和則君）　職員にアンケート調査をするとか要望を聞くというふうなことではございませんで、各コミセンの職員に御利用者の方々から要望・御意見があったものにつきましては、館の中で改善を行うようにしているというようなことでございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　言わんとすることはわかるんですけど、やはりそのまた聞きじゃなくて、直接社会教育課のほうが、そこでどういうことがあっているのかなというのをやはり調査してほしいなあということで、今お聞きしたんですけど。私、東間コミセンが近いもんですから、そちらのほうにちょっと行っていろいろ聞いてきたんですけれど、それと黒板を見てきたんですけれど、東間コミセンも昼間はあんまりないんですけれど、夜の使用が非常に多いんですよね。あそこは毎日のように入っております。夜間あそこのコミセンには職員の方がおられないんですよね。管理人といいますか。おられないわけなんですが、夜使用される団体、この人たちは借りられるときのかぎの管理とか、それとか施設を使っているときに何かあったときにもその対応とか、それとかもし事故があったときの対応とか。そういうのはどういうふうに連絡をとれるような状況をとっておられるのかお尋

ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

東西コミセン以外の四つのコミセンにつきましては、通常夜間は職員不在となりますので、コミセンを御利用される方はかぎの管理者からかぎを借用された上で御利用をいただいております。また夜間使用の際に問題等が発生しました場合には、かぎの管理者または公民館職員に御連絡をいただき、対応するようにいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　その地域にかぎの管理をされておられる方をお願いしておられるということで、多分その方々は使用されている場合には責任者の方は、夜酒も飲まずにどこにも行かずに、その人たちがかぎを返しにくるまでは家におられることだろうと思います。そうしておられるということで話をしますが、東西コミセンは先ほど５名の方がおられるということ、それにあそこは大体使用されているときに電話しても取っていただきます。それと昼間予約に行けなくても夜行ったら誰かがいますので、夜も予約受付ができます。その他の例えば私は近くが東間ですので、東間コミセンを使いたいなあっていうことで、あそこに昼間行けないとき夜行っても誰もいらっしゃらないんですよ。そういうことができないんですよ。だから例えば５名もいらっしゃるんだったら、東西コミセンはまあ誰かが２人ぐらいおられて残りのパートの１人の人を忙しいコミュニティセンターの方に輪番制みたいにその時間帯行っていただくとか、そういうことをしていただけないかなと。もしそれがだめだったら、時間別にそのアルバイトでも置くとかそういうことができないのかなと思うんですけど、そのあたりはどうお考えですかね。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

コミセンの使用申し込み受付は、どのコミセンも電話での受付は行っておりません。使用日の３日前までに各コミセンに使用料を添えてお申し込みをいただくこととなっております。嘱託員の輪番制や忙しいところに交代で管理者を回すことができないかというようなことでございますけれども、東西コミセン以外の利用率はほぼ同じような状況でございまして、現状では難しいと考えております。また受付の１本化ができないかというようなお尋ねでございますけれども、各校区の方がお申し込みになる場合は、それぞれの校区のコミセンが一番利便性があると存じます。これまでどおり各コミセンでの受付の形態がいいのではないかというふうに考えております。また東西コミセン以外のコミセンにつきましては、限られた職員での対応となり、職員不在時に来館されたお客様に御迷惑をおかけするというふうなことがあり得るというふうなことでございます。今後は来館者が想定される時間帯を考慮しながら、不在日時を事前に玄関・入り口等に掲示するなどして、周知を図るなどの方策を講じてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　質問の中で、どこでも予約とかするときに電話でできないという答弁を今いただいたんですけど、電話で予約ができないということは絶対ありませんよ。私は電話で予約してますよ。電話をして、何月何日を使用したいので、あす出てきますのでよろしいでしょうかと、一応押さえておいてくださいというような電話もしますよ。これ皆さんしますよ。本当に電話予約は絶対してないんですか。してないって言えます。ちょっとそれははっきりと答弁ください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

正式な予約ができないというふうなことだと思います。仮に仮的なもので仮押さえをしておくというふうなことで受付をされているのであるというふうに理解しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　はい、納得しました。仮ということで言っていただきましたので納得しました。多分そうだろうなあと思います。先ほど、今度質問しようかなあということで考えていたんですけど、先に外部にという話をされたんですけど、コミュニティセンターですね、近くに行ったときに時間とか料金とか申し込みとかその方法、それとかあの連絡をどこにしてくださいとか、こういうのは使用団体にはパンフを配られると思うんですよね、わかるように。ただ東間に行ったときに、内部にはそれが掲示をしてあったんですよ。でも外部には掲示はしてないんですよ。今、外部に掲示をしてありますって言われましたけど、外部には掲示ありません。これはそのコミセンに行って確かめても来ています。外部にありますか。ありませんっていう答弁をいただいています。だから外部に、例えば誰かが来られたときにここの使用期間は何月何日はどことどことどこ、この日はおります、何時から何時までおります。これもし来れないときにはどこどこにお電話くださいとか。何時に電話くださいとか。これは実際ありませんよ。ほかあるかもしれませんけど、近くにはありませんよ。一切出てもおりません。確かめに行きなればわかると思うんですけど、その外部に本当に掲示をされているんですか。答弁で外部に掲示をしていますという答弁をされているんですから。

これちょっと答弁してください。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

私が申し上げましたのは、そういうふうな御不便をかける場合が今後出てくるようなことがありますので、今後そういうふうな外部に電話番号とか連絡先等などは貼りましてお知らせするようなことを講じていきたいというふうなことを申し上げたつもりでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　先に親切に言っていただいたのかなあということですね。それでは、違う視点からちょっとお話をしたいと思うんですけど、コミュニティセンターをいろんな方が毎日団体として御利用いただいておりますが、一昨年だったですかね、総合型スポーツを立ち上げる前に姶良のほうに見学に行ったことがあるんですよ。総合型を立ち上げるということで。そこでちょうど見学したのが、卓球をされている団体だったんですね。総合型で使っておられる。この人たちは昼間活動をされているんですけども、そこでコミュニティセンターの卓球をされているその体育館の方が全部周りを暗幕をして照明をされて使用されていたんですよ。何で暗幕をして開放感がないのにされるのかなあということで、事務所でいろんな話をお聞きしたんですけど、昼間使うときに外の光が影響して、卓球だったもんですから、ボールが見えにくくなったり隣の人と接触したりとか、いろんな影響があるんだというお話をされました。そのほかにも周りがそこは住宅地がありましたので、暗幕をすることによってプレイ中の大きな声も少しは遮へいできるという話です。それと外部から、ちょうど道路に面してましたので外部から中のほうが見えないように目線が合わないということで、安心してプレイができるんだというようなお話をいただきました。

これは今、東西コミセンのほうでもそういう活動をしておられますよ。道端であって周り住宅があって、その人たちといろんな話をその後行って聞いてきたんですけど、そうしたらやはりできたらとか、今後ではなくて、今すぐにでもそういうのをつけていただくと、私たちは非常に卓球をする者同士で、御高齢者の方なんですけど、安心して楽しくできるんですけどというお話をされたんですよ。教育委員会としてそういう使うこと、例えば自分がもし使うんだといったときに、あそこでやはりプレイをするときに光が入ってきたり、車の音が聞こえたり、人から見られたりしてる、こういう状況を執行部としてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えします。

御指摘のとおり、現在市内五つのコミセンの体育館には暗幕等の施設がないところでございます。議員がおっしゃいますように暗幕には危険防止とか遮光、騒音防止あるいは安心してスポーツをできるとか、そういうふうな効果があるというふうに存じます。各コミセン体育館の利用状況や体育館利用者の御意見等をお聞きしながらそれぞれのコミセンの体育館の状況に応じて、遮光などの必要があればそういうふうな可能な措置を講じていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　最後は市長の決断だろうと思うんですけどね。東西コミセンの話なんですけど、あそこで実際にされているとき行ったんですけど、北側に向いて、万が一ですね、

裏の方向、道が保育園の方向、玄関から反対の方向を向いてプレイをされるときに、私も行ったんですけど、ガードレールがあるんですよ、裏には。あれもガードレール多分要らないと思うんですよ。あそこに車どめもついてますので。あれに反射するんですよ。だから、例えばあのガードレールを木にかえるとか、そういうのを光はそれができるんだろうなあと。でも隣りはやっぱり民家ですので、あそこあたりはやはり執行部は今後そういうことを調査しながらやっていきたいと思っているとの答弁ですけれど、やはり最後は市長が一度見ていただいて、これは必要なんだということを決断していただく必要があるのかなと。やはり、安心・安全な生活、市民がそれを求めているわけですから、そして東西コミセンのこの卓球台については、ある方たち、その団体がやはり楽しみたいということで、自分たちで寄贈されているんですよ。そして自分たちで楽しんでおられるんですよ。そういうことを考えて、やはり早く暗幕でも何かつけていただくことができないかなと市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

突然の御指名でございますので、答弁できるかどうかよくわかりませんけれども、まず私も東西コミセンにはしょっちゅうまいります。卓球を実際にやっておられる卓球愛好家の方々とも何度もお話をさせていただいたこともございます。その折、その暗幕等々の話は出てこなかったということでございます。しかし議員にそういう要望があったということであれば、今御指摘のことも精査をさせていただきながら検討しなければならないというふうに思っているところでございます。そしてさらに職員を通じてお客様の要望、苦情それから感謝等々も含めまして精査もしてみたいと思ったところでございますし、利用されておられる各コミセンの方々へのアンケート調査も確かに必要なことであるというふうに思ったところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　コミュニティセンターについては、やはり人が集まって楽しむところですので、どうか職員の方にでもぜひ行っていただいて調査をしていただきたいと思います。

次に、国道267号から蓑野橋架け替え工事について質問をいたします。国道267号線、蓑野橋架け替え工事が長い間行われておりますが、工事開始がいつから始まって、完成はいつまでなのか、また工事開始前に地域住民の方、西間上、蓑野、古仏頂、あの辺の方にどのような説明をされてきたのか。例えば熊本県がしたのか人吉市が説明をしたのか、まずお尋ねをいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

蓑野橋工事計画につきましては、熊本県の事業計画に基づきまして御説明をさせていただきます。平成17年度に橋梁予備設計、平成18年度に詳細設計が実施をされております。ま

た引き続き、同年度には仮橋工事及び仮設道路工事に着手をされております。平成19年度におきまして、旧橋撤去及び橋梁下部工工事並びに仮橋保守点検が発注をされましたが、請負業者の倒産によりまして、９月に契約解除がなされております。その後、12月に再度下部工工事が発注をされまして、平成21年６月30日に下部工の完成に至っております。平成21年度には橋梁の架設をいたします橋梁上部工、橋げたの仮設をいたします橋梁上部工工事が発注をされまして、平成22年３月25日から12月19日までを工期として、現在本格的架設に向けた各工種などの準備作業が行われております。また橋梁上部工の工事の進捗に合わせまして、伸縮継ぎ手や高欄、舗装などの橋面工事や取りつけ道路工事の発注が計画されておりまして、平成23年３月下旬の完成に向けた事業取り組みが行われております。

工事開始前の地域住民への説明会につきましては、平成13年６月及び10月に球磨地域振興局の維持管理課及び用地課と本市都市計画課による国道267号道路整備事業説明会を開催し、事業概要及び用地などについて西間上町、蓑野町を中心に土地所有者、関係者に対する説明が行われております。

また工事着手に際しましては、仮橋工事や国道及び市道の取りつけなどの仮設道路工事を行い、従前の通行の確保を図ると同時に周知のための工事看板を設置するなど交通に支障を来さないための事前対策を取ることで対応されておりまして、工事説明会は開催はされておりません。今後、上部工工事期間中につきましても、これまで同様に通行に支障が出ないよう球磨地域振興局への交通対策などをお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　その辺の説明はしっかりされてないようなんですけど、あそこに近くに行ったときにいろんな人からいろんなこと言われて、看板を見てくるんですよ。看板の中に、平成22年12月19日まで仮橋の保守点検を行っていますとか、23年３月25日まで仮橋、それと12月19日まで新しい橋のための工事を行っていますとか、看板が２枚あるだけでそのほか何にも仕事が動いてないんですよ。地域の方はいつになったら終わるんだろうかということで大変心配されているんですよ。県の仕事なんですけど、あの周りには胸川の管理道路といい市道があるんですよ。この市道を使われる方が迷惑をされているということなんですよ。県の仕事が遅れるのはいいんですけど、市道ですので、やはり市道はどうにか確保してほしいなあと。行ったり来たりするとにですね。その辺のですね、橋がまだ仮橋ですので橋は通れるんですけど、周りの人たちはいつまでかかっとだろうかというような話だったもんですから、それで私もいつまでかかるっていうのはよくわかりませんので、市のほうにお願いしますという話をしてきたんですけど、人吉市として地域の住民に遅れる説明をされたのか。それから県に対して人吉市としてやっぱり安全な生活を送るために早くつくってほしいんだというような要望を執行部としてされているのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

地域住民に対するおくれた理由の説明につきましては、施工業者の倒産ということもございましておくれたようでございますが、事業主体が熊本県でございますので、特に人吉市としての説明は行っておりません。市道につきましては、議員御指摘のとおり重要な生活道路でございます。蓑野橋周辺では胸川上流側でございますが、左岸側に２本の市道が接続をしております。河川側が蓑野橋赤渡瀬線、反対側が市道西間古仏頂線でございます。工事に際しまして、球磨地域振興局と交通協議など行っておりまして、西間上町の胸川沿い市道の通路の確保について要望いたしております。現地立ち会いも行いまして、その結果、工事区間と隣接をしているため車両等の通行確保はできないものの、歩行者や二輪車など通行可能な通路を設置いただいております。現在、西間古仏頂線が迂回路となっております。県におかれましても早期完成につきまして十分認識いただいておりまして、「平成22年３月下旬」の完成に向け、事業推進が図られております。本市といたしましても267号の歩道整備等につきましては、期成会等におきましても要望等を行ってるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　執行部としては要望をしているということで確認しておきます。そこで、これは例をちょっと申し上げたいんですけど、ある方が病院に行ったり買い物に行ったりするのに、蓑野橋が工事をしているし、車で送ってもらうときに手前側の人は向こうのほうに、名前よくわかりませんけど、Ｕターンをして出てきて人吉まで出てきたら、そこで人吉橋をまた工事をしていると。だからこちらのほうに出てきて大橋を渡っていかないかん。これがタクシーで行くとに非常にお金がかかる。それを週に２回ぐらいされるそうなんですよ。こういうですね、非常に困っておられます。やはり市長がいつも言われるようにやっぱり市民の生活が一番だということで、安心な生活、安全な生活を市民にしていただけるのが市長のポリシーだとも思いますし、政治姿勢だと思いますから、やはりあの執行部も要望はしていただいていると思うんですけど、県とかそういうところに市長も行かれることがあると思いますので、できたら市長においても県・国いろいろなところに行かれたときにお話をしていただきたいなという話なんですけど、できたら市長、そういうことを要望していただいているのかどうか、その答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　建設部長が申しましたとおり工事期間が予想以上に長くかかっているようでございます。その影響で、市道が利用できないということで、大変市民の皆様方には御不便をおかけしていることも承知をいたしております。また蓑野橋周辺の住民の皆様方にはこれまで御不便をおかけしておりますけれども、御協力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。完成後は今までの橋梁に比べ、歩道を備えた安全安心なものに生まれ変わるようでございます。平成23年春の工事完了まで今しばらく御理解と

御協力をお願いしたいと存じますが、この蓑野橋架け替え工事の長期化に関しましては、振興局にもお願いをしているところでございまして、今後とも引き続き、球磨地域振興局に要望してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市長のほうから今後ともお願いをしていくということで、ぜひ早期完成を目指して市長のほうに力を出していただいて、市民が安心できるようにいち早く完成するようにお願いをしていただきたいと思います。この件について終わります。

次に、スポーツ振興策からまず多目的運動広場について質問をいたします。この質問はこれまで何回も質問してまいりましたが、前回のお話をしながら質問していきたいと思うんですけど、前回質問してから約半年間がたちます。そのときに教育委員会の答弁では、今後建設に向けて財源も含め実施計画への具体的な位置づけを行い、早期着工に努めていくとの答弁をいただいたわけですが、教育部はどのようなことをこれまでされてきたのか。実施計画、財源についてしっかりと協議をされてきていると思いますので、詳しい答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

昨年の12月議会以降の協議等の経過というふうなことでございますが、12月議会以降、機会をとらえて関係課との協議等も行ってきているところでございますが、現状といたしましては、財源問題も含め、どの時期に計画に位置づけるかといった具体的な協議までは至ってない状況でございます。多目的運動広場建設につきましては、財源確保が最大の課題であると認識しておりまして、計画に位置づけていくためにもどの程度の競技場等にするのかとか、適正な事業規模を把握するとともに概算事業費の積算などが必要であるかというふうに存じます。そのために今後十分な調査を行っていく必要があると考えておりまして、現在具体的に調査検討を進めるために、他の自治体などこれまで建設されている陸上競技場などの事業費や事業概要などの状況把握を行っているところでございます。また公認陸上競技場の建設となりますと、立地条件や認定のための要件の基礎調査などの必要となってまいるというふうに認識しているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように建設に要します財源確保が最大の課題でございますけれども、できるだけ具体的な協議ができますように教育委員会としてもいろいろ調査研究をして、そして諸々の課題につきまして、引き続き関係課との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　半年待って答弁で今調査を行っているということで、これ以上言いませんけど、あと３カ月か４カ月、また待ちまして、その時にどういう結果が出るのか楽しみ

にしておきたいなあということで、一応宿題としておきます。

次に、今度は田中市長なんですけど、市長がスポーツに関しての答弁を何回かいただいているんですけど、高齢社会を迎えている本市において市民の皆さまが元気で笑顔で暮らせるまちづくりが大きなテーマであり、健康を中心とした運動・スポーツが大きく位置づけられてくるのではと考えている。スポーツの持つ力は欠かせないものであり、施策の大きな柱に据え、スポーツ交流都市構想を推進していくためにも多目的運動広場の建設は重要課題であり、早期に実現を図りたいと考えているという答弁をいただいております。その後やはりなかなか市長の口から多目的広場とか運動広場に関する提案も出てませんし、重要課題と言われて、早期実現もするんだというような答弁をいただいているんですけど、こちらもなかなか出てこないのかなあって。例えば、市長のですね、これは平成元年から始まった事業で途中で変わってもう21年たつんですけど、重要課題なんですから、市長もなられてもう３年たちましたので、このスポーツ観光地、スポーツというのも大変な重要な施策と思われていると思うんですけど、市長自体の優先順位というのがどの付近になるのかなあというのをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

この件に関しましては、たびたび御質問をいただいていますことに大変恐縮をいたしているところであります。これまでも申し上げておりますように高齢社会を迎える本市にとりまして、市民の皆様方が元気で笑顔で暮らせるまちづくりが大きなやはりテーマの一つでございます。このためスポーツの持つ力というものは欠かせないものでありまして、また高齢者に限らずより早く高く遠くを求める衝動は人間の生まれ持つ本能であり、また好奇心でもあり、その楽しさを追求することが市民アスリートの幸福向上につながっていくものと考えているところでございます。このためスポーツの持つ力というものは欠かせないものでございまして、これからは健康を中心とした運動・スポーツ、そういうものが大きく位置づけられてくるものではないかと考えておるところでございます。本圏域におきましても多数の有望な陸上選手を排出する地域でございますが、よい記録というものは環境面に大きく左右されることは否めないわけでございまして、中学校まで本市で活躍した選手がより高い記録を求め、また新たなハードルをクリアするために練習に適した大きな陸上競技場を持つ地域へと進学してしまう傾向にあることは、多少なりとも残念なことであります。このようにスポーツ交流都市づくりの推進または将来この地域からさまざまなスポーツの日本代表を輩出するためにも陸上競技場の機能を持つ多目的運動広場の建設は重要課題であり、建設候補地を梢山工業団地内のサッカー場を含む区域を位置づけるなど、本市といたしまして政策面でも土地利用の面でもその優先順位は高いものと認識をいたしておるところでございます。しかしながら、多目的運動広場建設につきましては、厳しい財政状況の中、多額の財源を要する事業でございまして、財源確保の大きな課題が浮き上がってくるわけでございます。今後本市

が進めますまちづくりの中で他の重要施設の整合性も図りながら、財政面も含め調査費等の実施計画への位置づけを行い、事業規模、内容などさまざまな面から検討を行っていく必要があろうかと考えているところでございます。重要課題と申しますと、この老朽化しました市役所の問題も含めましてさまざまにあるわけでございますけれども、最重要課題と申しますとやはり財政規律の確保ということではなかろうかというふうに思っております。来年の民主党政権によります財政運営というのは、大変厳しい交付税の措置になるのではないかというふうに今危惧をいたしているところでございまして、来年に向けてしっかりと御家庭、企業等々でいえば、民間でいえば預貯金にあたります減債基金であるとかというものの積み立てをできるだけしっかり行っていくということも最重要課題として今後の未来へ向けての位置づけをしているところでございまして、そういうものと勘案をさせていただきながら考えてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　財政ということを言われるとみんなどうされるのかなと考えるんですけど、財政財政って、お金がないといってもどっからか生んでこないとしょうがないわけですよ。昨日からきょうもですね、同僚議員の一般質問聞いておりまして、非常にお金のかかる話ですね。Ｄ51の話で20億だ30億だと、いろんなお金がかかるんだろうなということで聞いておったわけなんですけれど、サッカー場をつくるわけでもないし、市が管理するわけでもないし、それらしいものをまずどこかにつくるんだというような準備をしていただけるとありがたいなあと思っているんです。市長が常々よく農業で食べていくんだとか、観光で食べるんだとかよく言われるんですよ。でもスポーツのスポーツ観光というのがあるんですよね。私は何回もこの場所で話をしていることであるんですけれど、観光というのも非常に大切です。人吉に集客をするためにはですね。大変大切なことなんですけど、市民の方に聞いてみましても観光で人吉でだれが食べるのかなあという話を私聞くんですよね。私もその一人なんですけど。この運動でも食べれるのかなあという話もされるかもしれないんですけど、ただ人吉市が取り組んでいる中のスポーツ交流都市づくりというのが、これは非常にそれにも観光にも寄与するんですよ。財源にも寄与するんですよ。どうしてかというと、スポーツを人吉市に呼ぶことによって、人吉にどれだけのお金が落ちるんだというのは多分市長になられて、おどんな日本一剣道大会とか相撲大会とか柔道とかしておられますので、その大会に来ることによってたくさんの方が人吉にお見えになって、いろんなものを買っていかれるというので、このスポーツ観光というのを大変重要だと私思うんですよ。例えば人吉のほうにグラウンドをつくって、つくるための何かが必要なんだというときの人吉市民の力というのはたくさんあると思うんですよね。多目的運動広場をつくってくださいという陳情もいっぱい出てますし、それとスポーツ広場といいますか、総合グラウンドができたことによって

何といいますか、その各協議団体といいますか、その方がその人たちが企画運営をするわけですね。こういう大会を人吉市でしようと。公認陸上競技場なんだ、公認の何かがあるんだってなったら、企画運営するわけなんですよ。その人たちが毎年呼んでくれるんですよね。観光客というのは、私の考えなんですけど１回行ったらなかなか行かないのかなと。でもスポーツ交流というのは、１回行ったら次の人が必ずチームは来るんですよね。これは私の経験なんですけど。何回となく行くんですよ、これは。それは毎年それを生むんです。それで市長が言われますね、今いろいろ取りかかっておられますけれども、例えばきょうも笹山議員が言われておった農業関係についてもそうなんですよ。農業で食べていけるんだったら人吉市のブランドをつくられる。じゃあブランドができたらそれを大会のときに販売する、例えば参加者に１個だけでもいいんですよね。例えばキクラゲを監督にあげる、持って帰っていただいて、向こうのほうで地元でいろんな人と食べていただく。わあおいしいなと、これは人吉のキクラゲはおいしかばい、買おうか、行ったときに買ってくれって、そういうふうになっていくんですよね。ブランドをつくられて、そういう農産物を売るのも大変なんですけど、そういう大会を開いた人たちに与えることによって、その人たちが日本全国に発信をしてくれるんですよね。人吉のこれはいいんだということを。だからそういう面でも運動広場をつくっていただいて、人吉の今後市長が考えておられるような観光で食べていけれるのも、来た人が観光をしてくれるし、農産物も買ってくれるし、きょう井上議員が矢岳のお話をされてましたけど、あそこでもあそこのシイタケが一番売れるときで６万5,000ぐらい売れるそうなんです。やっぱり観光ですよね。だから人吉にスポーツで来て、観光していただいてお土産を買っていただくんだというような、これ非常に私は早く優先順位をごんごんごんと上げていただいて、市長にそちらの方向も並行で進めていっていただいたらと。Ｄ51をする前に総合運動公園をつくって、Ｄ51開通サッカー大会、陸上大会、野球大会ってして、それは人吉市に何万人って来ますよ。そういうことを考えてですね、市長どのようにお考えなのか、最後に答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

きのう松田議員の御指摘もありましたように、医療観光もあれば、スポーツ観光もあれば、文化観光もあれば、いわゆるサイトシーイングもあれば、グリーンツーリズムもあれば、さまざまなその人々の目的によって、観光というのは織りなされるわけであります。よって、今るる述べられました御指摘はまさにそのとおりであります。ただＤ51というのは、人吉市の財政に極端に負担をかけて行うという事業ではないということだけは御理解をいただいておきたい。これに20億円を人吉市の財政を投入するということではありませんので、もちろん財政上の措置もしていかなければなりませんけども、その点は御理解をいただいておきたいというふうに思います。

観光で食べられるということは、つまり観光で稼げる、観光で経営ができる、そこで例え

ば矢岳、大畑で行われているような農産物販売でも食べられる、つまり生計が立てられるということであります。そのためにもスポーツ交流の中で、そういった人吉市の生産品、お土産物販というのが大きな効用を果たすということも御指摘のとおりでございます。よって、スポーツということも多面的な力を持っているというのはもう御指摘のとおりでございまして、その効用というものを大いに生かしていかなければならない。スポーツ観光もリピーターがふえる一つの要因でございますし、医療も文化もいわゆるサイトシーイングもすべての観光がこれが継続して観光で食べられるまちとなりますためには、やはり御指摘のとおりリピーターが半数は必要であるというふうに考えております。その点では、湯布院等々からも学んでいかなければならないというふうに思っておりますが、さまざまなコンベンション並びにスポーツ大会を誘致して、この人吉市の活性化につなげていくことは大変重要なことであるという、そういう観点からも多目的運動広場の施設というのは、重要課題であるということは十分認識をいたしているところでございます。今後、知恵を出し合って、その造成費や建設費に多額の経費が必要となってまいりますが、これをどう解決していくか、知恵を出し合って大きな課題に挑戦してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　いろんな提言をしていただければ私たちもそれに対して、何をクリアしたらいいかということで動いてみたいと思いますので、どうぞ市長も頭の前頭部に多目的運動広場というのを埋め込んでおいていただきたいと思います。

それともう１点、スポーツ振興のほうから第一中学校のナイター設備についてというのを通告しておりますが、これも21年９月議会で質問しております。当時執行部からの答弁で、地域の方々への調査もしていない、調査に関しての記録も残っていない、今後は多目的運動広場との関連で検討しながら考えるというような答弁をいただいております。その後執行部は地域の方々、関係団体、こういう方々の聞き取り調査をされたのか。されたとすればどのような調査をされたのか、されていなければ、なぜされなかったのかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

第一中学校のナイター設備につきまして、その後対応したのかと、調査などしたのかというふうなことでございますけれども、昨年９月の議会でも福屋議員のほうから学校にも聞いてみたのかというようなお話もございましたので、一中のほうにも聞いてみたりしているところでございます。そのほかにはナイター施設を利用されるソフトボールやサッカー団体の代表者の方にはナイター利用についての状況や御意見などお話をお聞きしたところでございます。各団体におかれましては、施設の状況などに応じて使用されておるようでございまして、中にはリーグ内のチーム事情などから一会場で２試合同時に行う必要があるというふうなことで、数年前から他の町村の施設を使用してナイターを行っているという団体もござい

ました。またそれぞれの団体からはもともとは一中でソフトボールのリーグ戦を行っていたが、現在はほかの小学校で行っている。場所によっては、駐車スペースがあまりない、グラウンドが狭い、送迎やトイレの照明などのお話もございました。また一中校区にナイター施設があれば利用しやすいといった御意見もございましたが、特に夜間照明施設そのものが不足して困っているというような御意見はございませんでした。しかし共通してあった御意見としては、全体として照明が暗く、けがなどの危険性もあるのではないかというふうなお話はございました。これは今後の課題であると感じたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　団体のほうに話をされているということで安心はしましたけれども、私もいろんな団体からこの話を聞くんですけど、私と執行部の聞き方の違いかなあというのもありますけど、これはまた今後ということでですね。そこで教育長の発言についてなんですけど、教育長はスポーツ環境の整備は重要な課題であり、今後関係者の意見をしっかり聞き、ナイター施設の利用状況の実態調査など可能な範囲で行っていきたいと考えているとの答弁をされております。この答弁から８カ月がたっているんですけど、その後執行部に対してどのような指示をされたのか、また検討されたのか、実態調査をどのようにして行われたのか、そのことをですね、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。

○教育長（堀　秀行君）　お答えいたします。

まず検討あるいは実態調査については、具体的に進めるようにということで指示をいたしました。その結果、内容についてはもう今部長が答えたとおりでございまして、利用団体の代表者の方々の御意見、そうしたものを説明しましたようなことで把握いたしましたけれども、現状ではまだ関係資料により照明施設の各年度の利用状況の確認や小中学校に設置する場合の事業費を含めた事業概要の把握というところまでは今のところ進んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　堀教育長におかれましては、早速指示をしていただくということで俊敏に動いていただきまして、本当ありがとうございます。今後ともいろいろなことをしていただきたいなあと考えております。私もその後地域の方に何人かお尋ねをしてまいりました。質問してからいつになったらつくっとねというような話をされました。つい最近行ったときには、これ市長には悪いんですけど、観光ばっかりじゃなくて駅前開発とかいろんなこと、金があるんやったらさっさとつくってくれるごと市長に言ってくださいよという話をされたんですけれど、先ほどの財政の話もいろいろしたんですけどね。最後に、この第一中学校にナイター施設を今後つくる可能性があるのかないのか。それと例えばあるとすれば何をクリ

アしたら設備をされるのか、このあたりをお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

一中ナイター施設の整備につきましては、先ほど多目的運動広場の早期建設の必要性についても御質問いただいたところでもございます。そのほかにも競技団体から他の施設の整備や改修などの御要望もあっているところでございます。ナイター施設につきましては、現状として不足しているというふうな状況にないことや多額の事業費を要することから財政面も十分に踏まえながら、全体的なスポーツ環境整備の中で検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。なお、スポーツ環境の整備というふうな観点から考えますときには、先ほど申し上げました関係団体の御意見に共通してありましたようにナイター施設の照明が暗く、ボールなどが見づらいというふうなことでございまして、利用者の危険防止や利便性の向上といったことからも、今後は既存施設の改善、整備に取り組んでいく必要があろうかと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　質問の趣旨の可能性について聞いたんですけど、その明確な答弁をいただけないということで、困られておるのかなあということで、多目的広場が運動広場ができないんだったらつくるんだなあと。そちらのほうに移行するのかなあって、今後これも宿題として教育委員会のほうに渡しておきたいと思いますので、どうぞ検討しておいていただきたいと思います。

時間もないようですので、次にまちづくり親善大使について質問していきます。田中市長になりまして新しくまちづくり親善大使っていうのが任命をされております。市民の方から何のために任命されているのかというふうにお尋ねがありましたが、私もすべての方の名前、仕事について、詳しく把握をしておりませんので、これまで何名の方々を任命されたのか、また任期がその方々にあるのかどうか、これをぜひお尋ねしておきます。

それと議長にお願いいたしまして、各テーブルにこれまでのまちづくり親善大使の方々のお名前を配付していただいておりますので、よろしくお願いします。

○総務部長（坂崎博憲君）　福屋議員の御質問にお答えします。

お手元にお許しをいただきまして、まちづくり親善大使の一覧表を配付をさせていただいておりますので、一緒にごらんいただければありがたいと思います。現在、13名の方に人吉市まちづくり親善大使の委嘱をさせていただいております。平成19年度に池坊保子様、神崎邦子様の２名を委嘱しております。平成20年度に相良知重様、千玄室様、原口泉様、斉藤由香様、小谷明様、種村国夫様、木村克己様、大瀬克博様、原聰様の９名の方を委嘱をさせていただいております。21年度に吉村作治様、お一人を委嘱し、本年22年度には末次利光様を委嘱をさせていただいておるところでございます。分野別には教育分野に１名、文化分野に

６名、観光分野に３名、企業誘致分野に１名、国際分野に１名、スポーツ分野に１名となっております。任期につきましては、３年で再任は妨げないというふうになっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　まず初めに、池坊保子さん、この方から始まって末次利光さんさんですか、13名、現在委嘱をされているということなんですけども、この13名の方々のお一人にかかる経費っていいますか、そういうものがどのようになっているのか、また１年間にいくらぐらい必要なのか、その説明をいただきたいと思います。それと人吉市との関係についてですが、親善大使に任命されまして、人吉市にこの方たちが何回おいでになっているのかとかですね。人吉市の出身者の方が何名おられるのか。それと親善大使の方が任命を受けられてどのような活動をされてきたのか。それとそれぞれの活動報告を人吉市のほうにされているのか。それから人吉市のほうが把握しているのか。これらについてお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

まちづくり親善大使の任務でございますが、人吉市まちづくり親善大使設置要項に大使の任務を定めております。まず地域活性化に関する提言、次に対外的な宣伝活動、本市に有益な情報の提供などでございます。これまでの親善大使の活動実績につきましては、大使の皆様に人吉市に関する情報を各方面で発信をいただいており、文化分野の相良知重様におかれましては、さまざまな場所で人吉市の広報宣伝活動を活発にしていただいております。また企業誘致分野の大瀬克博様におかれましては企業人として、国際分野の原聰様におかれましては国際交流について、第三中学校や第二中学校におきまして御講演もいただいているところでございます。また観光分野、ソムリエの木村克己様におかれましては、球磨焼酎酒造組合青年部と球磨焼酎の香りや味、将来性についての意見の交換をしていただいております。そのほか平成20年度、21年度に開催いたしましたまちづくり親善大使と市民との交流会議におきましては、まちづくりについての市民の皆さんとの意見交換、パネルディスカッションにおきまして、親善大使からさまざまな視点でまちづくりに対する御提言をいただいたところでございます。今後も人吉にとって有益な御提言をいただけるものと考えております。

次に、まちづくり親善大使に要する経費でございますが、人吉市においでいただく場合の旅費を支給しております。またまちづくり親善大使任命書の作成料、広報宣伝活動に伴う名刺代、親善大使と市民との交流会議に伴う会場使用料などでございまして、平成19年度は30万2,147円、20年度は115万2,038円、21年度は62万2,471円を支出しております。親善大使任命に伴うお一人分の経費でございますけども、旅費、東京１泊２日１回分程度ということで、お話をさせていただきますと９万6,000円程度でございます。任命書作成料が５万円程度、名刺代が3,000円程度でございまして、合計しますと約15万円でございます。なお、親善大

使の皆様には報酬はお支払いしてはおらず、無報酬で御協力をいただいております。

次に、本市へお越しいただく回数でございますが、年１回程度でございます。また親善大使の中で、人吉出身は末次利光様でございます。

次に、親善大使の活動報告、把握につきましては、毎月報告をいただく方もいらっしゃいますし、それぞれ御活躍の場面におきまして広報宣伝活動、企業誘致についての有益な情報、お力添え、まちづくりについての御提言をいただいておるところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　それぞれ人吉のために有益な御提言をいただいたり、広報宣伝活動をいただいておるということで、ましてや無報酬で頑張っていただいていることに私たちも敬意を表したいと思うんですが、そういうことでしたら私これ提案になるんですけども、ちょっと忘れたんですけれど、多分平成２年か３年だったと思うんですけど、人吉市出身の内村光良さん、ウッチャンナンチャンとして有名なんですけど、この人が人吉のそのころの温泉まつりにですね、これにおいでになったことがあるんですよ。私も来たんですけど、水の手橋も渡れなくて、向こうのほうに車を置いて歩いてきたという思い出があって、城内グラウンドにも入れなかったという思い出があるんですよ。来られた後、内村さんが非常にテレビの中で人吉のことをよく話をしていただいたんですね。人吉市がある程度有名になったというお話もあったんですけど、人吉市には今度100周年があります日野熊蔵さんとか映画にあった高木惣吉さん、それとか川上哲治さんとか、今度はまちづくり親善大使になられた末次さんとかおられるわけなんですよ。この内村さんも多分今人吉で一番有名で、みんなが知っている方だと思うんですよ。末次さんが今回任命されておりますけども、この親善大使というのはどういう形っていいますか、人選ですね、何を基準に選んでおられるのかなあっていうのがちょっと気になったものですから、もし選考基準というのがあったらそれをお教えいただきたいなあと思いまして、その基準についてお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

任命に際しての人選についてでございますが、それぞれの分野において優れた知識または技術をお持ちの方で、市長と交流がある方や本市に御縁がある方の中からさまざまな視点でのまちづくりに対する御提言やお力添え、広報宣伝活動をいただける方に御相談申し上げながらお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　まちづくり親善大使の選考というのが、いろんな基準があるのかなあと考えていたんですよ。最初の池坊さんはお会いしましたので、それとか吉村作治さんとか偉い人ばっかりだったもんですから、いろんな基準があるのかなあっていうことで考えてい

たんですけれど、きょうの答弁の中でさまざまな方となっているんですけれど、御縁があったり広報宣伝活動を、こういうことをしていただける方というような話がありました。私は外部から人吉市を見て提言とか助言をしてくれるこういう方がまちづくり親善大使というように認識をしていたんですけど、今の答弁で宣伝活動をされる方もいいんだなあということで、宣伝活動をしていただけるんだったらこのウッチャンナンチャンという人も全部が知っているわけですよね、日本全国。多分、田中市長も御存じだと思うんですよね。知らないって多分言いならんと思うんですけど、こういう人をやはり親善大使に。まちづくり親善大使という名前がいかんやったら人吉観光宣伝本部長とかですね、部長とか。熊本県はスザンヌさんがしてえらい熊本有名になっておりますので、一番いいのじゃないかなあと私は考えるんですよね。それと先ほどＤ51の話も出ました。南原さんっていうのもですね、この人は鉄道マニアだそうですね。人吉に家族で来たいというような希望を持っておられるというような話も聞きました。だから一番いいと思うんですけど、田中市長、ウッチャンナンチャンを選考するというのはいかがでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

その前に、またＤ51の話もございましたけれども、駅前広場の工事費３億円について誤解がないように申し上げておきますが、あれは55％は国の補助金でありまして、しかもほとんどが起債によるという、有利な起債によるということでございますので、もしそういう御発言が市民の皆様方からあったならば、多大な財政的負担は強いているものではないということをお伝えいただければと思うところでございます。

これまでまちづくり親善大使の方々にはそれぞれ御活躍、専門の分野におきましてさまざまな視点でお願いをしてきているところでございます。まず、相手がいわゆるさまざまな人吉に寄与する活動が無償であるということを御了解いただけるかどうかということは非常に大きな、先ほど選考基準という話がありましたけれども、大きな重要なことであります。と申しますのが、今までにお願いをしてまいりました方々が、例えば御講演をされるということであれば、ある方は数百万円という単位でございまして、人吉に来ていただいて無料で講演をしていただくということはほぼあり得ない話でございます。また斉藤由香さんあたりは週刊新潮にコラムを１ページ持っておられまして、そこに２回にわたって人吉のことを書いていただいておりますけれども、それもその計り知れない数百万円の価値があるのではなかろうかと思っているところでございます。しかも有名無名にかかわらず、それぞれが全国各地または世界的に活躍をしておられる方々でございますので、多方面において人吉市のよさ、または人吉市の宣伝活動を十分にしていただいておるところでございます。中にはそれは１年に１度ぐらい御指摘のとおり報告書があったほうがよいわけでございますけれども、報告書を書いて出せとかいうのはちょっといかがなものかという方々もおられまして、なかなかこの辺は難しいことでございます。日本全国世界に人吉

市のことを大いに語っていただき、広く人吉の宣伝をしていただくとともに、大切な大使の任免、それも任務の一つではなかろうかと思っておりますが、旅費、滞在費はまたは委嘱状の制作費はお支払いするものの、その方々にとられては無報酬のボランティアであるということが言えるのではなかろうかというふうに思っております。そういう点では大変私自身恐縮をいたしているところでございます。そこで「末次トシオ」氏に次いで郷土出身ということで内村さん、それからその相方の南原さんというお話をいただいたわけでございますけれども、内村氏あたりともほかの人吉市出身の方々にも二、三年前から接触はその思いでさせていただいているところでございますけれども、今までに打診をさせていただいた方々の中で、やはりそれぞれのお考え、または事務所のお考え、またはそのあり方のお考え等もありまして、私自身はもうぜひウッチャンをというふうに思っているところでございますけれども、それぞれのお考えの中で今何度も何度も交渉を進めてまいったところでございますが、これもいつまでに御返事をというわけにもなかなかまいりませんので、息長くお誘いをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。今後もまちづくり親善大使の方々、市民の皆様方とともに本市の地域活性化やさらなる発展のために行政と市民とまちづくり親善大使との共同によりますまちづくりを推進していきたい、それによって無償ボランティアによって人吉市のまちに貢献してもいいという方々に今後も就任をしていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　まちづくり親善大使については、無償で頑張っていただいているということを共通の認識として市民の方にも私自身も啓発していかないといけないのかなあということと、できたらその内村さんが無報酬でボランティアで人吉市のために頑張っていただけるように私たちもやっぱり地域の代表として今後いろんなところで活動しながら、協力していきたいと思いますので、どうぞその方面でも市長、進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いしておきます。

最後に補助金審査委員会についてお尋ねをいたします。これも新田中市長になってからのことなんですけれど、補助金審査委員会が立ち上げられましたが、その理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

本市の補助金のあり方につきましては、平成20年に補助金制度検討委員会を設置をいたしまして、市民との協働による公平で効率・効果的な補助金制度とするために、これまでの制度の問題の洗い出しを行い、補助金の基本的なあり方について検討をいただいたところでございます。この検討の結果は、昨年３月補助金制度見直しに関する提言としてまとめられまして、市長に御提出がされたところでございます。その内容でございますけれども、これま

での補助金制度の問題点として、交付や執行の具体的基準がなかったこと、見直す機会が設けられていなかったこと、交付や執行の具体的基準がなかったことなど６項目が示されたところでございます。この問題点を改善するために公益性、必要性、有効性、補完性を補助金が備えるべき原理・原則と定めたところでございまして、この原理・原則に沿った補助金制度とするための重点項目として、補助期限の設定、これはサンセット方式の導入ということでございますけども、公募型の導入、第三者による補助金の審査機関の設置が提言書に示されたところでございます。また重点項目を実施するために必要な視点といたしまして、補助金の性質別評価基準の策定、市と補助団体の協働のあり方、自助努力により事業費の確保、運営費補助の原則廃止、公正な会計管理、透明性の確保の６点が示されたところでございます。この提言内容を受けまして、21年６月議会で補助金等基本条例を、また９月市議会におきましては補助金審査委員会設置条例を御議決をいただいたところでございまして、それに基づきまして補助金を審査する機関といたしまして、昨年の11月に補助金審査委員会を立ち上げたところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　内容については全協でも説明いただきましたし、資料もいただきました。そこで中身を見てみたんですけれど、わからないというのがいろんなのが出てきましたので、人吉市の補助金対象団体、何団体あって、その中で50万円以下、それとか100万円以上、500万円以上、1,000万円以上の補助対象、こういう団体はどのようになっているのか。それと現在、多分審査はもう行われておると思うんですけれど、行われているとすればどのような基準に基づいて審査が行われているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

補助金審査の対象になるのは、市単独の財源で法令や要項等に基づかない市が任意に交付している補助金となっておりまして、単年度で終わったものを除きまして、76の補助金を対象としております。金額ごとの補助金の数でございますが、50万円以下が49、100万円から500万円未満が16、500万から1,000万未満が４、1,000万以上が３件となっております。補助金審査は21年、昨年の11月から行っておりまして、補助金等基本条例にうたわれております基本理念であります公益性、必要性、有効性、補完性を審査の基準としているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　76団体が人吉市で補助金を受けているということなんですけれど、補助金団体の審査が始まっているということなんですけれど、現在何団体の説明があったのか、終わっているのか審査中なのか。それとその審査をされた中で問題点というのが、多分でき

ないかもしれないと思うんですけど、今公表できるとしたらその問題点についてお尋ねをいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

５月25日まで６回にわたりまして、30補助金の審査が終了したところでございます。審査内容につきましては、すべての補助金の審査が終わりませんので、公表は差し控えさせていただきたいと存じます。まことに申しわけございません。なお、すべての補助金の審査が終了いたしましたら、すべての補助金につきまして、審査結果を公表する予定としているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　もう残りあと46団体ですか、約半分が終わってしまったということなんですけれど、こういう補助金団体いただいているちっちゃい団体、一番多い50万円以下の49団体、半分以上ですね。この人たちは一生懸命事業をされてきているわけなんですよ。この大きいところも一生懸命していないとは言いませんけど、全体でも一生懸命されているわけなんですよね。この補助金団体の中で条例ができてそういうことしないといけないというのがあるんですけれども、その団体で何か問題があったのかどうか、何かあったのかなあっていうことをお聞きしたいと思うんですけれども。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えをいたします。

これまでの補助金制度が抱えてきた問題点につきましては、補助金制度検討委員会が提言書において、まとめていただいているところでございます。これは補助金交付団体の問題というよりも、補助金制度そのものの問題を取りまとめてあるものでございます。その内容でございますが、交付や執行の具体的な基準がなかったこと、見直す機会が設けられていなかったこと、補助の期限が設定をされていなかったこと、補助金制度が不透明であったこと、市と補助団体との役割分担が明確でないものがあったこと、補助を受けている団体に会計管理や執行に関するルールがあいまいになっていたことなど６項目となっております。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　これまでこの補助金の中で補助金制度ができたんですけど、制度の問題ということがなかったのが不思議なぐらいなんですよ。これできたということで、いろんな問題も解決してくるのかなあと考えます。そこで、これまで70何団体あったんですけれど、田中市長が誕生されまして、それから補助金団体というのは何団体ふえたのか。減ったのがあれば何団体減ったのか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

審査対象となる任意の補助金につきまして、平成19年度当初予算と平成22年度当初予算の

比較をいたしました結果を申し上げます。19年度当初予算にはなく、22年度当初予算で措置している補助金は日野熊蔵初飛行100周年記念事業補助金100万円、じゅぐりっと博覧会実行委員会補助金200万円、おどんな日本一武道大会実行委員会補助金252万円、人吉柔道協会補助金30万円となっております。また人吉お城まつり実行委員会補助金がそれまでの人吉温泉球磨焼酎まつりから600万円増額をいたしております。

次に、廃止した補助金は、布の滝まつり補助金５万円となっております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　答弁いただいたんですけど、その中で人吉お城まつり実行委員会補助金というのが、名前が変わって人吉温泉球磨焼酎まつり補助金に名称を変えたんですけど、名称が変わってから600万円の増額がされているわけです。逆ですかね。お城祭りのほうですね、済みません、訂正します。人吉お城まつり実行委員会補助金のほうが人吉温泉球磨焼酎まつりから名称変更して600万円増額したということで、この600万円の増額の理由についてお尋ねします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

平成19年度までは人吉温泉球磨焼酎まつりでございましたが、日本百名城に選定されたことを機に相良700年の年月に育まれた人吉城と城下町を中心とした歴史や文化に基づいた祭事ということで、平成20年度から日本百名城人吉お城まつりを始めており、そのお城まつりにふさわしい雰囲気を出すためにまず流鏑馬と薪能を取り入れ、グレードアップを図り、祭り開催も両日とも夜まで行いましたので、補助金も600万円から900万円増額しております。最初のお城まつりでは武者行列のための甲冑を志布志市の方からお借りしておりましたが、21年度からはリースよりも将来的に有利になる購入計画をし、甲冑30領600万円の支出を予定しましたが、単年度で600万円の捻出が難しいため、祭り補助金900万円に300万円を２カ年にわたり増額し、21年度及び22年度はそれぞれ合計1,200万円の補助金としたものでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　甲冑を買うために900万円に300万円ずつ２年にわたって追加しておるということなんですけど、この補助金というのが３年見直しになっているわけですね。２年で600万円つくわけですよね、900万円に300万円ずつですね。３年目は、ということは300万円を減額されるということになりますかね、この話でいったら。どぎゃんですかね。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

今、議員おっしゃったように減額になるというふうに思っております。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　減額になる、当たり前だろうなあって思いますけど、そこでちょっと今減額ということでお尋ねなんですけど、今補助金団体この小さい団体47団体ぐらいあるんですけれど、こういう団体が審査をしていただきまして、その結果、現在の補助金団体、この人たちが今後、その審査の中で金額が審査をされたときにふえるという可能性もあるわけですね。ということは、減額もあるということは、ふえる可能性もあるんですね。お尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えをいたします。

審査の結果、補助金がふえることもあるのかという御質問でございますが、審査委員会の審査の評価シートの中には、補助金額、補助率の適正の項目がございまして、その項目には増額・適正・減額としているところでございますので、審査委員会の結果では増額の判定がされる場合もあるものと考えております。ただ、最終的に委員会から御報告をいただいた上で、また執行部で検討するということになります。

以上、お答え申し上げます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　審査の結果、増額もあり得るということで、現在審査されても次年度はそのままなのか、減額なのか、廃止なのかということしかないんだろうと思います。なぜかというのは、予算をもう出しておりませんからね。前年度の予算でしかしてませんから、次回からあるときにはこういう事業をしっかりしたんだということで掲示をして、妥当な増額なのか減額なのかという判断をしていただくというふうにならないとおかしいんじゃないかなあと考えます。それでこれ最後に執行部に対してお願いなんですけど、この団体に補助金の審査が行われるときに、全協のほうでもお話をしたんですけども、やはり何かを執行部がされるときには、必ずその団体たちの意見を聞いて、説明をして、日程を決めるというような手法をとっていただかないと、ここの中にある団体からクレームがついたのが、いきなりそういう資料が送ってきて何月何日来なさいって、行くときになったら明細をみんな持ってきなさいと。団体が大きい場合には、その明細書、領収書ができてないこともある。そのときに総会が入るかもしれないです。いつかわからないわけですよ。執行部としては、きょうおいでって言われて、いやきょうは総会ですよとか、監査ですよっていうこともあり得るわけですよ。だから聞き取り調査を早くしていただいて、そういう指示を出してからするべきじゃないのかなあって。一方的に何月何日、審査をしますからどこにおいでください、じゃないと思うんですよね。こういうことで、市はこういうことをしますので、皆さんたちにいろんなお話を聞きたいので、説明をしますので、来ていただけないでしょうかっていうような、まず啓発運動をして、それからじゃないかなあと思うんですよね。じゃないといきなりあれもこれも全部持ってこいって言われても、そろわないかもしれないし、その中だけで

審査されても困るし、やはり初めて何でも行うときにはもう少し市民に対して団体に対して、いろんな人にそうですけど、もうちょっと親切に説明をして事業を進めていただきたいなあということを要望して、私の一般質問を終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○市長（田中信孝君）　訂正をお願いいたします。

「末次利光」様と言うべきところを「末次トシオ」さんと言ったそうでございます。昔は末次民夫さんでしたから、合併した名前になってしまいました。大変末次さんには失礼を申し上げました。利光さんであります。御訂正お願いします。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで山上建設部長より発言の訂正の申し出があっておりますので許可いたします。

○建設部長（山上　茂君）　発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの国道267号蓑野橋の橋の完成年を「平成22年３月下旬」と申し上げたようでございます。正しくは「平成23年３月下旬」でございます。御訂正お願いいたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの申し出のとおり御了承をお願いいたします。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで８番議員より発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　お疲れのところ大変申しわけございません。議長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

私は昨日の農業振興に関する一般質問の中におきまして、「今回、地産他商推進室お二人の方、女性職員がお就きになるわけですけれども」と申し上げました部分を、「今回、地産他商推進室お二人の方がお就きになると聞いておりますが」というふうに訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大王英二君）　ただいまの申し出のとおり御了承をお願いいたします。

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れでした。

午後７時21分　散会

平成22年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成22年６月14日　月曜日

１．議事日程第４号

平成22年６月14日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））

日程第２　議第54号　平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

日程第３　議第55号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

日程第４　議第56号　平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）

日程第５　議第57号　人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第６　議第58号　人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議第59号　人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第60号　人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

日程第10　議第62号　熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第11　議第63号　委託に関する協定の締結について

日程第12　議第64号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

日程第13　議第65号　損害の賠償について

日程第14　議第66号　市道路線の廃止について

日程第15　議第67号　市道路線の認定について

日程第16　議第68号　人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

日程第17　報第１号　平成21年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第18　報第２号　平成21年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第19　報第３号　平成21年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第20　報第４号　くま川下り株式会社の経営状況について（第48期決算報告書及び第49期事業計画書）

日程第21　一般質問

１．松　岡　隼　人　君

２．仲　村　勝　治　君

３．下田代　　勝　君

４．豊　永　貞　夫　君

５．森　口　勝　之　君

日程第22　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	松田知良君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	永　田　正　二　君
次　　長	村　並　成　二　君
庶　務　係　長	山　本　繁　美　君
書　　記	白　坂　禎　敏　君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後に、議第68号に対する質疑を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　皆さん、おはようございます。１番議員の松岡隼人でございます。４年に一度のサッカーワールドカップが開幕し、寝不足の日々が続く方もいらっしゃるかとは思いますが、本日、日本代表は一次予選リーグ突破を占う大切な初戦を迎えます。対戦相手は格上カメルーンですが、ぜひとも勝利を収めていただき、日本中を明るくしていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、２点通告をいたしております。まず１点目が総合計画策定について。続きまして大村横穴群の崩落について。

まずは総合計画策定についてお尋ねをしてまいります。

現在、開会しております第174回国会に、地方自治法の一部を改正する法律案、閣法第58号が提出されております。これは４月28日に参議院で可決され、５月25日から衆議院で審議を行われております。

法律案の概要は、地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとともに、直接請求の制度について、その適正な実施を確保するために必要な改正を行うというものですが、私は、今回この改正の中で地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に関する事項のうち、第２条第４項関係、市町村の基本構想に関する規定を削除することについて、本市の考えをお尋ねしてまいります。

地方自治法第２条第４項は、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とあります。この項について、今回提出されている改正案が可決されれば、総合計画の基本構想策定を自治体に義務づけていたことが削除されることになり、さらには議会が議決する必要もなくなります。

そもそも基本構想については、昭和44年の地方自治法の改正により義務づけられたものであり、この改正は高度経済成長期にあって、全国的に大規模開発や国土の均衡ある発展を志向する流れの中で行われたものと理解をしております。その後、安定成長期を経て、バブル経済が崩壊し、長期の経済停滞が続きました。平成14年ごろから長期の景気拡大を迎えましたが、国民生活においては、実感のない景気回復と言われた中、リーマンショックにより世界経済がさらに後退し、我が国においても先行きの不透明感が増しています。

このような社会経済状勢の変化の中、地方自治体は平成12年にいわゆる地方分権一括法が施行され、大きな転換期を迎えました。法施行によって、国、県、市町村の関係が変わり、国主導の画一的な中央集権型の行政システムから、各自治体の自己決定、自己責任による行政運営への転換が図られました。それ以来、地方自治体の手腕がまさに試される世の中へと変わってきましたので、各自治体は生き残りをかけて創意工夫を凝らし、自己改革に取り組んでおります。

私は、地方自治体が生き残り、さらに飛躍するためのポイントは、市民参加だと考えます。行政だけで市政運営するだけではなく、また市民も行政に頼りっぱなしではなく、市民一体となったまちづくりを実現させない限り、地方自治体の、ましてや国の健全な発展は望めません。そのためには、行政は市民参加できる、市民参加しやすいシステムをつくる必要があると強く思っております。情報を共有し、市政を透明化し、行政と市民の役割を明確にすることが求められています。

法改正に伴い、総合計画策定義務が削除される可能性がありますが、総合計画を市民とともにつくるという過程は、市民参加を促す絶好の機会だと考えます。2001年策定の第４次人吉市総合計画も市主導で業者に頼らず作成されたと聞いております。また、総合計画に沿って事務事業評価も行われており、みずから変わろうとする姿勢を見ることができ、とてもいい方向へ進んでいると思いますが、残念ながら市民にはそれはよく見えてはおりません。

第４次人吉市総合計画の存在を何人の市民の方が知っておられるでしょうか。また、その内容を本市が進もうとしている方向を理解している市民が何人いらっしゃるでしょうか。総合計画は市政発展のためには欠かせない強力なツールだと思いますし、そういうものを作成するためには、その作成段階から多くの市民がかかわることが重要だと思います。成果品のイメージとしては、市民が小脇に抱えて持ち運び、至るところで議論の材料になるような、市民にとってわかりやすいものであってほしいと望みます。そして、それはホームページからダウンロードできることはもちろん、冊子やＤＶＤなどで全戸へ配布できるようにしていただきたいと思っております。

現在、基本構想を持つ市区町村は９割を超えており、大半の市区町村が基本構想を策定いたしましたので、この条文の役割が終わったといえるようですが、今まさに法的にも地方分権、地方主権に向け変化している最中といえますし、各自治体の裁量が重要視されてきてお

りますが、例え法改正が行われて、基本構想の策定義務が削除されたとしても、私は市政運営の背骨である総合計画の作成は絶対に必要だと思います。

そこで、今回の法改正に伴い、本市では総合計画を作成されるのか。また作成されるとすれば、首長任期と計画期間の整合性や基本構想、基本計画、実施計画、マニフェスト型選挙が行われると予測して、それとの整合性や立ち位置も勘案して、どういう総合計画を作成される予定なのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　皆さん、おはようございます。それでは、松岡議員の総合計画策定に対しまして、本市の考え方についてお答えを申し上げます。

平成12年から始まった地方分権から、近年の地域主権へと地方自治のあり方がドラスティックに変化する中、平成22年３月29日に地方自治法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。そもそも地域主権の確立というものは、民主党政権における１丁目１番地ともいえる最重要課題であり、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場へと抜本的に転換し、地域のことはその地域に住む住民が決めることのできる地域社会をつくっていく、いわば国のガバメントから「地方のガバメンス」への脱却を理念とするものであり、まさに画期的な理念であり、その改革の第一弾として、市町村における総合計画策定の義務づけの撤廃を進められているものであります。

このような動きの中、全国の自治体においては、策定義務が外れるのであれば、総合計画をあえて策定しなくともよいのではないかという声もあると聞いております。しかしながら、撤廃の目的は各自治体の自由度が拡大されることを図り、これまで以上に地域の実情に即した戦略性の高い計画への期待がもたれるということがねらいであり、その質の差が自治体間競争に大きな影響を及ぼす可能性があることを十分に考慮に入れなければならないと考えております。

また、近年の地方を取り巻く大きな変化の要因として、ローカルマニフェストを掲げた首長選挙が平成15年の統一地方選挙以降、本格化してきたことが挙げられます。マニフェストは候補者の政策の提示であり、掲げた政策を通して、住民が首長を選択する動きが活発化しております。これまで自治体の総合計画というものは、国や県の計画との整合性が最重要視されており、選挙で選ばれた首長のマニフェストや公約をストレートに反映させる仕組みにはなっていなかったわけでございます。このため、新たに就任した首長が前職の策定した計画のまま、行政経営を行うケースもあるわけでございます。そのため、首長の政策が全面的に突出したりしないよう、強い規範力を持たない、絵を描くことだけにとどめた総合計画を策定するといった手法も多くの自治体でとられております。しかしながら、これでは首長の政策や、ひいてはマニフェストにより首長を選んだ住民の意思も、すぐには総合計画に反映されないということになってしまい、次の策定時期まで待つというタイムラグが発生することになってしまうわけであります。

仮に、政策を総合計画以外の方法で示すことがあるとすれば、自治体は二つの方針が並び立つダブルスタンダード状態に陥り、市民を初め、行政内部においても意思統一が図られないといったジレンマが生じてしまうわけでございます。

このような状況を避けるためにも、近年、多くの自治体では首長選挙後に総合計画を策定するなど、マニフェストと連動した新たな総合計画の策定や改定を試みる自治体が急激にふえているのも事実でございます。

また、本来であれば、総合計画というものは、自治体におけるさまざまな計画を総括する総合性を有することに意義があるわけでございますが、よく言われますことは、他の自治体の総合計画は、どこの自治体にも当てはまってしまうという、いわゆる総花的とやゆされる状況にあり、総合性というものの必然性が疑問視されがちでございます。

以上の義務づけの撤廃とマニフェスト選挙の台頭という二つの大きな時代背景を踏まえて、策定義務が廃止されてもつくってはならないということではございませんので、本市においてもこの転換期を最大のチャンスととらえ、旧自治省が通知した策定要項に基づいたこれまでのスタイルに縛られない総合計画として、次期計画を策定する必要があると考えておるところでございます。

次期総合計画は、第５次の計画となるわけでございますが、その骨子案としましては、人口減少、少子高齢化や財政のひっ迫等、市を取り巻く社会状況の厳しさを受け、重点課題をどのように解決していくかをまとめた実務型の計画とすべきだと考えております。もちろん、市民の意見を十分に反映させるボトムアップの仕組みも重要でございますので、これまで以上に市民参画の機会を充実させ、計画に反映させる方向で考えております。

いずれにしましても、実務型ということを念頭に置き、夢物語だけに終わることのないよう、総合計画に載せたことは実行することを基本として、策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

訂正をお願いします。「ガバナンス」を「ガバメンス」と発言したそうでございまして、地方のガバナンスでございます。いわゆる支配から統治ということです。よろしくお願いします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　今、市長の答弁をお聞きしましたところ、法改正にいたる背景などに関しましては、私も感覚的には同じような意識を持っております。確かに、ローカルマニフェスト型の選挙が行われるようになりまして、総合計画とマニフェストの整合性という面で、かなり各いろんな自治体において、混乱、動揺があったというふうに私も認識しております。ただ、基本構想、基本計画、実施計画というふうにあるというふうに思っておりますが、マニフェストだけに重きを置いた総合計画というのは、私はどちらかという

と反対でございます。やっぱり基本は市民、市民の意見だというふうに思っています。いくら市長がマニフェストを掲げて当選されましても、市民が全員そのマニフェストに対して賛成というわけではございませんので、しっかりとした総合計画がありまして、その総合計画の中に折り込む中で、市民の精査、ましてや庁内での精査というものが必ず必要だというふうに考えております。

先ほどおっしゃいましたように、人口減少や財政がひっ迫する中、あれもやります、これもやりますというのは、かなり厳しい世の中だというふうに思っておりますし、優先順位をつけて精査するという意味で、マニフェストと総合計画の整合性というものをとっていっていただきたいというふうに感じております。

市長から、今、第５次の総合計画についての構想をお聞きしましたが、まだ具体的な部分がちょっと見えないというふうに思っておりますので、今後、中身をさらに具体化して議論の場に上げていただきたいと思っておりますが、実務型の総合計画とおっしゃいましたとおり、絵にかいたもちでは役に立ちませんので、今後さらに使えるような総合計画を強力なツールとして総合計画ができ上ることを望んでおりますが、そのような総合計画を、市民の声を反映したような使える総合計画を策定するには、ある程度の時間がかかるというふうに予測をしております。現在までの進捗と、いつまでにどのような手順を踏んで、今後作業を進められるのかお尋ねいたします。

○市長公室長（深水雄二君）　おはようございます。第２回目の御質問にお答えいたします。

策定に向けての進捗でございますが、昨年度末から他市の状況を情報収集ということで行っております。先駆的な取り組みをしておられる岐阜県多治見市と長野県小諸市の二つの自治体に視察に行ってまいっております。近年の地方を取り巻く現状に対応した総合計画づくりを学んできたところでございます。

また、議員御指摘のとおり、市民の意見を十分に踏まえた計画づくりとすることと、現在の第４次総合計画の検証を目的として、当初予算において認めていただきました市民意識調査を2,000名の方を無作為に抽出して、４月から実施しており、現在、分析作業を行っております。

次に、今後の進捗予定でございますが、義務づけ撤廃を盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律の施行は、今年の９月ごろといわれております。そのあたりになりますと、各自治体の策定に向けた動きもいろいろと出てくると思いますので、他の自治体の状況も見ながらも進めてまいりたいと考えております。

具体的な進め方の案としましては、予定ではございますが、まず一つは今やっております、現在分析を行っております市民意識調査を始めまして、６月から始めます「かがやきづくりトーク」でのさまざまな御意見、また「10年後の人吉市を語る平成100人委員会」の活用を含め、いろいろな形での市民参画を取り入れ、さらには総合計画策定審議会を立ち上げ、市

民意見を集約する必要があると考えております。

また、行政内部におきましても、現在の第４次総合計画に基づいて実施した施策や事業の検証を踏まえ、次の総合計画への新たな事業の落とし込みなど、行政内部における縦断・横断的な観点からの策定組織を立ち上げ、進めていく必要があると考えております。

いずれにしましても、後戻りすることのないよう、行政運営においては最小の経費で最大の効果を上げるように進めていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　法改正を町また他自治体の状況を見ながら進めたいということですが、総合計画を策定するということは決定されているようですので、早い段階で全容を明らかにし、早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。といいますのも、今回の法改正は、自治体の判断と同様に、総合計画への議会の関与も大きく問われているというふうに、私自身認識しております。

そこで、議会とのかかわりについてはどのように考えておられますか。また、議会に対しましては、いつ、どういう状態で示されるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

マニフェストと総合計画というものの間に整合性がとれているということは、議員御指摘のとおりだと私も思います。がしかし、マニフェストというのは、あくまで候補者が市民に向けた、いわゆる政策提言でありまして、その総合計画とは違う大胆な提案というのも必要ではないかというふうに思っているところであります。それがいわゆる首長の交代であるとか、また政権の交代を引き起こしていくというふうにも考えているわけでございまして、首長選挙に挑戦する方々のやはり大胆なマニフェスト、いわゆる政策提言というのは、必ずしも総合計画と立候補時点では一致する必要もないというふうに考えているところでございます。そして、その示されたマニフェストが本当に市民のためのものなのか、または市民がボトムアップされてきた意見との整合性というのはどうなのかということは、もちろん検証してまいらなきゃいけませんし、マニフェスト自体が御承知のとおり、私もマニフェストを示して選挙戦闘わせていただきましたけれども、やはり現実を見ますと、まったくそれが整合性、いわゆる総合計画とは別に実情との整合性が図れないということもございますので、その点もマニフェストも思い切って、または謙虚に手直しをしていくということは必要ではないかというふうに考えております。

そこで、御質問の議会とのかかわり方の点でございます。義務づけ部分の撤廃に伴い、基本構想の策定義務が削除されるということは、御承知のとおり、同時に議会の議決事項から外れるということを意味するわけであります。しかしながら、次期総合計画は地域主権への転換を踏まえつつ、今後を展望した総合的かつ計画的な行政経営の指針であり、自治体経営

における最上位計画として位置づけられるものでございますので、当然のことながら、議会に対してもしっかりとした説明をしていく必要があると考えております。

いずれにしましても、第５次総合計画につきましては、マニフェストを見据えながら、市議会とも調整をしながら、方針を固めてまいりたいと。また、その総合計画策定の手順等々も検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　総合計画とマニフェストの整合性について、私もマニフェストを否定するわけではございませんし、もちろん大胆な政策を掲げながら選挙を闘って、その政策をいかに反映するかということももちろん大切だと思っておりますが、市民の感覚、職員の感覚として、やはりその基準・土台には、総合計画があるというふうに私は思っております。その総合計画の中にどのようにその政策を折り込んでいくかということが、私は重要だと考えておりますので、現在も総合計画、実施計画の中に市長がローカルマニフェストを掲げて当選されてきました政策などが、市職員の方によって折り込まれているからこそ、市政運営がされているというふうに私は認識しておりますので、そのように市長も大胆な政策を掲げ、そして市民の意見も反映できるような総合計画をつくっていただきたいということに関しましては、市長と私も感覚的には同じであろうというふうに思っております。

議会に関しましてですが、先ほども申しましたとおり、基本構想の策定義務削除により、議会では基本構想、基本計画、実施計画にどう関与していくか、条例制定も視野に入れながら調査研究する必要があるというふうに私個人は思っております。よって、執行部におかれましても、先ほど市長から答弁がありましたが、早め早めに情報を出していただきたいというふうに思います。

次期総合計画は、市民参加、職員参加、そして議会参加で人吉市らしいものが策定され、ますます市政が発展しますよう、また執行部は策定に向けて行政としてのリーダーシップを十分に発揮していただきますようお願い申し上げまして、この件に関しましては質問を終わります。

続きまして、大村横穴群の崩落についてお尋ねをしてまいります。大村横穴群は、ＪＲ人吉駅裏、村山台地の南側壁面に位置し、東西約800メートルの間に27基の横穴が掘られ、さらにおびただしい浮き彫りの装飾を見ることができます。これらは６～７世紀ごろの墓で、早くから学会に注目されており、大正10年に国指定史跡となっております。

横穴群が掘られている壁面は、阿蘇溶結凝灰岩からなり、落石や崩落がたびたび発生しております。特に昭和40年代には大規模な崩落が起こっており、市は昭和47年に鶴田団地の１～３棟を改良住宅として建設、大村横穴群の下に住んでおられた方々は仮住まいを経て、

そちらへ移転されました。

その後、平成に入ってから、市は史跡を安全に鑑賞でき後世に残す目的で、平成６年から16年まで約３億円かけて応急崩落防止工事、保存修理工事、環境整備工事を実施しております。ちなみに、県は昭和47年に国指定史跡周辺を城本急傾斜地崩壊危険区域に指定し、これまで防護柵等を設置されております。この地域は歴史的な価値がありますが、同時に大変危険な場所でもあります。それを踏まえて、本市は過去に防護柵を設置するなどさまざまな対策をとってきました。

そのような中、全員協議会でも説明がありましたとおり、本年４月20日早朝、壁面の西端で崩落が発生いたしました。市は、すぐに県とともに対応に当たり、崩落した岩盤の撤去、草木等の伐採、不安定な岩の除去作業等を実施。お手元の崩落場所の写真で、上のほうに出っ張った岩が確認できると思いますが、その岩の上面には旗が立ててあり、岩が少しでも動きましたら目視できるように仕掛けが施してあります。この現場の初期の対応については、できる限りのことが迅速に行われたと思っています。

さて、この岩盤の崩落を受けて、私も現地調査、主に住民の方への聞き取り調査を行いました。お手元の地図をごらんください。国指定史跡の西端には、現在４戸の住宅があり、生活を営んでおられます。岩が写っている写真があると思いますが、それは住宅と壁面の間に落ちている岩です。目視できるだけでもこういう岩が至るところに見られます。聞き取りの中でも、ある方は四、五回は岩が落ちてきたことを確認しているというふうにおっしゃっております。

先ほど申しましたとおり、ここは県の城本急傾斜地崩壊危険区域に指定されていますので、市並びに県による防護柵等の設置が見られますが、十分とは言い切れないと思います。あるお宅は、生活の主体は壁面の逆側であります、家の南側半分に置いているというふうにおっしゃっておりました。24時間、ここで不安な気持ちを持ちながら生活を送られております。

全員協議会のときにいただきました現場の写真は、草木が生い茂り、岩肌は露出しておりませんでしたが、今回、岩肌が露出した写真をお手元に御用意しております。これを見られて、皆さんどのようにお感じになられるでしょうか。私はぞっとしております。そして現在は草木に覆われて岩肌を目視することができませんが、恐らく壁面全体がこのような状態であることは容易に予測できます。本当に心配です。今回は、たまたま民家を避けて崩落が発生しましたので、不幸中の幸いだったと思っています。しかし、いつまた同じようなことが起こるかわかりません。私は、ここにお住まいの方々の安全性を早急に確保するべきだと思います。

そこで、大村横穴群西端にお住まいの方々の安全性を確保するという観点から、市の考えと対応策をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　おはようございます。それでは、松岡議員の御質問にお答えを

させていただきます。なお、教育部所管のことにつきましては、教育部長の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

住民の方の避難につきましては、６月８日に崩落現場周辺の市民の方を対象といたしまして、球磨地域振興局及び本市にて、急傾斜地危険箇所における避難の重要性を再認識していただく説明会を開催をいたしております。

その中で、崖崩れの前兆として、小石の落下、湧水の濁りや吹き出しなど、このような現象が見られたときには、早目の避難をお願いをしたところでございます。また、城本町内の第１次避難所は修成館となっております。迅速に避難をしていただくことにより、生命の安全性を確保することができるものと存じます。

そのような中で、地元の方からは、修成館は遠いので、近くのＪＲ九州様の建物に避難できないかとの要望もございましたので、ただいま協議をしているところでございます。

今回崩落しました地区は、昭和47年に城本急傾斜地崩壊指定危険区域として指定をされておりますので、今回の崩落直後、早々に球磨地域振興局と現地の確認を行い、現在、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に該当するのかどうかの判断資料とする業務委託を、県におかれましては発注をされたところでございます。市といたしましては、県に早急に事業の採択をしていただき、一刻も早く工事に着手していただきますよう強く要望をしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君）　おはようございます。安全性の確保につきまして、国指定史跡の管理の視点からお答えいたします。

今回の崩落場所でございますが、崖面上部の市有林におきましては、過去、法面を保護するための工事が上部に実施され、排水溝と排水パイプが設置され、上部排水処理が行われております。岩盤の保護のためには、雨水を切ることが必要不可欠で、そのための工事が実施されているため、上部につきましては安定している状況にございます。

土地所有という観点からは、市有林でございまして、管理は人吉市となっており、先日、関係各部で現地確認を行った際、溝に詰まっておりました枯葉等の除去作業を行っております。

また、大村横穴群の崖面につきましては、国指定史跡となっており、今回は文化庁へき損の報告を行い、応急的に先日の崩落箇所の不安定部分の除去作業をいたしたところでございます。県文化課と現地視察の結果、現状としては岩盤は安定しているという判断をしておりますが、現在、岩盤の変化が目測できる旗を立て、定期的に観察し、崩落の前兆が見られたときには、早めに対応できるようにいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　総務部長からは、避難についてと、県に事業を実施していただくように強く要望をしていく。また教育部長からは、岩盤は安定しているという判断をしているという答弁がありました。災害が起こらないことは最も好ましいことですが、あの箇所においては、他地域と比較した場合、災害が発生する確率が相当に高いのではないかというふうに私は思っております。逃げるという手も対策の一つだというふうに思いますし、少しでも前兆が見られた場合は市の方でも誘導して、早急に避難していただくということはもちろん大切なことですが、それは逃げられるという条件つきの話でありまして、急にそういう状態になりましたときは、逃げれない状態となってまいります。災害が発生しないように、またはその確率を下げること、事故を未然に防ぐことが行政に課せられている使命だと私は思っております。現在は、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定をしておりますので、県の判断待ちだということは私も理解できますが、あの山全体は本市のものでございます。県が事業をするにしろ、しないにしろ、本市としての方向性は明確にしておくべきだというふうに思っております。

そこで、県が事業を実施しないと判断されたときは、本市としてはどういう対応をとられるおつもりですか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

崩落の防止対策としましては、関係部課、協議いたしまして、急傾斜地崩壊対策事業が最適と判断し、県に強く要望していくこととしたものでございます。議員御指摘ありましたように、採択されなかった場合の安全予防対策としましては、人命尊重を優先しながら、かつ文化財の価値を損なわない工事方法が必要となり、このことにつきましては、史跡の現状変更とも深くかかわってきますので、いずれにいたしましても、国、県及び関係機関と協議を行いながら検討していく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　壁面は国指定の史跡であることから、それを後世に残すと同時に、この壁面の下で生活を営まれている方の安全性を確保することもまた大変重要なことだと思っております。今回、総務部長からと教育部長から答弁をいただきましたように、この地域は国指定の史跡でありますので、壁面は教育、上の山林は経済、災害を総務、また国指定の指定を外すことになれば建設と、さまざまな部課がかかわってくるというふうに予測できます。加えまして、県は急傾斜地崩壊危険区域に指定しておりますので、行政側からしてみれば複雑な問題かもしれませんが、市民からしてみれば、市は安全性を確保するつもりがあるのかないのか、市民の生命と財産を守るつもりがあるのかないのかというシンプルな問題だというふうに思っております。今後とも、ぜひ、横断的な協議を重ね、そしてできない理由を探すのではなく、市民の生命・財産を絶対に守るのだという強い意気

込みをもって安全性を確保していただきますように強く要望をいたしたいと思います。

最後に、市民からは、うやむやにせず、安全対策を早急に行ってくださいという要望がございましたことをお伝えいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分　休憩

午前10時55分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇）　15番の仲村でございます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

観光行政について、クラフトパーク石野公園の利活用について、４点を質問いたします。

まず、展望所の利活用でございますが、ことしの子供の日の行事として、５月４日にこの展望台で行われました大声大会では、たくさんの児童・生徒が参加されたようでございます。展望所の高さは25メートルとパンフレットには書かれております。この高さでは展望所の利用も展望のみかと思われましたが、大声大会を実施されましたことは有意義な企画ではなかったかと思っております。

このような展望所の利活用は限定されてくると思いますが、調べましたところ、広島県神石郡神石高原町には、とよまつ紙ヒコーキ・タワーが建設されております。この高さは26メートル、展望室は地上15メートル、紙飛行機を飛ばす専門の塔でございます。このように、目的をもって建てられました石野公園の展望所のタワー、この石野公園の展望所の目的、建設費用、そして今までかかりました利用状況についてお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

展望所につきましては、公園全体を見渡せる展望所、そしてこの地域のランドマークという目的で建設したものでございます。また、展望所の１階につきましては、多目的に使える休憩所として整備したものでございます。事業費につきましては約１億2,400万円でございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　おはようございます。私のほうからは、利用状況についてお答えさせていただきます。

入場者のカウントは、石野公園入口の管理棟のみで行っているため、展望所単独での入場者数は把握できておりません。そこで、石野公園の過去３カ年の総入園者数を述べさせていただきます。平成19年度の総入園者数は７万2,491人、平成20年度は７万6,259人、平成21年

度の総入園者数は６万3,622人となっております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　２回目なんですが、事業費は１億2,400万円という高額な展望台でございますが、もっと利用してもらいたいという感じがいたしております。春のじゅぐりっと博覧会実行委員会で実施しました紙飛行機大会は親子の参加者も多く、青空のもと、広い芝生で子供たちが元気よく遊び、親子の団らんができたようでございます。この展望所の１階を紙飛行機をつくるところ、まあ製作所といいますか、そして展望台の上の方を紙飛行機を飛ばすところとしましたら、展望所全体を親子でよく利用できる施設になると思いますが、現在は市房杉とかひな祭りに使ったおひな様を飾ってあるような状態、それと三十三観音をパネルでずっと展示してあるような状態でございます。もっともっと利用できるのではないかと思いますので、執行部の考えをお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

紙飛行機タワーとしての利用でございますが、議員から御提案ありました広島県神石高原町の紙ヒコーキ・タワーでございますが、豊松の米見山の山頂に建設され、豊かな自然景観の文化交流スペースを有したすばらしい施設と聞いております。

紙飛行機を通して、人、自然、科学を学びながら、遊べる体験型の施設のようであります。紙飛行機を飛ばす窓は、子供の背丈を考慮した高さで設定され、安全面も十分考慮されているようでございます。

石野公園の展望所を紙飛行機タワーとして利用する場合には、現在の施設の展望所の手すりは高学年の児童には低いため、そのまま使うことは難しいというふうに思っております。そういうことで、安全面からの改修が必要となってまいります。子供たちの遊び場所として、自然科学を学びながら体験する施設としての御提案は、石野公園の新たな利用方法として、また入場者をふやす意味でも、検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　展望所に私も上ってみましたが、ちょっと今言われたように手すりが低いようにも感じます。展望所が飛ばせないならば、今言ったように１階を紙飛行機の製作所としたら、紙飛行機を飛ばす場所としては石野公園にはまだたくさんあると思います。考えますと、竹トンボ広場、ちょっとこれはパンフレットなんですが、市長に渡していいですか。石野公園内には竹トンボ広場もありまして、竹トンボを飛ばすようなところがございます。ここを利用したら紙飛行機も飛ばせますし、この竹トンボ広場の横に倉庫がございます。陸屋根式の倉庫でございますが、ここを竹トンボ、飛行機広場にしたりすると、お祭り広場という石野公園の中央付近なんですが、ここもよく利用でき、子供たち

がたくさんあそこの広場で遊べるようになるのかと思います。検討できるかちょっとお伺いいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

議員提案のように、竹トンボ広場、これは屋外ステージの丸く出っ張ったところでございますが、そのお祭り広場を利用しまして、紙飛行機で遊べるスペースを確保することは可能だと思います。しかし、お祭り広場には、通常、竹トンボとかほかの目的で子供さんたちがいっぱい遊んでおられますので、紙飛行機が飛んでくるというような若干危険性もあります。その安全面からの考慮が必要となってまいります。

また、竹トンボ広場横の倉庫を改修して、その上から紙飛行機を飛ばすことにしましても、倉庫の構造上、改修が可能であるかどうかの確認を行うとともに、小さなお子様たちが安全に利用できるかなどを検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　安全面を確認するということでございますが、お祭り広場で今利用しているキジ馬みたいな台車がございますが、この台車も重たいし、古くなったり傷んだりしております。これをもっともっと利用するようにしたら、同時にあそこの広場を活用できるのではないかと思います。これは一応要望といたしまして、次の各広場の利活用についてお尋ねしたいと思います。

クラフトパーク石野公園にはお祭り広場、竹トンボ広場がございます。また、東側には都市計画の管理する公園があります。アスレチック広場、チビッコ広場、伝統あそび広場がございます。この公園の広場には最近、親子で遊びに来る人が多いと聞きました。そこで、現地を調査しましたところ、来園者にわけを聞きますと、村山公園よりも明るく、近くまで車で来られる。ジャスコが近く、人が多く、安心して子供を遊ばせておくことができるという答えでございました。球磨村の渡の運動公園の近くには児童公園がございます。ここにはターザンロープとかローラーつきの滑り台などが設置されていて、他の市町村の利用者が多く来ますという回答もございました。アスレチック広場にもう一つの子供の遊ぶ遊具を設置して、展望所の１階を親子で遊べる部屋、紙飛行機製作所みたいなのをしていただければ、アスレチック広場とその展望所、それと竹トンボ広場、お祭り広場、こういうところが石野公園と都市計画の公園、これが一体として利用できるのではないかと考えます。来園者がふえるように思いますので、執行部の考えを一応お伺いしておきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

石野公園の遊具は、開園当初のものでございまして、整備して相当の年数が経過し、故障や劣化が発生いたしております。故障等が発生しました遊具につきましては、修繕できるものは修繕して使用しておりますが、老朽化や腐食の大きい危険なものにつきましては、撤去

しております。

遊具の取りかえとしましては、平成20年度に利用の多いチビッコ広場の幼児用スプリング遊具を取りかえておりまして、利用状況もよいようでございます。

私どもといたしましても、遊具の必要性は十分認識いたしておりますので、今後、チビッコ広場やアスレチック広場等に遊具を補充してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　遊具の補充をよろしくお願いいたしまして、次に石野公園内の展示室の利活用について通告しております。正式名称は伝統文化工芸館となっていますので、展示室じゃなくて、展示館ということで質問してまいります。展示館で平成15年から秋吉コレクションの郷土玩具約2,000点が展示されております。展示については石野公園企画委員会と観光振興課が企画立案されているようでございますが、開園20周年の記念展示、これは昨年だったと思うんですが、その内容と展示期間についてお尋ねいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

展示館での石野公園開園20周年記念行事についての内容でございますが、人吉クラフトパーク石野公園開園20周年記念、人吉工芸会会員作品展と銘うちまして、人吉球磨に在住の工芸家10名の方々の作品28点を展示しました。開催期間は平成21年７月から11月まででございました。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　人吉球磨の工芸会の人、28点の展示ということでございますが、展示館は秋吉コレクションというそのコレクションが大部分を占め展示されております。展示期間が長く、１年間ずっとされているわけでございますが、現在は秋吉コレクションの郷土玩具で貸しきりというといけないんですが、ずっと展示されている現状でございます。ひな祭りの季節には多くの観光客を呼び込みますが、市民の声ではいつ行っても展示館は変わっていないんじゃないかという声も上がっております。この展示館の契約内容はどうなっているのか。また展示館は公の施設でございますので、特定の人に長期に貸している場合、盗難、破損等が発生した場合など、どこが損害を補償するのか、市との契約内容についてお伺いいたします。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

秋吉コレクションの契約についてでございますが、郷土玩具収集家秋吉元氏が全国から集められた土雛や郷土玩具など、約2,000点を平成15年から旬夏秋冬キャンペーン実行委員会で借用する形で契約をしておりました。その後、秋吉氏御本人から、平成21年度に人吉市へ寄託いただいたところでございます。

次に、その展示品の損害補償についてでございますが、秋吉氏の御厚意により、既に人吉市へ寄託いただいておりますが、盗難や不作為での破損など、損害賠償責任については、契約の中ではうたっておりません。仮にそのような事態が発生した場合は、双方協議の上で解決していくということになるというふうに考えておりますが、それ以前の問題といたしまして、取り扱いにつきましては責任をもって慎重に保管していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　秋吉氏から21年度に寄託されたということでございますので、今後は市が責任持って管理していくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、展示館のことについてなんですが、展示館の一部を利用して、秋吉コレクションだけではなく、郷土の偉人展を開いてはどうかと思っております。市制施行60周年記念事業の一つとして、平成14年２月にカルチャーパレスで「未来に語り継ぐ郷土の偉人展」が開催されました。期間は約１週間ぐらいありまして、９名の方が紹介されております。その後、このような郷土の偉人展は開かれていないと思います。この記念事業でなく石野公園の展示館の一部を利用いたしまして、偉人の方を何名かずつ、３カ月なら３カ月ぐらいに期間を切って、パネルで紹介していくようにすれば少しでも郷土の偉人の紹介ができるのではないかと思いますし、観光にも非常に役立つと考えますから、偉人のパネルを展示できるかちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

まず、石野公園展示館での展示計画でございますが、石野公園の各工芸館の職人さん、売店の販売員、販売業者等から組織する石野公園企画委員会と、人吉工芸会あるいは市の観光課が協力しまして、企画立案を行っているところでございます。今後、季節ごとにテーマを変え、さまざまな工芸や美術品などを展示していく計画ではございますが、御提案の郷土の偉人のパネル紹介等につきましては、非常にいい企画だいというふうに私も思っておりますので、検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　十分検討していただいて、いいほうに進めていただきたいと思います。

それでは、通告しています売店の委託に入りますが、売店の商品の販売委託は、開園時の話し合いで、地元町内会に委託されておりますが、委託内容と委託先、また販売の商品・種類、登録業者数、また点数はどのくらいぐらいあるのかというのをお尋ねいたしたいと思い

ます。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

委託先としましては、地元町内を中心として組織しておられます人吉クラフトパーク売店販売員組合が相手で、委託契約を結んでいるところでございます。また、委託内容としましては、石野公園売店における商品販売業務及び園内清掃業務について委託をしております。年間の委託料につきましては、月ごとの土・日・祝祭日や、イベント開催日等を考慮した上で、延べ勤務日数を計算し、委託料を算出しているところでございます。

次に、石野公園売店での販売商品の種類と登録業者数、商品点数についてでございますが、現在、石野公園売店に備えている商品の種類につきましては、菓子、食品を初め、民工芸品、おもちゃ、酒類など、約15種類の部門の商品がございます。

商品納入業者の登録業者数は53業者がありまして、売店に備えている商品数は約4,500点となっております。

以上でございます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　売店の販売種類も登録業者数も非常に多いようでございますが、石野公園商品の販売手数料の収入は、実際考えてみますと、約500万円から600万円ぐらい決算では上がってきております。手数料の率を食品と食品でないものに分かれて大体算出されているようでございますが、この石野公園には展示されている伝統工芸品がございます。このように石野公園内で製作した伝統工芸の製品については伝統工芸者を、伝統工芸の育成といいますか、そういう立場からその手数料率を他の製品よりも少しでも安く低く抑えていただければ、また伝統工芸をやってみようという方が生まれるかもしれないと考えます。これはまたいろんな角度から、この手数料率については検討することが必要かと思いますので、この問題はまた要望としておきます。

それで、今後の商品販売については、今回答されました日数によってちゃんと算出しているということでございますから、よろしくお願いいたしまして、次に、今回は石野公園１本でいってます関係で、この石野公園のこのパンフレットを見ていただきますとよくわかると思いますが、非常に広場、広場、広場とあって、そして子供がたくさん出てくるパンフレットでございます。それで、私の質問の総括をいたしますと、石野公園全体を都市計画の公園とクラフトパーク、この部分を含めた全体の広場、含めた全体の利活用といいますか、公園全体を子供の遊びを主とした公園、遊びにお金のかからない公園ですね。子供たちがこの石野公園の起伏のある丘で元気よく遊ぶ公園、そういう公園ですね。子供の国と呼ばれるような公園としたら、利用者がふえるのではないかと思います。それで、執行部はこのパンフレットにありますようにいろんな遊具の整備をしていただきたいと考えております。

最後に、石野公園について市長の今後の抱負といいますか、それをお尋ねいたしたいと思

います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

石野公園につきましては、都市公園の種別としては総合公園という位置づけでございます。総合公園と申しますのは、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な理由に供することを目的とする公園でございますので、それぞれの用途に合ったゾーニングを行う必要があるというふうに考えているところでございます。

私どもといたしましては、現在のところ、チビッコ広場やアスレチック広場を、幼児・児童の利用箇所と位置づけ、遊具の補充等を行っていきたいと考えておりますけれども、今後、公園利用の状況等を調査しながら、児童が遊べるゾーンを適正な配置にすることも検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　それでは、適正な配置をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終ります。

ありがとうございました。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　皆さん、こんにちは。18番の下田代でございます。

朝から、テレビ、新聞、ニュース等で、その始まりは新政権、これはもう当然でございましょうが、そして口蹄疫についてが主なものでございます。12日に農水省は、口蹄疫対策特別措置法によりまして、熊本県、鹿児島県、大分県、３県主要道路での通行全車両についての消毒を命じました。これ以上、口蹄疫が拡大しないように祈るばかりでございます。

通告は３点ございまして、一つ、カルチャーパレスの人吉市への移管――これは移管を見込んでの質問でございます――について。それから特用林産物対策振興。そして地域資源の活用についてであります。

国は昭和40年代から50年代にかけまして、地方における都市化の進展に対応するべく市町村の共通の事務事業、協同で処理するために広域行政を推進してまいりました。人吉球磨は、昭和44年度に人吉球磨広域市町村圏として国の第１次指定を受け、今日まで、ごみ処理、し尿処理、消防、文化事業など、多くの事務事業の協同処理を行ってきているものでございます。

その中で、カルチャーパレス、これは田園都市中核施設と申しますが、カルチャーパレスは人吉球磨の文化の拠点として、昭和59年に建設をされましてオープンをし、地域の文化活動に大きく貢献をしてまいっております。しかしながら、このカルチャーパレスも築後25年を経過をしておりまして、老朽化も著しくなっており、今日、大規模改修に至っているものでございます。その改修のために、人吉球磨広域行政組合の規約の一部の改正を行い、ふる

さと市町村圏基金、これは10億20万円ございますが、これの取り崩しによって、財源の手当てを行うことになるものであります。そういうことになっていくものであります。その規約の改正を行うために、構成市町村の同文議決が必要ということになってきたものであります。人吉市議会の今議会、追加提案として提案はなされております。

市長は、広域行政組合の代表理事としてのお立場、そして改修費を８億5,000万円、その９割、７億5,550万円、実質的にはもう少し四、五千万上がりますが、この負担をしていく人吉市長としてのお立場でお答えをいただきたいと思います。当然、行政組合のことにつきましては、お答えにくいところもあろうと思いますが、その点については御配慮いただいて結構でございます。お尋ねをいたします。

規約改正に至った経緯、これは理事会等の経緯も含めてでございます。そして、規約改正に当たりまして、理事会において、この基金そのものだけではなくて、議決の特例と非常に重要な条項がございます。そういうことも協議・検討はなされてきたのかどうかお聞きをしたいと思います。

まず、第１回の質問とさせていただきます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、御質問の１点目、規約改正に至った経緯でございます。この質問は経緯ということでございますが、私から経緯というより、まずは要因という切り口から御説明をさせていただきたいというふうに思います。結論から申しまして、要因は２点ございます。まず１点目が、今回のカルチャーパレスの内部設備の改修に際し、工事費の１割を構成町村が負担いただくようお願いをいたしておりますが、町村の厳しい財政難から、その財源確保が容易ではなかったということ。２点目が、この基金の設立に際し、法的根拠となっておりましたふるさと市町村圏推進要綱が平成21年３月31日付で廃止され、誓約されていた推進計画そのものの取り扱いが弾力的な取り扱いに変更になったこと。以上２点が今回の規約改正の同文議決を上程させていただいた要因となるわけでございます。

次に、カルチャーパレス問題のさらなる経緯を御説明を申し上げます。この問題を考えますとき、これまで本市議会を初め、広域行政組合理事会、同じく議会、そしてそれぞれの構成町村議会の中で、さまざまな御議論をいただきながら、長年にわたる懸案事項として今日にこの問題が至っていることだけは、心に銘記しておかなければならないと、こう思う次第でございます。よって、下田代議員の御質問は、これまでかかわってこられた多くの皆様の思いを代弁されてのことと存じます。

さて、カルチャーパレスの経年化に伴う老朽化の問題が、私自身の就任後、利用される方の安全にかかわる予断なきものとして浮上してきたとき、25年もの間、実質上の管理主体者として運営してまいりました本市といたしましては、また建造物の所有者である広域行政組合の代表理事の私といたしましては、絶対に看過することはできない最重要課題であるとい

うことが、この問題の本質であると考えております。本来なら、この改修問題は、例えば起債の元利償還が終了した平成16年など、機会をとらまえて施設の二枚看板的な管理運営体制を解決すべき幾つかの好機、チャンスがあったのではないかと今さらながら思うところでございます。このことは、原点に立ち返り、カルチャーパレスの建設の経緯、そして現在までの歴史を検証してまいりました折に感じたわけでございまして、特に過去における本市議会での議論、あるいは関係された方々の当時のお話を通しまして、その議論の及ぶところ、先見性、見識、改めて驚嘆しているところでございます。

その本市議会での一部を御紹介させていただきたいと思います。また、当時の質問者である議員のお名前は伏せさせていただきますが、昭和59年８月、臨時市議会におけるその議員の一般質問のくだりでございます。人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約に言及され、こうその方は述べられておられます。「この規約は、会館の維持管理のうち、会館の根幹に係る経費、つまり大規模な建て増し、あるいは会館の設置、または管理に瑕疵があったために、他人に損害を与えたことによる損害賠償に係る経費、あれだけ大規模な施設・設備なので、何らかの機会に人身事故が起きないという保障はない。そうした場合は、通常の管理運営にかかわる経費とはおのずと性質を異にしているわけであるが、提案された規約にはそれが出されていない。これが出されないようになった理由、どういう努力を市としては行われたのか」と質問をしてただされ、そして最後に「これは10年を待たずして、問題が出てくるかもしれないが、そのときは市長も私たち議員もいないかもしれない。その場合は、今この議場にいる市長、議員が責任を負わなければならないことは明らかである。このことが将来のカルチャーパレスの管理運営に禍根を残すという危険性がある」と指摘されているところでございます。まさしく、今の状況がそうでありまして、やはりこの当時から管理運営に関しての不安は完全にぬぐいきれていなかったのではないかと存じます。

また、当時において、広域市町村圏構想、モデル定住圏構想の策定から、最終的な田園都市中核施設の建設になりますと、構成市町村による負担の問題、後年の維持管理運営の問題などが地域をあげた取り組みの中で経緯し、議論されてきたということがよく理解できるわけでございます。確かに、構想、計画の段階から、建設、そして管理運営の取り決め、そして現在に至るまで議論を呼ぶことが多く、建設当初から課題の多い施設として頭の痛い部分もございますが、人吉球磨という相良700年の歴史文化に彩られた地域であるからこそ、文化の殿堂をつくりたい、この地域の文化・風土を子供たちに伝え、地域住民の皆様方に文化という潤いによって、少しでも心豊かな人生を送っていただきたいという当時の関係の皆様方の願いによって実現したものであり、郡市民の思いを一つの形にしたという意味では、人吉球磨は一つであるという言葉を具現化した最大の建造物でございました。

その経過の中では、市と町村が対峙することもあったようでございます。が、歴史を振り返るとき、こういった郡市の流れがその後の郡市民運動に発展していった第三セクターくま

川鉄道の存続運動にもつながったのではないかと改めて思うところでございます。

このような圏域の歴史、そして施設建設の意義を考えますとき、さまざまな状況の変化に対処し、受けとめながらも、圏域の象徴であり、文化の殿堂でもあります人吉カルチャーパレスを今後も存続させていかなければならないと強く感じているとろでございます。これは構成の市町村長だけでなく、全市町村民の純然たる願いであると受けとめているところでございまして、建設当時の経緯はさまざまにあるにせよ、また建造物・建物の所有権は行政組合、管理運営・改修・補修は人吉市といった二枚看板的な不合理な状況があったにせよ、これらを今日ただいま是正しながら、これら先人の思いを決して無駄にしてはならないと考えている次第でございます。

よって、安全性の問題で閉館やむなしという最悪の事態だけは招かぬように、構成市町村間の協議を重ねながら、カルチャーパレスの安全上の課題を一日も早く解決することを契機として、本来のあるべき姿に立ち返り、郡市民の皆様方を初め、利用者の方々に快適な文化の殿堂を提供してまいりたいというふうに存じております。これが御質問の経緯でございます。

次に、理事会において、議決の特例の見直しなどについて議論がなされたのかという御質問でございます。議決の特例につきましては、同規約中にうたわれており、このことは将来の組合運営を展望し適正かつ安定した組織機能を充実していく上において、大変重要な影響力を有することは私自身、そして他の理事も十分承知しているところであります。

そこで、今回の上程にあたり、理事会においてその見直し等についての議論がなされたのかという御質問でございますが、議論は行われておりません。ただ、この件につきましては、現在、組合議会運営委員会におきまして審議が重ねられていると聞き及んでいるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま市長のほうからお答えをいただきました。

実は、私もこのカルチャーパレス建設当初から、当時の職員としてかかわった一人でございます。特に当時の助役、お供をしまして、郡の町村長さんたちといろんな協議、議論を重ねた思いがあります。今、市長がおっしゃいましたように、59年の市議会の中の一般質問、その中での御披露がありました。そこで指摘をされていることが、まさしくこの規約議決の特例に入ってこようと思うわけでございます。そういうことで、私としましてはやはりここらもしっかりと、この際その議論を重ねていただいて、定数問題は当然、議運でしっかり審議を継続中でございますけれども、この議決の特例につきましては、やはり理事会等でも協議、審議を重ねていただきたいと、そういうふうな思いでいっぱいでございます。だから、今後におかれましても、この規約特例につきましては、やはり理事会等の審議の一つの議題

としまして、今後に及ぼす重要なことでございますので、ぜひ御議論を御協議をお願いをしておきたいと思います。

次にまいります。規約の改正が今度行われますと、基金の取り崩し、これは容易になっていくのではないかなと思います。当然、市町村財政、非常に厳しゅうございます。そこに余分なものとは申しませんが、そこに要するに余裕があるとすれば、やはりそこらの財源を活用するというのはこれはもう当然であろうと思います。そういうことで、今後この残された基金、これがどうなっていくのかなと、理事会あたりはどのようなこれについての御見解、御検討がなされているのかということでございます。

それから、この基金の取り扱いについてでございますが、私が仄聞するところによりますと、熊本県が１億円、この10億20万円のうち１億円出資をいたしております。各市町村は当時１市13カ町村で、１単位当たり6,430万円出資をしたわけですね。それで、あさぎり町が実は合併をしておりまして、その後５町村が合併したわけでございます。そうしますと、このあさぎり町５町村分を単純に計算しますと３億2,150万円になります。こういうものは取り崩さないように担保をされているというような話も聞いたわけでございますが、これについてはいかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先週11日に、規約改正の同文議決案でございますが、御提案させていただきました。公室長から補足説明をいたしましたとおり、この基金の原資は御指摘のとおり10億20万円でございまして、その中に県支出金の１億円が含まれるわけでございます。これまで果実運用型の基金運用となっております。また、組合の臨時議会開会時の全員協議会において御説明をいたしましたが、今回の規約改正をお認めいただければ、このうちの9,444万円の原資の取り崩しを行うこととしておりまして、取り崩し後の原資の残高は９億576万円、当然、県支出分１億円を含むわけでございますが、そのような数字になる見込みでございます。

今後の多くの取り崩し事案が出てくるのではという御質問でございますが、三位一体の改革の後、地方財政の疲弊は甚だしく、地方税収が少ない団体ほど一般財源は減少、都市部と地方部の財政力格差が拡大してきましたことは疑いのない事実でございます。このことは、人吉球磨の圏域の自治体においても同じでございまして、私自身も予算編成時における一般財源の不足、またその補てんなどに大変苦慮しているところでございます。特に一般財源対応の予算として、その割合が極めて大きい行政組合負担金は、クリーンプラザの運営費、あるいは建設に係る公債費などが年々増加傾向にあり、予算編成を難しくしている最大の要因ではないかと分析いたしております。

よって、行政組合が喫緊の重要課題としてとらまえております旧山江ごみ処理施設の解体、旧免田ごみ焼却施設の解体、これらなどは多額の経費を要しますので、本市を含む構成自治体にとりまして早急な対応は厳しいのではと危惧しているところでございます。今この段階

で、残りのふるさと市町村圏基金をどうするということは申し上げられませんが、厳しい財政、冬の時代を迎えております圏域の自治体を思いはかりますと、この基金が果たす役割は極めて大きいと認識しているところでございます。したがいまして、基金の運用、さらには有効的活用を含め、組合理事会においてしっかりした議論、検討してまいらなければならないと考えているところでございます。

あさぎり町と熊本県につきましては、基金の中でも取り崩さないように担保されていると、そのように側聞しているが、その事実関係はどうなのかという次の御質問でございますけれども、結論から申し上げまして、御質問の担保されているということはまったくございません。

また、あさぎり町の合併前の旧５町村、つまり旧免田町、旧上村、旧岡原村、旧深田村、旧須恵村から出資されました３億2,150万円、１町村当たり6,430万円掛ける５町村分でございますが、３億2,150万円のうち、４町村分にあたる２億5,720万円を返還してほしい旨の申入れがなされてきたことは事実でございます。その後、今回のカルチャーパレス大規模改修に関連した経過の中で、あさぎり町議会から組合議会及び理事会に対して、旧５町村が出資した基金原資の３億2,150万円は、あさぎり町の出資分であると確認することの条件が付されたわけであります。理事会におきまして、当該基金の原資は、あさぎり町の出資分であることは確認をいたしましたけれども、基金の処分後の取り扱いについては今後の検討事項とさせていただきました。

また、県の１億円でございますが、県からは、まず関係する市町村の出資分から処分することを前提として、県支出分については基金の設置目的に沿った使途であれば、処分することが可能であるという旨の通知をいただいたところでございます。

つきましては、今回の基金を処分するに当たり、県補助金の返還ということに抵触しないよう、県の所管課――つまり市町村総室でございますが――との事前協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お聞きしました。

一部町村の基金が担保されていないということは、今、市長のお答えがありましたように、それで私もほっとしているわけでございますが、基金の取り崩し、これについては山江焼却場、それから免田の施設、そこらについては確かにこれは今後大きな事業費を要すると思います。しかしながら、この基金が枯渇をしていきますと、やはり当然あとは必要な経費は市町村の負担になろうと思います。だからこそ、議決の特例ということが連動しまして、ここらはやっぱりしっかりお願いしたいと思います。

それから基金でございますが、今市長がお答えになりましたように、今後やはり残された

基金につきましても慎重に、そして十分な検討と御配慮をお願いしておきたいと思います。

それから次でございますが、今回の大規模改修、これは冷暖房施設、要するに空調ですね、それから舞台装置と内部設備等が、これは緊急なものということでございましょうが、主になっております。そうしますと、建物本体、これはどう協議、検討されてきたのかなと。非常に建物本体までいきますと、相当やはりかかるようなことになろうかと思いますが、そこらについては、理事会あたりでどのような御検討がなされているのかと思います。それをお聞きしたいと思います。

それから、要するに新しい基準、これは昭和56年の建築時によると思いますが、新しい基準にのっとってきちんと対応はできるんだということになりましても、築後25年たっているわけですから、その強度については非常に落ちているというふうには考えられます。そういうことも含めて、その検討内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回の改修箇所につきましては、昨年の３月２日に施設管理者の人吉市から提出されましたカルチャーパレス管理状況報告書に基づき検討を行ってきたところでございます。内容につきましては、メンテナンス請負業者から早期の改修計画が進められている箇所についての見積もりでございまして、内訳としては、内部の機械、機器設備のほか、施設の床タイル改修、防滑工事を含むものとなっております。

建設本体の改修について検討されたのかという御質問でございますが、当然、将来的には改修を必要とする範囲が拡大していくことは十分予想されますものの、現時点でそれを見込んでいくことは困難でございますので、理事会において建設本体の改修についての議論は行っておりません。ただ、先ほど申し上げましたとおり、施設の外壁であるとか、床であるとかいう、タイルの改修、それから防滑工事等々は含んでいるところでございます。

御指摘のとおり、築25年以上経過し、施設機能がいつ停止してもおかしくないような状況にありますので、一刻も早い改修が必要であると判断しまして、内部施設整備に特化して検討を進めてまいりました。

なお、建設本体につきましては、財務省が示しております減価償却資産の耐用年数に関する省令において50年とされております。また、昭和56年以降の建造物であり、耐震化対策の対象建築物には該当しないことから、現状のままでの維持管理が継続できるものと理解しているところでございます。

今後、内部的な改修、そして次には当然計画性をもって外部的な改修ということに挑んでいかなければならないということではなかろうかと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　市長から今、改修に至った、そして緊急なものについてやはりとり

あえずやらなきゃいけないと、もちろんこれは人命損傷ということは避けなければなりませんので、それはよく理解をいたします。しかし、今お触れになりましたように、本体もやはりその建築基準は満たすといいましても、やはり強度には問題があろうと思います。とりわけ防水関係、これはやっぱり一部においてはいろんな問題がありまして、構造的にやはりそこらのところはしっかり見極めておかなきゃならないということであろうと思います。だから、せめてもの今回の改修のときにその本体の診断ぐらいは検討していただけなかったのかなと、診断まではしておいていただけなかったかなと、そういう思いでございます。それは今後の課題となろうと思いますが、しっかりそこらについてもやはり理事会あたりでもさらに触れておいていただければと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

次にまいります。今回の大規模改修では、改修費を８億5,000万円、これを上限としてあります。これは上限ということは、実際見積もりは８億9,000万円ぐらいかかるわけですね。だから、あと4,000万円ぐらい継ぎ足してくるわけですから、まあ上限とし、９割が人吉市と１割が町村となりまして７億5,556万円、これは上限をしたときの人吉市の負担分でございますが、この負担額となるその財政対応はどうなるのかなと。実質的には、約８億円の負担となると思います。７億5,500万円、そして実際に行政組合が試算をいたしました８億9,466万2,000円、これについては約4,400万円ぐらい、これは加算されるわけでございまして、これはその4,000万円ですから、要するに大きなこの７億5,556万円、ここらについてどう対応をお考えになっているのかなと、財源手当ですね。それから、人吉市への移管後は、移管までは至ってませんが、今度は大規模改修、これの同文議決でございまして、しかし先には人吉市の移管が見えているわけでございます。当然、市有財産として維持補修費が課されてくる、その対応はどうお考えになっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　下田代議員の御質問にお答えします。

人吉球磨広域行政組合がふるさと市町村圏基金を取り崩して、空調関係の改修を行い、本市に移管するといたしましても、その後、内部の改修が必要となってきますが、それらの改修は舞台の吊り物、照明設備、音響設備などの大規模改修工事でございまして、現在、見積もられている額で約７億5,000万円でございます。

本市が大規模改修を行う場合の財政面についての御質問でございますが、現段階では地方債が実現性の高い財源であると考えております。地方債につきましては、その時点で国の地方債計画に上げられた地方債のメニューがございますが、その中から最も有利なものを検討しなければならないというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えします。

私のほうには、本市に移管された後の建物への市の投入はどうするのかという趣旨の御質

問でございますのでお答えいたします。

現行の人吉球磨広域行政組合田園都市中核施設の事務委託に関する規約の運用としまして、維持補修的なものは、同規約第２条に基づき人吉市が、またカルチャーパレス本体を含む大規模改修などにつきましては、第11条に基づき組合理事会と人吉市が協議して決めていくということの認識をいたしております。

しかしながら、平成13年度施工のホール等の屋根防水改修工事、これは約5,600万円ほどかかっております。及び、平成14年度施工の大小ホール舞台設備改修工事、これにつきましては約2,600万円ほどかかっております。につきましては、本市の一般財源で対応しており、規約第11条にうたっております「協議して決定する」という項目は設けているものの、大規模な改修についても市のほうでこれまで対処してきたことは間違いないところでございます。

当然、本体が市へ移管されますと、この規約そのものが廃止されることとなりますので、建物本体の改修にも市費を投入していくこととなると考えております。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま、それぞれ部長、公室長のほうからお答えをいただきました。

改修に要する財源手当は起債に持っていきたいということでございます。起債の方法としてはどういう手立てがあるのかなと。例えばおっしゃいましたように、有力なといいますか、非常に優位なといいましょうか、そういうお金を借りていきたいと、公債費を組みたいというお考えのようですが、どのようなことをお含みなのか、充当率はどうなのかと。そしてまた、今は御計算できないと思いますが、この７億5,500万円、起債に入りますと、これによって公債費制限比率等が何ポイントぐらい上がっていくのか。これは今でなくて結構です。多分、質疑あたりでもお答えいただいても結構ですが、後ほど私にお知らせいただいても結構です。まず起債、どういうものをさせていくのかなと、その充当率あたりをお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えをいたします。

毎年１月に総務省の地方債課から翌年度の地方債計画というものが公表されます。それに基づきまして、私どもは予算編成作業を進めてまいるというわけでございますが、今年度の地方債計画によりますと、地方債活性化事業債地域資源活用促進事業というものが適債事業となっているところでございます。この起債は、地方公共団体がみずから設置した既存の文化スポーツ施設の有効活用を図るために、当該施設の大規模な機能改修向上が見込まれる増築や改築、大規模な模様がえ等、リニューアル事業に充てることができるというふうにされております。

充当率が75％でございまして、財政措置といたしまして、元利償還金の30％が普通交付税

に算入されるということになっております。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　この起債につきましては、今、部長のほうからお答えがありましたように、やはり精いっぱい有利な起債の獲得に努力をしていただきたいと思います。これは昔の地域総合整備債のような格好でしょうかね。いいえ、答えなくて結構です。うなづいていただければ……。わかりました。そういうことで、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それから、公室長から今後の問題についてもお答えがありました。カルチャーパレスのこれまでの通常の修繕工事等を見てみますと、やはり大きいときでは平成13年あたりで5,600万円かけておりますし、平均しますと二、三千万円はかかっていくのかなというふうに思いますが、今後、この本体工事で考えられますのは、やはり防水と、これが屋根の防水等も相当かかるのかなと考えております。コミュニティ等もそうでしょうし、いろんなことで必要経費がかかってくるだろうと思いますし、これについてはしっかりとした計画を立てていただきたいと思っております。これらについては要請をしておきたいと思います。

それから、次でございますが、カルチャーパレスは本来、人吉球磨の文化拠点として、最初建設したときには、やはりそれはもう総意として、これはやっぱり人吉球磨にそういう文化施設は必要だという総意のもとで建設をされたわけでございます。

ちょっと経緯を申し上げますと、建設場所、そしてまた負担の割合、建設費、いろんな議論がございまして、今日に至ったわけでございますが、そういうことでこの広域的な機能といいましょうか、広域施設であるべきというこれは町村側の御意見も一部あっているわけでございまして、今後、仮に人吉市に移転をしてきますと、この広域的機能はどういう形で残されていくのかまた調整させていくのか。そこらについて研究といいましょうか、御検討されているとすればお聞かせいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　御質問にお答えいたします。

広域の機能ということがどうなるのかということで、市に移管されますと、当然、市有財産となります。当然、市の方で管理運営をしていくこととなりますので、結果、その時点では広域的な機能は失われることになります。しかしながら、建設に至りました歴史的な背景、そして何よりもカルチャーパレスそのものが人吉球磨圏域の文化の殿堂という精神は尊重していかなければならないことは言うまでもありませんので、移管後の取り扱いにつきましても、人吉市議会、行政組合、さらには組合議会とも十分に協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　移管された後の問題でもございますから、ここで大きく議論する問題じゃないと思いますが、やはり郡市民の文化のよりどころとなっているわけでございまして、これは歴史がそのまま物語っておりますから、やはり使用料とかいろんなものにそれぞれの考えが波及してくると思います。まあそれは今後の問題ですから、しっかりと協議をしていただいて、備えておいていただきたいと思います。

それでは次でございますが、これも次の段階への問題でございますけれども、人吉市へこの所有権移転がされて、移管後の管理体制はどう考えておられるのか、それもお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えをいたします。

現在、カルチャーパレスは、地方自治法第252条の14に基づく事務委託によりまして、人吉球磨広域行政組合から人吉市が受託をして、管理運営をしております。人吉市に移管された後は、人吉市が運営主体となりますので、直営で運営をしていくのかまたは民間委託によりこれを行うのかは、人吉市が今後決定をするということになります。

カルチャーパレスは、地方自治法第244条に規定しております公の施設でございますので、人吉市に移管された後に、その管理運営を民間に委託する場合は、同法の第244条の２に規定する指定管理者に管理をさせることになります。

御承知のとおり、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考え方に基づいて導入されたものでございまして、その目的は住民サービス向上と行政コストの縮減でございます。

昨年３月に策定いたしました人吉市行政経営戦術計画書におきまして、民間活力の導入を図るため、人事、定員管理と連動した年次的な外部委託を推進するという取り組み方針を定めておりますが、指定管理者制度導入に当たりましては、この観点から改めて検討を行う必要があるというふうに考えております。

また、制度導入のためには、ホールなどにあっては、舞台装置、音響、照明、空調設備など、またコミュニティ等にあっては、プラネタリウムやエレベータなどの各種機器及び施設の老朽化に伴う改修工事も考慮しなければなりません。したがいまして、指定管理者に管理委託をする場合は、改修計画の策定及び事業の進捗状況を見ながら、どの時点から導入していくのか検討していく必要があると思いますし、その間は当然、市の直営で運営をしていくことになります。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　移管後の問題でございますけれども、これはやっぱり人吉市へ所有権が移転されるということは、もうこれは必然といえば言い過ぎかもしれませんが、そう

なってくるのかなと。そしてまた、指呼の間でございますので、やはりそのときになってばたばたと言えば失礼ですけれども、そういうことがないように、もうきちんと対応をしておいていただきたいとそのように思います。

このことについては、以上で終えておきたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時11分　休憩

午後１時40分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）　それでは、午前に引き続き質問をさせていただきます。

次には、通告をいたしておりました特用林産物、この項についてでございます。特にその中で推進室の機能ということで通告をいたしております。協栄精密株式会社のキクラゲ培養等を、実は先だって見学をいたしました。培養された菌床が整然と並んでおりまして、順調な稼働となっているようでございます。さらに、古仏頂町にも会社を立ち上げられるという急ピッチな製造体制が進められているようでございます。

人吉市も７月から推進室が本格的な始動をするということになっております。この推進室につきましては、お二人の同僚議員からも質問もあっておりまして、重複は避けたいと思いますが、もし仮にあった場合にはお許しをいただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたします。キクラゲ等の生産について、３月以降の動きはどうなってきているのでしょうか。まず、それについてお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

３月議会以降の動きでございますが、今、議員おっしゃいましたように、協栄精密株式会社が４月からキクラゲの菌床生産を本格稼働されたところでございます。生産者組織の立ち上げにつきましては、市内の農林家を対象とした説明会はもとより、町内単位や他産業の方々を対象とした説明会を開催し、現在、キクラゲ生産希望の方が10名以上おられます。また、現状でも説明を聞いてみたいという方の問い合わせが続いている現状でございます。今月中にも市内の数箇所で試験栽培をお願いしまして、来年度からの本格的栽培に向けて準備を進めているところでございます。

次に、生産部門の充実につきましては、引き続き生産者を募り、早期に生産組合の立ち上げを行いたいということで、その協議に入っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　３月以降の進捗状況についてお答えをいだたきました。

生産者、これについては組合も、そして生産者に呼びかけもやっておられますし、組合の立ち上げも準備をしておられるということでございます。しかし、生産者についてはやはりこれまでも質問をしてきましたように、中山間地を含むいわゆる農家はもとより、他業種、そこらでもいろいろ御希望も私も聞いておりますし、そこらについても積極的に呼びかけをしていただくということをお願いをしておきたいと思います。そういう方策を進めてほしいなと。

そして、この古仏頂のほうに協栄の方で立ち上げをされる企業は、キノコ類、まあキクラゲにしましても、スライス、乾燥、そして袋詰めと、そういうような一連の作業もできるようになっているようでございます。そういうようになるようでございます。したがいまして、住民の生産者の方たちが御希望されれば、そういうような設備の貸し出しも行えるというような、そういう体制でいきたいというようなお話もございました。そういうこともございますので、ぜひ、そこらについては積極的にきめ細かな呼びかけといいましょうかね、今しっかりとおやりになっておりますが、さらにその充実を図っていただきたいなと思います。

次にお尋ねをします。日本一、言うならば人吉ブランドとするためには、出口の確保も大事だと思いますし、それを確保する確定づける基盤、すなわち生産部門の充実、そして技術者の養成、これも非常に重要だと思います。推進室の機能の中に、それも大きく取り組んでいただきたいと思いますが、これについてどうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　生産部門の技術者の養成につきましてでございますが、協栄精密株式会社におかれましては、キクラゲの生産にあたり、専門の社員を張りつけられまして、菌床生産から培養、栽培に至るまで、国内のキノコ栽培の専門会社であります森産業で技術研修を積んできておられまして、栽培現場での指導技術にも十分対応できるというふうにお聞きしております。また、市職員の中にも、現在、技術指導ができるだけの知識をもっている職員もおりますので、対応できるものというふうに思っております。

また、栽培される農家の方には、今後、講習会や現地検討会などを重ねていただきながら、栽培技術者として自立されることを応援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　会社の方にも非常にたけた専門職員といいますか、技術職員がいらっしゃると。ただ、１名ですね、いらっしゃるのが。それで、やっぱり今後、会社としても大きく拡張をしていかれるということになれば、企業としても非常にやはり忙しくなってくるんじゃないかということでございますし、さらにまた市内の生産者を募って、身近にきめ細かな技術指導ということになりますと、人吉市独自でそういう専門技術者を抱え

ておりますならば、さらによりよく進むんじゃないかと。申し上げましたように、日本一になるためには、人吉ブランドを確立するためには、やはりそういうような丁寧な技術指導というのが必要ではないかと、そういう意味で市にもやはりぜひ自前の技術者の養成をしていただいて、そういう取り組みをしていただきたいと思うわけでございます。この件については、十分な御検討をお願いをしておきたいと思います。市長にも、この件については強くお願いをひとつ申し上げておきたいと思います。

次にまいります。２次培養、この菌床を培養していく中で、２次培養のあり方としましては、本当は生産者側でやった方が一番いいのかなと思いますが、生産組合とそこらでやれることはどうなのかと。もしかすると、企業の方もしっかりと今立ち上げを頑張っておられますので、そこらのほうでもカバーできるのかなあとは思いますけれども、自前のそういう２次培養等についての取り組みについてはどうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

当初の計画では、１次培養は協栄精密株式会社で行い、２次培養は生産組合で行うという計画にしておりましたけれども、培養施設の建設に当たりましては、多額の資金が必要でございまして、生産組合での資金確保が非常に厳しいという面がありますこと、それと協栄精密で２次培養まで行っていただくことで、より品質の高い菌床が提供されるものというふうに思っています。そういうことから、培養はすべて協栄精密にお願いし、生産組合には栽培に専念していただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今お答えをいただきましたように、私も先ほど申し上げたように、協栄精密のその培養棟といいますか、そこをしっかりと見学をさせていただきました。そして、お話を聞いたところでございますが、菌床、確かに協栄精密の精度が高いということを伺っておりまして、部長がお触れになりませんでしたけれども、３万床ぐらいの中で、不良品が２個しか出なかったと、３万個の中で。というようなお話も伺っておりまして、これは後のほうで部長がそういうのは事実かどうかお答えを御確認いただければありがたいと思いますが、そういうことがあろうと思いまして、協栄精密で２次培養までやっていただく、それもまたいいのかなと思います。ただし、それが生産者に渡る場合に、自前でやる２次培養と、企業のほうでやられる２次培養、コストの問題が出てこようかと思います。そうした場合に、そのコスト、なるだけ安く、いい品質を生産者側にお渡しいただければ非常にいいのかなと。そこらについて、しっかりとした調整といいましょうか、企業との調整をお願いをしておきたいと思います。それについてお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

先ほどの協栄精密株式会社の件でございますが、２次培養までの品質管理の現状を今お触れになりましたように、通常、菌床生産における歩どまりというのは97％程度だそうですけれども、４月から今まで、３万個生産された中で、不良品はたった３個ということで、すばらしい実績でのスタートを切られたようでございます。

その菌床のコストの問題でございますが、当然、生産者側で２次培養を行い、若干のコストの低減につながることが一番でございますが、先ほど言いましたように、施設に金がかかること、あるいはその協栄精密さんでやっていただければ、より品質の高い菌床がつくれるということで、その辺はただいま協栄精密株式会社のほうとも、いろいろコスト面でも協議しておりまして、なるべく生産者の負担軽減ができる方向でやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今、部長からの御答弁がありましたが、非常に精度が高い。だから、会社のほうでやったほうがやはり一番いいと、私もそれはそうであろうと思います。それで、やっぱりそのためにはコスト、これをやっぱり下げるためにはどうしても分母といいましょうかね、生産者、この数をたくさんふやす。今、市のほうで会社あたりと多分にお話し合いされているのが12万床ぐらいなのかなと思います。そうした場合に、やはり日本一、30万床ということになれば、当然、生産者側もそれだけの量が必要ですし、そうしますと菌床の価格も当然のこと、また安くなってくるんじゃないかと思いますので、それについてしっかりと力を入れていただきたいなと思います。

次に、先の３月議会でも触れさせていただきましたが、培養施設または栽培施設としまして、学校施設、休校になったり廃校となったり、いろんなそういう施設等があるわけでございます。今現在、休廃校、そこらになっております学校施設、この利活用はどうなっているんでしょうか。そこらについて何かあればお尋ねしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君）　お答えいたします。

現在、市内で休校している学校は、大塚小学校、鹿目分校、矢岳小学校の３校があります。活用状況としましては、大塚小学校と鹿目分校については、校区公民館や地元町内会と協定を結び、社会教育の振興目的として地元の方々に御利用いただいております。矢岳小学校につきましては、地元町内会に清掃等の管理を委託しておりまして、体育館の利用は可能なところでございますが、現状としましては利用されていない状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま部長のほうから、利用状況といいましょうか、現状をお聞

かせをいただきました。学校施設としてこの休校施設の場合、今後どういうふうな形で活用ということなんでしょうか、活用をお考えになっているんでしょうか。それとも、もうやはり活用が少ないから廃校というふうに突き進むのか。活用については、現在の時点でどのようにお考えになっていますか。あればお聞かせください。

○教育部長（赤池和則君）　現在、活用についてどう考えているかというふうなことでございますけれども、これを廃校にしたりするには地元の方たちの同意がどうしても必要というふうなことで、なかなか多目的な活用は難しいというふうなところがございます。今回、大塚小学校等につきましては地元の方から陳情等も出てまいっておりますし、そういうふうな方向で活用はしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　確かに、大塚小あたりのことにつきましても、地元からその活用について陳情が出されてまいっております。当然、休校中の問題、それを学校施設として、また教育を目的として活用していくのは非常に難しいものもあろうと思いますし、限定がされることですからね。そういうことで、今、部長がお話になりましたように、やはり国からの施設でございますから、いろんな手続を済ませて廃校に進めていくと。そして、地元との協議というのが十分必要でございますから、これまでも休校、廃校になってきたのは、地元のいろんな御要望等もあったわけでございまして、そこらはやっぱり十分詰めていただきたいなと思いますし、その進め方をしていただきたいと思います。

そして、やはり利活用が教育施設としてなかなか難しいことであるとすれば、早期に先ほど申し上げましたように、地元との協議をしっかり進めていただいて、そして国との調整をとりながら、廃校処分といいましょうかね、そして地域の多目的な活用に備えるようにしていただければと思います。例えば、私が特用林産物、このことを申し上げておりますけれども、山間地農業等の振興に役立てるような、仮に培養施設とか、栽培施設とか、または栽培をするためにオーナー栽培施設とか、そういうことも含めて活用できるのではないのかなと、そういうような仮に廃校でもされて自由に使えるような施設となれば、そういうこともありますので、やはり教育委員会も執行部、市長部局とも十分協議をしていただいて、さらに地元との協議を重ねていただいて、この対応にはしっかりした対応をお願いしたいと、このように思っております。

それから、梢山工業団地Ｉ区画といいますかね、このＩ区画整備事業が示されておりますが、その中にあるキノコ製造業への貸し付け、これは確約できていくのかなということでございます。多分にその整備が進められておりますので、間違いはなかろうと思いますけれども、これらについてもお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

協栄精密株式会社から梢山工業団地の火葬場に隣接するＩ区画に、培養施設を建設したい旨の要望がございます。いろいろと協議する中で、その用地については初期投資を抑える意味でも、賃貸でということになり、その準備を進めているところでございます。

同時に、Ｉ区画には上下水道や取付道路を整備しておりませんでしたので、この議会でその工事費の補正予算をお願いしているところでもございます。ということで、協栄精密株式会社の要望には十分おこたえできるものというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　整備事業として、やはり道路等の付帯設備も考えながら対応していきたいという御答弁でございます。企業としては、やはり一日一日がやはり企業活動、その収益にかかわる大切なことであろうと思いますので、議会の承認、いろんなそういう結論が出たならば、速やかに対処していただきますよう、これからのお願いをしておきたいと思います。

次でございますが、国が進めておりますＧＡＰ（ギャップ）、農業生産工程管理手法といいましょうか、これについてどうお考えなのか、もしそこらについてお調べがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（椎葉文雄君）　お答えします。

ＧＡＰについてでございますが、農業生産工程管理手法のことで適正農業規範とも訳されております。この日本版については、頭にＪが付いてＪＧＡＰというふうに言われております。これは農産物の安全、環境への配慮、生産者の安全と福祉、農場経営と販売管理という４つの大きなテーマがあり、これに基づく128の管理項目がございます。この多くの厳しい管理項目に沿って、毎日チェックしていきながら認証を受けるということになりますので、認証を受けるには相当の努力が必要になってくるようでございます。この認証を受けることにより、輸入農産物に対抗できる安全性あるいは品質が保持され、農産物流通の信頼が高まり、また消費者の信頼が高まり、流通革新につながるものというふうに言われております。

人吉市でのキクラゲ生産につきましても、このＧＡＰの認証を目指しながら、レベルの高い生産体制や販売管理ができるよう、行政としても精いっぱい支援してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ＧＡＰにつきましては、都道府県の状況からいいますと、九州は非常に低いというようなことのようでございますし、隣県の宮崎県が若干取り入れているというような状況のようでございます。今、部長の御答弁のように、ぜひ、ここらについては進めていただきたいと。そして、農家・生産者には、さらにさらに浸透していくように、

その対応と取り組み、また支援等についての、これについても力を出していただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

それでは、次にまいります。地域資源の活用についてでございます。地域資源について、これは三つ目の通告でございますが、今も歴史館で特別展があっているようでございますが、「人吉が生んだ」というようなタイトルで、植物学者　前原勘次郎先生の植物標本特別展が現在開催をされております。先生の採取された標本は数万点に上りまして、東京大学とか京都大学とか、そしてまた研究機関へも多く標本が保管をされているようでございます。

これまで地域資源の活用につきましては、幾たびとなく提言と質問をいたしてまいりました。今回は、植物資源に絞って、その世界の珍種約30種ほどと、そしてまた希少植物約500種ほどと、この見本植物園といいますか展示園といいましょうか――これはジーンバンクも含めてでございますが――の設置。または自然探勝コースの設置――これはたしか県はこの探勝コースについては設定をしているようだと思いますが――についてであります。現地調査・整備の方法と、これまでの経緯はどうなっているんでしょうか。それについてお尋ねをいたしたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　御質問にお答えいたします。

希少植物の活用につきましては、これまで当時の企画部長からは、保全と活用方法という面から、また経済部長からは、観光資源としての活用について御答弁を申し上げてきております。

議員もよく御承知でございますが、昨年、第三セクターくま川鉄道でリニューアルをしました２つの列車、特にＫＵＭＡ－１でございますが、人吉球磨のミニライブラリー、球磨盆地や周辺の植物を透明アクリルに封じ込めた美しいクリアアートを車内に再現しております。こういった素材の活用もずっと御提案をしてきていただいております地域資源を活用したその一例ではなかろうかと、そのようにも思っておるところでございます。

しかしながら、議員に御提案いただいております希少植物の活用は、非常にアカデミックかつデリケートな部分を持ち合わせておりまして、12月に御質問をいただいた地域資源の中でも特に苦慮をいたしておりまして、いまだに御期待に沿えない部分が多々ございます。平成５年に熊本県で作成されました熊本県環境特性図等におきまして、希少植物の分布等について、大まなか把握等はしているものの、活用するという段階までは至っておりません。貴重な地域資源ということで、本当にうまく活用しＰＲできれば、人吉固有のものとして万民とまではいかなくても、一つの集客のアイテムには、手段にはなると考えております。ただ、昨年も答弁いたしましたように、現場においても、あるいはプランニング・計画の段階でも、地域資源の活用につきましては、もう少し研さんを積む必要があります。その対応をしてまいりたいと考えてはおります。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　公室長のほうから、その活用の一例としまして、このＫＵＭＡ－１ですか、それらについても標本展示をして、その活用の一つとしているというお答えをいただきました。

確かに、そういうことを一つ一つ積み重ねるということは、これは大事なことであろうと思います。ただ、御答弁の中で、特に苦慮をいたしておるようなところ、そしてまたプランの段階でもどうしても難しい問題というようなこともあろうと思いますが、そこらについて、どこらのところがやっぱりお考えになる問題点といいましょうかね、あれば今、ここでなければまた後で結構ですが、あればどういうところなのかなということについてもお聞かせをいただければと思います。

そして、このＫＵＭＡ－１についても、言うならばこれを一歩進めていただいて、やはりこの標本じゃなくて、しっかりした現物といいましょうか、実物を見ていただくということになると非常にその迫力も違うわけでございまして、そこらについてもまあ一歩も二歩も進めていただきたいなと思うわけでございますが、仮にその問題点が、お感じになっているところがあればお聞かせいただければ、私たちも参考になると思いますが、もし難しいということであれば結構でございます。どうでしょうか。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

先ほど、特に苦慮をいたしておりましてというところで、私もまだ、まあ言いわけでございますが、引き継いでまだ間もないところでございまして、詳しくまだ精査といいますか、やれてはおりませんけれども、今回質問を受けるにあたって前のをひも解いていきますと、やっぱり希少植物といえどもですね、いえどもといいますか、やはり県にもお尋ねしたこともあるみたいですけれども、やはりそのものを持ってくることもなかなか難しいし、その地域資源をどういうふうな形で表現していくか、それについてはなかなか専門家の御意見とか、いろんな条件を考えながらやる必要があると。それから、ジーンバンクのこともちょっとお触れでございますけれども、どういう形がいいのか、なかなか財政面も含めまして、いろいろ表現するには、ちょっとまだいろいろ検討する場面があるといったところでまだ苦慮をしていると。これにつきましては、議員がもう七、八年も、九年も十年も前からずっと、地域資源の大きな活用の中からこれにつきまして特化して質問をされておりますけれども、なかなか各部長とも苦慮した答弁をしておるようなところでございますけれども、私のほうはこの苦慮というのは、本当に大事な資源をどういうふうに表現していくかというような苦慮と、あとは財政面をどうするのか、その辺がまだまだ分析、精査していませんので、お答えするにはまだちょっと少し時間を要すると思います。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　確かに、御答弁の中で、苦慮されているということはよくわかっております。しかし、時間というものはやはり流れていきますし、これまでも相当時間がたってきまして、随分と研究も検討もなされてきたと思います。だから、やはりしっかりとしたスタンスでやっぱり取りかかっていただければと思いますので、そこらも十分認識をしておいていただきたいなと思います。

やはり、そこでは次につながっていくわけですが、やはりこういう場合には、非常に何といいますか、専門的な知識、それも必要でございますから、専門家の御意見とか、いろんなこともやはり取り入れていくと。そして、やっぱり事務レベルだけではどうしてもできないということもあるわけですから、そこらについてもやっぱり考え方をよく新たにしていただきたいと、さらに新たにしていただきたいと思うわけでございます。

じゃあ、それにかかわって次の質問にいきます。専門家の指導ということを今ちょっと触れましたが、助言等についてはどうお考えなのか。例えば、ここらには東大の牧野富太郎先生、この方は植物学の大家でございますし、それに師事された前原勘次郎先生、その直弟子の乙益先生、やはりきちんとした日本の植物学会の流れというのがあるわけでございまして、地元にもそういう専門家がおられますから、それについて今申し上げた質問についてお答えをいただきたいと思います。

○市長公室長（深水雄二君）　お答えいたします。

専門的な指導、助言等の必要性はどう考えているのかというふうな御質問だと思います。昨年12月に地域資源ということで一般質問をいただきました後に、前任者、前市長公室長のことでございますが、前任者が２日にわたりまして、球磨地域振興局の担当の参事にお話を伺っております。このときは、人吉球磨の希少植物の状況や熊本県野生植物の多様性の保全に関する条例に基づいて説明を受け、県条例で観光目的に採取して、動植物園で公開できないことから、学術研究としての名目などが必要なことをお聞きしたということでございます。この活用につきましては、かなりの工夫が必要であるし、専門的な見知や環境を損なわないような指導・助言が不可欠であると改めて認識をしているところでございます。本当に専門家の御指導・御助言、いろんなアドバイスはしっかり受けて進めていく必要があるのかなと思っております。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　専門家の指導・助言、これは受けるのにやぶさかではないと、お答えのとおりであろうと思います。

それで、先ほどお答えいただいた中で、もう少し加えておこうかなと思いましたが、ジーンバンク、日本植物園等につきましてもそんなに金のかかる問題じゃないと思います。そしてまた、大量に採取をしてきて、それを移植するというものでもありませんし、見本である

とすれば、１種に一つというようなこともできるわけでございまして、そしてやはり絶滅せんように、種子銀行といいましょうか、遺伝子銀行といいましょうか、そういうジーンバンクをつくっておいてですね、それはやっぱり可能になると思います。このジーンバンクにつきましては、ちょっと方向が違いますが、国民宿舎の横に九大のキノコセンターがございます。これは南泉田にありました九大の演習林、そこらをその土地を代替をしまして、国民宿舎の横にそういう九大に対して土地を譲渡した経緯があります。そのときに、そこにキノコセンターができまして、いつでもどうぞ御自由にお使いくださいということでございますから、それをやっぱり拡大しますと、いろんな方向に使えると思います。そういうことも含めて、今後、御検討をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、これはまことに失礼ながら、ものの言い方になるかと思いますが、専門家と会われるときには、せめてものその方の著書とか、過去の実績とか、いろんな御研究の内容等はしっかり勉強されていったほうがよりよい指導が受けられると思いますので、そこらもまあ失礼な言い方ですが、申し上げておきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

次に質問いたします。九州新幹線開通が目前でございますし、これは市長もかねがねおっしゃっておられます。こういうことを控えまして、現在、盛況しております、大いに盛り上がっておりますＳＬ人吉号、そしてまた国宝青井阿蘇神社等の効果を最大限に生かすためにも、今後、その滞留滞在型観光、これはもう言わずもがなでございますが、さらに強めていくことはこれは自明の理であると思います。人吉球磨には多くの地域資源、これはもう申し上げるまでもなくたくさんございますし、まあアカデミックな観光資源としても、この植物園はその一つとしても非常にいいのかなと。だから、珍種、希少植物の見本植物園、くどいようですが、ここらを設置していくことについても非常に大事なことになろうかなと思います。これについて、大がかりなものは要らないわけでございますから、そこらについて設置に対するお考えは……。すぐ来年でもというわけにはまいりませんけれども、そこらについての基本的なお考え、それもせめてもう次にはというぐらいのお気持ち、やはり人吉が観光としても、そして都市力を上げていくためにも、地域力を上げていくためにも、やはり豊富な地域資源を一つ一つ積み上げて重ねて活用していくというのは大事なことであろうと思います。そういうことで、このことについてお考えがあれば、そして設置についてどうするのか、それもお聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

観光客にできるだけ滞留滞在していただいて、この地方を愛していただき、そしてこの地方で大いに消費をしていただくということが地域経済にとっては大変重要なことでございます。よって、人吉球磨全体で当然のことながら、観光に取り組んでまいらなければなりませんし、また人吉球磨のみならず、えびの、霧島地方を含めました球磨・曽於・隼人広域観光

圏ということも視野に入れていかなければならないのではないかというふうにも考えております。

行政もそうでございますが、民間の方々で知恵を絞っていただき、汗をかいていただく。それぞれの魅力アップが全体に波及するような総力戦で観光戦略はあってほしいというふうに願っているところでございます。

先ほどお話がございましたとおり、植物であっては、球磨川河岸のツクシイバラに光を当てた地域づくりが錦町では始まっているところでございます。市の公園でなくとも、桜を公開していただき観光スポットになっている場所も数箇所ございますし、水辺のショウブや、家の生け垣、花木などで潤いを与えてくださるお宅なども数えきれないほどございます。老人クラブの皆さん方といった団体での花づくりも本当に、露地または道端の路傍の潤いにもつながっているところで、大変ありがたいというふうに考えております。

これは入口論としてお聞きいただければと思いますけれども、希少植物は言うまでもなく、大切なものでございます。その希少さが理解できることによって、価値を生むものだと存じております。植物を見て、見かけの美しさに心をひかれる人、香りに魅力を感じる人、樹木の大きさに安心感を持つ人など、それぞれだと存じております。わかりやすく申せば、その最大公約数に近いほど多くの人を呼ぶアイテムだと言えるのではないかというふうに考えております。

そういったことから、議員御提案の希少植物をテーマにするというのも、大変おもしろい、興味のあるアイデアでございますし、ターゲットを絞るということもあると存じます。やはり専門的な方を含めまして、そういうことに興味を示される方々だけを対象にするというわけにはいきませんので、多くの人々に理解をいただくために、平準化するという工夫がいるというふうに感じたところでございます。

先ほど、総力戦という言い方をしましたが、観光地として住む人たちが花を育て、みずからが潤い、隣人を喜ばせ、そして四季の花々でお客様をお迎えする、そのような運動みたいなことから始まるというものも一つの考え方ではなかろうかというふうに思っております。市を挙げて、そのように花に彩られた観光地づくりが根づいていけば、議員御提案の希少植物あるいはジーンバンクを必要とする植物への愛着、意識も生まれていくのではないかというふうに考えております。ソフトが先行することで、より多くの方々の賛同もいただけるのではないかというふうに考えているところでございます。

私どもも、お客様をお呼びするということを、改めてさまざまな角度から検討してまいらなければならないということでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　市長のほうから、地域づくりのあり方、特に観光、そしてまた地域

資源を使ったということに触れていただきました。ソフトが先行することも大事でございますし、裏づけるハードも必要でございます。ハードがソフトを生んで、ソフトがハードを生むと、やっぱりこれは鶏と卵の関係ではなかろうかと思いますから、両方とも力を入れていただきたいと。だから、今お答えにはなりませんでしたけれども、やはり見本植物園、これは乙益先生もボランティアとしてでも手伝いたいというお気持ちが強いようでございますから、やっぱりそういう専門家、言葉が悪いんですが、人的支援といいますか、人材、これをもう最大限に活用してほしいと思いますので、それについても十分お考えをいただきたいと思います。

ここで、御答弁をそれぞれいただきましたので、私の考えを含めまして、まとめておきたいと思います。

まず、やっぱりカルチャーパレス、これは午前中それぞれのお答えをいただきましたけれども、建設当時のいろんな経緯、そして広域行政組合の現状が厳しいというものは多々あると思います。しかし、大規模改修そして人吉市への移管と、これは所有権の移転も見据えてくるわけでございますが、執行部も議会もその課題につきましては、やっぱり十分な認識を持っていかなければならないと、このように思っております。

それから、地域資源、これは植物のみならず、これはきょうは一つの例としまして、植物関係の資源を申し上げましたけれども、人吉球磨地域には本当に豊富な、また文化財の宝庫と言われますように、そういう面の資源もたくさんございます。これは本気で最大限生かしきることがやっぱり一番大事なことではなかろうかと思います。市長が申されましたように、ソフトもハードも、さらにつぎ込んでいただきたいと思います。

それから、特用林産物の振興、これはキノコ類の特にキクラゲ、これは人吉ブランドとして日本一になれる要素を本当に大きく持っていると思います。ですから、トウガラシと他の林産物を合わせまして、地域間競争に打ち勝つためにもやはり出口、これは申し上げられました販売、そういうことも含めて、特に入口、これは生産部門の基盤のほうですね、これらについてもそうです。充実をしっかり図っていただきたいと思います。これは先ほど部長からの答弁もありましたので、そこらについては十分な期待をしながら申し上げておきたいと思います。

以上のように、いろいろな要請をいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時25分　休憩

午後２時36分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の豊永貞夫です。

早速、通告に従いまして、一般質問をしてまいります。

今回、２項目について通告しております。第１点目が、がん検診の無料クーポン券。２点目が、運転免許証の自主返納についてであります。

まず最初に、がん検診の無料クーポン券について質問してまいります。昨年の６月にも、このがん検診については質問をしておりますが、また再度質問をさせていただきたいと思います。

日本においては、昭和58年（1983年）以降、死亡原因の第１位はがんであり、亡くなる方の３人に１人はがんが原因で亡くなっているという現実があります。日本は世界有数のがん大国である反面、国民の命を守るがん対策では、いまだに後進国です。早期発見・早期治療をすることで、がんであっても完治する可能性が高まることは言うまでもありません。しかし、日本のがん検診の受診率はＯＥＣＤ（経済協力開発機構）各国の中では最低で、受診率は20％台です。これでは早期治療することはできない現状です。

そこで、がん対策の柱の一つであるがん検診について、国が平成18年度に策定したがん対策基本計画では、平成23年度までに受診率50％以上という大きな目標を掲げています。その一環として、女性特有の乳がん・子宮頸がんの検診受診率を上げるため、昨年度、第１次補正予算に216億円が計上され、一定の年齢の方を対象にがん検診無料クーポン券の配布が実現し、検診率の向上に向けて大きく動き出しました。この事業は、市町村が実施するがん検診において、特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳を送付し、女性特有のがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、それにより健康増進を図ることを目的としたものであります。

昨年度、本市でも実施され、一定の結果が出ていると思います。まずは、乳がん検診についてですが、今回の無料検診クーポン券送付は40歳から60歳までの５歳刻みの対象者へのクーポン券配布でした。乳がん検診を受診された方の総数と受診率、前年度との比較の状況と、受診された方に対するアンケートを取られていましたら、その結果をお尋ねいたします。

１回目の質問です。

○健康福祉部長（中村明公君）　それでは、お答えいたします。

まず、受診率についてでございますけれども、平成21年度の乳がん検診無料クーポン券は、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方が対象で、対象者総数が1,306名、そのうち受診者が296名で、受診率は22.7％となっております。

また、前年度との比較でございますが、比較可能な45歳と55歳について申し上げます。まず、45歳では、平成20年度が対象者数214名、受診者数11名、受診率5.1％、平成21年度が対象者数225名、受診者数52名、受診率23.1％となっておりまして、受診者数で41名、受診率

で18.0ポイントの伸びとなっております。

次に、55歳では、平成20年度が対象者数267名、受診者数26名、受診率9.7％、平成21年度が対象者数265名、受診者数54名、受診率20.4％となっておりまして、受診者数で28名、受診率で10.7ポイントの伸びとなっております。

それから、受診された方の声でございますけれども、アンケートはやっておりませんけれども、受診者の声ということで御紹介をさせていただきたいと思います。今年は受けられたが、来年は受けられないのだろうか。今まで検診を受けていなかったが、クーポン券が来たので初めて受けました。クーポン券と一緒に手帳も送られてきたので、読んだら、予防が大事だとわかり、勉強になりましたなどでございます。このように、検診に関しましては、積極的な声があり、クーポン券に対して期待されている状況にあります。したがって、無料クーポン券の効果といたしましては、受診率の向上や受診のきっかけづくりにつながっているものと思われます。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　今、答弁でありましたように、今回のクーポン券で受診者数が昨年との比較ではありますが、ふえていることがわかりました。年齢でも若干違いますが、ふえているようであります。

また、受診者の声としましては、予防が大事だとわかったという声があり、まさにこの事業を実施した意味があったんじゃないかと思われます。なかなか初めて受けられる方は、いろんな不安、そういうものがある中で、今まで受けていなかったがクーポン券が来たから初めて受けた、まさにこのクーポン券の意味があったと思っております。答弁でもありましたように、要は受診のきっかけづくりであって、予防が大事だと思われた方は、今後、定期的に検診をされると考えられます。

それでは、子宮頸がんの受診率はどうだったかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

平成21年度の子宮頸がん検診無料クーポン券は、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方が対象で、対象者総数が850名、そのうち受診者が161名、受診率は18.9％となっております。

また、前年度との比較でございますが、比較可能な25歳と35歳では、受診率が9.3％、24.5％となっており、受診率についてはそれぞれ7.5ポイント、17.6ポイントの伸び率となっております。

受診者の声につきましては、先ほどと同じく、クーポン券に対して今後の継続を期待されている状況にございます。特に若年層や未婚女性では検診率が下がる傾向にありますが、心理的抵抗が検診受診への障害の一つともなっておりますので、病気に関する理解、あるいは治療、検査への不安を少しでも取り除くための手立てを講じていく必要があろうかと思いま

す。例えば、検診内容をわかりやすく説明したパンフレットを作成し、必要な場所に配置すること。若いうちから病気に関心を持つことで、検診についても理解を深めるよう、学校と連携して啓発活動を行うなど、教育的配慮についても検討すること。そのほか、個別相談体制の充実や待ち時間の短縮などの環境整備を図ることも有効な方策だと考えております。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　子宮頸がんについては、若い年齢の方は受診率が悪いようであります。無料クーポン券でのがん検診により、早期発見・早期治療の重要性の認識、これまで無関心だった方への啓発も含めて、検診受診率向上のための事業としては有効であったと思います。

がん撲滅を目指す日本耐がん協会の調査で、公明新聞に載っておりましたが、これは３月９日付でありますが、「初めての検診後押し」というタイトルで記事が載っておりました。その結果、全体の受診率で乳がんが14％増、また子宮頸がんについても９％増ということであります。その比較としましては、無料クーポン券を配布した09年度の乳がん検診は08年度の88万5,726人から101万804人へ、12万5,708人ふえたということで、前年比14.1％の増加。子宮頸がん検診でも、同97万370人から105万8,081人へ、８万7,711人ふえ、９％の増となったということであります。全国的にも、やはり本市におかれます受診率のパーセントとほぼ似たような感じ、微弱ではありますがふえている、そういう感じであります。ただ、若い年齢層の方は、やはり心理的な抵抗感、そういうのもあって年齢とともに変化していくとは思いますが、若い年齢では厳しいだろうというのは想像ができます。

最近のテレビなど、マスコミ報道も子宮頸がんに罹患した芸能人が、予防のためにワクチン接種の必要性と、公費助成を要望している場面などが取り上げられ話題になり、予防に対する関心度も高まっているようです。がんで唯一予防できるがんであり、ワクチン接種と検診のセットで、100％予防できるとされています。

私は、３月議会で、この子宮頸がんワクチンの接種への公費助成の質問と、国へワクチン接種の負担軽減の意見書を提出したわけでありますが、それと前後してワクチン接種への公費助成される自治体がふえているようであります。今回の無料クーポン券で劇的に検診受診率が上がったということにはなっておりませんが、これまで横ばい、あるいは減少していたものが、この事業を実施したことでふえたのも間違いないと思います。

この結果を踏まえまして、ほかのこの乳がん、子宮頸がん以外のがんの検診の状況と、検診受診率を上げるための方策はどうであったかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（中村明公君）　お答えいたします。

他のがんの検診の受診率についてでありますが、超音波検診が33.1％、大腸がん検診が29.0％、前立腺がん検診が18.6％、胃がん検診が18.5％となっております。

いずれの検診とも、年度により数ポイントの増減はあるものの、大きな伸びは示しておりません。がん検診につきましては、平成19年に閣議決定されましたがん対策推進基本計画において、５年以内に受診率を50％以上とすることを目標の一つとされておりますので、この目標の達成に向けて努力をしているところでございます。

受診率を上げる方策についてでございますが、まず受診率を上げるための現在の取り組みといたしましては、受診するのが怖い、病気が見つかったら治療費や入院費がかかるので困るといった声がよく聞かれますので、治療や検査への不安、経済的な不安等を軽減するためにも、早期発見の重要性や定期的な受診が大切であることなど、理解を深めていただくためのいろいろな情報を提供しているところでございます。

また、複合検診として、血液検査等の特定健診と各種がん検診を同じ日に実施することでの検査時間の短縮や、土日の休日検診などによって、受けやすい検診体制の整備に努めております。

次に、今後の取り組みでありますが、検診を受診したくない理由として、費用や苦痛、時間やめんどくさいなど、さまざまな原因が考えられますが、今後、検診機関や関係団体、職場との情報交換を通して、さらに受診率向上を図るための具体的な取り組みについても考えていきたいと考えております。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　今、答弁でありましたように、ほかのがん検診については、ほぼ横ばいの状況であるということであります。これまでがん検診を受診されている方は、毎年、検診されていると考えられるので、新たにがん検診受診をする人をふやす方法を考えていけばいいんじゃないかと思っております。

先に述べたように、検診受診率を50％以上を目指すのであれば、新たにがん検診を受けるには、やはりきっかけが必要だと思います。そういう意味では、女性に無料クーポン券が配布されて、受診率が上がったのであれば、男性にも無料クーポン券があってもいいのではないかと思います。例えば、男性特有の前立腺がんなど、血液の検査で今簡単にわかるところがありますので、この部分でも無料にしてある年代を絞って検診をしてもらうならば、それがきっかけになり受診率も受診者も上がるのではないかと思います。これは提案です。検討してみてください。

次に、今回の乳がんと子宮頸がんの検診の無料クーポン券は、20歳から40歳までの５歳刻みの対象者へのクーポン券ですので、その年齢以外の方全員への検診の機会を与えるために、公平性を保つならば最低でも５年は継続して予算措置をすべきだと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

女性特有のがん検診につきましては、今年度の結果からも、無料クーポン券の導入により、受診率の増加につながっているのは、先ほど部長が答弁したとおりでございます。このようなことから、平成23年度におきましても、厳しい財政状況にありますけれども、国の財政措置や他市の状況とも照らし合わせながら、総合的に検討し、継続してまいる方向で進んでまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　ぜひ、５年継続で要望しておきたいと思います。

３月議会でも申し上げましたが、この子宮頸がんのワクチン接種で予防できるということであります。今月６月より、子ども手当が支給されておりますが、今年度は１人当たり１万3,000円あります。この子宮頸がんのワクチンですが、３回接種で５万円ほどかかるということで、国の財政措置、また市の補助にしてもなかなか厳しいということで、やはり厳しいながらにも、やはりこの病気、あるいはこのがんの発生というのが、年々確率が高くなっていくということで、この子ども手当を使ってでもですね、各家庭でやはり子供を思う親心としましては打たせてあげたい。やはり、子ども手当を使ってでも接種していくのが必要ではないかと思っております。

また、来年度の子ども手当については、２万6,000円もやはり今の政権、厳しいというテレビ報道でもあっております。１万3,000円は基準として残るようですが、それ以外の部分では保育所の整備とか、いろんな分野で使える財政になりそうでありますので、その部分でこのワクチン接種の公費助成も考えていただければと思っております。ぜひ、この今の政権、民主政権でその部分を考慮していただいて、来年度以降も予算措置をしていただければと思っております。この件はこれで終わります。

続きまして、運転免許証自主返納についてであります。平成22年度交通安全白書の中で、平成21年の交通事故死者数は57年ぶりに5,000人を下回り、4,914人となり、９年連続で減少していることがわかりました。また、交通事故発生件数も５年連続で減少しているという報告であります。

減少した要因としては、基本的には道路交通環境の整備、交通安全思想の普及・徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急体制等の整備など、交通安全基本計画に基づく諸対策を総合的に推進してきたことが大きいということですが、具体的にはシートベルト着用率の向上、高速走行の事故の減少、飲酒運転など悪質・危険性の高い事故の減少、法令違反の歩行者の減少などが挙げられています。

しかし、交通事故発生件数、死者数は減少しているものの、高齢者の事故や死者数は増加しています。年齢層別交通事故死者数の統計では、死者数は65歳以上の高齢者2,452人で、17年連続で最も多く、年死者数に占める割合は49％を超えています。

しかし、その約半数の1,202人は車両の運転中ではなく、歩行中の事故であります。平成21年中の交通事故死者数を年齢層別に見ると、自動車乗車中については、65歳以上の高齢者が全体の37％と最も多くを占めています。全国的にも高齢者の事故が増加している現状でありますが、本市の状況をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）　豊永議員の御質問にお答えします。

人吉警察署にお聞きした平成19年から21年までの３年間における人吉市で発生した総事故件数と、高齢者の運転による事故件数をお答えさせていただきます。

平成19年は、総事故件数が132件で、このうち高齢者運転による事故件数は27件でございます。

平成20年は、総事故件数は139件でございまして、このうち高齢者運転による事故件数は23件でございます。

また、平成21年は、総事故件数は135件でございまして、このうち高齢者運転による事故件数は41件でございます。

一般的な事故原因として、安全の不確認、前方不注視、動静不注視――これは車・人の動きを見ていないとのことでございますけれども、この三つが主な理由とのことでございまして、高齢者の事故に関しましては、さらにブレーキ、アクセル操作の不適、速度・距離感覚の誤認等の原因比率が高くなっているということでございました。

以上、お答え申し上げます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　高齢者ドライバーの交通事故の特徴としては、標識の見落としなどによる出会い頭の事故や、交差点で右折する際に、反対車線の直進車と衝突する右折事故などが多いようです。加齢に伴う動体視力の低下や、視野の狭まり、答弁でもあったように、距離感覚や速度感覚などの衰えが大きく影響していると思われます。ただ、高齢者におきましても個人差がありますので、すべての高齢者の方がそうだと言っているわけではありませんので、その辺はお断りしておきます。

答弁でもありましたように、本年の事故件数も、毎年100件を超えて、その中の高齢者の事故件数も決して少ないとはいえない。これからますます高齢化が進む中で、運転免許の保有世代の高齢化も進んでいくわけですので、今後、さらなる事故防止のため、高齢者を事故から守るための施策を考える必要があるのではないかと考えます。

ここで、運転免許証の自主返納制度が熊本県でも実施されておりますが、本市での状況をお尋ねいたします。また、人数とその理由がわかればお尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君）　御質問にお答えいたします。

人吉警察署にお聞きしましたところ、運転免許証の自主返納制度は、熊本県におかれましては、平成14年６月１日から開始をされており、人吉市に住所のある方で、自主返納された

方の人数は、平成20年度が７人で、その内訳は80歳代の方が６名、90歳代の方が１名でございます。平成21年度は、お一人で80歳代の方が１人とのことでございます。

また、自主返納の主な理由でございますが、高齢によるもの、病気等による運転が困難になったこと、経済的なこと、家庭環境によるものなどの理由があるようでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　高齢者の方が返納されているようであります。それも80歳代と90歳代の方という答弁であります。しかし、意外と少ないという感じを受けました。もう少しいらっしゃるのかなと思っていたんですけれども、意外であります。ただ、自主返納された方はこの人数ではありますが、高齢者の方では免許更新をせずに、そのまま流してしまったとか、また入院されていて更新したくてもできなかった、そういう人たちもいらっしゃると思います。それは、この数字には入っていないんだと思っております。

高齢者の事故防止のために、運転免許証の自主返納支援事業で自主返納される65歳以上、あるいは70歳以上の方を対象に、公的な本人確認書類として利用できる顔写真つきの住民基本台帳カード、住基カードの無料交付を実施している自治体がふえています。高齢者の方で、運転免許証を身分証明書かわりに保有している方もおられ、そういう方へ自主返納をしやすくするものであります。

ここでちょっと住基カードの件で確認しておきたいと思います。住基カードの状況の件は、昨年、立山議員も質問されておりますが、本市の住基カードの発行総数と年間の発行総数を再度、今回お尋ねしたいと思います。

○市民部長（荒巻　通君）　こんにちは。お答えいたします。

まず、住基カードについて御説明をさせていただきます。住基カードは居住されている市町村で住民登録をしている方でないと申請をすることができません。住基カードは写真つきと写真なしの２種類がございまして、これが私の住基カードでございますけれども、右真ん中のところに写真がついております。写真つきには、氏名、生年月日、性別、住所が記載されております。写真なしは、氏名のみでございまして、どちらか一方を選んでいただくことになります。ただし、公的な身分証明書としての御利用は写真つきに限られております。

また、公的個人認証サービスによる電子証明をすることによりまして、熊本県の電子申請手続及び税務署の税申告手続がインターネットを通じて利用できるようになっております。そのほか、居住する市役所、町村役場で、戸籍や住民票、その他諸証明書発行申請時の本人確認の際、運転免許証などにかわる公的身分証明書として利用することができます。住基カードの有効期間は10年でございまして、公的認証の有効期間は３年となっております。

次に、これまで本市が発行いたしました住基カード枚数でございますが、平成15年度から発行しておりまして、平成21年度まで発行総数は944枚でございます。年度ごとの発行枚数

は、平成15年度が44枚、16年度が73枚、17年度が73枚、18年度が126枚、19年度が273枚、20年度が201枚、21年度が154枚となっております。このうち、転出や死亡によりまして、失効となりました住基カードがございますので、平成22年３月31日現在の有効枚数は802枚でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　ここ数年の増加、今答弁がありました18年度から100枚を超して、18年126枚、19年度が273枚、20年度が201枚、21年度が154枚とありますが、これはやはりe-Tax、税の申告などの利用で増加したのであろうと思います。

発行開始から７年が過ぎて総数1,000枚にも満たないという状況ということをどう分析されているのかお尋ねいたします。また、住基カードに対する今後の考えもお尋ねいたします。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず１点目、本市における発行数の分析でございますが、平成22年３月31日現在の有効枚数が802枚となっておりまして、総人口に対する普及率は2.2％でございます。国内における総発行数は約444万7,000枚で、総人口に対する普及率は3.5％でございます。熊本県全体の有効枚数は３万1,698枚でございまして、普及率は1.8％でございます。県下14市の発行状況を有効枚数が多い順に３市ほど申し上げますと、一番多いのが熊本市１万4,578枚、2.1％でございます。次に、八代市2,064枚、1.6％です。荒尾市1,391枚、2.5％でございまして、普及率では、上天草市4.6％、1,368枚、阿蘇市が3.3％、932枚で、荒尾市が2.5％、1,391枚となっております。ちなみに、発行枚数が県下で最も少ない市が、水俣市の517枚、普及率では玉名市ほか３市が1.2％となっております。

球磨郡におきましては、あさぎり町が531枚で3.2％、多良木町が189枚で1.8％、錦町が165枚で1.5％、以下、水上村79枚、相良村62枚、湯前町58枚、山江村45枚、球磨村37枚、五木村15枚となっておりまして、本市は普及率で申し上げますと、全国平均よりは低いようでございますが、県の平均よりは高いという状況でございます。

ただいま申し上げました県内関係の数値は、有効枚数が平成22年３月31日現在、本市以外の人口につきましては、平成21年12月１日現在の数値でございますので、あくまでも参考ということでお考えいただければと存じております。

次に、２点目の普及に対する今後の考え方でございますが、現在、本市での住基カードの利用形態は、熊本県の電子申請「よろず申請」と税務署の税申告に限られておりますが、公的身分証明書としての機能がございますので、運転免許証をお持ちでない方が戸籍や住民票あるいは印鑑証明書などの諸証明を申請される際、本人確認に御利用いただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　７年間で1,000枚に満たないのは、県でいうと平均よりは高いという分析でございました。７年で1,000枚は多いのか少ないのか、ちょっとわかりませんが、私は少ないと思っております。

あと、今後の対応、今後どう考えておられるかというのは、運転免許証をお持ちでない方が、戸籍や住民票あるいは印鑑証明などの諸証明を申請される際、本人確認に御利用いただきたいと考えられているようであります。

私も住基カードは持っていますが、ことし税の申告のときに利用させていただきました。しかし、ほかに利用する機会がなかなかなくて、実際にそういう部分がこの住基カードが普及しない一つの理由になっているんじゃないかと思っております。

そこで、大分の別府市では、ことしの４月１日から、高齢者の事故防止のために、運転免許証自主返納事業で、70歳以上の高齢者ドライバー、運転免許証を自主返納した場合、大分共通バスカード１万円分を贈呈、さらに運転免許証を身分証明書のかわりとして持っている高齢者にも配慮し、現在500円で発行している身分証がわりの写真つき住基カードを発行し、手数料も無料とされております。

そこで、本市でも高齢者の事故防止のために、運転免許証自主返納者への住基カードを無料発行できないかお尋ねいたします。

○市民部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

住基カードの無料発行についてでございますが、先ほど総務部長が申し上げましたように、警察署では自主的に運転免許証を返納される方に、免許証の身分証明書的な機能にかわるものとして、申請により、運転経歴証明書を交付されておられますが、有効期間は発行後６カ月でございまして、その後は本人確認用書類、いわゆる身分証明書として使用できないこととなっております。

また、運転経歴証明書には住所の記載事項の変更ができないなど、身分証明書としての機能に制約がございます。その点、住基カードは有効期間が10年、転居等につきましては裏書きで対応できますので、運転経歴証明書に比べまして有効期間の面でメリットが大きいと思います。

しかしながら、現在、住基カードの発行には手数料が500円必要となっておりますが、単価的には１枚に付き1,000円以上の経費がかかっております。そういったことで、今後、慎重に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　免許証の自主返納者の件で質問していますが、やはり本市におきましてもですね、本市に限らず山間地の路線バスのない地域で生活されている方は、やはり

車なしでは生活できないのが現実であろうと思います。やはり高齢であっても運転せざるを得ない状況であって、そのため免許証を保有している、また多少運転に不安があっても、やはり病院や買い物など、生活のために運転されている方もいらっしゃるとは思います。

しかし、事故防止のために、そういう地域の高齢者の方でも安心して運転免許証を快く返納できるようにするための環境づくりが必要だと思います。そういう地域で自主返納された高齢者を対象に先週、村上議員や川野議員が、買い物弱者とか、交通体系の質問をされておりますが、そういう地域でやはり人吉市には高齢者一人住まいの方もたくさんいらっしゃいますので、そういう地域で自主返納された高齢者への乗合タクシーなどの運行など、環境づくりは考えられないか、市長に考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

高齢者で、免許証を自主返納されたり、または運転免許証をお持ちでない高齢者で、路線バスが運行されていない地域にお住まいの方々が、病院や買い物へ行く交通手段がなくなるということは、大変憂慮すべき状況であると思っております。

本市では、今後、人吉市地域公共交通会議を立ち上げまして、公共交通機関の再編を検討しております。できるだけ地域に即した交通体系を、一日も早く構築してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　この住基カード、先ほどの自主返納者の数字はかなり少ないようでありますので、そういう自主返納された方への住基カードの無料発行というのは、ぜひやっていただきたいと、この件については要望しておきたいと思います。

また、地域交通体系の再編も検討されているということでありますので、その推移も見守っていきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時20分　休憩

午後３時31分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　最後の登壇者でございます。11番の森口です。よろしくお願いします。

きょうは、私ども市政クラブは、少しでも地域活性化に役立とうということで、この一般

質問の大反省会をきょう予定しております。時間を少し心配しておりましたけれども、きょうはおかげさまでたっぷりございますので、持ち時間の範囲内でやらせていただきたいと思います。

それにしても、今度のこの日程は変則的でありまして、通告から約10日、待ちに待ったわけでありまして、最初は時間があるから、ああ、これは十分調査できるなあと思っておりましたけれども、真逆ですね。かえって間延びしてしまって、どうもあんばいが悪いというような経験をいたしました。

また、この10日間というのは、いろんなことが国会開会中でもありますし、起きます。例えば、通告しております案件に対する国の動きがあったりとか、そういうのもございました。例えば、治水関係は、私、通告させていただきましたけれども、10日付の熊日一面でしたかね、五木村の再建についての特措法、次の通常国会に提出すると。それに対しまして、五木村長が特措法の成立はうれしいというようなコメントも出ておりました。

それから、何よりもこの10日間の間に政権、内閣がかわったということでございました。それにつきましては、菅新総理大臣ですけれども、以前からよく自分はイギリスの政治を勉強したと、事あるたびにイギリスではイギリスではということをおっしゃっておりました。そのイギリスでは、かつて口蹄疫が発生しましたときに、国を挙げて対策を講じるために総選挙をずらしました。それほど一生懸命になりました。菅総理は、一昨日でしたか、宮崎にお入りになりまして、私はてっきりこの国家的危機、国難に当たって、政府挙げて全力で対策を取り組むために、参議院選挙を法律の許す限り後に延ばしますということをおっしゃるかと思っておりましたら、今週早々には国会を閉じて、選挙に臨まれるそうであります。どうもその辺、理解できません。この国難をどのようにとらえていらっしゃるのか。いろんな重要な案件がありましたけれども、そういう議論もほっぽり出して、この国難、口蹄疫問題も横目に見ながら選挙に突入するという、一体国家の危機管理とはどういうことだということを強く感じております。いずれにしましても、一日も一刻も早く、口蹄疫が終息しますようにお祈りをしておきたいと思います。

それでは、通告に従って質問をさせていただきますが、今回は、いずれも市民の皆様方に現状についての情報をできる限り提供したいと、そういう思いを込めながら、３点ほど通告したところでございます。

１点目は、治水対策、継続中のダムによらない治水を検討する場についてということでございます。それから、２点目が財政状況、財政健全化法及び財務諸表から見た市の財政状況について、これともう１点、この件に関しましては、経常収支比率から見た市の財政状況というのも事前に執行部に申し上げておりますので、回答いただけるものと思っております。それから、３点目が将来展望、これから先、人吉球磨地域の将来のありよう、一体市長はどう考えていらっしゃるんですかというようなことをお聞きしてまいりたいと思います。

まず、１点目の治水対策についてでございますけれども、これまで７回ほど、ダムによらない治水を検討する場というのが開かれまして、私も傍聴させていただいております。それから、特別委員会、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、これに私、所属しておりまして、この中で国・県との二度にわたる意見交換会、あるいは松田議員も井上議員もおっしゃっていましたけれども、我々の会派で先月研修いたしました。国交省における傍聴であったり、国交省本庁とのレクチャー、そういうのを通じて明確になりましたことを簡単に、ごくごく簡単ですけれども整理をさせていただいた上で、２点ほど市長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、１点目でございますけれども、人吉地点における治水の安全度、これにつきましては、現時点での治水安全度はおおむね５分の１程度であるということでございます。このことにつきまして、初日、田中議員は、まあしょっちゅう洪水が来ると、そういう程度の安全度だという表現をされていらっしゃいました。もっともこれは避難勧告も頻発しておりますので、人吉市は、まあまあそういうことかなあと思っております。

それから、２点目が、この検討する場でいろいろ検討されております。直ちに実施する対策を実施し、それが完成した時点で例えば昭和40年程度の雨が降った場合で、人吉の場合はどれくらいなんだということは、堤防の天端からマイナス11センチ程度下がりましょうと。それから、昭和57年程度の雨が降った場合。これは堤防の天端からマイナス５センチ程度でありますと。これを国土交通省は、「堤防ひたひたで流下します」という表現を使って、私どもに説明をしてくれました。

それから、３点目、直ちに実施する対策の事業費は、最大で約443億円程度、最大でですね。ちなみに、八代河川国道事務所の今年度の河川関連予算規模は約20億円でありますから、単純に今後、同程度の予算が投入されるとしたら、やはり20年以上は要するであろうと。ただ、こういう案件でありますから重点的に配分されたら、それは期間が短くなるのはこれはもう当然であります。

それから、４点目、平成19年に策定されました球磨川水系河川整備基本方針の長期的な治水目標であります安全度の80分の１は生きていますよということも、国土交通省は述べております。

それから、５点目、国土交通省の基本的な考え方として、治水安全度地域防災力を向上させるために直ちに実施する対策では、従来想定していた治水安全度には達しないため、一層の安全度の向上を目指して、治水安全度地域防災力を向上させるため、引き続き検討する対策の検討や調整を進め、実施可能となった段階で着手していくという、ごくごく簡単ですけれどもこういうことであろうと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたしますけれども、直ちに実施する対策を講じても市内では20分の１から30分の１程度の洪水が来た場合、堤防、要するにひたひたで流下するということ

で、これにつきましては安心で安全なまちづくりを構築していくんだという観点からは少し遠いかなあという気が私はしております。

そこで、今後とも検討する場はずっと継続していくと思われますけれども、その中でこの治水安全度について、市長はどのように今後お考えで訴えられていくのか、御見解を聞いておきたいと思います。

以上、１回目を終わります。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

河川を整備していくという治水事業を行う上では、当然、長期・中期・短期の目標があるものと考えております。それが球磨川水系では、河川整備方針に基づき長期目標として80分１という数値が掲げられていることは十分理解をいたしておりますし、何度も御質問にお答えし、答弁しておりますとおり、尊重いたしております。

安全度だけでとらえれば、高ければ高いほどよいわけでありますが、自然との共生や経費の問題等それぞれにさまざまな条件が伴うこともまた事実でございまして、人間の手による完全なる防災ということもないことなどを勘案いたしますと、一定の安全度が設定されるというものだと考えております。

現在の治水安全度が５分の１だとか、20分の１、30分の１程度の洪水で、堤防がかなりひたひたの状態になるという国交省の見解ということでございますが、現況は現況として受けとめ、年次的・段階的に目標に向かって、あらゆる可能性のある治水対策を講じていただき、目標値であります80分の１に近づけてもらいたいと存じておりますし、何度もお答えいたしておりますが、一方では防災・減災というソフト面とを同時にあわせ進めていくことが治水安全度をさらに高め、市民の皆様の生命・財産、特に命を守るためには最も重要だと考えております。そういったことを今後のダムによらない治水を検討する場でも要望してまいりたいと存じております。

また、思い起こせば、平成20年９月、私の施政方針、そして蒲島知事のダム白紙撤回表明がダム中止への決起になったことは明らかであり、五木村民の皆様を初め、多くの方々に新たな御心痛・御心労をおかけしてまいりました。大きな方針転換という点では、議員各位、市民の皆様にも多大な御心配をおかけしたものと存じております。

今回の国の五木村再生に係る特措法の発表は、流域、特に五木・相良両村にとって、希望の光を見出すものである。新たな時代の足音を感じさせるものでございました。この国の新たな動き、その流れをつくり出した大きな要因の一つとして、やはり球磨人吉、あるいは流域の思いが、今一つになっているということだと感じております。治水のあり方・方法については、これまでの歴史、経緯を踏まえて、それぞれのお考えや御見解があることは当然認識いたしておりますし、それぞれ尊重されるべきものだとも思っております。

しかし、昨年あたりからでございましょうか、川辺川ダムの中止を機に、本当に国は動い

てくれるのだろうか、五木村整備関連予算は補償されてくいのだろうかという焦燥感・危機感、治水に対する意見の対立構造はあっても、水没地域である五木・相良両村のために、流域が本当に一つになって、行動していかなければならないという意識が高まってまいったのも事実でございます。

こういった状況でございますが、一方ではダムによらない治水を検討する場において、治水についての協議が進められており、これも絶対に遅滞させるわけにはまいりません。つまり、球磨川水系河川整備基本方針において、河川の長期目標として掲げている80分の１という数値に向かって、段階的に治水安全度を上げていくという対策に一日でも早く取り組んでいただきたいと考えております。

また、特措法についてもそうでございますが、国が来年の通常国会提出に向けて、国土交通省だけでなく、関係省庁も交えて検討テーブルに乗せられるということについても、滞りなく進行しますように、地元における環境づくり、つまり国・県、そして流域間に信頼と信用による相互理解を構築していくことが極めて重要であり、これらを取り巻く環境を整えることで新たな局面に光を見た五木・相良両村の時計の針と、ダムによらない治水対策等が短期・中期・長期と、目標の80分の１を目指して刻々と遅滞なく進んでいくことが、我々のこれからの責務だと信じております。地域が一丸となって、これらの問題に傾注できますように、関係各位、地域の皆様のさらなる御高配・御支援を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　冒頭、私も申し上げましたけれども、10日付の新聞で公表されましたあの特措法、あの記事の中で、本当にこれまで苦労されてきた和田村長が、特措法ができるのはうれしいというコメントを発表されていまして、これはいろんな意味で、意味のある言葉だなあということを感じた次第です。安全度というのは市長も以前から、高ければ高い方がいいとおっしゃっていただいていますし、私もそうだと思います。今後、いろんな協議の中で、そのような方向に向けて段取りをしていただきたいと思います。

私は、次にお聞きしたいことが実は今回は重要だなあと、自分では大事な点だと思っていたんですが、要するに、今そういう話が進んでおりまして、20分の１、30分の１ということであれば、そういうので推移していくということであれば、これはもう喫緊の課題は、以前も申し上げましたように、どうやって逃げるかと、差し当たって。それだと思うんですね。要するに、洪水からの避難、これがもうとにかくその体制を早く整えることが大事であろうと思っております。いざというときの、やっぱり一番大事なことは、情報の伝達ですよね。いかに正確な情報を迅速に地域住民の皆さんに流すかということだと思います。例えば、現実的に外はもう大雨が降って暗い、あるいは明け方、もうがしゃがしゃしているときには、

大抵の家庭が戸は閉め切っていますね。テレビの情報も聞きたいというので、テレビも大きくしている、その中を広報車でふれて回っても、なかなか聞こえませんね、これはもう現実的な問題として。そういうときにこそ、私は力を発揮するのが、かねてから言っております防災行政無線ではないかと思います。この件につきましては、市長も非常に関心が高いと思っておりまして、検討する場の中でも、市長、国交省の方に要望されておりました。ただ、あのとき聞いておりまして、どうも国交省の返答もあんまりかんばしくなかったなあというような受けとめ方をしておりました。その後、特別委員会で八代河川国道事務所に行きまして、その防災行政無線について、井上議員だったと思いますが質問をされまして、補助等々についてはないんだろうかというようなことでございましたが、そのときにこういうことだったんですよ。ちょっと読ませていただきますけれども、「防災無線に対して河川局が補助しているかというと、なかったですね。社会資本整備総合交付金という形で、今年、補助事業を統合化されて交付金という形になりましたので、そういう中で何か工夫をして取り組むことができるかどうかという議論は今後あり得るかと思います。それは個別に御相談をさせていただければと思います」といった、ちょっと中抜きしますけれども、最後に「今言ったようなことが、もしかしたらできるという可能性もあるかもしれないですね」と。まあ頭のいい答弁なんですけれども、これはもうできないですよと言ってるのに等しいですね。こういう答弁だったんです。ああ、そうか、なかなか難しいのかなあと思っておりました。で、会派で研修に行きまして、国土交通省の本庁の課長さんにレクチャーいただいたんですけれども、その中で、こういうことで防災行政無線に対するそういう支援策てないんですかと言ったら、一発で「ありますよ」と簡単におっしゃったんですよ。これには我々もですね、「えっ」て、今まで聞いてきたことと全然、できないて言っていたものがいきなり「できますよ」と簡単におっしゃったものですから、びっくりしたわけです。それがどういうことでできるかといいますと、初日から出ておりました例の社会資本整備総合交付金、これをもう即活用してくださいよと。それで資料ももらってまいりました。地域活力基盤創造計画というのに、まさにもうぴったりそのまま書いてあるんです。読んでみますけれども、「災害から県民の生命・財産を守り、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災・震災対策を着実に実施し、県民が安全で安心できる避難体制の構築を進める」ということを、まさにそのままでありまして、こういうのを即活用してくださいよという話でございました。ですから、あきらめずに研究して取り組んでいけば、必ず道が開けると思います。特に避難勧告の発令常襲地帯でありますとか、あるいはハザードマップの浸水想定区域、あるいは胸川沿いの危険傾斜地とかですね、それと優先的にぜひとも設置するような方向で検討を進めていただきたいと思いますし、担当所管の部署で研究していただきますように、市長のほう、ぜひとも指示を出していただきますようにお願いしたいと思いますが、御意見ございましたらお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ダムによらない治水の検討の場等々で、再三再四、またはその事前協議、事後協議等々でもこれは国・県に対しまして、防災無線の要望は毎回行っているところであります。ダムによらない治水の検討の場でも、なぜ国土交通省がどちらかというと、歯切れが悪いかと申しますと、防災無線に関しては総務省であり、所轄の官庁ではないというところにあるようでございます。よって、総務省、国土交通省が音頭をとり、総務省または県と三者、市と四者一体となりまして、そういうプロジェクトチームをつくることができないかというふうな要望もしているところでございます。まず、情報を御提供いただきまして、大変ありがたいというふうに思います。

今、お話になりました社会資本総合交付金、平成22年度の予算で2.2兆円、本議会でも松田議員や立山議員、井上議員の一般質問の中でも出てまいりました交付金のことだと存じます。私どももこの交付金について、別の事業でございますが、活用できないか検討してきた経緯がございまして、国土交通省の個別補助金を一つの交付金に、原則一括した自由度の高い総合的制度だと認識をいたしております。

確かに、森口議員御指摘のとおり、交付対象事業としての政策分野に、水の安全・安心基盤整備という項目がございまして、基幹事業として治水あるいは砂防が想定されております。御案内のとおり、当該交付金は、まず基幹事業を計画をしなければならない。それに基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な効果促進事業の三つの事業に区分されており、防災行政無線はソフト事業として、この効果促進に該当するものだと考えております。

まず、基幹事業があって、それに附帯する事業がついてくると。その附帯する事業だけに特化して、その社会資本整備総合交付金を活用することは、今現在のところ、なかなか難しいわけでございますが、先般、国土交通省の幹部の方々と協議をさせていただいた中でも、そういう基幹事業があって初めて、関連的なソフト事業に予算がつくというやり方ではなくて、個別的に予算を配分していただくことができないかというふうな申し入れをしたところ、年度内にはその検討がなされて、個別的にその予算を配分することができるようになることをただいま検討中であるという、非常に前向きな御回答をいただいたところでございます。

防災行政無線は、効果促進事業でございますので、全体事業、つまり本丸である治水事業を組み立てなければならないという大きな課題が現在はあるわけでございます。事業割合も基幹事業と社会資本整備事業が全体事業費の80％を占めなければならない、いわゆる基幹事業が８割は必要なんだと。あとの効果促進事業が20％であります。例えば、この行政防災無線が５億円ということでありますと、さらにその４倍、20億円ないし25億円の基幹事業が治水として必要になってくるということではなかろうかと思いまして、現在の制度ではかなりハードルが高いというふうに認識をいたしております。

しかし、防災・減災にとって、非常に重要なものでございますので、事業のとらまえ方や新たな可能性を、先ほど申し上げましたとおり、国土交通省とも連絡を頻繁にとらせていただきながら、国・県に御支援をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　ここで、時間の延長をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）　相当、積極的に、市長のほうも取り組んでいただいているようでありまして、ぜひとも市民の生命と財産を守るという観点から、強力に進めていただきたいと思っております。

それでは、次に、市の財政状況について質問をしてまいりたいと思います。この件につきましての質問の動機でございますけれども、平成18年12月に、私はやはり財政問題ということで質問をいたしました。そのとき、なぜ通告して質問したのかと申しますと、その年の秋に新聞報道がありました「人吉初の赤字」ということで、結構大きな見出しで報道されまして、市民の皆さん、あるいは周辺自治体に衝撃が走ったということでございました。ただ、私どもは、決算委員会等々を通じましてそれは実際と違うよという認識がございました。実際は５億円程度の黒字が出ておりましたけれども、要するに総務省に対する報告のやり方、継続している補助事業については、翌年度確実に入ってくる分はあらかじめ差し引きなさいというようなこと、単純なそういう処理上のことでの数値であったわけですけれども、その辺が新聞報道されて、テレビでもたしかやっていましたですかね。かなり、市民の皆さんは衝撃を受けました。

そこで、これは誤った情報だからこれはいかんと、これはもう本会議場を通じてでも市民の皆さんにはわかっていただくべきであろうということで、そのとき質問をしたのを今思い出しております。たしかそのときは、井上企画部長でしたね、当時は。本当にわかりやすい説明をいただきました。例え話で、パチンコの大工の源さんというのを出していただいてわかりやすかったんですが、私は大工の源さんよりマリンちゃんがよかったんじゃないのという、そういうことを言った記憶があるんですけれども、そういうことを真実をわかっていただくと、そういう質問もたまにはいいのかなあという思いで通告をしているところであります。現在も市民の皆さんの中には、市の財政について、非常に御心配いただいている、そういう方も大勢いらっしゃいます。そこで、実態はどうなんだということで質問を三、四点させていただきます。

まず、財政健全化法から見た市の財政状況ということで通告をいたしました。これにつきましては、私ども議員は昨年の９月議会で報告をちゃんといただいておりますからわかって

おります。わかっておりますが、せっかくですから、そのことについて四つの指標がございますよね。実質赤字比率であるとか、実質公債費比率であるとか、その指標について簡単な意味合いと、はじき出された数値、算出された数値について市としてどのような評価をしているのか、いいのか悪いのかというのを御説明いただきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、森口議員の御質問にお答えをいたします。

財政健全化法に基づく財政健全化判断比率につきましては、平成19年度決算から、法の定めにより議会に御報告をさせていただいております。平成20年度決算分の財政健全化判断比率も、昨年の９月の定例市議会におきまして御報告をさせていただいているところでございますが、再度、御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、実質赤字比率でございますが、これは普通会計における実質収支の赤字の大きさを示すものでございまして、平成20年度決算において実質収支は黒字でございましたので、数値はございません。

次に、連結実質赤字比率は、これは公営企業会計まで含めた実質収支の赤字の大きさを示すものでございまして、これにつきましても平成20年度決算において実質収支は黒字でございますので、数値はないところでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、これは企業会計及び一部事務組合を含めた標準的な一般財源に占める公債費の割合でございますが、12.0％となっております。

次に、将来負担比率でございますが、これは第三セクターまで含めた標準的な一般財源に占める負債の割合でございますが、88.4％となっております。

ただいま申し上げました数字は、国の定めた基準を上回りますと、早期健全化計画や財政再生計画を策定するということになるわけでございますけれども、本市の場合はすべての比率が早期健全化基準値を下回っておりますので、財政運営は健全であると判断できるものでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　実質赤字比率については、収支は黒字であるから数値は出ないんだと。それから、連結実質赤字比率も実質黒字であるから数値は出ないと。それから、実質公債費比率、これは12％なんですが、これは類似団体比較でマイナス4.4％ですね。これは県内でもトップクラスの数値ではないかと思います。それから、将来負担比率も類似団体比較でマイナス54ポイント程度であろうと思います。こういうのを勘案しますと、今執行部が判断した財政運営は健全であるという判断そのものは、私も当然のことであるかなあと思っております。

続きまして、経常収支比率から見た市の財政状況についてお伺いいたしますが、よく聞く言葉といったらおかしいですけれども、よく経常収支比率というのは話題になりますが、こ

れにつきましては、ずうっと以前とは違った取り扱いの基準等々もあります。それによってぽんと跳ね上がったという要因もありますし、それから市独自の要因で膨らんでいるという部分もあると思うんです。ですから、そういうようなこととあわせて、今後の推移について御判断ができればお示し願いたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君）　それでは、お答えをいたします。

平成20年度決算で、本市の経常収支比率は100.3％、類似団体が92.8％でございますので、比較をいたしますと、本市の方が7.5％高くなっております。経常収支比率が高い要因でございますけれども、性質別の費目ごとに類似団体と比較をいたしますと、補助費等が7.9％、繰出金が3.7％、扶助費が3.2％、それぞれ高くなっております。特に補助費等のうち一部事務組合への負担金は類似団体に比べまして8.8％高くなっております。逆に公債費は6.4％低くなっているような状況でございます。その他の人件費や物件費につきましては、同等もしくは若干低い数値ということになっております。

本市の経常収支比率は、類似団体と比べ高い傾向にあり、中でも扶助費、繰出金が高いという特徴がございます。それに加え、近年は赤池ごみ処理施設建設に係る公債費及び管理運営費の増により、人吉球磨広域行政組合負担金が大幅に増加し、補助費等の経常収支比率が増加しているところでございます。

また、扶助費につきましては、特に児童福祉費が高いという傾向がございます。

繰出金につきましては、特別会計ごとの比較ができませんので、詳細な分析はできませんが、医療や介護に係る繰出金が高い水準にあるのではないかと推察をしているところでございます。平成18年度に、公共下水道事業への繰出基準が変更になったことも、増加要因の一つととらえているところでございます。

今後の推移でございますが、新たに民主党政権が発足してから１年もたっておらず、中期的な財政フレームが示されておりませんので、経常収支比率の算定に大きく影響する普通交付税、扶助費の動向が不明でございますので、ここで申し述べることは差し控えさせていただきたいと存じますが、現在の100を超えているという状況は、明らかに財政運営の硬直化を示しておりますので、経常収支比率を下げるように努力をしてまいる所存でございます。

以上。お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　今、民主党政権の中期的な財政フレームについて言及がございましたけれども、二、三日前のニュースでしたかね、菅新政権は本件について検討に入ったというようなニュースを報じておりましたですね。それで、社会保障費は毎年１兆円超ふえる、国の借金はこれ以上できない、どこで歳出を抑えるんだと、一般財源のほうで抑えるのか、あるいは地方交付税とのバランスをどうするんだという、そういう検討に入ったとか何とか言っていましたけれども、地方交付税に手をつけられたらこれは非常に厳しいな

あというのを感じながら聞いておりました。その辺は今からでも地方は声を大にして、政府のほうへはやっぱり訴えていくべきであろうと思っております。

それにしましても、この経常収支比率の見方なんですけれども、私は個人的には単純にこの数値を見て、あっちと比べていいよとか悪いよとか、まあそうやって簡単に判断を下すのはいかがかなという思いは持っております。どういうことかと申しますと、それはその自治体が地域住民サービスのため、あるいは市民の生活の利便性向上のために、過去どういう事業をやってきたんだというようなことでもこれは自治体によって変わってくる要因があると。それが数値の差になって現れてくるんですけれども、さっき例でおっしゃった赤池のごみ処理施設、あれは100億円ぐらいだったんでしょうか、建設費。詳しい数値は知りませんけど、そういうのが今、数値になってですね、詳しくは申し上げませんけど、表れているんだということで、単純にぱっと数値見ただけで判断するのはいかがかなと思っております。よく中身を精査しながら我々はしっかり見ていかなきゃいけないと思っております。その自治体の過去、現在、未来というのがあって、あるいはこの縦軸、それから横軸、いろんな数値を俯瞰的に見て、冷静に判断するという姿勢がやっぱり大事なのかなあということは常々感じております。

そこで３点目、５月に初めて市の財務諸表というのを公表されました。これは全協でも簡単な説明をいただいたわけでありますが、これから毎年つくっていかれると思うんですが、この中でいろんな指標がありまして、指標が六つほどありますね、判断する指標が。資産形成度、それから世代間公平性、それから持続可能性、それから効率性、弾力性、自立性ということであります。私は、この財務諸表の中で持続可能性というのは非常に大事な指標になっていくなあと、これからですね、というふうにとらえさせていただきました。そこで、この財務諸表の中の持続可能性について、もう数値がちゃんと出ております。市としてはどのようにとらえて、どのように判断をされているのか御説明をお聞きします。

○総務部長（坂崎博憲君）　お答えいたします。

本年５月に公表させていただきました人吉市の財務諸表において、財務諸表から導き出される財務指標・指数を計算しておりますが、ただいま議員から御説明を求められました持続可能性は、今後の財政運営においての持続可能性をあらわしたものでございまして、主に起債の状況を示したものでございます。

なお、今回は、初年度でございますので、この数値がこれからの基準となるものというふうに考えておりまして、この数値の変化を分析し、どのように対応していくのか、最も重要なことであるというふうに考えているところでございます。

まず、住民１人当たり負債額でございますが、普通会計ベース、企業会計など特別会計など含めた市全体ベース、一部事務組合や第三セクターを含めた連結ベースの三つの指標がございますけれども、普通会計ベースで49万円、市全体で74万1,000円、連結ベースでは87万

9,000円となっております。それぞれ範囲が広がるにしたがって資産が増えており、住民１人当たり負債額も増加をしております。

次に、基礎的財政収支（プライマリーバランス）でございますが、これは起債などの借入金を除いた歳入と、過去の借入金の元利払いを除く歳出を比較した数字でございまして、この数字が赤字になりますと、将来の借金負担が増加するということになります。また、黒字になりますと、新たな借金は過去の借金返済に充てられるために、将来の借金負担が減少し、その年度は財政の健全化に貢献できたということを示す数値でございまして、黒字となっているところで示す数字でございます。本市の基礎的財政収支は６億3,294万1,000円でございまして、黒字となっているところでございます。

債務償還能力でございますが、これは純負債額を充当可能な一般財源で償還した場合、何年かかるかを示した数値でございまして、この数値が小さいほど債務償還能力が高いといえるものでございます。本市の債務償還能力は6.2年となっております。

地方債残高は、年度末現在で借入金の償還が終わっていない額でございまして、145億円余りとなっております。

適正地方債残高でございますが、地方債は公共施設など、長い年月使用することで、市民の皆さん方への行政サービスを提供する有形固定資産の形成のための財源に使用しておりますが、その費用負担につきましては、現世代だけで負担するのではなく、実際に利用する将来世代にも負担してもらおうという考え方に立っております。地方債残高は大きすぎることは問題でございますけれども、かといってゼロであればよいということでもなく、資産とのバランスが重要であるというふうに考えております。

適正な純負担額は、普通会計資産収支計算書の経常的な収支差額の６年から７年分に換価可能な流動資産や、売却可能資産などを加えたものであるとの考え方から算出した数値でございます。本市の場合、171億3,000万円以下が望ましい地方債残高の額となっているところでございます。

地方債上限でございますが、借入金等でございます純負債額を経常的な収支差額の黒字額の10年分で償還してしまうという考え方に基づいておりまして、経常的な収支差額の10年分に換金可能な流動資産、売却可能資産などを加えた額でございます。本市の場合、269億3,000万円が地方債の上限額と考えているところでございます。

以上、人吉市の財務諸表における財務指標の持続可能性について御説明申し上げましたが、これらの指数から判断いたしますと、持続可能性は十分にあるものというふうに判断しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　えらい詳しく御説明いただきましてありがとうございました。本市

のプライマリーバランスは6億3,294万1,000円で黒字であると。本市の債務償還能力は6.2年であると。それから、地方債ですね、171億円程度が望ましい地方債ということでありますが、現在、145億円で、マイナス26億円程度と。それから、本市の場合、地方債の上限は269億数千万だよということでありますが、それにはマイナスの124.3億円ということで、まあこれを判断する限り、持続可能性は十分にあるんだと。別に執行部を擁護して言っているんじゃございませんので、数値がそういうものをあらわしているのかなあと思っております。

そこで、市の財政状況に対する市長の御見解と、財政運営に関する心構えについてお聞きいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

担当部長の方から財政運営に関する指標について説明を申し上げたところでございます。健全化比率、判断比率から見ると、健全な財政運営を行っているということが言えると思いますが、経常収支比率から見ると、財政運営は硬直化していると。財務諸表から見ると持続可能性はあると、こういう内容でございます。では、この三つの指標を総合的に判断するならば、どういうことかということでございますが、一言で申し上げますと、厳しい財政状況ではあるが、この数年で財政再生計画や早期健全化計画を策定するような団体に陥ることはないということでございます。

しかしながら、国の財政状況を見ておりますと、プライマリーバランス（基礎的財政収支）でございますけれども、赤字が続いておりますことは、もう皆様御承知のとおりでございます。国債の発行に頼った財政運営がいつまで続くのか、大変不透明な状況でございます。私自身のこれは感じでございますけれども、来年度の予算編成、国の本予算等々は、交付税、補助金、もう今の水準から削減されていくのではないかと。まあ国の財政状況を勘案しますと、当然、そういうことも実施されるのではないかというふうに感じているところでございます。

また、今後、人吉市の自主財源でございますけれども、人口減少社会、それから少子高齢社会を見てみましても、市税が縮減の方向に現在向かっているところでありまして、自主財源を増加するための施策を打っていかなければならないと。今のうちに打っておかなければいけないということでございます。それが観光で食べられるまち、農業で食べられるまちという施策であるわけでございますけれども、すなわち今後は、国が頼りにならなければ、みずからが稼がなければならないということでございます。それこそ知恵の出し合いの地域間競争、これがもう本格的に始まると、知恵の出し合いであるということでございます。自主財源である市税をふやすということでございます。つまり、市税をふやすということは、税金を納めていただく市民の皆様や企業、団体等に稼いでいただくということになろうかと思います。

今後、健全なる財政運営を続けていくためには、自主財源の確保が肝要であると考えているところでございまして、そのために市民の皆様や企業、団体が所得を向上させ、そしてその結果として税金を納めていただくような、先ほども申し上げました施策を、知恵を絞りながら、市民の皆様方、議会の皆様方と知恵を絞りながら、他に先んじて手を打っていかなければならないというところだろうと思っております。

また、本市といたしましても、さらなる無駄を省き、徹底した経費削減を図っていかなければならないことは、もう言うまでもないことでございます。今後、民間でいえば、預貯金に当たります減債基金であるとか、財政調整基金、これを１円でも多く積み上げていくということが肝要かと存じております。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　市長が、ＪＣの理事長をされておりました二十五、六年前ですよね。その当時、私は熊本県商工会青年部連合会の県南地区の会長をさせていただいておりました。ちょうど同じ時期なんですけれども、その当時、地方の時代という言葉がございました。その当時はもう既にあったと。多分、地方の時代というのはそれから10年ぐらい前からあったんじゃないでしょうかね、ありましたもんね、その地方の時代という言葉がですね。その根幹をなす部分は、その考え方がずうっと来ているんだと思うんですけれども、地方の時代という言葉そのものは、もうほとんど使う人はいなくなっちゃった。死語になったと思うんですが、私はそれにかわる言葉として今、市長が御答弁いただきましたけれども、まさに「地方独立の時代」が来たと、そのように思っております。地方は地方で一生懸命勉強しながら、みずからを鍛え上げてもうけていかなければいけないということで、大変厳しい時代になると思いますが、そのためには市長以下、執行部の皆さんも一生懸命勉強していただく。さらに、我々議会もいろんな研修をしながら、議会機能を強化して政策提言をしていくと。そういう要するにお互いのやり合いとですね、そういうのが非常に大事なことではなかろうかと、今思っているところでございます。

財政問題につきましてはその辺でやめさせていただきますが、次に大まかな３点目の将来展望、人吉球磨地域の将来のありようについてと通告をさせていただきました。この点について、市長の御見解を後ほどお聞きしますけれども、私は今の国の動き等々を見ておりまして、国の財政状況、それから政治的な手法、それから地方分権の考え方、諸々のことを考えますときに、どこの政党が政権をとろうとも、仕分けという言葉が流行っておりますけど、自治体仕分けという発想がこれはもう当然出てくるのかなあと思っております。確かに、平成の大合併は終息したかに見えますけれども、全国をよく見てみるとやっぱり効率的でない地域というのがあちこちあるようなんですね。ですから、国家的なレベルから見たら、あの地域はちょっと整理した方がいいよなと、もっと効率的になるよなあという地域があるよう

な気がしております。もちろん日本独特の、あるいは地方独特の歴史、文化、伝統、風俗、風習、そういうのがございますから、効率性だけで論じることはできませんけれども、あえてその効率性ということで見てみると、これは自治体仕分けの発想も出てきておかしくない、そういう時代が来ると思っております。

そして、その典型的な例が、私はこの人吉球磨地域ではないかなと思っております。大して広くもない盆地ですよ、人吉球磨盆地。そこに、とうとう人口も10万人を割りました。９万8,000人ぐらいしかいないんですね。そこに、初日、副市長も10も自治体があるとおっしゃっておりましたけれども、まさにこの狭い人口10万人もいない地域に自治体が10もある。首長さんが10人、副首長さんが10人、教育長さんが10人、議員に至っては133名おります。まあ国家レベルから見たら本当にいろいろ考えさせられるんでございましょうけど、ちなみに議員さんの数ですけれども、人吉市は人口が３万6,265人で20名、錦町さんが１万1,000人で14名、あさぎり町さんが１万7,000人で18名、多良木町さんが１万人で16名、湯前町さんが11名、水上さん11名、相良さん11名、五木村さんが1,354人で10名、山江さんが10名、球磨村さんが12名ということで、合計133人でありまして、この10の自治体に国から下りてくる地方交付税だけで二百六十三億か四億ぐらい、毎年というか、平成20年度ですけれども、投入されております。この10の自治体の中には、財政力指数はそれはもう人吉市がダントツです、0.49。中には0.14台とか0.15という地方自治体もあるんですね。こういうのは本当に国家レベルから見たら、やはり近い将来、一つになった方がよろしいんじゃないかという考え方が出てきそうな気がしております。

さあ、そうなりましたときに、いろんな問題もあると思いますが、いざ協議が始まるというときに、やはり何といってもこの地域を引っ張っていくのは、私は人吉市しかないと、そのように思っております。そのときに、人吉市の長のトップリーダーのリーダーシップが問われるというようなとらえ方もしておりますし、また議会は議会でいろんな協議の場に臨む上で、重要な責務も負っていると思っております。そういうようなことで、お尋ねしておきますが、人吉球磨の将来像ということについて、市長はどのようなお考えをお持ちであるかお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

たしか昭和50年代初頭だったと思います。当時の神奈川県知事が、「地方の時代」ということを大きく掲げられまして、当時、本当にこの地方の時代をこれから迎えるのだという、そういう思いがしていたわけでございますけれども、それから30年余りたって、今現在、やっと地域主権というものがテーマになってきたわけでございます。

私は、今後の国・市町村、さまざまな団体・企業、大きなテーマはやはり「依存から自立」であるというふうに思っております。各地方の基礎自治体も自立を図っていかなければならないということが国への大きな貢献にもなってまいりますし、日本国自体を破綻の道へ

導かない大きな心構えでもあろうというふうに思っております。よって、全国の自治体にも、やはり国だけではなく、大きな責任があるんだということを自覚していかなければならないと考えているところでございます。

平成20年６月議会にて、松岡議員から市町村合併について御質問がございまして、その折にもお答えを申し上げておりますけれども、私はもう十数年前から、この人吉球磨地方は幕藩体制時代の相良藩のような国との行政構造に戻る必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。まあ幕藩体制、国といいますか、徳川幕府という一つの政府と、それから三百余州のいわゆる地方自治体があったわけでございます。そうやって、各地方の自治体とも国と直結をしながら、対等の立場でお互いのその国は国としてのあり方、地方は地方としてのあり方をしっかり確立しながら進んでいかなければならない時代に突入しているのではないかと考えているところでございます。

このようにして、一体的な行政運営を相良藩時代に戻り行っていくことが、ひいては行財政改革になっていくのではないかというふうに感じております。まさしく議員おっしゃるとおり、人吉球磨は一つといった視点に立つものであると存じております。

平成22年３月末で現行の市町村合併特例法の、御承知のとおり期限が切れ、現在のところ合併に向けた周辺町村との具体的な動き、機運は見られないところでございます。各町村の中では、喫緊の課題とはとらえていないように感じているところでございます。広域的なまちづくりを目指すという点では、意を同じくするものではございますが、まずは企業誘致を初め、観光宣伝、観光浮揚のための組織の検討など、地域振興の発展に寄与するさまざまな浮揚や地域課題に対しまして、人吉球磨10市町村が一体感をもって力を合わせ、全力で取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

特にまとまりやすい課題は、観光でございます。観光をまずは基軸にもう一歩踏み込んだ人吉球磨は一つということ、それからさまざまな場面でその課題に挑戦し、一つの実態ある感じをそれぞれが抱いていくことが必要ではないかというふうに考えております。御承知のとおり、この人吉球磨の10市町村、いずれは自立を迫られる場面がもうすぐそこまで来ているというふうに感じているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　はい、御答弁いただきました。

最後にですね、どうしようかなと思ったんですけど、せっかくですから、友だちの話を御紹介しますけれども、これは本当に実在する私の友だちです。Ｋ・Ｈという人なんですけど、登山が好きで市房山登山に行きまして、泊まりがけの登山でありまして稜線に寝袋を広げて泊まったそうであります。それで、夜が明けまして、白々としてきておてんとうさんが昇る時間になって、稜線でありますから、こう右を見たら東側が見える、左を向いたら西側が見

えるということでですね、右の方を見たら、おてんとうさんがこう昇ってきまして、もう広々として、赤々とした地域が広がっていると。で、ふっと西側を見たら、人吉球磨盆地が真っ黒でまるで地の底にあるような気がして、ぞっとしたよというような話をいたしまして、これはもう地形学上は当たり前ですよね。山がありますから、遮られて暗いのは当たり前なんですけれども、何かこうぞくっとしたというような話をしておりましてですね。私はかねがね、ここでも一回言ったことがあるかもしれませんけれども、どうもこの人吉球磨盆地というのは、いろんなことがあるたびに私はよく思い出すんですけど、この上空に何か得体の知れないものが渦巻いているんじゃないかと、ふと思ったりすることもあったものですから、話があって飲み交わしたんですけれども、まあそれも地形的にどうしようもない。山を削るわけにはいきませんので、その何となくそういったムードを吹き飛ばすのは、これはもう人の力しかないんですね。もう力を結集して、上に向かって吹き飛ばすしかない。そういう宿命に囲まれた地域であるということであろうと思います。そのためにはやっぱりこの地域の人がてんでんばらばらじゃなくて、やっぱり副市長もおっしゃっていましたように、やっぱりまとまって事を起こしていくと、そういう機運を盛り上げていくということが大事ではなかろうかと思っております。

時間でございますので、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で一般質問は全部終了いたしました。

日程第16　議第68号

○議長（大王英二君）　次に、議第68号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本件について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

日程第22　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第22、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第53号から陳第35号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成22年６月第３回人吉市議会定例会各委員会付

託事項表のとおりでございます。

なお、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））は２ページの［別記１］に記載のとおり、議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）につきましては３ページの［別記２］に記載してあるとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、４ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第53号	専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））	各委［別記１］
議第54号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）	各委［別記２］
議第55号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第56号	平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
議第57号	人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第58号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第59号	人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第60号	人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について	経建
議第61号	人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について	経建
議第62号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	厚生
議第63号	委託に関する協定の締結について	厚生
議第64号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第65号	損害の賠償について	経建
議第66号	市道路線の廃止について	経建
議第67号	市道路線の認定について	経建
議第68号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について	総文
陳第33号	大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情	総文
陳第34号	元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情	公特
陳第35号	現行保育制度の維持と子育て支援施設の拡充について国への意見書提出を求める陳情	厚生

［別記１］

議第53号　専決処分の承認を求めることについて （平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号）） ○予算委員会　第１条　歳入予算の補正（全款） ○経済建設委員会　第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費

［別記２］

議第54号　平成22年度　人吉市一般会計補正予算（第３号）
○予算委員会　第１条　歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会　第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費を除く） 10款　教育費 11款　災害復旧費 14款　予備費
○厚生委員会　第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（２項　徴税費） ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会　第１条　歳出予算の補正 ５款　労働費 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費

［提出陳情件名］

陳第33号　大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情

陳第34号　元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情

陳第35号　現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める陳情

［継続審査件名］

○総務文教委員会

議第30号　人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について

議第31号　人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について

議第32号　人吉市男女共同参画推進条例の制定について

議第33号　人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について

陳第29号　改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情

陳第30号　多目的運動広場建設に関する陳情

○厚生委員会

陳第27号　介護保険制度見直しに関する陳情

陳第32号　休日歯科診療に関する陳情

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れでございました。

午後４時43分　散会

平成22年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成22年６月22日　火曜日

１．議事日程第５号

平成22年６月22日　午前10時　開議

日程第１	議第30号	人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について（継続）	総　文
日程第２	議第31号	人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について（継続）	総　文
日程第３	議第32号	人吉市男女共同参画推進条例の制定について（継続）	総　文
日程第４	議第33号	人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について（継続）	総　文
日程第５	議第57号	人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
日程第６	議第58号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
日程第７	議第59号	人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
日程第８	議第68号	人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について	総　文
日程第９	議第62号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	厚　生
日程第10	議第63号	委託に関する協定の締結について	厚　生
日程第11	議第60号	人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について	経　建
日程第12	議第61号	人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について	経　建
日程第13	議第64号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経　建
日程第14	議第65号	損害の賠償について	経　建
日程第15	議第66号	市道路線の廃止について	経　建
日程第16	議第67号	市道路線の認定について	経　建
日程第17	議第53号	専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））	各　委
日程第18	議第54号	平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）	各　委

日程第19　議第55号　平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）　－厚　生

日程第20　議第56号　平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）　－経　建

日程第21　陳第32号　休日歯科診療に関する陳情（継続）

日程第22　陳第35号　現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める陳情　－厚　生

日程第23　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第24　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

日程第25　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第26　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第27　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第27まで議事日程のとおり

・追加日程

意見第26号　現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書

意見第27号　地方財政の充実・強化を求める意見書

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君

14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
監査委員	篠崎國博君
教育長	堀　秀行君
市長公室長	深水雄二君
総務部長	坂崎博憲君
市民部長	荒巻　通君
健康福祉部長	中村明公君
経済部長	椎葉文雄君
建設部長	山上　茂君
市長公室次長	井上祐太君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	今村朱美君
経済部次長	山本政義君
建設部次長	宮原真二君
秘書課長	愛甲秀樹君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村　修君
福祉課長	加賀邦保君
商工振興課長	廣田五浩君
管理課長	中川一水君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	田中幸輔君

教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林　勇君
教育総務課長	松岡誠也君
農業委員会事務局長	村田定美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

日程第１　議案第30号から日程第８　議第68号まで

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第30号から日程第８、議第68号までの８件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会の報告を行います。

日程第１、議第30号から日程第８、議第68号までの８件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について、議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について、議第32号人吉市男女共同参画推進条例の制定について、議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定については、いずれも３月定例会提案の条例案でありまして、継続して４月16日、４月26日審査を行ってきたものであります。

議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例の制定は、かつての人吉市ふるさと創生基金条例をさらにバージョンアップをするということにより提案となったものであります。審査の中で、課題とされてきた主なものとして、その意見でございますが、既存団体や継続事業は助成対象とはならないのか、対象団体２名以上のその定義、考え方は、市民に不公平感があってはならない、予算シーリングはどうなっているのか、もやい事業とは、市事業と社会福祉協議会事業との調整は。既存団体や継続事業についても新たな内容が取り入れられれば条例第３条の要件を満たすことによって対象となる。対象団体を２名以上としたのは、個人対象ではなく団体枠を拡大したためである。なお、団体の把握については申請書類、構成員名簿等できっちりと把握をしていきたい。不公平感のない対象として、市民が主体的、新たな公益性の高い事業、それから事業効果が構成員は限定されるものではないこと、いわゆる構成員に限定されるものではないこと、住民活動と自立と育成を図る事業であること。予算シーリングは、地域づくり事業が年間約400万円、もやい事業が年間100万円、これは10件程度ということでございます。もやい事業としては、その例として自主防災活動、講演会会場借り上げ、講師謝礼等でございます。さらに子供たちへの歴史講座とか高齢者見守り活動、地域広場の整備それから市事業などであります。市事業と社協事業とはきちんと調整を行い、

共働する部門も明確にしていきたい。など質疑応答があり、審査を行ってまいりました。

議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例は議第30号と連関する条例であり、審査を行ってまいりました。

議第32号人吉市男女共同参画推進条例の制定については、男女共同参画社会基本法（平成11年法第78号）の趣旨にのっとり男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するためのものであります。審査の課題となってきましたその主なものでございますが、前文の中に人吉市男女共同参画推進懇話会の提言と、これまでの活動を明確にするべきではないか、また、性別にかかわりなくとあるが何を意味するのか、市民の定義として国籍を問わずとは国交のない国も含まれるのか、第３条にその他の男女の人権云々とあるが、その他の男女とは、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるとあるが、具体的にはどうなるのか。前文については人吉市男女共同参画推進懇話会の活動を明記をする。また、その他の男女とは、すべての男女の意味であるので文言を整備をする。市民の定義は、いわゆる人吉市犯罪を許さないまちづくり条例の定義を踏まえまして、本市に住所を有する者及び滞在する者とする。第３条にいうその他の男女とはあらゆる男女のことをいうものである。必要な法制上及び啓発活動等に必要な財政措置等を講じていくものであるなどなどの質疑応答がありまして、審査を行ってまいりました。

議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定については、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策及び重要事項について、調査、審議する機関を設置するものであります。本条例は議第32号と連関する条例であることで審査を行ってまいりました。

そういたしまして、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号は本議会で訂正の上、上程されましたが、継続審査の中で課題・問題をとらえ、慎重に審議を行ってまいっておりますので、いずれも全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第57号人吉市職員の育児休業等に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、国家公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正によるものであります。人吉市職員の育児休業等に関する条例でございますが、改正点は大きく三つ挙げられます。一つ目に、育児休業等をすることができる職員の改正、職員の配偶者が休業していても育児休業、育児短時間勤務または部分休業が可能となるもの。二つ目に、通称「産後パパ育休」の新設。子の出生の日及び産後８週間の期間に、これは50日以内でございますが、最初の育児休業をした職員は特別の事由がなくても、対象であった同じ子について再び育児休業をすることができるものであります。三つ目に、再度の育児休業をすることができる特別の事情、夫婦が交互に育児休業をしていた場合に限り、その配偶者が三月以上養育した後に、再度の育児短時間勤務をすることができるとあったものを、改正後は、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず取得が可能となるものであります。

次に、人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、これは３歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために請求した場合は、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新たに規定するものであります。また、新たに設置したことにより条文の整理を行うものであります。審査の中で、育児休業の現況はどうなっているのか、今回の法改正に伴い、休業と仕事というその執務体制はどうなっていくのか、一定規模、これは100人以上といいますが、一定規模以下の企業等にはどうするのか。現在６名、これは女性でございますが、育児休業を取っている状況である。議決後の執務体制については検討を進めていく。企業と法律の関連機関は県などが進めていく、などの質疑応答を行い、全員異議なく認めることに決しました。

議第58号は、人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは雇用保険法の一部改正が行われ、短期雇用特例被保険者の範囲が改正されたことによるものであります。短期雇用特例被保険者とは、雇用保険の一般被保険者の制度が適用できない被保険者で、改正前の対象は、季節的な雇用者あるいは短期の雇用につくことを常態とする者で、失業した場合は失業給付、これは求職者給付ともいいますが、ではなく特例一時金が支払われているというものであります。このうち、短期の雇用を常態とする者で週の勤務時間が20時間以上の者で、６カ月以上の雇用見込者は一般の雇用保険の対象となっていたが、改正により31日以上の雇用見込みもその対象に範囲が拡大となるものであります。いずれも本市の職員には直接関係しないものであるということで、条文整備としての改正であります。審査の結果、異議なく認めることに決しました。

議第59号は、人吉市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、地方公務員法第55条の２第６項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い、または活動することができる場合として、時間外勤務代休時間を新たに加えるものであります。すなわち第２条第２号中「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改正するものであります。審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

議第68号人吉球磨広域行政組合規約の一部変更については、カルチャーパレス、これは田園都市中核施設、の内部設備改修に伴い、その財源に充てるために第５章ふるさと市町村圏基金、第15条基金財産の項の一部を変更し、その取り崩しを可能にするものであります。ちなみに、一部事務組合の規約変更は、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要となり、構成市町村の同文議決となります。審査の中で、改修費を入札により下回った場合、超えた場合はどうなるのか。これは平成16年度当時は６億5,000万程度で試算をされたことがあるようでございます。改修が内部へ特化したのはどうか、改修はどの程度のグレードになるのか。改修については平成17年から問題提起があっている。当時は６億から８億のとこ

ろで試算がなされました。内部設備改修は、平成20年12月定例理事会で問題が提起をされました。見積もりとしては８億9,000万でございますが、限度額として８億5,000万となったものであります。改修のグレードは、舞台装置でいうならば10年担保できると思う。一般質問も受けまして、施設設備の老朽化による危険度、市町村財政の逼迫等を勘案をし、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第30号から議第68号までの８件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第57号、議第58号、議第59号、議第68号は原案可決確定いたしました。

日程第９　議第62号及び日程第10　議第63号

○議長（大王英二君）　次に、日程第９、議第62号及び日程第10、議第63号の２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第９、議第62号から日程第10、議第63号までの２件について、審査の結果を御報告いたします。

議第62号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでありますが、これは熊本県後期高齢者医療広域連合議会の議員定数、選挙の方法を変更するもので、第７条第１項の定数「32人」を「45人」とし、議員は構成市町村の長または議会の議員とするものでございます。第８条では、議員の選挙の方法を、議員は構成市町村の長及び議員のうちから各構成市町村の議会において１人を選挙するものでございます。第９条では、広域連合議員の任期を「２年とする」から「選出された議員のそれぞれの任期による」と変更するものでございます。背景には、広域連合も３年を経過し、高齢者医療に対する住民の意識が高まりを見せる中、広域連合議会の中で運営に対する意見表明ができない町村がある。そのため、広域連合議会の議員構成を各団体１名は確保することによって、すべての構成市町村の住民の声が反映できるような選挙制度にしてもらいたい。また、選挙投開票は県内全市町村議会で行われ、期間も長くなることから市町村議会の運営に影響が出ている。また、広域連合の任期は２年であるが、当該市町村の長及び議員の任期満了によるたび重なる補欠選挙が行われて

いる。地域バランスを考慮した団体推薦が行われても、個人推薦があった場合、地域バランスが崩れることが懸念される等の意見が背景にあり、見直しに至ったものでございます。

委員から、今まで構成市町村の長と議員からそれぞれ選出されていたが、議会から１人選挙するとなると、今までそれぞれの立場を代表していたバランスが取れるのか、また、議員定数をふやすことによる経費、負担金増についての意見も出ましたが、説明で、今までの規約では広範な住民意識を反映することが難しくなってきたことや、負担金は拠出しているが広域連合議会で意見表明ができない町村があるとの説明がありました。また、各市町村から１名を選出し、人口比率による選出にしなかった理由については、人口比率を考慮した定数とすれば県議会議員定数49名と同数もしくはそれ以上となるため、変更後の広域連合規約では各市町村から１名の選出とし、より効率的な議会運営の観点からすべての市町村の意見を反映できる最低限の議員数として45名としたものである。なお、熊本県広域連合では議員数をふやすことによって議員報酬等の運営経費が増加するという懸念については、今後批判を受けることがないよう、選出された各議員の皆様方と協議しながら進めていきたいと考えているということでございます。また、広域連合規約の変更には、県下すべての市町村議会での同文議決することが必要であり、１市町村でも否決となった場合は規約変更ができなくなると説明があっております。

次に、日程第10、議第63号委託に関する協定の締結について、審査の結果を御報告いたします。協定の目的は、人吉市公共下水道根幹的施設の建設工事委託でございます。協定の方法は随意契約で、協定金額が１億8,380万円、協定の相手方が東京都新宿区四谷三丁目３番１号、日本下水道事業団 代表者 理事長 曽小川久貴氏であります。工事の内容は、沈砂地設備、汚泥処理設備から発生する臭気を処理するための脱臭設備の改築にかかわる機械・電気設備の改築更新工事であり、その工事の主要機器はほとんどが受注生産品であることから、製作に当たっては長期の日数を必要とし、また据付工事も既設機能を維持しながら工事を行う必要があることから機器の設置にも多くの時間を有するために、債務負担行為による２カ年にわたる協定を締結するもので、協定金額は平成22年度が7,680万円、平成23年度が１億700万円でございます。委員から工事のスケジュールについての質問があり、平成22年度は９月に契約し、設計の打ち合わせ、機器製作、工場検査あたりまで行い、平成23年度において機器据付工事、試験を行い、平成23年度３月に供用開始との説明があっております。

以上、審査の結果、２件とも全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、議第62号については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第62号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に反対の立場から討論を行います。

この規約の変更によって広域連合議員の選挙の方法が変更となりますが、このことを規定する第８条は、広域連合議員は構成市町村の長及び議会の議員のうちから各構成市町村の議会において１人を選挙するとなっています。そもそも執行権を持つ長と議決権を持つ議員の役割は異なるものです。役割の異なる者から１人を選ぶというのは無理があると思います。また、ほとんどが長に偏ってしまう危惧もあります。

広域連合の議会に所属する議員に聞いたところ、この規約変更は、広域連合の中で市町村長のみで構成する執行部から提案されたことや、全員協議会の中で十分な議論を求めたにもかかわらず、それが全く行われなかったことがわかりました。広域連合の議会において十分な議論もなされないまま各市町村議会に規約変更の同意を求めてくることは、あまりにも無責任だと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決いたします。採決は分割して行い、議第62号については起立採決といたします。

まず、議第62号をお諮りいたします。議第62号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数です。

よって、議第62号は原案可決確定いたしました。

次に、議第63号をお諮りいたします。議第63号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第63号は原案可決確定いたしました。

日程第11　議第60号から日程第16　議第67号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第11、議第60号から日程第16、議第67号までの６件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。日程第11、議第60号から日程第16、

議第67号まで経済建設委員会に付託を受けました審査の結果を御報告いたします。

日程第11、議第60号人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。本件は、本市における携帯電話等の移動通信が行えない状態を解消し、市民等の情報通信手段の向上及び情報通信格差の是正を図るため、人吉市携帯電話等エリア整備基地局の設置及び管理について必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。基地局の名称は桑木津留基地局とし、位置は人吉市東大塚町岩塚3096番地115に設置するものであります。本条例は、趣旨、使用許可及び管理等々を定めた全10条から構成され、公布の日から施行するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第12、議第61号人吉市携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について、審査の結果を報告します。本件は地方自治法の規定により、本市が施行する携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、電気通信事業者から徴収する分担金について必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。全７条で構成され、公布の日から施行されるものでありますが、委員から、市と事業者との分担金割合について、また業者指定の経過、管理負担の割合、サービス開始時期等について質問がありました。分担金割合については、県の補助金が３分の２、残り３分の１については国の交付金及び事業者負担となります。業者指定につきましては、総務省の九州総合通信局より通信各事業者への打診の結果、ＮＴＴドコモ１社のみの希望であったということであります。管理負担につきましては、設置後の電気料を含む通信機器関連はＮＴＴドコモが負担、施設の老朽化・自然消耗・損傷等については市の負担となります。また、サービスの開始については９月ごろまでに整備を完了し、12月中にはサービス開始の予定であるとのことであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第13、議第64号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、審査の結果を報告いたします。本件は、平成21年10月16日付、議第92号議案により議決された人吉橋橋梁補強・補修工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を変更するものでありまして、変更点は４点であります。まず、第１点は平成19年度に詳細調査は完了していたものの、工事の進捗に伴い新たなひび割れ箇所が発見され、補修工事箇所の増により当初契約金額１億5,666万円に26万5,358円を増額し、契約金額を１億5,692万5,358円に改めるものであります。２点目は契約の相手方を、コーアツ・大東建設工事共同企業体からコーアツ工業建設工事共同企業体に改め、３点目はコーアツ工業株式会社熊本営業所の所長交代による氏名変更、４点目は共同企業体の構成員でありました大東工業株式会社を削除するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

続きまして、日程第14、議第65号損害の賠償について、審査の結果を報告いたします。本

件は、平成20年８月27日午後３時20分ごろ、西間公園内のブランコ破損事故により、負傷した女子児童の親権者と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものであります。賠償額３万1,260円は全額、全国市長会市民総合賠償補償保険金を充当するものであります。本件については、現地確認を行った上で、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

続きまして、日程第15、議第66号市道路線の廃止について、審査の結果を報告いたします。本件は次の議第67号との関連性が強いものでありまして、都市計画道路の一部廃止に伴う市道路線の廃止であります。つまり、都市計画道路と市道が一部重複していた部分があり、都市計画道路の一部廃止により市道も一たん廃止をし、次の議第67号で現在供用部分の市道を認定するということであります。本件における廃止路線は、瓦屋中林線、薩摩瀬城本線、鬼木梢山線であります。現地確認を行った上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

続きまして、日程第16、議第67号市道路線の認定について、審査の結果を報告いたします。本件は、前の議第66号で説明いたしましたとおり、都市計画道路の一部廃止に伴う市道路線の認定であります。認定路線は、瓦屋町字戸亀1712番２地先を起点とし、城本町字城本586番１地先を終点とする瓦屋城本線及び下城本町字桜木1531番地先を起点とし、下林町字大嶋95番１地先を終点とする下城本下林線であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第60号から議第67号までの６件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第60号、議第61号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号は原案可決確定いたしました。

日程第17　議第53号

○議長（大王英二君）　次に、日程第17、議第53号を議題とし、各委員長の報告を求めます。まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました予算案件について、御報告いたします。

議第53号専決処分の認定について（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））のう

ち、１条歳入予算の補正について報告いたします。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金3,740万円の増額補正及び口蹄疫緊急対策資金貸付金元金収入の560万円の増額補正でございます。いずれも全委員による慎重審査の結果、全会一致で原案どおり決しました。

以上で報告を終わります。済みません。今、議第53号専決処分の「認定」と言いましたけれども、「承認」でございます。訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託を受けました日程第17、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第２号））のうち、第１条歳出予算の補正、６款農林水産業費について、審査の結果を報告します。

本件は６款農林水産業費に4,300万円を増額し、補正後の総額を３億2,848万1,000円とするものであります。主なものは、１項、４目畜産業費のうち21節の貸付金4,200万円であります。これは、口蹄疫の発生により深刻な影響を受けている畜産農家の経営資金が必要なことから、新設された口蹄疫緊急対策資金に充当するものであります。積算の根拠は、市内の畜産農家数140戸に１戸当たり限度額30万円を乗じた金額であります。執行部から、資料として貸付規則の提供を受け審査をいたしておりますが、６月16日現在の申請実績は32件であるとの報告がありました。なお、本件に関連して郡市内における各消毒ポイントの現状についても説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの予算委員長及び経済建設委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第53号について、予算委員長及び経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第53号は承認することに決しました。

日程第18　議第54号

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、議第54号を議題とし、各委員長の報告を求めます。まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　予算委員会に付託されました予算案件について、報告いたします。

議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、第１条歳入予算の補正（全款）について報告いたします。今回の歳入予算の補正は4,881万円を追加し、138億4,862万3,000円とするものでございます。今回の歳入補正予算のほとんどが国・県の補助事業の内示及び申請などによる増額補正でございます。

主なものは、市長公室、総務部において前年度繰越金を3,000万円、健康福祉部では地域子育て応援事業費補助金415万4,000円は県補助率100％で、これまで行ってきたつどいの広場事業を拡充するもので、場所を移して、子育て支援、まちのにぎわいづくりなどの事業に取り組み、中心市街地に子育て中の保護者、子供、高齢者が交流する拠点を設置する「ひとよし子どもの駅事業」に対し交付されるものでございます。委員から、つどいの広場と内容がどう違うのかとの質疑があり、つどいの広場で行ってきた内容を充実していく、また「ひとよし子どもの駅事業」は今年度限りの補助事業であり、施設の整備と事業の充実の分に取り組みたいとの答弁でした。

経済部では緊急雇用創出交付金1,155万5,000円で、市有林の境界確認と有害鳥獣による被害状況調査を行うため、監督員と作業員の９名を雇用することに対し、熊本県緊急雇用創出基金から交付されるものです。委員から、予算が決定したらすぐに求人するのかとの質疑に対し、９月に決定予定であるとの答弁でした。

教育部では、熊本県「生きる力」を育む研究指定校補助金10万円で、学校教育における重要な課題について、学校及び地域の実態に即して研究を深め、その成果を発表すること等により、本県の振興に資するために交付されるもので、今回は東小学校が受けることになっています。委員から、東小学校が指定校になっているが市が選ぶのかとの質疑があり、県が指定してきたとの答弁などがありました。

いずれも全員による慎重審査の結果、全会一致で原案どおり決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、２款総務費、10款教育費、11款災害復旧費、14款予備費について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしましては、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費112万8,000円の増は、13節の委託料に18万9,000円、これは係争中の工作物撤去訴訟事件における弁護士委託料であります。19節負担金補助及び交付金に93万9,000円、これは地区公民館施設整

備補助費として上・摩瀬町公民館43万9,000円、下戸越町公民館50万円を助成するものであります。７目企画費73万2,000円の増は、人吉球磨地域交通体系整備基金、これは第２類拠出金に約8,900万円ございますが、これを取り崩すため、拠出者整理作業に伴う臨時職員の雇用経費であります。ちなみに、22年７月から22年12月までに行うということとされておりまして、人吉市の拠出者は5,780名でございます。金額にしまして2,748万5,200円となります。審査の中で、訴訟係争中であるが、市民の感情はよく理解をすること、判決後、その後の管理はきちんと対応をしていくこと。トイレ改修があるが、これは公民館等でございますが、改修後何年たったら次に申請ができるのか、その要項はあるのか、この要項は創設時と現在時代背景が変わってきている、助成の上限額を引き上げるべきではないか。拠出者整理作業等は委託はできないのか、市で行う場合、折衝業務等高い事務能力を必要とするが、臨時職員のみで対応できるのか。第２類取り崩しの方針決定は、専門家の見解は、くま川鉄道株式会社の社長辞任と後任の人選はというような質疑がありました。判決後の管理、相手方との協議等対応には努めていく。改修後５年くらいの経過は見込まれるが、それについての要項は特別ない。助成の限度額引き上げについては検討課題としていく。人吉球磨地域交通体系基金拠出者の整理業務は職員も携わっていく。第２類の取り崩し方針決定は、本年４月22日取締役会にて決定をし、市町村長も全員一致で了承をしている。専門家いわゆる弁護士の見解も受けている。くま川鉄道株式会社の社長辞任は、４月の役員会で申し出があっており、その後の後任の人選は聞いていないなどの質疑応答がありました。

10款教育費、２項小学校費、２目教育振興費20万円の増は、９節の旅費に12万円、11節需用費に、これは消耗品費でございますが８万円であります。これは「生きる力」を育む研究指定校として人吉東小学校が指定を受けまして、理数教育の推進を図るものであります。

11款災害復旧費、４項文化施設災害復旧費、２目社会教育施設災害復旧費、13節委託料259万円の増額は、村山台地にある史跡大村横穴群の岩盤崩落による落石撤去等の経費であります。この撤去委託料259万円につきましては、災害の危険、緊急性から即対応するために予備費充用を行い、本予算は９月定例会で組み替えとなるものであります。

14款、１項、１目予備費に1,306万4,000円が増額補正となっております。

いずれも慎重に審査をした結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　日程第18、議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、厚生委員会に付託されました２款総務費のうち２項徴税費、３款民生費、４款衛生費の審査の結果を御報告いたします。

２款総務費のうち２項徴税費、２目賦課徴収費331万9,000円の増額補正は、13節委託料の276万1,000円と14節使用料及び賃借料の55万8,000円であり、いずれもｅＬ－ＴＡＸ（エルタックス）と呼ばれる地方税電子申告審査システムの構築に係る経費で、地方税における手続をインターネットを利用して行うシステムで、給与支払報告書、公的年金報告書、確定申告等のデータを地方税電子化協議会で一括して受け付け、市町村へ振り分けを行うシステムでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費の11節需用費６万円の増額補正は、ＤＶやストーカー被害、ホームレスの自立それに災害等により住宅が滅失した場合、居住の安定が図られるまでの緊急避難用住宅として市営住宅２戸を充てますが、それらの電気料それに上下水道代でございます。３目老人福祉費の90万円の増額補正は、８節報償費の90万円で、これまでも高齢者の敬老の祝い金として、95歳到達者、100歳到達者、100歳超過者に3,000円程度の祝い品を贈ってありましたが、今回見直しを行い、100歳到達者に３万円、100歳超過者に１万円のところ、ことしに限り100歳超過者にも３万円の祝い品を贈るものでございます。ことしの対象者は100歳到達者が９人で、100歳超過者が21名でございます。委員から、他市及び球磨圏域の状況と、3,000円から３万円にした理由について質問があり、100歳到達者及び100歳超過者ともにもっとも低い状況にあるとの説明があっております。２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の415万4,000円の増額補正は、「ひとよし子どもの駅事業」関連の予算でございます。ひとよし子どもの駅事業とは、これまで九日町のイスミ３階で行ってきたつどいの広場事業を拡大するもので、場所をオリンピアの横の健康館に移し、子育て支援、まちのにぎわいづくり、人材の発掘・育成などの事業に取り組み、中心市街地に子育て中の保護者、子供、高齢者が交流する拠点を設置するものでございます。13節委託料161万4,000円は、つどいの広場事業委託料356万円から64万円を減額し、使用料及び賃借料への組み替えを行い、地域子育て応援事業としてのひとよし子どもの駅事業への運営委託料として207万4,000円と、ひとよし子どもの駅看板張りかえ委託料の18万円の合計でございます。14節使用料及び賃借料は、会場借上料の144万円は、会場１カ月16万掛けることの９カ月分でございます。15節工事請負費の110万円は、店舗部分のカフェコーナーのカウンター、流し台や上下水道の接続工事等でございます。なお、委員より、九ちゃんクラブのつどいの広場事業とひとよし子どもの駅事業との違い、根拠となる財源は、また平成23年度からどうなるのかとの質問がありまして、つどいの広場事業は、平成22年度事業費が356万円で財源が次世代育成支援対策交付金でございます。国の交付金でございます。一方、ひとよし子どもの駅事業は緊急経済対策の一環で、地域子育て応援事業といって平成22年度のみの事業で、財源は熊本県地域子育て応援事業費補助金でございます。平成23年度はつどいの広場事業を拡充し、財源は国の次世代育成支援対策交付金を充てていくとの説明がございました。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目健康増進費の372万7,000円の増額補正のうち、13節委

託料の298万4,000円は女性特有のがん、子宮頸がんと乳がんの検診委託料の増でございます。受診予定者は昨年度の受診見込み数の120％で、子宮頸がんが139名分と乳がんが390名分でございます。なお、昨年度の受診率は乳がん検診が22.7％、子宮頸がん検診が18.9％であったとの説明を受け、受診率の向上のために広報、啓発に努力するように委員会の意見として申し述べておきました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託を受けました日程第18、議第54号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、５款労働費、６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費について、審査の結果を報告いたします。

まず、５款労働費は1,155万5,000円を増額し、補正後の総額を１億6,824万7,000円とするものであります。主なものは、１項、４目地域雇用創出推進費、７節賃金711万6,000円でありまして、県補助金を活用して市有林の境界調査及び有害獣被害調査を行うため、緊急雇用する９名の調査補助員の賃金６カ月分であります。

次に、６款農林水産業費は345万1,000円を増額し、補正後の総額を３億3,193万2,000円とするものであり、１項、１目農業委員会費、７節賃金96万3,000円は、不在地主農地や遊休農地の地主意向調査を行うに当たっての事務補助員の賃金に充当するものであります。また、３目農業振興費のうち９節旅費155万5,000円は、地産他商を推進するための職員旅費であります。なお、本件につきましては委員から、地元出身者に協力をお願いしていくのも大切だが、売れる商品づくりの必要性やマーケティング調査の必要性などの意見、提案が出されております。

次に、７款商工費は386万8,000円を増額し、補正後の総額を４億3,064万9,000円とするものであり、主なものは１項、４目石野公園運営費、15節工事請負費の276万9,000円であります。これは老朽化した石野公園茶室の外塀を撤去し、新たに四つ目垣を設置するための工事費であります。

次に、８款土木費は６万2,000円を増額し、補正後の総額を10億1,269万1,000円とするものであります。主なものは、４項、２目公園管理費、22節補償・補塡及び賠償金３万2,000円で、これは平成20年８月27日、西間公園で発生したブランコ事故に対する賠償金であります。なお、８款土木費全般に関連して、昨今の経済状況をかんがみて予定工事の前倒し実施を検討すべきではなかったかという委員からの意見に対し、執行部からは維持管理費に前年度比プラス2,500万円の総額4,500万円を当初予算で計上しており、必要な工事箇所について

は現在既に発注済であるとの回答でありました。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第54号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第54号は原案可決確定いたしました。

日程第19　議第55号

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、議第55号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第19、議第55号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果を報告いたします。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,526万5,000円とするもので、歳入は８款市債、１項市債、１目公共下水道債を1,010万円起債するものでございます。

歳出の主なものは、１款事業費、１項事業費、１目事業費で梢山工業団地のＩ区画用に170メートルの管渠築造工事を行うための13節設計委託料の300万円と、15節工事請負費の770万円でございます。

慎重審議の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第55号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第55号は原案可決確定いたしました。

日程第20　議第56号

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、議第56号を議題とし、経済建設委員長の報告を求

めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　経済建設委員会に付託を受けました日程第20、議第56号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果を報告します。

本件は、同特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,317万4,000円とするものであります。

歳入としましては、１款、２項、１目財産運用収入47万円及び３款、１項、１目繰越金の270万円であります。

歳出の主なものは、１款、１項、２目梢山工業団地造成事業費、15節工事請負費1,013万9,000円で、これは梢山工業団地Ｉ区画の整備事業費であります。本件については現地確認を行った上で慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第56号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、議第56号は原案可決確定いたしました。

日程第21　陳第32号及び日程第22　陳第35号

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、陳第32号及び日程第22、陳第35号の２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第21、陳第32号から日程第22、陳第35号までの２件について、審査の結果を御報告いたします。

陳第32号休日歯科診療に関する陳情は、平成22年３月４日に人吉市北泉田町234番地、人吉市歯科医師会 会長 今藤隆文氏より提出され、３月議会より継続審査となっていたものでございます。陳情趣旨は、昨今歯科休日当番制度の導入を求める強い声が市民の間から出されており、例えば人吉市から休日診療をしている八代歯科医師会口腔保健センターに行くには、高速道路を使っても１時間以上かかる。そのことから、休日歯科診療は必要であるとほとんどの歯科医師が感じている。しかしながら、本事業は財源なくして実施できるものではないので、財源の措置を講じてほしいとの陳情でございます。

審査を続ける過程で、なかなか執行部も休日歯科診療のニーズなどの現状把握もできていない状態の中で、当委員会は市民の休日歯科診療のニーズや県下14市歯科診療の現状、また想定される休日当番の診療体制や休日歯科診療の費用弁償等について、議会閉会中にも人吉市歯科医師会の理事の方々を委員会に招聘し、意見の聴取を行ってまいったところでございます。その中で、休日歯科診療の要望や必要性を認識し、また執行部も独自の調査を行った上で休日歯科診療の必要性あるとの説明を受けまして、補助金の交付に当たっては執行部でよく検討し、歯科医師会側とよく協議するように意見を申し述べています。

慎重審査の結果、全会一致で採択いたしました。

次に、陳第35号現行保育制度の維持と子育て支援施策の拡充について国への意見書提出を求める陳情について、審査の結果を御報告いたします。

この陳情は平成22年５月27日に、熊本市南千反畑町３番７号、社団法人熊本県保育協会 理事長 塚本美津代氏及び人吉市保育連盟 会長 田中都志子氏から提出されたものでございます。

陳情趣旨は、少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されている。そのような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式や直接補助方式の導入、最低基準の見直しなど保育の法的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらに民間保育所運営費一般財源化並びに幼保一体化が取りざたされている。そこで、陳情項目１点目に、児童福祉法の理念が崩壊しないように保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の責任で行うとともに、子供の健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。２点目に、民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子供の享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招く恐れがあり導入しないこと。３点目に、幼保一体化については、現行の「認定こども園」の直接的契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認し選別する恐れがある。そのため、保育の必要度の高い困窮世代の子供が保育所に入所できなくなるなどの懸念があり、直接契約方式の導入には慎重を期することとなっております。

委員の中から、認定こども園はどのくらいあるのか。国は幼保一体化を進めながら、認定こども園をつくって国の負担を減らそうということか。人吉の場合、幼稚園も保育園もお互い反対されておるのか。陳情書に、現行の認定こども園の直接的契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認選別する恐れがある。また、そのために保育の必要度の高い困窮世帯の子供が、保育所に入所できなくなるなどの懸念があるとあるが、そういう状況が起こり得るのかとの質問があっております。既に県議会が３月に採択している。また、郡内の町村も採択しているという状況の中で陳情項目を見た場合、当然児童福祉法の理念は守っていかないと保育制度が根幹から変わってくる。そういう場合には最低の保育ができない状況が出てくる可能性があるので、国の責任できちんと取り組む必要がある。国の一般財源

化によって保育所関連の財源が厳しくなれば、保育のサービス低下が心配される状況が出てくる。さらに地域間格差が懸念されるので、特定財源を堅持しながら地域間格差をなくし、子供保育のサービスの質を守ることが必要である。幼保一体化については都市部の待機児童のことを考えてのことと説明があったが、今後国の方向性が示されると思う。しかし、これが全国に広がった場合、地域間の格差がさらに広がる恐れがある。人吉市では今の制度で、ある程度の保育の質とサービスの提供を受けているので、今後国にそういう方向にならないように働きかけることが必要と思う。そういう意見がございまして、慎重審議の結果、全会一致で採択いたしました。

なお、この陳第35号につきましては、後ほど意見書の提出をさせていただきます。議員の皆さんの御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。陳第32号及び陳第35号の２件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、陳第32号、陳第35号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分　休憩

午前11時48分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第23　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。日程第23、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の報告をいたします。

本特別委員会は３月定例会以降２回の委員会を開催しており、６月定例会においての開催は第８回目となります。審議事項は、国土交通省及び熊本県との意見交換会についてと、新・人吉市洪水ハザードマップについて審議を行い、現地視察につきましても実施しております。

まず、国土交通省及び熊本県との意見交換会についてでございますが、３月定例会で報告しましたとおり、国土交通省から説明を受けました第６回までの「ダムによらない治水を検討する場」において示された球磨川治水対策についての質問事項を10項目に取りまとめ、５月７日に八代の国土交通省八代河川国道事務所会議室におきまして、熊本県の担当の方にもおいでいただき意見の交換を行いました。意見交換会では、まず第７回の「ダムによらない治水を検討する場」についての説明を国土交通省から受け、その後に質問事項に対して国土交通省及び熊本県からそれぞれの立場から御回答をいただいたところです。

主なものを申しますと、「直ちに実施する対策における「直ちに」の具体的な期間はどれくらいを想定されているのか」との問いに、直ちに完成ではなく直ちに着手という意味で記載している。既に実施中の対策もあり、可能なものから順次実施し、早急に対策を進めてまいりたい。完成時期については用地交渉、関係機関との調整などの不確定要素、また予算との関係があり、現時点で明確にいつまでとはお答えできない。

また、「河川整備基本方針の80分の１とうたってあるが、それは法的な根拠も含めて現在も生きているのか。生きているとすれば、現在行われている治水対策事業は、これまでどおり国土交通省の方針として行われていると理解していいのか」との問いに、河川整備基本方針は平成19年に策定されているが、長期的な治水の目標としての80分の１というのは現在も基本方針上残っている。現在、ダムによらない治水を検討する場の中で、直ちに実施する対策と当面の治水対策について議論しているが、今後、河川整備計画原案を策定する際は、その議論の結果を反映された形で策定していくことになる。

また、「現在の河道でどれだけの流下能力があり、それは安全度で言えば何分の１の確立になるのか」との問いに、人吉地点の流下能力は3,600トン、堤防天端から余裕高部分を差し引いたハイウォーターレベル以下で流れる流量である。治水安全度は評価の方法、雨、流量によるものとさまざまであるが、近年、数年に１度の割合で発生している状況を踏まえ、おおむね５分の１程度ではないかと考えるとの回答をいただきました。

この質問事項以外についても質疑に対しての回答をいただき、活発な意見が交されたところです。

次に、新・人吉市洪水ハザードマップについてですが、これは３月４日の本特別委員会において説明を受けた際の質疑に対し、回答が保留となっていた事項に対する説明と、既に配布が行われていますハザードマップについての説明会が各校区単位で行われることについての説明を受けました。これに関連し、雨期を前にして県管理の小河川改修箇所や避難活動を円滑に行うために設置された水位計設置箇所など、６カ所の現地調査を行っております。

最後に、今後の本特別委員会について協議を行い、委員から「御溝川に重点を絞って議論してはどうか」「第８回の「ダムによらない治水を検討する場」が近々開催されると聞いているが、委員会として意見書を提出するなど一定の行動を起こしたほうがいいのでは」「意

見書を提出すると、現在進んでいる治水対策事業におくれが生じてしまうおそれがあるのではないか」「意見交換会、現地視察の総括は」などの意見が出され、次回の委員会では、まず確認のためにも御溝川問題について、現在までの経緯などについて執行部から説明を求めることになり、ほかの意見についても今後議論を重ねていくこととなりました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第24　公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第24、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　公益的施設の適正配置に関する特別委員会の審査について報告をいたします。

人吉総合病院の現地建てかえが決定した後、３月３日付で「人吉総合病院現地建替に伴う要望書」が市に提出をされました。４月１日には木村病院長が市長に面会されて要望、４月５日には特別委員会協議会に出席され要望の趣旨説明がされました。

その内容は、病院建てかえ問題に対する市の協力へのお礼、及び２点の要望事項であります。まず１点目は、建てかえ工事の期間中は現在の病院敷地内に駐車場の確保が困難であり、駐車スペースとして病院近くにある市有地を借用させてほしいということであります。２点目は、新病院のメインエントランスは北側になる予定であり、市道新町灰久保線が主要道路となるので、同路線の大橋側起点から病院入り口付近までの道路幅員拡幅をお願いしたいというものであります。

以上のような状況を踏まえまして、第８回特別委員会を６月２日に開催いたしました。まず、旧中津留美術館跡地と総合病院の北側を走る市道新町灰久保線のうち、大橋側起点から総合病院裏に通じる部分について現地視察を行いました。

まず、旧中津留美術館跡地は敷地面積3,226.57平米で全体的に起伏があり、点々と庭木が立っている以外は背の低い雑草に覆われていました。敷地の西北側に入り口となる屋根つきの豪華な正門があり、そこから入った東側の奥に建坪782.57平米の美術館が建っています。長い間空き家となっていますので、全体的に損傷がみられますが、地下室、地下トイレ、屋根、階段の状況などに特に問題があるようであります。西南側の端に建てられた居宅128.11平米は、建物自体はしっかりしているようでありますが、内部は荒れた状態に放置されてい

ます。この跡地を、もし一般に開放するとなれば全体的にかなり安全度を高める改造工事が必要だと判断をいたしました。

次に視察した市道新町灰久保線の道路状況は、現在でも五、六メートルの道幅はあるものの、道路わきには電柱や支柱が立ち並び、側溝ふたの凹凸などもあり大型車の走行や歩行者や車いす利用者の安全確保のためには、現在の２倍近い道路の拡幅改良が必要ではないかと判断をいたしました。

帰庁しての審査では、まず総合病院から要望があった２点について、執行部の検討結果の報告を受けました。１点目の近隣市有地の貸し出しについてでありますが、対象用地として第一中学校駐車場とハローワーク跡地があります。一中駐車場はまず生徒の安全確保、外来者の駐車場確保、大型車などの進入による支障などから貸し出しは不可能とのことであります。もう一つのハローワーク跡地については、現在路線バスのＵターン場所として使用していますが、病院の建てかえ工事が始まる来年３月には貸し出すことができるとのことであります。次に、要望の２点目であります市道新町灰久保線の市道拡幅についてでありますが、担当部課の判断では、現状でも電柱などのセットバックや側溝のつけかえで5.5メートルから６メートルの道幅は確保できるが、歩行者や車いすの通行を考えれば、その安全確保のために歩道部分を含めて10.5メートルから11メートルほどの道幅が必要と思われる。しかし、市道の改良については、総合病院は地域支援病院、災害拠点病院として位置づけられてはいるものの、現状では市内民間病院と同列であり、特別の扱いはできない。したがって、望まれる市道の拡幅についても、現在の市の基本方針に従って病院側から拡幅部分の土地の提供を受け、それを整備して市道に編入する方法を取ることとし、これについては病院側も了承されているとのことであります。

以上、総合病院からの要望事項については、執行部の検討結果の報告を了承をいたしました。

また、関連しての質問がありましたが、病院から聞いた執行部の答えとしては次のようなものであります。いつごろから着工するのか。今後実施設計、建築確認申請などを経て早ければ来年３月には第１期工事に着工できる。いつまでかかるのか。病院経営を続けながらの建てかえなので平成25年いっぱいまでかかるだろう。近隣への説明会はするのか。施設の配置が具体的になれば隣接町内を対象に説明会を開催し、事業の説明と協力依頼などを行う。おおよその建物配置はどうなるのか。９階から10階の高層となるので斜線制限などから南側に寄せざるを得ない。したがって、玄関などのエントランス部分は北側になる。院内通路、これは南北に通じる院内通路でありますが、院内通路の問題は配慮はされていると思うが、幅員などについては確定的ではない。建てる側の土地の提供はできるのか。市道の確保であれば提供してよいと聞いている、などであります。

次に、旧中津留美術館の今後について審査をいたしました。３月の特別委員会において、

将来の図書館をどうするのか、決算特別委員会でも指摘をされているように、教育委員会が基本方針を決めないことには、中津留美術館の扱いについて議論を進めることができない。したがって市の図書館は、現在のカルチャーパレスにある図書館と旧中津留美術館跡に建設する２本立ての図書館とするのか。また、旧中津留美術館跡地は将来の図書館建設用地という目的を外し、現在のカルチャーパレス図書館を充実するのか。もう一つは、市の図書館はカルチャーでも美術館跡地でもない別に一本立ちの図書館をつくるのか。そういった選択肢がある中で、市の方針を決定するよう要望してきました。

その結果、今回の特別委員会において市の方針が提示されましたが、それは教育部の方針として旧中津留美術館跡地の図書館用途を解除し、現在のカルチャーパレス図書館を充実する方向で進めていくというものであります。これは、５月27日に開催された定例教育委員会において教育委員会の基本方針として決定され、５月31日開催の行政経営会議に提案され承認されたという説明であります。

解除した主な理由は、１、図書館建設は市の主軸事業としての優先順位が下がったこと。緊急を要する学校の耐震化や、さまざまな施設の整備や改修などの事業があり、市の財政状況を考慮すれば、遊休財産として残しておくことが困難になってきたこと。２、財政問題として、市財政の現状から多額の財政負担を必要とする新図書館建設に取り組めないと判断したこと。３、旧中津留美術館の有効面積が狭く、市の図書館建設用地としてその狭さをカバーするためには、３階から４階建てが必要となり大幅な事業費が拡大をすること。４、中心市街地活性化問題で、市長が商業複合ビル（アミューズメントタワー）構想の白紙撤回を表明されたこと。５番目にカルチャーパレスの譲渡問題が浮上していること。カルチャーパレスの所有権譲渡問題が協議されているが、解決すれば現在の図書館の機能充実を図るためのハード整備ができること。以上のような考え方から、ここ数年のうちに図書館をこの場所に建設する状況にはなく、投資効果の面からも厳しい。何か事業を起すことよりも、土地利用の面から判断することが今後の課題として妥当であろう。現在、カルチャーパレス図書館を充実することが現実的で望ましいと判断をしたということであります。

概略、以上のような報告に対しまして、委員から厳しい反対、納得しがたいの意見も出されました。将来の図書館建設用地として購入したわけでありますから、納得できないとする意見も理解できますが、公的施設の有効活用を目的とする特別委員会としては、図書館建設の目的を残すのか、外すのか、その結論を求めてきたわけでありますので、図書館建設を除外するという執行部の決定を踏まえて、今後議論を進めることにいたしました。

次に、第９回目となる本特別委員会は、４月27日付で提出されていました陳第34号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情が、６月14日の本会議で本特別委員会に付託をされましたので、翌15日、委員会を開催いたしました。まず、第８回特別委員会で質問があっていました旧中津留美術館の電気及び水道の使用経歴について報告を受けました。まず、水道は

平成18年11月30日から停水していますが、その後19年８月31日から10月11日まで消毒や清掃のため臨時に使用しています。また、電気は年間契約であり平成19年３月１日に解約されています。

次に、建物を改造する場合、あるいは解体する場合、さらには一般に開放することを前提に安全確保のための工事をする場合のそれぞれの工事費について質問があっていましたが、担当部課からの答えとして、具体的に改造条件が定まっていない工事経費の試算は困難であり、具体的に改造を実施する場合の経費と乖離が懸念される。また一般開放を前提に安全確保の工事をする場合は、管理者責任が問われるので詳細な検討が必要であるとして、具体的な工事費の試算は提示されませんでした。なお、解体経費については類似構造物の実績額は次のとおりであります。まず、文化センター体育館については3,893万円、旧庁舎別館については、これは旧教育委員会ということになりますが2,168万円、学校給食センター1,280万円、旧武道館1,472万円という実績でありますけれども、１番目と２番目いわゆる3,893万円から2,168万円あたりが範囲内ではないかとの判断であります。これに対し委員から、建造物の面積、構造、解体年度などについて質問がありましたが、調査して次回に報告するとのことであります。

次に、今議会で新たに付託されました陳第34号元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情について審査をいたしましたが、この陳情は美術館跡地周辺町内である五日町元町内会長高山征治氏、現町内会長市花真澄氏、七日町町内会長中村五十治氏、二日町町内会長田部定志氏から連名で提出されたものでありまして、その趣旨は中津留美術館跡地は人吉城址や球磨川を見晴らすすばらしい景観と、相良家が代々奉ってきた諏訪神社の跡地でもあるので、他に売却しないで市が所有しながら市民の憩いの場、催しの場として有効に活用してほしいというものであります。審査の過程で委員から、陳情文の中に「売却される予定もあるそうですが」とあるが、そんな話がしてあるのかとの質問に対し、執行部からは現在はないとのことであります。この陳情は近隣３町内からの要望であり、また市が所有する財産をいかに有効に活用するかの問題でありますので、即座の判断をすべきではないとして継続審査といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）　今御報告いただきまして、確認の意味でお尋ねしますけど、先ほどの御報告では建物の高さ、病院の件ですけど、建物の高さ９階から10階とおっしゃったですね。現時点でもまだ確定した階数は御報告なされていないのかどうか、報告が上がっていないのかどうかというのが１点と、それからたしか全協でもお話があったと思いますけど、近

隣の泉源への影響、これは非常に心配されている方もいらっしゃるんですけど、この辺の調査は執行部がしていくのか、あるいはその辺のちょっと意見なり何かあったのか。その２点だけちょっと聞いてみます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　まず、建物の高さでございますけれども、９階から10階というふうに申し上げましたが、現在地建てかえでやっぱり駐車スペースがないという形でやっていくものですから、どうしても建物を高くせざるを得ない、やむを得ない。したがって９階から10階になるであろうということではありますけれども、まだそれが確定的ではないと。もちろん実施設計その他ができてみて、初めて確定をするというふうになるかと思いますが、そういう状況であったというふうに思います。

それからもう一つの近隣泉源に対する影響の問題については、私の記憶ではあまりその点について突っ込んだ議論はされなかったかなというふうに思っています。その点は今後の問題としてさらに審査を進めていきたいというふうに思いますから、よろしくお願いします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　委員長報告に二つだけ、単純な質問だと思いますがお尋ねをしておきたいと思います。まず、建てかえ。総合病院の建てかえに当たりまして駐車場が必要であると。当然であろうと思いますが、ハローワークの跡地をお貸しになる場合、市が貸す場合にはこれはもちろん有料じゃないかなと思うんですが、そこらについてはどうだったんでしょう。それからもう一つ、中津留跡地、美術館跡地の問題ですが、５月27日それから31日それぞれの教育委員会また行政経営会議ですか、そこらで結論が出てきたと。図書館用地としてはもう利用しないというようなことのようですが、そうした場合に当然のこと、ここらで基本的な線が出てきたわけで、あとは市が受けるわけでして、そうした場合に市は基本的に構想としてどのような利用を考えていたのかなと、そこらについて審議といいますか審査はなされなかったのかお尋ねをしたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　まず、ハローワークの跡地を総合病院に駐車場スペースを貸すかどうかの問題については、先ほど申し上げましたように、来年の３月になれば貸すことができるという判断ではありましたけれども、これを有料にするのか無料にするのか、そこらあたりについては議論がされておりません。次の段階だというふうに思います。

それから、旧中津留美術館跡地の問題については、ちょっと正確に聞きたいんですが、どういうことだったですかね。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　図書館としてはもう利用していけないということで、じゃあ市その

ものが引き取るわけですから、どのような形の構想を持っているのか。あとどういうふうに利用したいのか。これについて議論といいますか、執行部に対してただしたり、そういう議論・審査はなかったんでしょうかということです。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　若干じゃあどうするのという質問もあったようでありますが、執行部としてもあとどうするかという詰めまではされていないようでありますから、それは今後の課題だと。ただ、地元３町内からの要望なども出てまいりましたので、市の判断だけでいいのかどうかということも出てきますし、また特別委員会としてもそこらあたりを含めながら、今後総合的に判断をしなければならないとは思っていますが、そこあたりになりますと、今後の課題だということで、まだ十分詰めてはいないということでお答えをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

日程第25　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第25、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、日程第25、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

人吉球磨広域行政組合議会が３月26日午前10時から開会され、議会運営委員長の報告があり、その後一般質問として錦町議の桑原庄之進議員より、「人吉球磨全域での鳥獣対策連携への取り組みについて」の質問があり、質問に対し執行部から、理事会においても人吉球磨一帯での対策が取れないのかとの問題提起があり協議をしてきたが、理事会としては新たに組織を立ち上げるのではなく、既存の球磨地域野生鳥獣対策協議会を今後どのように機能させ活用していくかが先決ということで意見の一致を見ているとの答弁がありました。

続いて、多良木町議の久保田悦子議員より、「福寿荘の２交代の勤務体制のあり方、地域の介護施設の現状、粗大ごみの回収等々について」、それぞれ執行部の考えをただしました。

また、上程されていた人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例の制定について、平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、平成22年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計予算、平成22年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額等々

について審議し、質疑応答の後、採決の結果、原案どおり可決されました。

さらに、平成22年第２回の人吉球磨広域行政組合臨時議会が５月27日に午前10時から開会され、まず球磨村議会議員の改選に伴い議席の指定が行われ、新たな選出議員として犬童數元議員、浦野千尋議員が紹介され、その後会期の決定については本日１日限りとし、議運の欠員については浦野議員が指名され、また共同処理事務に関する調査特別委員会に両名が指名されました。

次に、同意第１号の監査委員の選任につき同意を求めることについては、議会選出の監査委員に相良村選出の高岡重盛議員を選任したい旨の執行部の説明を受け、審議をし、久保田悦子多良木町議からの反対討論と採決の方法について異議がありましたが、採決の結果、原案どおり可決されました。

続いて、議案案件の５件について執行部の説明を受け、審議を行い、議案第11号人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第12号人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正が、平成22年６月30日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受け、審議の結果、いずれも可決されています。

議案第13号損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、人吉球磨クリーンプラザのリサイクル工場棟内での組合ショベルローダとごみ搬入の住民の車両との接触事故にかかわる損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定との説明を受け、審議の結果、原案どおり可決されました。

議案第14号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第１号）については、本年６月から支給される子ども手当と、それに関連する児童手当に関する人件費の補正が主なものであり、採決の結果、原案どおり可決されております。

さらに、議案第15号平成22年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第１号）については、人件費の補正が主なもので、介護嘱託職員の増員に関する補正並びに職員分限処分及び懲戒処分に関する人事委員会の裁決に基づき、申立人に対し処分時に遡及して給与等の未払い分を支払うための補正をお願いするものとの説明を受け、質疑の後、採決の結果、すべて原案どおり可決し、閉会をしました。

長くなりましたが、以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第26　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第26、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。人吉下球磨消防組合議会の報告をいたします。

平成22年５月24日午後２時より、第２回人吉下球磨消防組合議会臨時議会が招集、開会されました。議事日程の主なものは、球磨村議会改選に伴い、球磨村議会より選出されておりました糸原善行議員の退任により、田代利一議員が選任をされ議席の指定がなされました。その後、糸原善行議長の退任に伴い空席となっておりました議長選任案が上程され、山江村議会選出の日熊正守議員が指名推薦され、全会一致で認めることに決しました。議案第１号につきましては、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で認めることに決しました。

以上、報告いたします。

日程第27　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第27、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会及び経済建設委員会の各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長並びに公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　　（平成22年６月第３回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第29号	改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第30号	多目的運動広場建設に関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第33号	大塚小学校の廃校及び社会教育施設としての利用に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第27号	介護保険制度見直しに関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○公益的施設の適正配置に関する特別委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第34号	元中津留美術館跡地の有効活用に関する陳情	慎重審査を必要とするため

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

意見第26号現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）、意見第27号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の２件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　意見第26号　現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書

○議長（大王英二君）　まず、意見第26号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第26号

現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は、国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、さらには、一般財源化並びに幼保一体化が取りざたされている。

こうした経済効率優先の改革が進めば、地域の財政状況の格差により、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、また、家庭の経済の状況により、子供が必要な保育を受けることができない状態が生じることとなる。

よって、国におかれては、子供たちの育ちがこの国の未来であることにかんがみ、すべての子供たちの健やかな育ちを保障し、国や自治体の責任で、保育・子育て支援施策を大幅に拡充されるよう、下記事項について強く要望する。

記

１　児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の

責任で行うとともに、子供の健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。

２　民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子供の享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くおそれがあり、導入しないこと。

３　幼保一体化については、現行の認定こども園の直接契約が導入されれば、保育所でも保育料の支払い能力を確認し選別するおそれがある。そのため、保育の必要度の高い困窮世帯の子供が、保育所に入所できなくなるなどの懸念があり、直接契約方式の導入には慎重を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年６月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横　路　孝　弘　様
参議院議長	江　田　五　月　様
内閣総理大臣	菅　　直　人　様
厚生労働大臣	長　妻　　昭　様
少子化対策担当大臣	玄　葉　光一郎　様

意見第26号

現行保育制度の維持・拡充と子育て支援施策の拡充を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月22日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

簑　毛　正　勝	永　山　芳　宏
田　中　　哲	笹　山　欣　悟
松　田　　茂	福　屋　法　晴
井　上　光　浩	下田代　　勝
西　　信八郎	立　山　勝　徳
森　口　勝　之	三　倉　美千子
川　野　精　一	村　上　恵　一
仲　村　勝　治	本　村　令　斗
豊　永　貞　夫	松　岡　隼　人
山　下　幸　一	

以上です。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第26号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第26号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第26号は、原案のとおり可決いたしました。

追加日程　意見第27号　地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第27号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書（案）を朗読することによって説明にかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

意見第27号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、国民生活の安心・安全と結びつけたこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2010年度予算において、地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望にこたえたものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

つきましては、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に次のとおり対策を

求めます。

記

1　医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

2　地方財政の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分５：５を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

3　2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組める環境整備を行うこと。

4　景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年６月22日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣　菅　直人　様
内閣官房長官　仙谷由人　様
総務大臣　原口一博　様
財務大臣　野田佳彦　様
厚生労働大臣　長妻昭　様
経済産業大臣　直嶋正行　様
経済財政政策担当大臣　荒井聡　様

意見第27号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成22年６月22日

人吉市議会議長　大王英二　様

提出者　人吉市議会議員

永山芳宏　松田茂
福屋法晴　山下幸一
立山勝徳　豊永貞夫

井　上　光　浩	森　口　勝　之
下田代　　勝	田　中　　哲
松　岡　隼　人	村　上　恵　一
川　野　精　一	仲　村　勝　治
西　　信八郎	簑　毛　正　勝
三　倉　美千子	本　村　令　斗
	笹　山　欣　悟

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第27号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第27号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第27号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。これをもって平成22年第３回人吉市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後０時36分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議員　　笹　山　欣　悟

人吉市議会議員　　村　上　恵　一